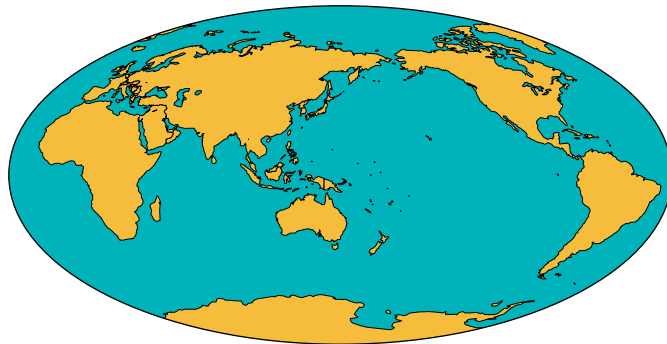


国際協力論集

Journal of International Cooperation Studies

第32巻 2024年12月

Vol.32 December 2024



神戸大学大学院 国際協力研究科

Graduate School of International Cooperation Studies
Kobe University

**JOURNAL OF
INTERNATIONAL COOPERATION STUDIES**
Volume 32 December 2024

〈Chair of Editorial Board〉
SHIBATA Akiho

Published by The Graduate School of
International Cooperation Studies, Kobe University
Rokkodai-cho, Nada-ku, Kobe 657-8501 JAPAN
Phone : + 81-78-881-1212
Facsimile : + 81-78-803-7295

Printed at Tomono Printing
Phone : + 81-86-255-1101
Facsimile : + 81-86-253-2965

Copyright © 2024 Graduate School of International Cooperation Studies Kobe University
--

目 次

ページ

論 説

「法の移植」に対する草の根からの規範修正—ミャンマー農地紛争解決の実証調査から	金子 由芳 Ye Naing Lin	1
--	-----------------------	---

韓国における「民主化」と「民主主義」：言説の変化を中心に	木村 幹 澤田 克己	23
---------------------------------------	---------------	----

馬毛島への米軍機訓練移転と自衛隊基地整備をめぐる政治過程 —国会議員の役割を中心に	加覧 健司 中原 雅人	39
---	----------------	----

東学農民戦争をめぐる記憶—朴正熙政権期を中心に—	米沢 竜也	57
-----------------------------------	-------	----

日韓の在日コリアンをめぐるミュージアム展示の現状と意義	山口 祐香	73
--------------------------------------	-------	----

1990－2020 年期日本の女性運動とクォータ制 —当該期日本の女性運動は政治分野におけるクォータ制の導入を求めたのか—	大畑 正弘	89
---	-------	----

翻 訳

ベトナム 2019 年改正教育法（後半）	近田 政博 関口 洋平	103
-------------------------------	----------------	-----

書 評

小堀眞裕著『英国議会「自由な解散」神話：解釈主義政治学からの一元型議院内閣制論 批判』（晃洋書房、2019 年）	安田 英峻	123
--	-------	-----

CONTENTS

Page

ARTICLES

Grassroots Democracy of Normative Contests against the “Legal Transplant”: A Survey of Farmland Dispute Resolution in Myanmar	KANEKO Yuka Ye Naing Lin	1
Changing Discourses on Democracy and Democratization in South Korea	KIMURA Kan SAWADA Katsumi	23
The Political Process of the Relocation of U.S. Military Aircraft Training and the Development of the Self-Defense Forces Base on Mageshima: Focusing on the Role of Diet Members	GARAN Kenji NAKAHARA Masato	39
Memories of the Donghak Peasant War: Focusing on the Park Chung-hee Era	MAISAWA Tatsuya	57
Current Status and Significance of Museum Exhibits on Zainichi Korean in Japan and Korea	YAMAGUCHI Yuka	73
The Women’s Movement and Quota System of the Period of 1990 to 2020 Year of Japan: Did the women’s movement of Japan of the time ask for introduction of the quota system in the political field?	OHATA Masahiro	89

TRANSLATION

2019 Education Law of Vietnam (2)	CHIKADA Masahiro SEKIGUCHI Yohei	103
--	-------------------------------------	-----

BOOK REVIEW

Kobori, Masahiro, <i>Reviewing the Japanese Myth: Free Dissolution of the British Parliament by the Cabinet</i> . Koyo Shobo, 2019.	YASUDA Hidetaka	123
--	-----------------	-----

[論 説]

「法の移植」に対する草の根からの規範修正 —ミャンマー農地紛争解決の実証調査から

金子 由芳^{*1}
Ye Naing Lin^{*2}

1. はじめに

1.1 問題の所在：「法の移植」に伴う実定性の攻防

アジア・アフリカ諸国にグローバル化対応型の法制改革を求める国際開発機関の「法の移植」(legal transplant)事業は、2000年代以降盛んに展開し、世界地図を法系ブロック毎に塗り固めんばかりである¹。世銀IMF構造調整融資のコンディショナリティや自由貿易協定の交渉条件等として特定のモデル法の導入が迫られ、受入国は否応なく法制改革を進めざるを得ず、民主的な立法過程は外圧に乗っ取られた感がある。

しかし正規の立法過程の外で、民衆に近い草の根の紛争解決現場において、「法の移植」に対抗する民主的な規範修正が息づいている可能性がある。そこでは、各国の実定法秩序の中に緩やかに組み込まれてきた慣習法が「法の移植」による排斥に直面し、規範調整を求めて先鋭化している。慣習法と一括される社会規範のなかにはとくに、かつての実定法が法の近代化の過程で実定性を奪われ、前近代の烙印を押され慣習法の名称で実定法秩序の一隅に存続を許されてきた一群がある。土地紛争の現場にはしばしばこのような堅固な規範群が立ち現れる。それは、立法過程で外圧に屈した不文の社会規範が、紛争解決過程で顕現し、実定法の変わりゆく方向性に意を挟む、ある種の民主主義的な規範修正の局面である。

本稿は、ミャンマーにおける2012年土地法改革を契機に、全土で噴出した農地紛争に焦点を当て、農民・行政・調停人への聴き取り調査や事例検討を通じて、「法の移植」と社会規範の対立を明らかにし、両者の結節点における紛争解決過程の規範調整の特色を明らかにすることを試みる。

ところで筆者は前稿で、Hernando de Sotoの“formal law-informal law”の問題軸を「実定法－慣習法」の関係として論じたが²、講学上「実定法 *jus positivum*」とは自然法と対置される人為法を意味し、成文法とともに慣習法をも含む語彙であるから、「実定法－慣習法」の対置は混乱を招くとして、「形式法－非形式法」の訳語が相応しいとの指摘を受けたが、本稿ではまず用語法を再整理する。本稿の関心はそもそも「実定法－

*1 神戸大学大学院国際協力研究科教授、社会システムイノベーションセンター教授

*2 ミャンマー内務省総合行政局

慣習法」を対置するものではなく、実定法における慣習法の位置づけの変容に関心を向けている。国際開発機関が推進する「法の移植」は“formal law”の移植であるが、その訳語として、形式法、国家法、成文法、実体法など複数の選択肢がある中で、本稿があえて「実定法」と訳す理由は、開発ドナーによる「法の移植」が形式的な成文法モデルの導入を通じて、慣習法を含む実定法体系の全体を塗り替える射程を有するためである。その行程は通常、漸進的なプロセスを経る。移植された実定法は、当初は従前の実定法の一部を「慣習法」の地位に貶めながら存続を許容することがある。しかし次なる段階で、一度は存続を許された「慣習法」を実定法の枠外へ完全に切り落とす“formalization”（あるいは「実定化」Positivität）のプロセスへと進む。土地法分野の開発ドナー支援が登記制度の導入による慣習的権利の形式化・制度化を推奨するのはまさにこの“formalization”の例で³、そこから取りこぼれた慣習法は、法実証主義（legal positivism）を旨とする司法の場で存在を抹消される運命にある⁴。「法の移植」は、かかる段階的プロセスを通じて、従前の実定法を漸進的に駆逐する運動と言ってもよい。そこでの「慣習法」とは、「法の移植」の初期段階で暫定的存続を許されながらも、次の段階で否定される定めにある規範群に刻印されたマーキングである。

実定法における慣習法の否定的取り扱いの理論立てとして、開発ドナー周辺では M. ウェーバー『法社会学』における法の形式性・実質性（formal-material）の対比軸がしばしば持ち出され、「近代法の形式的諸性質」（Die formalen Qualitäten des modernen Rechts）を強調する法進化論が掲げられる⁵。そこではしかし、ウェーバー法社会学を批判的に読み解く学説史が一顧だにされない。ウェーバーと同時代、社会における法の存在構造を「生ける法・法曹法・国家法の三層構造」によって把握し、自由法学を提唱したのはオイゲン・エールリッヒである⁶。またウェーバー進化論を、絶えず書き換えられる法の「実定性」（Positivität）の変容のシステムとして説明したのはニコラス・ルーマンの法社会学であった⁷。またウェーバー進化論の次なる段階

として、ハーバーマスは資本主義的経済システムおよび国家行政システムによる「法化 Verrechtlichng」による「生活世界の内的植民地化」を見据えた⁸。今日 De Soto の推奨する“formal law”は、プロテスタンティズムの倫理による裏打ちを失った後期資本主義の意味で「形式化」でありながら、強大化する現代の国家行政・資本による実定法の書き換えである意味で「実質化」である。もはや論点は「形式化・実質化」の二項対立を越えて、むしろこの「法化」圧力を受け入れる途上国における「生活世界の内的植民地化」が加速することの問題である。

そこで本稿は、formal law-informal law の問題軸に「実定法－慣習法」の用語を引き続き当てることとし、実定法体系における慣習法の位置づけに注目する。De Soto らの“formalization”の用語は、ウェーバーの言う形式法、つまり主には不文法の成文化化、またこれに伴うローカルな慣習規範の国家法による公認の印象を与え、一見、実定法秩序の枠内における「実質法から形式法」への法進化を示唆するかのようである。しかし今日の途上国における開発ドナーの「法の移植」の現実には、むしろルーマンのいう法の実定性（Positivität）の変容であり、既存の実定法体系の書き換えとして生起している。多くの途上国はもともと植民地時代に遡る形式法を備えており、ただその形式法と並行して一定の慣習法を容認する実体規定や司法制度を有し、総体として一つの法多元主義的な実定法体系をなしてきた。開発ドナーによる「法の移植」は、既存の実定法体系が慣習法を包含しつつ保持して来た形式性・実質性の総体を、ウェーバー法社会学の名を借りた“formalization”によってまずは全面的に形式化し、次に新自由主義的な実質性を帯びた「法化」によって差し替える、実定法体系の転換プロセスと見ることができる（図1の模式図参照）。

本稿は、「法の移植」の初期段階で書き換えられつつある従来の実定法が、なおも新たな実定法体系の枠内に「慣習法」の名で踏みとどまり、後続段階の「生活世界の内的植民地化」に対抗する現象に関心を向ける。

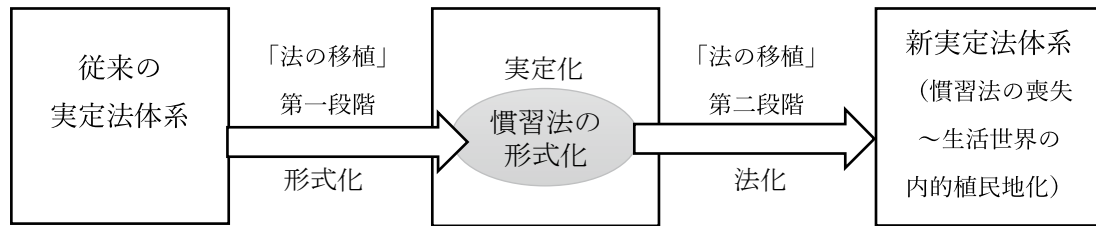


図1 「法の移植」による段階的「実定性の変容」模式図

(出所：筆者による整理)

1.2 慣習法の歴史軸—植民地法・グローバル法との対峙

開発ドナーにとって、慣習法 (customary law) は、先住民族の権利 (indigenous people's rights) や集団の権利 (group rights) 等と並列される “informal law” の一カテゴリーであり、貧困者に配慮する社会的介入 (direct social intervention) としての暫定的保護 (そして最終的には formal law への一元的な法化) の対象と位置付けられている⁹。しかし今日、慣習法と呼ばれる社会規範の少なからぬ一群は、かつての実定法であった。その来歴は19世紀に遡り、植民地法により解体され informal law の地位に追いやられた既存の実定法秩序の残滓と考えられる。慣習的な土地法秩序はその典型例であり、今なお農村社会に引き継がれている。

植民地化以前の実定法秩序が完全に解体されることなく慣習法としての残骸をとどめた理由は、植民地法による「実定性の変容」が農村社会の深奥まで行き届かなかった空間的な限界もさることながら、その変容が時間的に必ずしも一気に断行されなかったためと考えられる。それは第一段階でまず既存の実定法を温存しつつも形式化 (不文法の成文化、また成文法の法実証主義的適用などの formalization) を進め、第二段階でこの形式化された実定法の地位に欧米由来の植民地法をすげ替える、暫定的なツーステップ方式であった。たとえばオランダ領東インド (インドネシア) では、オランダ本国1838年民法典の一律適用を行わず、1854年憲法 (Regeringstreglement) 75条は、原住民裁判所において、公正・正義の原則に悖らぬ範囲で原住民の宗教的な法・制度・慣習を適用する法多元主義

を宣言した。インドネシア慣習法 (Adatrecht) の擁護論で名高い Van Vollenhoven はこの法多元主義を擁護し、慣習法と西洋法は将来とも統合化されることはない¹⁰、しかし司法現場は慣習法の画一的な成文化を要請し、しだいに経済社会の進化に伴う西洋法の一元適用に期待が寄せられた¹¹。1870年農地法・全土国有化宣言はついにその断行であり、これを Van Vollenhoven は慣習的土地秩序を国家的保護のもとに置くものと受け止めたが、現実には国有地の長期地上権設定を通じた資本主義的利用に道を開く「実定性の変容」であった¹²。Van Vollenhoven は、現地の既存法秩序を一概に不文律 Adatrecht とノスタルジックに呼びならわすことにより、その実定的性格を希薄化し、西洋所有権秩序の浸食に対して脆弱にした意味では、段階的な「実定性の変容」の協力者であったといえなくない¹³。ただし彼はその変容の貫徹を30年遅らせた功績があり、この間にオランダ・ライデン学派の発足のみならず、インドネシア各地に既存法秩序の尊重を根づかせ、今日に至るその慣習法としての存続に貢献した¹⁴。

インドネシアにおける Van Vollenhoven と同様に、Furnivall (1948) は英領ビルマ統治における慣習法の処遇に厳しい目を向ける。第一次英緬戦争後の初代テナセリム長官 Maingy (1825-33) はビルマの法慣習を収集し裁判規範としての文言適用を企図したが、暗礁に乗り上げた。英国支配者の誤解は、ビルマ実定法が成文規範を準則としつつも、紛争解決の現実的必要性に応じて変容する柔軟な規範秩序であることを理解しなかった点にあると Furnivall はいう (ibid p.30-1)。たしかにビルマ歴代王朝は民刑事の規範集成である法典

ダマタツ (Dhammathat)、王法ヤザタツ (Yazathat)、司法判例集ピヤットン (Hpyathton)、また判例注釈書 (1629-48 年間に編纂された Mahayazathat 等) の成文規範を有したが、これらはあくまで紛争解決の準則であり、ビルマにおける裁判の本質は当事者間の合意を探究する調停であった¹⁵。紛争解決の要請に応じて法準則をときに逸脱するビルマ流の司法は英国統治者のニーズに合致せず、1872 年初代司法長官 (Judicial Commissioner) に任命された Jardine は、インド法典 (英国コモンローに由来する成文法) の全面適用に舵を切ったが、ただし家族法・相続法の現地慣習に配慮を示した¹⁶。1898 年 Burma Laws Act (ビルマ法令法) 13 条は、家族法・相続法における民族・宗教的慣習規範を除いてビルマ法の適用を排すると宣言し、「実定性の変容」は貫徹された。このことを Furnivall (1948, p.31) は “For Burmese custom Mr. Maingy substituted the rule of law” (ビルマ慣習が英国の「法の支配」に置き換えられた) と表現しているが、しかしかかる表現じたいが、ビルマ実定法を「法」の名に値せぬ「慣習」(custom) と扱っている。

Van Vollenhoven や Furnivall のように現地法の理解者として名高い論者ですら、現地の実定法体系を一律に慣習法 (adat, custom) と呼びならわし、informal law としての烙印を押し付ける。しかし慣習法として括られた範疇には、家族・相続分野の宗教法慣習のみならず、経済活動の中核的規範をなす財産法や契約法が存在した。慣習法なるラベルは、植民地支配による既存の法秩序の篡奪を包み隠し、前近代的慣習の保護 (最終的解体を見込んだ) の美名でカモフラージュする効果を有したと考えられる。

植民地支配によって刻印された「慣習法」のラベルはしかし、今日、先住民権利や貧困削減が国際規範化しつつある文脈において、改めて闘争性を強めている¹⁷。葬り去られたはずのかつての実定法は、植民地独立後も慣習法として存続し、今日、開発ドナーの「法の移植」という二度目の「実定性」の変容に向き合い、顕現化している。

1.3 本稿の検討対象—ミャンマー 2012 年土地法改革の帰趨

本稿が対象とするミャンマー土地法分野では、上記のように英国ビルマ法令法によって存在を否定された王朝時代の実定法が、人々の法意識のなかで存続し、今日再び主張されている。世銀 IMF 構造調整による「法の移植」は、他の途上国と同様、2008 年憲法下で民主化を歩み始めたミャンマーにも矛先を向けた。実定法がグローバル対応を進めるほど、人々の確信に支えられた社会規範との乖離が顕在化し、社会の不安定化を招くおそれがある。世界銀行の「ガバナンス指標」は途上国の法制度環境を包括的に評価する試みの一つであるが¹⁸、グローバル化対応型の実定法改革が強力に推し進められる諸国で、「法の支配」指標が向上するいっぽう、「政治的安定・治安」指標が反比例的に悪化する傾向が否定できない。図 2 に示すようにミャンマーでは、中期開発計画「経済社会改革フレームワーク」(Framework for Economic and Social Reforms: FESR) を受けた実定法改革が本格化した過去 20 年を通じて、「法の支配」指標は漸進的に向上した。しかし同時期、「政治的安定・治安」指標は顕著に悪化している。本稿が扱う土地法改革 (2012 年農地法・2012 年荒蕪地休閑地・処女地管理法) はこの時期に開始し、外資促進のための農地流動化にかじ取りが切られたが、改革開始直後から軍・政府・資本の土地剥奪を糾弾する農民の土地紛争が吹き荒れた。2015 年総選挙で勝利したアウンサン・スー・チー政権は土地問題の解決を公約として 2016 年「国家土地利用政策」(National

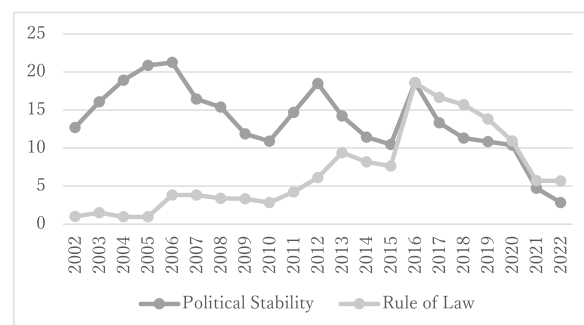


図2 ミャンマーの法整備と社会的安定の関係
(数値：世銀ガバナンス指標の世界ワースト順位)

(出所：世銀「ガバナンス指標」より筆者作成)

Land Use Policy) を上程、行政各層に土地収奪問題審理委員会 (Standing Committee for Scrutinizing of Confiscated Farmland and Other Land) を設置し、5年後の次期総選挙に向けて事件処理に拍車が掛けられた¹⁹。

特筆すべきこととして、これら農民の主張の多くは未登記の権利であった。英国植民地法時代の1876年土地地租法(15～17条)は登記を権利確定要件とするいわゆるトーレンズ式登記制度を採用したが、独立後の1953年土地国有化法はこれを廃止し、土地管理行政の責務として土地台帳制度を運営した。しかし英国時代の1894年土地収用法は存続したので、国家収用に対して登記ないし土地台帳への記載を欠く農民は異議・損失補償の資格を認められず、紛争が累積した。現代の「法の移植」を受けた2012年農地法(6～8条)は、効力要件としての登記制度を復活した。他方で、未登記の農地を荒蕪地として国有化する英国統治時代の荒蕪地管理手法は、1988年クーデター後の軍政によって復活し、2012年休閑地荒蕪地・処女地管理法によって明文化された。したがって軍や行政が未登記の農民を無権利者と扱う対応は、違法ではない。土地紛争審理委員会の事件処理が成文法を法実証主義的に適用するかぎり、農民側は救済されないはずである。

しかし現実の紛争処理は、現実主義的な規範調整を伴っている。そこではいかなる論理が紛争解決の合理性を支えているのか、現場に即した検証を必要としている。本稿ではその検証を目的として、以下2. でミャンマー土地法分野の歴史的経緯を概観し、3. で一般農民、土地行政の担当官、村落調停委員に対する聴き取り調査の結果を示し、4. でカヤイン州土地収奪問題審理委員会の典型的事例を検討する。5. は総括である。

2. ミャンマー農民の権利をめぐる法制史概観

2.1 ビルマ王朝時代：世帯財産権ボーバーパイン地による生活保障

植民地化以前のミャンマー法は成文体系として法典ダマタツ、王法ヤザタツ、判例集ピヤットンの成文体系を有しながらも、それらに優位して、法は正義の淵

源から発すると発想するいわば自然法主義が支配的であったとされる²⁰。土地法分野はその典型であり、祖父伝来の「ボーバーパイン地」(*bo-bwa-paing-mya*)と称される家族財産権が中核をなし、王法をもってしても侵害しえない絶対的な私権であった²¹。コンバウン王朝期1752年に編纂されたマヌデエ・ダマタツの第8章は財産権規定で²²、土地を権利確定地 *myae-thay* と権利未確定地 *myae-shin* に分類し、父祖伝来の「ボーバーパイン地」は前者であり、後者には、相続地、購入地、10年間の占有耕作地、開墾地、役人の封地を挙げる(同1条)。近代資本主義法のもとであれば直ちに所有権の原因となる相続・売買・10年間の時効完成は、労働投下による開墾地ダマウージャ(*da-ma-u-cha*)と同様に、ビルマ法のもとでは暫定的権利に過ぎず、最終的な確定のためには親子代々の継続的占有耕作により「ボーバーパイン地」に達することが必要である。「ボーバーパイン地」は売買の対象とはならず²³、マヌデエ・ダマタツ7章(15, 16, 36条)にいう「土地売買」(*Mae-young-cha-chin*)の実質は相続人の買戻権を伴う譲渡担保であり、数代にわたって買主の転売を阻止し買戻権を行使する。このように成文法典ダマタツの役割は、王法によっても阻むことのできない正義の源泉を明文化するものとして、いわば「法の支配」の宣言であった。農家世帯の生活基盤である「ボーバーパイン地」の絶対性、またその絶対性へ向けての成熟過程にある *myae-shin* 諸類型は、歴代王朝を拘束する「法の支配」の要請であった。

2.2 植民地法による実定性の変容：生活保障の喪失

しかし英国植民地時代、第三次英緬戦争終結とともに実定法体系は塗り替えられた。1885年ビルマは英領インド・ベンガル州に併合され、英国コモンローの成文化と称される「インド法典」の適用下に入った。成文法典ダマタツを始めとする固有のビルマ法は、すでに1878年に初代司法長官に就任したJardinのもとで参照が停止していたが、既述の1898年ビルマ法令法(13条)が家族法・相続法以外のビルマ法の適用を明文で

禁じたので、土地法分野でもビルマ固有のボーバーパイン地を中核とする土地法秩序が解体し、「実定性の変容」を生じた。

すなわち 1876 年下ビルマ土地・租税法、1889 年上ビルマ土地・租税規則、1899 年下ビルマ町村土地法、また「インド法典」の一環で 1882 年財産譲渡法、1894 年土地収用法、1909 年登記法他が施行された。このうち下ビルマ土地・租税法は新たに“Landholder's Right”と称する譲渡性の個人財産権の登記制度を創設することで²⁴、世帯の権利である「ボーバーパイン地」の存在を否定するとともに、従来の開墾地占有耕作権ダマウージャを始め *myae-shin* 類型の諸権利が「ボーバーパイン地」に成長する可能性をも奪った。上ビルマでは上ビルマ土地・租税規則が、同規則制定から 1 年という短い除斥期間中に「ボーバーパイン地」の立証を求め²⁵、この立証を成し得なかった多くの「ボーバーパイン地」がそのまま荒蕪地国有化 (wasteland management) の対象となった²⁶。植民地政府にあった J. S. Furnivall は上ビルマ規則の実施による農村崩壊を嘆き、水利や資源採取の基盤であった集落共用地が失われ、また乾燥土壌の肥沃化のための休耕慣行が地租増収を焦る行政運用によって荒蕪地と断定され、国有化管理に供されたとして、植民地法の罪悪を嘆いている²⁷。

なお英国支配が導入した司法制度は、最終的に英国枢密院 (Privy Council) による裁量上訴に服する法執行機関であり²⁸、農村崩壊を阻む法解釈の主体性は期待し得なかった。

2.3 独立後の実定法：世帯財産権の復活、国家統制へ

ミャンマーの法制史家 Hla Aung (2008, p.96) は、植民地法の罪悪として、ビルマ固有の生活秩序である「世帯財産」の観念を解体し個人主義的財産権概念を持ち込んだこと、生活基盤である土地に「売買」の観念を持ち込んだこと、利息制限法を廃止したこと、耕作者の第一順位の果実収取権を否定したこと等を指摘し、それらの克服が独立後の法整備の課題

であったとする。1953 年制定の土地国有化法 (Land Nationalization Act) は、農家世帯を基本単位とする耕作権を中核に据え (6 条 1 項; 7 条 1 項)、その売買・貸借・担保提供を規制することで (11 条 1 項)、「世帯財産」を中核とするビルマ固有の生活秩序の復権を図った。

しかし旧秩序への原状回復のためには、世帯財産の復活だけではなく、植民地時代に小作・土地無し階層へと転落した多くの農民世帯を再び自作農の地位に引き戻す土地再分配が必要であった。しかし土地再分配は、土地保有シーリングの買取り等の技術的困難を伴い、進捗が遅れた²⁹。そこで 1970 年代のネウィン社会主義は再分配政策を棚上げしたまま、所有権・小作権ともに国家統制下に置いた³⁰。この運用の結果、1953 年土地国有化法の世帯財産権は、「ボーバーパイン地」への原状回復の狙いとは対極的に、国家を地主とする小作の地位に陥り、むしろ英国植民地時代に搾取を受けた landholder's right に類似 (流動性を除けば) する性格であった。

2.4 2012 年土地法改革：土地流動化政策

1988 年の国軍クーデター政権を契機に、一転して国家法秩序回復評議会 SLORC (1997 年より国家平和発展評議会 SDPC) が外資導入型開発政策を標榜し、英国時代のインド法典や司法制度の復活をアピールした。土地法分野でも英国の上ビルマ土地・租税規則における荒蕪地管理法を模倣する 1991 年荒蕪地管理指令を導入し、多用した³¹。

さらに 2008 年新憲法下での 2012 年土地法改革は、土地流動化の推進であった。2012 年農地法は譲渡可能な個人財産権である「耕作権」 (*loat paing kwin*) を中核的私権とし (4 条)、農民のみならず非農業者を権利主体として認め (8 条)、その売買・賃貸・担保提供を解禁した (9 条 8b)。また 2012 年荒蕪地休閑地・処女地管理法は休閑地の国有化・投資促進を喧伝し、英国植民地法への回帰を強めた。

ここで 2012 年土地法改革の導入した「耕作権」は、もはや 1953 年土地国有化法が復活した世帯財産権の

性格を捨て、「全土国有制のもとで、農業生産向上のために法令に基づき国家が与える耕作許可」(3条(d))とする国有地小作権に堕し、英国植民地時代の landholder's right を彷彿とさせる。

以上のように振幅の大きい実定法の変遷のなかで、土地行政は社会規範との軋轢を高めざるを得ないと考えられる。土地法の定める行政判断の終局性ゆえに、司法審査の余地がないことから³²、行政的紛争解決過程にその規範調整が委ねられていく。

3. 農民と行政の規範意識の乖離—現地調査から

土地紛争の争点を理解する目的で、筆者らは2023年4月から6月、一般農民120世帯への構造的聴き取り調査および土地行政を担当するタウンシップ長官4名・土地台帳統計局担当者4名、また村落調停の調停委員として経験を有する農民8名に対する半構造的聴き取り調査を実施した。ただし2020年2月1日クーデター以降の非常事態が続くなか、日本からの現地訪問調査は許可されず、研究補助者の採用やオンライン方式での実施が認められた³³。対象地域はいずれも伝統的な農村地帯でありながら都市化・工業化の影響を受けつつある上下ビルマの4箇所に絞った。上ビルマでは旧都マンダレー近郊で空港・高速道路建設の影響を受けるタダウ(Tada U)タウンシップ、観光業が隆盛するシャン州ニャウンシュエ(Nyaungshwe)タウンシップ、また下ビルマでは首都ヤンゴン縁辺から遠からぬ輸出用稲作地帯エヤワディ地方のニャウンドン(Nyaungdon)タウンシップ、および空港建設の影響を受けるバゴー地方ニャウンルビン(Nyaunglebin)タウンシップである。4地域とも人口規模は15～20万人、地域経済の7～8割を農業が占める農村地帯であるが、近年の開発に伴い土地利用の変化が起こりつつある³⁴。本稿の行政聴き取り調査(後述3.2問1-d)によれば、農村構造に若干の地域差があり、図3で示すように自作農率はTada Uタウンシップ(マンダレー地方)7割、Nyaungshweタウンシップ(シャン州)8割、Nyaungdonタウンシップ(エヤワディ地方)9割、Nyaunglebinタウンシップ(バゴー地方)6割であった。

都市化工業化の浸透に伴う兼業化は、図4で示すようにNyaunglebinタウンシップ(バゴー地方)では7割に及んでいる。

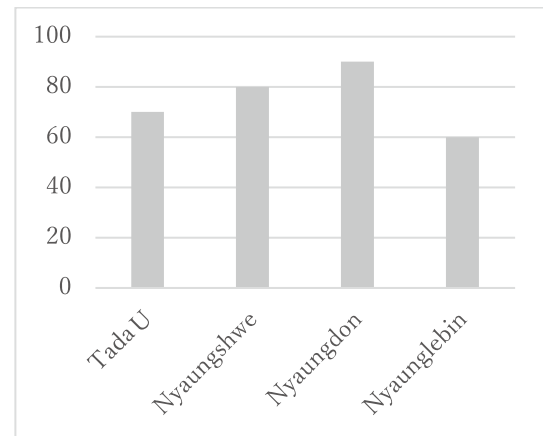


図3 4地域の自作農率(単位: %)

(出所: 行政聴き取り調査 後述3.2問1-d)

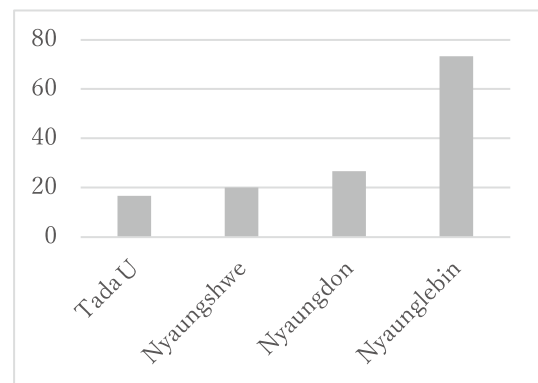


図4 4地域の回答にみる兼業化率(単位: %)

(出所: 本稿の農民聴き取り調査 問1-11)

3.1 農民の法意識—構造的聴き取り調査

2023年4月から6月、研究補助者による戸別訪問形式により、対象4タウンシップにおいて各30世帯、合計120世帯に対し構造的聴き取り調査を実施した。対象世帯の選択は、各タウンシップを構成する村落連合体を通じて、構成村落の各村長・農民団体から平均的農業世帯の推薦を受ける方法で実施した³⁵。主な回答結果は表1に示す。回答世帯は主に4～6名程度の核家庭が多数を占めるが、穀倉地帯Nyaunglebinタウンシップ(エヤワディ地方)では働き手である男子を複数名有する大家族制が主流である(問1-1)。保有農地の広さには地域差があり(問1-2・図5)、Tada Uタウンシップ(マンダレー地方)やNyaungdonタウ

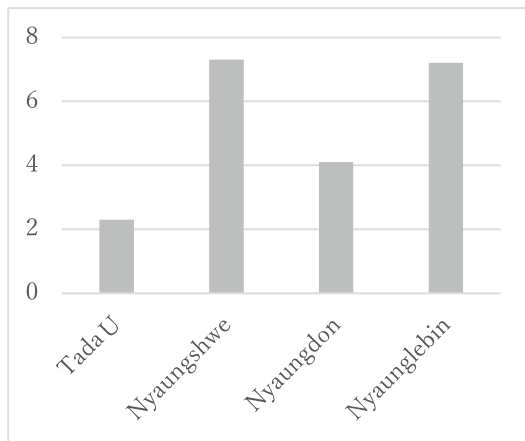


図5 回答農家の平均農地面積（単位：エーカー）
（出所：農民聴き取り調査 問1-2）

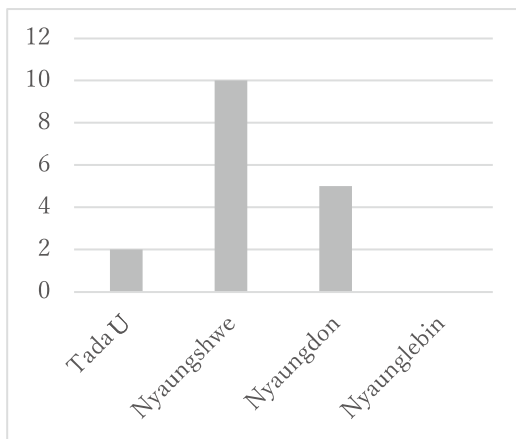


図6 回答農家の土地取引経験（単位：件）
（出所：農民聴き取り調査 問1-11）

ンシップ（エヤワディ地方）では平均2～4エーカー（1～2ha）の小規模農業だが、Nyaungshwe タウンシップ（シャン州）や Nyaunglebin タウンシップ（バゴー地方）では平均7エーカー（約3ha）である³⁶。回答世帯はすべて自作農であったが（問1-9）、ただし行政聴き取り調査（後述3.2問1-d）によると村落の内部構造は差異があり、自作農率はTada U タウンシップ（マンダレー地方）7割、Nyaungshwe タウンシップ（シャン州）8割、Nyaungdon タウンシップ（エヤワディ地方）9割、Nyaunglebin タウンシップ（バゴー地方）6割である。各地とも主に耕作牛に依存し機械化の浸透は部分的である（問1-5）。灌漑システムは主に政府に依存するが、穀倉地帯 Nyaungdon タウンシップ（エヤワディ地方）では地域独自の水利が3分

の1を占める（問1-7）。農業収入のみでは生計にとって不足とする回答は地域差が表れ（問1-11）は、兼業化は図4で示すように Nyaunglebin タウンシップ（バゴー地方）では7割に及んでいる。

農民の有する農地上の権利について（問2-1）、Nyaunglebin タウンシップ（バゴー地方）で2回答が「耕作権」と回答した以外は、他の全回答が「ボーバーパイン地」を有するとした³⁷。その取得契機は相続であった（問2-2）。農地法の「耕作権」登記の有無については（問2-3）、全回答が登記を有するとした。他方で、現行の農地法により農地売買が解禁されたことは全回答とも認識しており（問2-5）、実際に農地売買を経験した回答数はTada U タウンシップ（マンダレー地方）で2回答、Nyaungshwe タウンシップ（シャン州）で10回答、Nyaungdon タウンシップ（エヤワディ地方）で5回答であった（問2-8）。農地担保については、正規の登記を伴う担保提供は皆無であったが、農村内部における伝統的な未登記の担保提供は少なくないとした（問2-7）。以上から、各地の農民の一般的認識として、植民地化以前からの伝統的な確定権利である「ボーバーパイン地」を継承する確信を有していることが特筆される。ただし2012年農地法による農地売買解禁により否応なく土地流動化が生じつつある現実もまた見出される。

土地紛争の経験は、Nyaungshwe タウンシップ（シャン州）で4回答が経験ありとし、他は無経験であった（問3-1）。土地紛争の解決手段について（問3-2）、Tada U タウンシップ（マンダレー地方）と Nyaunglebin タウンシップ（エヤワディ地方）の全回答が村落内部の伝統的調停制度を選択するとし、Nyaungshwe タウンシップ（シャン州）と Nyaunglebin タウンシップ（バゴー地方）では回答の約2割が総合行政局による行政的紛争処理制度を選ぶとした。これは都市化・工業化の浸透とともに、農村社会の紛争処理の範疇を超える紛争類型が起りつつある傾向を示唆していよう。紛争解決制度の実施形態について（問3-3）、全回答が、公開方式による当事者対面形式で行うとした。とくに Nyaungshwe タウン

シップ（シャン州）で紛争経験ありとした4回答によれば、村落調停は一週間で集中的に解決したが、行政的紛争解決制度では1か月から1年を要したとする。紛争解決における権利の有無に関する判定基準について（質問3-4）、Tada U タウンシップ（マンダレー地方）、Nyaungdon タウンシップ（エヤワディ地方）および Nyaunglebin タウンシップ（バゴー地方）では全回答が耕作者自身による「現実耕作」の立証を要するが、地味回復のための1～2年の伝統的休耕は耕作継続と見なすとした。Nyaungshwe タウンシップ（シャン州）では「現実耕作」のみならず土地台帳に言及する回答が多数を占めた。紛争解決の満足度について（問3-5）、全回答とも伝統的な村落調停が時間・コス

ト面でより満足度が高いとした。

3.2 行政担当者の法意識—オンライン方式の聴き取り調査

対象4地域における土地行政を統括するタウンシップ行政長官（Township Administrator）計4名³⁸、および土地台帳を管理するタウンシップ土地台帳統計局担当者（Staff Officer）計4名に対して実施したオンラインでの聴き取り調査の主な結果は、表2の通りである³⁹。

土地行政の目標について（問2（a）-（d））、全回答とも、独立後2011年までは一貫して、1953年土地国有化法にいう「現実耕作」（*ahman-take-sight-pyo-chin*）

表1 農民世帯への構造的聴き取り調査の主な回答結果

	Tada U タウンシップ (マンダレー地方)	Nyaungshwe タウンシップ (シャン州)	Nyaungdon タウンシップ (エヤワディ地方)	Nyaunglebin タウンシップ (バゴー地方)
回答世帯の家族構成 (問1-1)	平均4.2人 (うち男性2.4人)	平均4.9人 (うち男性2.8人)	平均5.7人 (うち男性4人)	平均5.1人 (うち男性2.6人)
回答世帯の保有農地 (問1-2)	平均2.3 エーカー	平均7.3 エーカー (10.9)	平均4.1 エーカー	平均7.2 エーカー (10.8)
回答世帯の耕作環境 (問1-5) (問1-7)	耕作牛主体＋一部機械化、公的灌漑	耕作牛主体＋一部機械化、公的灌漑	耕作牛主体＋一部機械化、公的灌漑7割＋自主灌漑3割	耕作牛主体＋一部機械化、公的灌漑
回答世帯の営農形態 (問1-9)	自作農（地域の自作農7割）	自作農（地域の自作農8割）	自作農（地域の自作農9割）	自作農（地域の自作農6割）
回答世帯の農業収入 (問1-11)	充足75% 不足25%	充足80% 不足20%	充足73% 不足27%	充足27% 不足73%
農地の権利（問2-1）	ボーバーバイン地	ボーバーバイン地	ボーバーバイン地	ボーバーバイン地 (耕作権：2回答)
農地の権利の取得契機 (問2-2)	相続	相続	相続	相続
農地法の農地売買解禁 (問2-5)	知っている	知っている	知っている	知っている
農地売買経験（問2-8）	2回答	10回答	5回答	なし
農地法の農地担保提供解禁（問2-7）	知っているが 伝統的担保が主流	知っているが 伝統的担保が主流	知っているが 伝統的担保が主流	知っているが 伝統的担保が主流
土地紛争の経験 (問3-1)	なし	4回答	なし	なし
土地紛争の解決手段 (問3-2)	村落調停	村落調停 行政不服審査	村落調停	村落調停 行政不服審査
紛争解決制度の手続形態 (問3-3)	公開・対面形式	公開・対面形式	公開・対面形式	公開・対面形式
権利存否の判定基準 (問3-4)	現実耕作（肥沃化休耕を含む）	現実耕作（肥沃化休耕を含む）＋土地台帳	現実耕作（肥沃化休耕を含む）	現実耕作（肥沃化休耕を含む）
もっとも評価する紛争解決制度（問3-5）	村落調停	村落調停	村落調停	村落調停

（筆者による整理）

に対する土地再分配と小作人保護であったが、2012 年農地法を契機に土地取引自由化と荒蕪地管理政策に転換したとした。

農民が有する土地上の権利の性格について（問 3 (g)）、全回答が、現行 2012 年農地法の定める「耕作権」であるとした。なお「ボーバーパイン地」は慣習法に過ぎず、登記された「耕作権」に吸収されるべきもので、対抗はできないとした。

しかしその「耕作権」の立証要件については回答傾向が分かれ（問 3 (a) (b)）、Tada U タウンシップ（マンドレー地方）では土地台帳の記載に従うとし、Nyaungshwe タウンシップ（シャン州）では土地台帳に疑義がある場合に「現実の耕作」に関する村長・近隣住民の証言によるとし、Naungdon タウンシップ（エヤワディ地方）では納税証明および「現実の耕作」に関する村長・近隣住民の証言によるとし、Nyaunglebin タウンシップ（バゴー地方）では土地台

帳の登録を重視しつつ土地売買契約や村長意見、また上級官庁の意見を仰いで判断するとした。

ここで「現実耕作」定義について（問 3 (e)）、全回答が、権利者本人による耕作であるとした。ここで権利者本人とは、土地の本権者、あるいは小作人であり、いずれか継続的に耕作を行う側が「耕作権」を取得する。耕作継続期間については（問 3 (g)）、Nyaungshwe タウンシップ（シャン州）が 3 年以上と回答した以外は、5 年以上とした。ただしここで「小作人」について解釈が分かれ、Tada U タウンシップ（マンドレー地方）と Nyaungdon タウンシップ（エヤワディ地方）の回答は定額小作のみならず分益小作を含むとし、Nyaungshwe タウンシップ（シャン州）と Nyaunglebin タウンシップ（バゴー地方）の回答は定額小作のみであり分益小作を含まないとした。

「耕作権」をめぐる異議申立ては各地とも多数発生しているが（問 3 (h)）、なかでも Nyaunglebin タウン

表 2 タウンシップ長官・土地台帳管理担当者聴き取りの主な結果

	Tada U タウンシップ (マンドレー地方)	Nyaungshwe タウンシップ (シャン州)	Naungdon タウンシップ (エヤワディ地方)	Nyaunglebin タウンシップ (バゴー地方)
土地行政の目標 (問 2 (a) - (d))	1953 年土地国有化法時代：現実耕作者・小作人保護 2012 年農地法時代：土地流動化	同左	同左	同左
農民の権利（問 3 (g)）	2012 年農地法の「耕作権」 （「ボーバーパイン地」は慣習法）	同左	同左	同左
「耕作権」の立証要件 (問 3 (a) (b))	土地台帳	土地台帳 + 現実耕作	納税証明 + 現実耕作	土地台帳 + 契約書 + 村長意見 + 上級庁意見
「現実耕作」(Abman Take Sight Pyo Chin) 定義 (問 3 (e))	権利者本人による耕作 小作人（定額小作・分益古作）を含む 期間 5 年以上	権利者本人による耕作 小作人（定額小作のみ）を含む 期間 3 年以上	権利者本人による耕作 小作人（定額小作・分益古作）を含む 期間 5 年以上	権利者本人による耕作 小作人（定額小作のみ）を含む 期間 5 年以上
「耕作権」取消し経験 (問 2 (e) (f))	なし	なし	なし	なし
「耕作権」年間紛争件数 (問 3 (h))	行政審査 12 件 村落調停多数	行政審査 7 件 村落調停多数	行政審査 63 件 村落調停多数	行政審査 100 件以上 村落調停多数
「荒蕪地休閑地」申請件数 (問 4 (a))	31 件	2 件	96 件	10 件
「荒蕪地休閑地」定義 (問 4 (c))	4 年の耕作放棄	4 年の耕作放棄	1 年の耕作放棄	4 年の耕作放棄
「荒蕪地休閑地」紛争解決 (問 4 (d))	なし	なし	22 件	なし

(筆者による整理)

シップ（バゴー地方）は年間 100 件余りに上っているとした。また村落調停の件数は各地とも正確な把握は行っていないが、非常に多数に上っているとした。

なお農地法の「耕作権」は、耕作義務等の義務違反などを理由に行政裁量によって取消されうるが、全回答とも、実際に取消しを行ったことはないとした（問 2（e）（f））。

2012 年荒蕪地休閑地・処女地管理法に基づく「荒蕪地休閑地」の国有化・開発案件は、各地とも農業分野を中心に実績を蓄積しており、なかでも Nyaungdon タウンシップ（エヤワディ地方）は同法施行以降 96 件の実績がある（問 4（a））。「荒蕪地休閑地」と見なす判定基準について（問 4（c））、Nyaungdon タウンシップ（エヤワディ地方）の回答が 1 年以上の耕作放棄とした以外は、他地域はいずれも 4 年以上の耕作放棄とした。関連する紛争解決は、Nyaungdon タウンシップ（エヤワディ地方）が 22 件と多数の経験があるが⁴⁰、他地域は皆無であった（問 4（d））。

以上から、行政実務現場は 1953 年土地国有化法の農地耕作者主義から 2012 年土地法改革の土地流動化政策への過渡期にあって、上級行政にそのつど伺い立て、日々の政策選択に迷いながら法適用を進める苦衷が見出された。とくに「現実耕作」要件に基づく「耕作権」の認定において、1953 年土地国有化法のもとで文字通りの現実耕作者の同定に徹していた時代の影響を留めつつも、2012 年農地法の土地取引促進政策に配慮し、口頭証言よりも土地台帳の公信力を重視する形式審査に転じつつある。また 2012 年荒蕪地休閑地・処女地管理法の運用においても、「荒蕪地休閑地」要件を緩和することで投資促進へ向かう過渡期にあることが伺われる。いずれにせよ、その法適用は成文法規に依拠する法実証主義であり、前節の農民聴き取り調査に表れた「ボーバーパイン地」の主張を考慮する向きはなかった。

3.3 村落調停委員の法意識—オンライン聴き取り調査

上記の農民と行政への調査結果から、両者の認識の

乖離点が見出され、土地紛争の争点と考えられる。それらの対立点について、土地紛争処理に携わる調停者の見解はいかなるものであろうか。以下は、対象 4 地域において、村落調停委員として農地紛争解決に関与した経験を有する合計 8 名の指導的農民への聴き取り結果である⁴¹。

第一に、行政側と農民側の回答の最大の対立点は、農地上の権利をめぐる認識である。ミャンマー政府は 2012 年農地法の制定に伴い「耕作権」の一斉登記を実施し、この登記は「耕作権」の効力要件であり、いわゆる「登記なければ権利なし」のトーレンズ式権原確定登記制度の導入を意図したと考えられる。上記のように、行政側の全回答が農民の権利は農地法上の「耕作権」であるとし、「ボーバーパイン地」の存在を否定したことは、成文法の正確な理解である。これに対して農民側はほぼ全回答が伝統的な「ボーバーパイン地」の権利を継承しているとした。この対立点につき、農民調停委員の見解は全回答とも、農民の権利は先祖から承継する「ボーバーパイン地」であるとするものであった（問 1）。

そこで、さらに「ボーバーパイン地」と「耕作権」との関係について尋ねると、Nyaungshwe タウンシップ（シャン州）の委員は不明だとしたが、他の 3 地域の全委員は「ボーバーパイン地」と農地法の「耕作権」とは別物であると断定し、「ボーバーパイン地」は先祖から承継した確定的な権利だが、「耕作権」は政府が耕作者に賦与する農地法上の権利であるとした。ただし政府の指示により、「ボーバーパイン地」を保有する多くの農民は農地法上の「耕作権」登記（様式 7 号の登記済権利証発行）を経たとした。

その「耕作権」登記の効果については、ニュアンスの違いはあるが見解はほぼ類似し、Tada U タウンシップ（マンダレー地方）の 2 名の委員および Nyaungdon タウンシップ（エヤワディ地方）の委員 1 名は、「耕作権」登記に伴いボーバーパイン権利を失ったかの説明を政府職員から受けたが、父祖から継承したボーバーパイン地が一片の登記で失われるはずがないと確信しているとした。Nyaungdon タウンシップ（エヤワディ地方）

のもう一人の委員は、登記は「耕作権」を保全する効果しかなく、「ボーバーパイン地」は政府の土地収用から守られる意味で「耕作権」よりもはるかに強力な権利であるから、強い権利が弱い権利に影響されることはあり得ないとした。Nyaunglebin タウンシップ(バゴ地方)の委員は、登記により「ボーバーパイン地」の主張立証がしやすくなるとの政府の説明を受けたので登記を行ったとした。

他方で、すべての委員が、「耕作権」の導入により農地取引が自由化したことを理解し、非農業者による土地集中を懸念していた(問3)。Nyaungshwe タウンシップ(シャン州)の委員は、土地デベロッパーが高値で地上げを行い、地価が高騰し、農地流出が止められないと嘆く。Nyaungdon タウンシップ(エヤワディ地方)の委員は、「ボーバーパイン地」を手放したい農民はいないが、農地流出は農業金融の担保実行として否応なく起こる、しかしコメの輸出価格が伸びるならば農地流出を阻止できると期待する。Nyaunglebin タウンシップ(バゴ地方)の委員は、「ボーバーパイン地」保有者が「耕作権」登記を行い、これを保持するかぎり、農地流出を阻止できるとした。

このように各地の調停委員たちは、成文法と社会規範とが対立しあう狭間でも、父祖代々受け継がれる権利が一片の成文法によって否定される効果はあり得ないとする強い確信を示している。この確信を正当化する調整論理としては、それぞれニュアンスの違いはあるが、先祖から受け継がれた「ボーバーパイン地」上に、政府から提供された別個の「耕作権」が重疊的に加味されたとみる発想が際立っている。「ボーバーパイン地」保有者自身が「耕作権」登記を経ることにより、結果として「耕作権」の抽象的売買による土地投機主義に歯止めをかけ、生活基盤としての「ボーバーパイン地」を擁護しようとする価値観が基礎にある。

ただし関連する興味深い点は、全ての委員が、「ボーバーパイン地」の主張において、「現実耕作」の立証を必要としたことである(問2)。父祖から受けた「ボーバーパイン地」といっても永久ではなく、保有者が不在地主化し、農地の生活基盤としての必要が停止した

時点で存在意義を失うという観念が伺われる。ただしこの際の「現実耕作」の定義が注目される。上記3.1(問3-4)の農民側の回答は、親族間の伝統的な短期リースや1~2年程度の休耕を含めて、「現実耕作」と認識する緩やかな立場であったが、上記3.2(問3(e))の土地行政の立場は、本権者または定額小作(ないし分益小作)者による当該本人自身の現実耕作を求めるものであって、1953年土地国有化法時代の農地耕作者主義を色濃く残していた。この対立点についての農民調停委員の見解は、伝統的な短期リースや1~2年程度の休耕を「現実耕作」として許容する立場であって(問2後段)、伝統的な生活基盤としての「ボーバーパイン地」の理解に依拠するものであろう。

紛争解決制度の在り方について(問4)、農民調停委員は全回答とも、農民にとって最も便宜のある紛争解決方式は村落調停である、との自負を語った。理由としては、親近性・迅速性、行政的紛争解決制度が遠隔地にあるためのコストと時間、また土地紛争は行政判断の終局性ゆえに裁判所に行く意味はない、などであった。村落調停の手続は、村落の誰もが参加する公開方式で、徹底して議論を行う当事者主義であり、昼夜を置かず数日にわたり集中審理を行う。なお調停委員の回答は規範選択の問題には直接触れなかったが、彼らの強調した農民にとっての親近性とは、規範の親近性をも含もう。じじつ上記の農民調査(上記3.1問3-1)の回答傾向から、多くの農地紛争は農地法(25条)の行政的紛争解決制度や司法の場に持ち込まれることなく、村落調停で処理されている。その村落調停における適用規範は、上記の農民調停委員の回答からして、伝統的な生活基盤「ボーバーパイン地」の存続を擁護する方向で柔軟な規範調整が行われているであろう。

しかし一朝、紛争が村落調停で処理しうる範疇を越え、公式の行政的紛争解決制度に持ち込まれると、一転して成文実定法の条文と社会規範との矛盾が焦点となる。「ボーバーパイン地」保有者が「耕作権」を市場に載せる瞬間、そのような矛盾の局面が開始しよう。村落調停は上記問1でみた重疊的な分割財産権の論理

に立って、「耕作権」が売却されても「ボーバーパイン地」が残ると構成するであろうが、行政的紛争処理の場でその論理は通用しにくい。上告制度の階梯を上げるほどに法実証主義の度合いを増し、農民の正義観念から一層遠のくことが懸念される。そこで次節では、上級の行政審査に目を転じる。

4. 行政審査の規範調整—土地収奪問題審理委員会の事例検討

4.1 土地収奪問題審理委員会の実体基準

前節でみたように、土地行政は法実証主義的な法適用に任じ、これに対し村落調停レベルでは生活基盤としての伝統的権利や慣習に配慮する紛争解決が行われている。その規範的な乖離は、上告審査で顕現することにならざるを得ない。たとえば行政の見解によれば、5年（3年）以上耕作を続ける小作権者は「耕作権」登記を受けて本権者となり、これに伴い不在地主化していた「ボーバーパイン地」の本権が失われる結論となるが⁴²、農民調停委員の見解では親族間の小作関係は「ボーバーパイン地」の存続に影響しない。また行政の見解では4年（1年）以上の休耕地は「荒蕪地休耕地」として国有化・開発利用に供されうるが、農民調停委員は1～2年程度の休耕を「ボーバーパイン地」本権者による「現実耕作」の継続と見なす。こうした見解の違いは、権利証の給付、土地売買における立退き、土地収用補償、荒蕪地休耕地開発といった具体的な法適用の局面で顕現し、上級審に裁断が委ねられることになる。

上級審査の場として、2012年農地法（22-25条）は各級の農地管理委員会による紛争解決制度を提供し、村落共同体レベルを初級審として、タウンシップ級、郡級を経て、州知事を長とする州農地管理委員会の決定をもって確定し、その行政判断を司法で争うことができない（25条c項）。このような行政判断に対する社会的不満を受けて、アウンサン・スー・チー政権は、2016年大統領令14号により、地方行政各層に土地収奪問題審理委員会を設置したが、この制度も基本的には各級の土地行政によって構成されており、若

干名の公益委員を含めるに留まる。はたしてこの新設の審理委員会は、伝統的「ボーバーパイン地」の絶対性を前提とする農民側の規範意識と、法実証主義的に「耕作権」概念を適用する行政的紛争解決との距離を、どのように埋めようとしていたのか、本節では事例に沿って検討する。

ただしここで事例検討に先立って、まずは土地収奪問題審理委員会が依拠した規範基準を確認しておく。2016年1月、大統領直属の国家土地資源管理中央委員会が公表した「国家土地利用政策」は、理念的方針を列举するが具体的準則性は乏しい。将来へ向けた持続的な土地利用（序文1項、6項（a）、8項（a））、国家と私権の棲み分け（序文3項）、生計の基盤である土地所有権・小作権等の安定化（序文4項、6項（b））、慣習的権利の尊重（6（c）項）等の基本目標を掲げつつも、土地流動化による経済開発目的にも配慮し、国際的ベスト・プラクティスの適用、市場メカニズムの活用、土地権原登記制度、土地減税などの諸施策を列举する（8項（d）（f））。この農本志向と経済開発志向との衝突をいかに解決するかについて実体的な解決を示さぬまま、紛争解決制度の強化（6項（d））、またコミュニティによる参加型合意形成（6項（e）他）等の手続的配慮に委ねる傾向にある。とくに農民の権利については、「ボーバーパイン地」や「耕作権」などの実体的内容に一切言及することなく、単に「個人・世帯・集団・コミュニティの合法的な土地権原」と概括する。権利の認定方針について「登記の有無に拘らず認定されるべきである」としつつも（16項（e））、その具体的な手段としては「コミュニティの協議や参加」に一般的に言及するにとどまる（17項（f））⁴³。

また世上いわゆる“land-grabbing”として批判されてきた政府による土地国有化問題についても、「国家土地利用政策」は、農民団体の参加による紛争処理（41項）、新たな特別法廷の設置やモニタリング制度などに概括的に言及するのみで（42項）、具体的な実体問題は今後の研究課題として残していた（80項（n））。

以上のように「国家土地利用政策」は具体的な規範基準を提供し得ていない。そこで、中央レベルの土地

収奪問題審理委員会が下級レベルの紛争解決指針として2018年に導入し、折々修正を重ねた「中央土地収奪問題審理委員会政策・手続・実施指針」が参照に値する。同指針は52項目から成る簡素なもので、うち10項目が政府省庁による土地収奪問題の解決方針であるが、成文法の要件を一定程度緩和する柔軟な方針が見出される。

まず登記原因をなす原権利の認定において、土地台帳の記載がなくとも、証言等による立証を許容すると明記する(1(b)(d), 3(a))。これは一見、単に立証方法を柔軟化する手続的規定に見えるが、その実質は、伝統的な「ボーバーパイン地」に対して「耕作権」としての権原確定を認める実体判断であり、土地売買の買主等に優位して農民の地位を保護するための手続保障といえる。

また2012年農地法の一斉登記で一度発行された権利証を取消し、再発行できるとする(1(f)(j))。これは、ひとたび登記により創設された権原の破棄を認めないトーレンズ式権原確定型登記制度の真髄を書き換える、行政現場における実体法の修正である。

また権利の認定までに時間を要する間、暫定的に賦与される1年の短期土地使用权制度は立法根拠がないまま行政現場で行われてきた法慣行だが、同準則はこれを明文で追認している(6(a))。

以上の緩和された立証要件のもとでも権利を立証できない農民は、違法占拠者として立ち退きの対象となる(6(i))。これにより、これまで未登記の農民として一律に扱われてきた問題群を、伝統的「ボーバーパイン地」を主張する農民と、純然たる無権利者(スクォッター)に分類し、「ボーバーパイン地」については実定法体系における合法的な主張として扱う、行政現場による規範修正である。

他方、荒蕪地休閑地管理法による国有化により無償の農地剥奪を受けたとするいわゆるland grabbing問題の解決策としては、土地収用法を準用し、公用が継続中であれば収用補償を行うが、公用が廃止されていれば原権利者に土地を変換するとする(1(c), 3(c), 4(e))。軍によるland grabbing問題に関しても解決

方針は同様である(2(a)(b))。ここでも、未登記の「ボーバーパイン地」が荒蕪地国有化と対決する局面で、土地収用法に明文がない公用廃止理論を持ち出す点でも、行政による柔軟な法創造である。

このように中央土地収奪問題審理委員会の行政指針は、土地流動化へ向けて設計された成文法規と農民の伝統的な権利主張とが対立しあう膠着状態で、現実主義的な解決姿勢を打ち出している。「ボーバーパイン地」が登記を欠く局面とは、典型的には、農地を譲渡担保として提供したために「耕作権」登記を受けられない、あるいは「耕作権」登記済証を担保に供した状態で、なお従来通り世帯耕作を続ける局面等であろう。同指針に依拠すれば、こうした「耕作権」登記を欠く「ボーバーパイン地」保有者と、「耕作権」登記を得た担保権者・後続買主との関係で、前者に軍配を上げ「耕作権」登記を再発行する結論となる。ここには上述の王朝時代の法典ダマタツにおける譲渡担保の相続人買戻し権を彷彿とさせる、世帯生活基盤の擁護の思想が流れていることを伺わせる。他方で、現代における土地流動化・金融促進政策を阻害するとの批判は避けられまい。はたして実際の紛争解決現場は、同指針をどのように適用しているのかに関心が向かう。

4.2 事例検討ー登記を欠く「ボーバーパイン地」をめぐる上級審

以下では2017年～2020年にカヤイン州土地収奪問題審理委員会で扱われた典型的ないくつかの事例を参照する。構造は異なるが、いずれも「耕作権」としての登記を欠く「ボーバーパイン地」をめぐる事例である。

(1) 小作権者に対する「耕作権」の賦与

2012年農地法による「耕作権」の権原登記に関し、係争農地の権利を主張する農民Aが、農民Bに対して発給された「耕作権」登記済証(Form 7)の取消しと、A自身に対する再発行を請求した事例であり、カヤイン州土地収奪問題審理委員会に2019年～2020年に係属した。Aは父祖の農地を1976年に相続し1988年ま

で継続して耕作を行ってきたが、1989年、首都ヤンゴンに出稼ぎに出るため妹Cに該農地の耕作を託し、土地台帳の名義はAからCに移った。しかし妹Cは1999年に至って（伝統的な農村慣行である占有耕作移転型の金融担保として）農民Bに耕作を委ね、BはCに対し納税義務相当の90缶の収穫米の提供を約した。Bはその後、農地法の一斉登記が実施されるまで十年余り継続して耕作に従事した。Aの主張は、Bは定額小作契約の当事者に過ぎず、「耕作権」登記済証は父祖の農地を継承するAに対して発行されるべきだとする要求であった。

村落連合体レベルの農地管理委員会の結論は、Aが1989年以降耕作を行っていないこと、その時点の実定法規であった1953年土地国有化法6条は耕作継続義務を課しており、Aはこの義務に違反したために、当該時点で農地上の権利を失ったと結論した。他方で、Bは2000年時点で村落連合体による小作権の認定手続を経ており、この時点でAは異議申し立てを行わなかった。したがって2012年農地法による一斉登記に際して、正規の小作権者として耕作継続に従事していたBに「耕作権」登記済証が支給されたことに誤りはないと結論した。Aはこの判断に異議ありとしてカヤイン州土地収奪問題審理委員会に上程したが、土地収奪問題審理委員会は農地管理委員会の結論を是認し、Aの申立てを棄却した。

（2）農地転売における「耕作権」の権原確定

本件も2012年農地法の「耕作権」登記済証発給に関し、係争農地の権利を主張する農民Aが、農民Bに対して発給された登記済証の取消しと、A自身に対する再発行を請求した事例であり、カヤイン州土地収奪問題審理委員会に2020年～2021年に係属した。Aは、父祖の農地を承継し2010年まで継続して耕作を行ってきたが、2010年に該農地が村落の有力者Cから第三者に不正に売却され、転々売買のすえBが購入し、不当に「耕作権」登記済証を受けたと主張した。

これに対してカヤイン州土地収奪問題審理委員会は、タウンシップ・レベルに事実審理を託したが、そ

の回答は関係者の証言に基づき、本件の係争農地はもともと訴外Dが父祖から承継した農地であり、これを2009年にDがBへ合法的に移転したものであり、もともとAの権利はないとする認定であった。カヤイン州土地収奪問題審理委員会はこの事実認定に沿って、Aの申立てを棄却した。

（3）武装勢力影響下の耕作放棄

本件も2012年農地法の「耕作権」登記済証発給に関わるが、係争農地の権利を主張する農民Aが、国境周辺における少数民族武装闘争の影響から逃れて隣国タイに移住した1997年以降、該農地が村落内の市民グループによって地域開発事業に供されたため、Aが「耕作権」登記を得られなかったとの主張である。

本件はカヤイン州土地収奪問題審理委員会に2016年～2019年に係属した。事実認定はタウンシップ・レベルの土地収奪問題審理委員会に託され、同委員会は紛争影響下の村落レベルに事実を照会した。その事実認定によれば、農民Aが1997年まで現実の耕作者であったことが確認されたが、その後は同人のタイ移住により耕作が途絶えている。他方、市民グループ側は活動家の僧侶の指導を受けて、武力紛争により放棄された荒蕪地を地域開発に役立てる活動を続けていたこと、多くの村落住民がこれを受け入れ、代替地の提供による補償を受理していた事実が判明した。また同グループは1953年土地国有化39条による農地転用許可証（LaNa39）を申請したが、行政は発給を行わず、権利関係が曖昧なまま今日まで推移していた。

カヤイン州土地収奪問題審理委員会は、本件の実質が私人間紛争であり行政的紛争解決制度の管轄権にそぐわないとして結論を避け、本件をタウンシップ長官による特別調停に委ね、その不調の場合は裁判所で解決するよう勧告した。

（4）荒蕪地国有化による政府事業に対する未登記権利の主張

本件は1982年時点、天然資源環境保全省傘下のチーク材開発公団による農地の無償の接収事件で、複数の

農民の集団的申立てであり、カヤイン州土地収奪問題審理委員会に2018年～2021年に係属した。本件ではタウンシップ・レベルに事実認定が託され、その回答によれば、申立てを行った農民はいずれも、父祖代々の農地の継承者であるとともに、1982年時点で「現実耕作者」としての要件を満たす権利者であったことが確認された。そこでカヤイン州土地収奪問題審理委員会は、天然資源環境保全省に対する2018年時点の書面により、当該土地が農民に返還されるべきことを要請した。しかし同省大臣は2019年の返書において事実を争い、1982年時点で該当農民はいずれも耕作の権利を証明する書面（*paing-sai-hmu-htau-k-abtar*）を有さず無権利者であったとし、また土地行政当局が1987年時点でチーク材開発公団宛てに登記済証、および農地用途転換許可書（LaNa39）を発行したことはこの事実の傍証であると主張した。

カヤイン州土地収奪問題審理委員会は、本件が同委員会の管轄権の範囲外であるとして最終判断を行わず⁴⁴、大臣あて書簡で、該当農民の生活面への配慮を勧告するに留めた。

（5）荒蕪地国有化による軍の接収に対する未登記権利の主張

本件は合計330エーカー（133ha）に及ぶ広大な農地が関わる集団申立てで、1997年時点の軍による土地接収に関する事件であり、カヤイン州土地収奪問題審理委員会に2018年～2020年に係属した。本件ではまず農民が当該時点で「現実耕作者」であったか否かの事実認定が、タウンシップ土地収奪問題審理委員会を経由して村落共同体レベルに照会され、この確認を受けて2019年、カヤイン州土地収奪問題審理委員会は軍に対し対応勧告を行った。軍の当初の回答は、当該土地は軍用に供されているため返還不能とするものであった。カヤイン州土地収奪問題審理委員会はさらに軍に対し詳細の説明を求め、軍側は、当該土地の一部は荒蕪地であり合法的に無償で収用し、また一部は耕作中の農地であったため適正な収用補償を行ったた

め、いずれも土地返還の必要はない。ただし70エーカーの農地は当時農民が補償の受け取りを拒んだため係争が残っており、これに関しては返還ないし補償可能とする譲歩を行った。カヤイン州土地収奪問題審理委員会は本件申立て時点の地価による補償を決定し、結審した。

4.3 事例にみる Legal Postulate の考察

以上で紹介したカヤイン州土地収奪問題審理委員会における5件の紛争事例において、農民側の主張はいずれも、父祖から承継した農地、つまり伝統的「ボーバーパイン地」の権利の一貫した主張である。しかもいずれの事例も、2012年農地法による「耕作権」の一斉登記に際してそれぞれの事情で登記を得ておらず、そのため被告側の省庁や軍は蒸し返しの主張への対応に難色を示している。土地収奪問題審理委員会の結論は成文法規に依拠した法実証主義の印象を与えるが、しかし狙い通りの結論に導くために必要に応じて伝統的な規範・慣習を肯定する面もある。これら事例に徹底する一貫した論理はあるのだろうか。

第一事例では、行政側は1953年土地国有化法の耕作継続義務に違反した時点で農民Aの権利は失われたとして、法実証主義的な説明を与えるが、他方でCがBに対して設定した小作契約の外観を借りた伝統的な占有耕作移転型の金融担保については、土地国有化法による農地の担保提供禁止に拘らず当然のように肯定し、Bに権利証発給を行った。カヤイン州土地収奪問題審理委員会はこの行政現場の是々非々の結論を深掘りすることなく受け入れているが、そこに、「現実耕作」を失い不在地主化した「ボーバーパイン地」の主張を認めない、暗黙の規範的理解が存在するように思われる。第三事例では逆に、長期にわたりタイに逃亡し耕作放棄を行っていた農民Aの「ボーバーパイン地」の主張に保護を与えたが、武装勢力の支配地ならではの配慮と見られる。第四事例は森林資源開発のための荒蕪地国有化をめぐる紛争だが、農民の請求適格性について、「現実耕作」の立証と併せて、伝統的「ボーバーパイン地」の存否確認を明示的に実施した。つまり「現

実耕作」は「耕作権」の認定要件である以上に、その前提を成す「ボーバーパイン地」の保護の要件である。「ボーバーパイン地」は登記を欠いても「現実耕作」要件を満たすかぎりにおいて保護に値するが、不在地主化した「ボーバーパイン地」は然らぬとする規範調整の一線がより鮮明である。

他方で気になるのは、第四事例において、登記を欠く「ボーバーパイン地」は「現実耕作」を満たせば保護を受けるが、登記を欠く小作権者は「現実耕作」要件を満たしても保護は得られない帰結である。ここではもう一つの規範調整の基準として、本権の絶対性（ビルマ伝統法の表現では *myae-thay*）が考慮の対象となっている。ただし第五事例は、同様の荒蕪地国有化のケースであるに拘らず、請求適格要件は「現実耕作」の有無に留めており、しかも登記を欠く小作権者も保護の範疇に入れており一貫性が見出しにくい、本件は軍の絡む事例であり、スー・チー政権の政治的判断があったかもしれない。また第一事例でも、不在 A の主張に代えて、妹である在地 C に「ボーバーパイン地」の継承者として「耕作権」を賦与する選択肢もあったと思われるが、小作権者 B に軍配が下りた。ここでは「現実耕作」要件の解釈において、小作権者 B による耕作が、小作権者自身の「現実耕作」に当たるのか（上記 3.2 の土地行政の見解）、「ボーバーパイン地」本権者の「現実耕作」を構成するのか（上記 3.3 村落調停委員の見解）の見解が分かれる論点で、行政側が農地耕作者主義を徹底した事例と見える。

以上の事例から見出せる規範調整の legal postulate は、一見すると定まりがなく、複数の政策配慮がないまぜになった現実的判断が先立ち、その結論を正当化する必要の範囲で慣習法が参照されているかに見える。しかしそのような現実主義の背後に、ある一貫した規範調整の態度を見出しうるとすれば、父祖から承継した伝統的「ボーバーパイン地」を、成文法の要件である「現実耕作」（解釈はともあれ一定期間の継続的耕作）の範囲内で認容する、いわば成文法と慣習法の接合方針である。そのため「ボーバーパイン地」が不在地主化した場合にはその保護は停止し、代わって

在地農民を保護する農地耕作者主義にせよ、荒蕪地管理政策等の土地流動化政策にせよ、おりおりの政策判断が優位する結論となる。このような接合が可能であるのは、そもそも成文法の「現実耕作」要件が王朝時代の実定法に由来するからに外なるまい。「ボーバーパイン地」は王朝時代も今もまさに農民世帯の「現実耕作」を守る基盤であること⁴⁵、また植民地法の“landholder's right”が幸か不幸か国有地小作権としての脆弱な性格で設計されたために成文法規に「現実耕作」要件が残されたこと、そして独立後の成文法に「現実耕作」要件が引き継がれ、今日の土地流動化政策のもとでもなお条文から削ぎ落されることなく存続したこと。いくつもの奇偶な条件に恵まれて、「現実耕作」の一点を結節点とする、成文法（登記効力主義）と未登記「ボーバーパイン地」との規範調整が可能となっていると考えられる。

5. 総括

ミャンマー土地法は、上記 2. で概観したように、王朝時代の成文法典が保障した生活基盤である世帯財産権「ボーバーパイン地」の実定的秩序を英国植民地法が否定し、独立後の 1953 年土地国有化法はその復活に見えたが、社会主義時代に農地耕作者主義を旗頭とする国家管理が強まり、2012 年土地法改革には一転して土地流動化政策へと舵を切った。このような振幅の大きい「実定化」に拘らず、農民が一貫して、父祖伝来の「ボーバーパイン地」を継承する強い確信を有していることが、上記 3.1 の農民 120 世帯への聴き取り調査から浮かび上がった。

他方で行政官 8 名への聴き取り調査では、2012 年土地法改革以降、「耕作権」登記なくして権利なしとし、伝統の「ボーバーパイン地」は慣習法に過ぎないとする法実証主義が鮮明であった（上記 3.2）。このような農民と行政の認識の対立は、農地法の「耕作権」登記への異議申し立て、また荒蕪地休閑地・処女地管理法による土地国有化に対する異議申し立てとして噴出し、その解消は各種の紛争解決制度に委ねられていく。本稿では、さらに上記の農民聴き取り調査で全回答が

最善の紛争解決制度の選択肢であると回答した村落調停について、各地の農民調停委員8名への聴き取り調査を行い、彼らが成文法上の「耕作権」登記と伝統法の「ボーバーパイン地」との関係を二者択一では捉えず、併存しあう別個の権利であると捉えていること、そのうえで、「ボーバーパイン地」保有者が取えて「耕作権」登記を経ることで、「ボーバーパイン地」の実定的保障を強化しているとする見方が明らかになった(上記3.3)。

村落調停委員のこうした規範調整はしかし、「ボーバーパイン地」の存在を当然の前提とする農村内部の紛争解決で有効であるけれども(上記3.1 問3.5の農民回答)、「ボーバーパイン地」保有者が登記済の「耕作権」を切り離して売却・担保に供する、つまり農地が市場メカニズムに載せられる瞬間から、伝統的紛争解決の領域を超え、成文法規の支配する農地管理委員会や土地収奪問題審理委員会などの行政的紛争解決の場に委ねられざるを得ない。そこで本稿(上記4.)は州レベルの上級行政審の事例検討を行い、その判断において「現実耕作」の存否が重要な基礎をなす傾向を見出した。つまり上級審は、農民が確信する「ボーバーパイン地」が何らかの事情で「耕作権」登記を得られなかった場合にも、「現実耕作」が満たされるかぎり世帯生計基盤として擁護する結論に向かっている。逆に不在地主化した「ボーバーパイン地」は基本的に容認されず、抽象的所有権とは別物であることが明確である。ここでは成文法規の「現実耕作」要件が、伝統法の生活保障の理念と合致するからこそ、両者の結節点として機能していると考えられる。その規範調整の手法は、成文法規の文言中にわずか一点、ミャンマー社会が長い時間軸を通じてその風土に生きる人々の信念として生かし続けて来た伝統的規範との結節点を探し出し、それを足掛かりに、実定法秩序の核心に伝統的規範を組み込む法解釈を展開する態度、ということができよう。

ミャンマーの土地紛争解決現場が、このように社会規範に対して受容的である背景に、村落レベルに連結したボトムアップ型の紛争解決制度の構造が寄与して

いると考えられる。行政的紛争解決制度が、農民調停委員による村落調停を正規の事実審として位置づけてきたこと(土地国有化法16条・23条、農地法25条)、また上級審がその村落調停の事実認定を尊重する慣行を維持してきたことが特筆される。さらにミャンマー土地法が、植民地法の残滓として、行政判断の最終性条項(土地国有化法36条、農地法25条)を明記し、法実証主義の牙城である司法の関与を阻んできたことが、伝統的規範の存続にとってはむしろ僥倖であったかもしれない。

このように本稿は、村落調停から上級行政審に至るミャンマーの農地紛争解決における legal postulate として、「現実耕作」要件を結節点とする、農村生活基盤の擁護を見出した。それは王朝時代の伝統法に遡り、今も農村社会に息づく精神であることを検証した。しかし今後いつそう都市化・産業化の波が襲い、成文法規の条文と慣習規範が対立しあう紛争局面で、この路線はどこまで踏みとどまっていけるだろうか。たとえば土地法改革に伴い導入された農地法8条は非農民主体による農地購入に対する「耕作権」登記済証の発給を規定し、さらに30条でその商工業転用を認めている。同条項を活用する経済的ニーズは今後とどめようがないであろう。「現実耕作」要件を結節点とする紛争現場における規範調整の努力は、紛争が農村の文脈(不在地主と小作権の紛争等)で争われる範囲で有効であったが、「現実耕作」者と農地購入主体との競合でいずれが「耕作権」を受給しうるのは成文法は優劣基準を設けず、端的に早い者勝ちで決せられる建付けである。

本稿で検討したカヤイン州の諸事例から推測するならば、紛争解決の判断は、農地流動化が農村秩序の範囲で進むことを前提に緩やかに許容する姿勢を示しているが、域外からの投資家には慎重な対応姿勢が伺われる。たとえば上記の第一事例は、伝統的な金融担保の外観を利用した農民Cから農民Bへの事実上の耕作権移転(2012年農地法による農地売買解禁以前の時代に土地取引禁止を掻い潜る弁法)であった可能性があるが、紛争解決の結論はそのような農村慣行を受け止

める現実主義が伺われた。第二事例でも、行政側は、農地売買解禁以前に行われた農民Dから農民Bへの農地売買について、その違法性に蓋をし、農民Aの請求適格性を否定した。農村内部の在地農民間の農地売買については法の抜け道を容認するような現実主義は、しかし第三事例のように、農業以外の地域開発目的で農地が用途転換される局面では、鈍いものとなっている。第三事例の商工業利用は2012年農地法以前に起こり、当時の行政は農地転用許可（LaNa36）の発給をためらったが、現行の農地法8条・30条のもとでは発給を受けうる局面と考えられる。しかし州レベル行政審は管轄権を欠くとして明確な決定を避け、特別調停に解決を委ね、「ボーバーパイン地」の主張への配慮を渗ませた。

世界各地で開発ドナーの「法の移植」による開発優位の「実定化」が進み、慣習法がフォーマルな権利主張の場から切り落とされていく潮流のなかで、ミャンマーの農村社会は朴訥に抗っている。開発ドナーが慣習法と見なす社会規範を、農民はそれこそが実定法であるとする自負によって守り抜こうとする。彼らは今後、どこまで実定法秩序に食い込む生き残りを闘えるだろうか。この点で、「農地は農民世帯にとって唯一の宝であり、この世の続く限り子々孫々に伝えたいと願うのだ」と熱く語ったエヤワディ地方Nyaungshweタウンシップの農民調停委員の述懐が印象的であった。農民世帯の生活基盤を守らんとする調停者の情熱が、農村を襲う開発の波にどこまで向き合っていくかの度合いが、「実定化」に抗う今後の規範調整の帰趨を決めるように思われる。

参考文献

- エールリッヒ, オイゲン／河上倫逸訳 (1984)『法社会学の基礎理論』みすず書房（原典はEugen Ehrlich, *Grundlegung der Soziologie des Rechts*, 1913）
- 奥平龍二 (2002)『ビルマ法制史研究入門—伝統法の歴史と役割』近代文芸社
- 尾崎一郎 (2012)「トイブナーの社会理論と法律学」, 瀬川信久『グンター・トイブナー システム複合時代の法』（信山社, 2012）所収
- 金子由芳 (2023)「アジアにおける慣習法の現代的意義—「法の移植」との規範調整」『国際協力論集』31巻, p.1-34
- 斎藤照子 (1985)「英領ビルマにおける初期土地制度 1826—1876」, 東南アジア研究 23 (2), p.142-154
- 高橋昭雄 (1991)「上ビルマ灌漑村における農地保有と農産物の商品化：下ビルマ農村との比較」, 梅原弘光編『東南アジアの土地制度と農業変化』（アジア経済研究所, 1991）所収
- ハーバーマス, ユルゲン／丸山高司・丸山徳次 (1987)『コミュニケーション的行為の理論（下）』未来社
- 広渡清吾 (2015)「M. ウェーバーの「法の形式的合理性」概念の位置について」『専修法学論集』第123号, p.153-207
- ルーマン, ニコラス／村上淳一・六本佳平訳 (1977)『法社会学』, 岩波書店（原典は *Soziologische Aufklärung 2: Aufsätze zur Theorie der Gesellschaft*, Opladen: Westdeutscher Verlag, 1975）
- Borrow, John, Chartrand, Larry, Fitzgerald, Oonage E. and Schwarz, Risa eds. (2019) *Braiding Legal Orders: Implementing the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples*, Center for International Governance Innovation, Waterloo
- De Kat Angelino, A. D. A. (1931) *Colonial Policy: Volume II: The Dutch East Indies* (translated into English by G. J. Reinier), Martius Nijhoff, Hague
- De Soto, Hernando (2000) *The Mystery of Capital: Why Capitalism Triumphs in the West and Fails Everywhere Else*, Basic Books, New York
- Furnivall, John S. (1948) *Colonial Policy and Practice a Comparative Study of Burma and Netherlands India*, Cambridge University press, Cambridge
- Furnivall, John S. (1956) *An Introduction to the Political Economy of Burma*, Peoples' Literature Committee and House, Rangoon
- Hla Aung (2008) *Law and Justice in Myanmar*, Thida Press, Yangon
- Holleman, J. F. (1981) *Van Vollenhoven on Indonesian Adat Law: selection from Het Adatrecht Van Nederlandsch-Indie (Volume I, 1918; Volume II, 1931)*, Springer, London
- Jardine, John (1882-3) *Notes on Buddhist Law*, vol. 1-8, Government Printing and Stationary
- Kaufmann, Daniel, Kraay, Aran & Mastruzzi, Massimo (1996-2022) "Governance Matters: Aggregate and Individual Governance Indicators (1996-2022)," World Bank
- Kaneko, Yuka (2020) "Land-Law Reforms in Vietnam and Myanmar: 'Legal Transplant' Viewed from Asian Recipients," *Asian Journal of Law & Society*, vol. 8, Issue 2, p.402-428
- Kaneko, Yuka (2021) "Origin of land disputes: Reviving colonial apparatus in land law *reforms*", in Yuka KANEKO, Narufumi KADOMATSU, and Brian Z. TAMANAHA, eds., *Land Law and Disputes in Asia: In Search for an Alternative Development*, Routledge
- La Porta, R., Lopez-De-Silanes, F. & Shleifer, A. (2008) "The Economic Consequences of Legal Origins," *Journal of Economic Literature*, 46 (2), p.285-332
- Maus, Ingeborg (1986) "Verrechtlichung, Entrechtlichung und der Funktionswandel von Institutionen," in Göhler, G. eds., *Grundfragen der Theorie politischer Institutionen: Forschungsstand problem, Perspektiven*, Westdeutscher Verlag.
- Nakanishi, Yoshihiro (2013) Post-1988 Civil-Military Relations in Myanmar. *Institute of Developing Economies (IDE) Discussion Paper No. 379*. IDE-JETRO
- Okudaira, R. (1986) "Burmese Dhammathat," in Hooker, M. B., *Laws of South-East Asia, Volume I*, Butterworths
- Pistor, Katrina & Wellons, Philip (1999) *The Role of Law and Legal Institutions in Asian Economic Development 1960-*

- 1995, New York, Oxford University Press
 —Richardson, Manu D. (1847) *The Damathat: Or The Laws of Menoo*, American Baptist Mission Press
 —UNDP/De Soto (2008) *Making the Law Work For Everyone*
 —U Tin (1920/reprinted in 1963) *Myamma Min Okchokpon Sadan with appendix to King Bodaw Phaya's Yazathat Hkaw Ameindaw Tangyi*, Department of the Historical Manuscripts and Culture of Myanmar, Vol.1
 —Van Vollenhoven, Cornelis (1931) *Het adatrecht van Nederlandsch-Indië* (Adat-law of the Netherlands-Indies), volume II, Brill, Leiden
 —Ye Naing Lin (2023) *Land Law Reform Toward the Ultimate Resolution of Land Disputes in Myanmar: A Combined Legal Approach*, doctoral dissertation submitted on December 20, 2023 to Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University, Japan

注

- 1 「法の移植」の推進論として La Porta et al. (2008) 参照。批判的検討として Kaneko (2020), (2021)。
- 2 金子 (2023) p.2-4 参照。
- 3 De Soto 自身も関与した国連開発計画 (UNDP) による *Making the Law Work For Everyone* (UNDP/De Soto 2008) p.7, p.66 参照。
- 4 UNDP/De Soto (2008) p.7 は貧困者の財産権登記を司法アクセスの前提とする。
- 5 Pistor & Wellons (1998) p.34 以下参照。
- 6 エールリッヒ／河上 (1984) 参照。
- 7 ルーマン／村上・六本 (1977), p.231。
- 8 ハーバーマス／丸山 (1987) p.358。広渡 (2015) は、現代における立法の希薄化による行政への「法の実質化」の委任、また司法の行政監視機能の後退ゆえに、法形成過程の民主的再構築なくして「生活世界の植民地化」は加速すると見る Maus (1986) の議論に言及している。
- 9 UNDP/De Soto (2008) p.65 参照。
- 10 Van Vollenhoven (1931) p.405 参照。
- 11 De Kat Angelino (1931) p.167-168 参照。
- 12 Van Vollenhoven 自身も慣習的土地秩序における集落の集团的利用地が、将来的に鉱山開発や森林開発等の国策によって侵害される懸念を有していたが、それは現実のものとなった。Holleman (2018) p.96 参照。
- 13 Van Vollenhoven は、慣習的土地秩序における集落の集团的利用地 (日本民法でいう入会権) が、アチェや東ジャバにおいて世帯持ち分の分割・売却により急速に失われつつある現実を憂いていた。Holleman 前掲 p.97。
- 14 Holleman 前掲, p.LX
- 15 Okudaira (1986) p.30-35。
- 16 Jardine (1882-3) 参照。
- 17 Borrow et al. (2019) 参照。
- 18 Kaufmann et al. (1996-2022) 参照。
- 19 同委員会は 2016 年設置以後 5 年間に 4,072 件の紛争を受け、3,971 件を処理した。
- 20 奥平 (2002) p.29-34。
- 21 バガン長官ウ・ティンの法令注釈 Bagan Minister U Tin (1920), p.3 参照。
- 22 テナセリム長官補佐 Richardson の英訳による Manugye Dhammathat である。
- 23 Hla Aung (2008) p.81 参照。
- 24 1876 年土地・租税法 8 条は “landholder's right” を「相続・譲渡可能な永続的な占有使用権」(a permanent heritable and transferable right of use and occupancy) と定義づけ、12 年間の占有継続を立証要件とする (7 条)。同権利は納税義務違反 (8 条) や休耕放棄 (11 条)、登記の不備 (15-17 条) などを原因として行政裁量による取消に服する。
- 25 1889 年上ビルマ土地・租税規則 24 条は、同規則制定から 1 年以内に、開墾から 10 年の占有継続について書証による立証を求めた。
- 26 1889 年上ビルマ土地・租税規則 23 条。
- 27 Furnivall (1948) p.105-108, 135、同 (1956) p.92 参照。また斉藤 (1985) p.152-153 は英国インド政庁が “landholder's right” の法的性質を国有地小作権の地位に留めることで、地租税率 50% に及ぶ過酷な搾取を許したと指摘する。
- 28 英国枢密院の裁量上訴制度は、ビルマの独立後 1947 年ビルマ初代憲法で独自の最高裁判所令状管轄権 writ を明文化するまで継続した。
- 29 農地再分配はウ・ヌ政権時代に全農地の 6% 弱、対象面積の 17% しか実施されず、ネウウィン時代にはほとんど成果を上げなかった (高橋 1991, p.76)。
- 30 ネウウィン時代に所有権も小作権とともに “*loat paing kwin*” (耕作権) として一括する用語法が定着した。詳しくは高橋 (1991) p.75。
- 31 Nakanishi (2013) によれば 1991-1995 年に 946 件、全 148,927 エーカーが認可された。
- 32 1876 年土地・租税法 56 条は行政判断の終局性を規定し、司法審査で覆すことはできない。1953 年土地国有化法 36-37 条、さらに 2012 年農地法 25 条 c 項に引き継がれている。
- 33 ミャンマー内務省総合行政局 (General Administration Department) による 2023 年 3 月 6 日付許可。
- 34 4 地域の詳細についてミャンマー内務省総合行政局 (2022a, b, c, d) 参照。
- 35 筆者はこのような推薦方式が結果のバイアスを伴うおそれは認識しているが、農民リーダーが客観的調査の目的をよく理解し、典型的な農業世帯を選択してくれた努力には信頼を置くことができる。
- 36 Nyaungshwe タウンシップ (シャン州) と Naungdon タウンシップ (バゴー地方) の回答にはそれぞれ 100 エーカー (40ha) を超える大農経営が 1 件ずつ含まれていたが平均値から除いた。
- 37 正確には、Nyaunglebin タウンシップと Naungdon タウンシップの一部回答が「父祖からの相続農地」とする回答を行ったが、意味するところはボーバーバイン地と同じである。
- 38 2023 年 4 月 26 日における Tada U タウンシップ Phyo Zaw Ko 氏、同 4 月 29 日における Nyaungshwe タウンシップ Kyaw Swar Lin 氏、同 4 月 20 日における Nyaungdon タウンシップ Kyaw Soe 氏、および同 5 月 4 日における Nyaunglebin タウンシップ Kyaw Bhone Maung 氏への聴き取り調査である。なお 2024 年 8 月 5-8 日、電話による追加質問を実施した。
- 39 2023 年 4 月 26 日における Tada U タウンシップ Khin Maung Myint 氏、同 4 月 29 日における Nyaungshwe タウンシップ Zaw Lwin 氏、同 4 月 20 日における Nyaungdon タウンシップ Hla Myo 氏、および同 5 月 4 日における Nyaunglebin タウンシップ Zaw Htoo Aung 氏への聴き取りである。
- 40 Nyaungdon タウンシップの経験した「荒蕪地休閑地」関連の典型的紛争の例として、開発事業に転じられた土地の本権者ではなく、小作人が異議を申し立てた事例が紹介された。本件は上述の「耕作権」をめぐる「現実耕作」の解釈問題としての小作人の地位が絡んでいると見られ、まさに旧 1953 年土地国有化法から引き継がれる農地耕作主義と 2012 年法の開発主義が衝突する事例と見られる。
- 41 2023 年 4 月 26 日における Tada U タウンシップ Win Bo 氏および Soe Hlaing Oo 氏、同 4 月 29 日における Nyaungshwe タウンシップ M ae 氏および Yaung 氏、同 4 月 20 日における Nyaungdon タウンシップ Aye Kyu

氏および Htwe Maung 氏、および同 5 月 4 日における Nyaunglebin タウンシップ Bo Bo Aung 氏および Khin Ohn Than 氏への聴き取りである。なお 2024 年 8 月 5～8 日に電話による確認的な追加聴き取りを実施した。

- 42 ただし行政側の見解にも幅があり、「現実耕作」の認定期間はエラワジ・デルタの Nyaungshwe タウンシップでは 3 年以上の継続耕作とするが、他のタウンシップでは 5 年以上の継続耕作とする。また 2012 年荒蕪地休耕地・処女地管理法という「荒蕪地休耕地」の判断基準についても、Nyaunglebin タウンシップでは 1 年以上の休耕地を国有化・民活利用しうるとし、他のタウンシップでは 4 年とした。こうした違いは、エラワジ・デルタでの農民の流動性の高さ、上ビルマでの農地継承の安定性などの地域性の違いを、行政判断が柔軟に受容する一面を示している。
- 43 ただし不正な農地取引の温床ともされてきた農地から商業用地への用途変更（いわゆる LaNa39）については、参加型意思決定手続が比較的詳述されている（19 項（c））。行政各層に「土地利用委員会」を設置し、選挙された農民代表・少数民族代表・女性代表を組み込み（10 項（b）、11 項以下）、このうち郡級土地利用委員会が主体となって土地利用計画策定を行う。その過程では、「登記の有無にかかわらず」私権を尊重せねばならず（25 項（b））、また地元住民との協議が必須である（27 項（a））。町・村落連合体レベルの土地利用委員会が住民側へ十分な情報開示を行い、住民協議を経た代替案を提示し（同（b））、郡級委員会は代替案を再び町・村落連合体レベルへ下ろして住民と協議する。このような 2 ラウンドの住民協議を経て土地利用計画が策定され、国レベルへ報告がなされる（同（e））。
- 44 土地収奪問題審理委員会は、2016 年大統領令 14 号により、1988 年クーデター以降に生じた土地紛争の処理を授權されていた。
- 45 マヌダエ・ダマタツ第 8 章 1 節は未完成の権利 *Myae-shin* の一つとして十年の時効取得を規定し、確定したボーバーパイン地の権利といえども長期の不耕作で喪失することが前提されていたと考えられる。

[ARTICLES]

Grassroots Democracy of Normative Contests against the “Legal Transplant”: A Survey of Farmland Dispute Resolution in Myanmar

KANEKO Yuka^{*1}
Ye Naing Lin^{*2}

Abstract

This paper puts a focus on farmland disputes in Myanmar triggered by the 2012 land law reform as a result of legal assistance by the international donor agencies, to identify the nature of customary law asserted in such disputes and the attitudes of mediators in realizing normative modification to the formal law. The method of analysis includes the interview surveys targeting ordinary farmers and the government officials in charge of land administration, as well as the mediators in the grass roots dispute resolution in four townships, combined by the case analysis.

One of the remarkable findings from the interviews with 120 farmers in four targeted areas was that an overwhelming majority of farmers showed a strong belief that they succeed the traditional absolute right to ancestry land *Bobwapaingmyae*. However, the authors' interview with 8 officers in charge of land administration identified a common understanding that *Bobwapaingmyae* is a mere customary right which is absorbed in the registered “cultivation right”. To fill such a perception gap between the farmers and the administration, the authors' interviews with 8 village mediators identified that they consider the traditional *Bobwapaingmyae* and the “cultivation right” under the written law exist separately, and that farmers often intentionally hold both rights cumulatively to increase the land security.

While this legal postulate of village mediators is workable for the internal disputes within the village sphere, once a farmer separates his “cultivation right” from *Bobwapaingmyae* and places it in the market through the sales or mortgage, the disputes must be handled in the formal dispute resolution systems where the legal positivism may govern. From the analysis of typical cases heard at the Kayin State-level Standing Committee for Scrutinizing Confiscated Farmland during 2016–2020, the authors found that the Committee tends to affirm the claims of *Bobwapaingmyae* holders even when they lack the registration of formal “cultivation right”, as far as the “actual cultivation” is proven. To the reverse, absentee parties are not recognized even though they claim their ancestry *Bobwapaingmyae*.

Thus the legal postulate of administrative dispute resolution forums is found to be the protection of farming household's livelihood, by utilizing the formal law's requirement of “actual cultivation” as a nodal point, which corresponds to the fundamental norm rooted in the society across the generations.

* 1 Professor, Graduate School of International Cooperation Studies and Center for Social System Innovation, Kobe University.

* 2 General Administration Department, Ministry of Home Affairs of Myanmar.

[論 説]

韓国における「民主化」と「民主主義」：言説の変化を中心に

木村 幹^{*1}
澤田 克己^{*2}

はじめに

列に入れよ われらの味方に 砦の向こうに世界がある 戦え それが自由への道

2024年3月3日、ソウルを東西に貫流する漢江の中州に位置する、汝矣島広場に設けられたステージの上でオペラ歌手が歌うのは、ミュージカル「レミゼラブル」の看板曲として知られる「民衆の歌」である。とはいえ、そこで開かれているのは、音楽の野外コンサートや演劇のイベントではない。共に声を張り上げているのは、韓国全土から集まってきた2万人もの医師達である。この日、この場所で開かれているのは、尹錫悦政権の「医学部定員2000人増員」に反対する、大韓医師協会、日本で言えば日本医師会に当たる組織の集会なのである¹。

医学部の定員増は即ち将来の医師の増加を意味しており、故にこれにより経済的利益が損なわれる医師達が反対するのは、合理的であり不思議ではない。それでも、このシーンが奇妙に見えるのは、彼等が自らの運動を「レミゼラブル」が描く貧しい労働者等による、王政打倒の為の革命運動に準えているからである。

勿論、それは韓国の医師達が「レミゼラブル」の舞台である1830年代のフランスの労働者等のように貧しい暮らしを強いられているから、ではない。韓国における医師の社会的ステータスは極めて高く、その経済的収入はOECD諸国においても上位に位置する、とされている。にも拘わらず、彼等が自らの運動を「レミゼラブル」に準える理由はただ一つ。それは彼等が自らの運動を、医療を医師自身の手に取り戻す「医療民主化」の一環だと考えているからである²。

とはいえ、このようなエリート職能団体が自らの利益を維持する為の運動を、「民主化運動」の一つとして位置付ける姿は、韓国社会のアウトサイダーには、奇異に映る。そしてここで重要なのは、「医療民主化」に見られるような、何かしらの業界や領域を冠する「民主化」言説が韓国には数多く存在する、という事である。例えば、筆者が別稿³で嘗て議論した「司法民主化」

*1 神戸大学大学院国際協力研究科教授

*2 毎日新聞社論説委員

はその一つであり、類例は「言論民主化」「検察民主化」「軍民主化」等、枚挙に暇がない。

そしてそれは当然の事ながら、韓国の人々が今日まで培ってきた「民主化」や「民主主義」に関わる言説の積み重ねの延長線上にある。それでは、韓国の人々は今日まで、この「民主化」や「民主主義」に関わる言説をどの様にして展開してきたのだろうか。本稿ではこの点について、その過程を概観した上で、現在の韓国の民主主義が抱える課題について論じる事とした。

第1章 先行研究と本稿の視点

嘗て長期に渡る権威主義政権の支配を経験した韓国現代史において、民主化は常に重要な社会的イシューの一つであり、それ故、数多くの著作が民主化について書かれてきた。しかし、その事は先行研究が、韓国において如何にして「民主化」が「語られてきたか」の詳細を明らかにして来た事を意味しない。

そして、この様な状況には理由がある。それはそもそも「民主化」が、「民主主義への移行」を意味する以上、「民主化とは何か」を議論する以前に、「民主主義とは何か」が確定されねばならないからである。しかしながら、ダールがかつて述べたように、「民主主義」は多義的かつ論争的な概念であり、古代ギリシャ以来、多くの論者が異なる観点から「自らの民主主義」について語ってきた⁴。有名なダール自身による「ポリアーキー」も、あくまで彼が考える「民主主義」の理念型にしか過ぎない。一言で言うなら、今日に至るまで「民主主義とは何か」については、唯一絶対な定義は存在しない。

「民主主義」が多義的かつ論争的な概念である以上、「民主化」も当然多義的かつ論争的な概念とならざるを得ない。にも拘わらず、この「民主化とは何か」が大きな問題とならない場合があるとすれば、それはその社会に何かしらの「民主化とは何か」が議論の対象にならない環境がある場合である。例えば、グルーゲルは1970年代から80年代の世界には、「民主化」を「非

民主主義的な体制から説明責任を果たしより代表制の高い政治体制への政治的移行」とする事を当然視する見方があったとし、それ故に「民主化とは何か」を巡る理念的な議論は活発ではなかった、と説明する⁵。つまり、「民主主義」が多義的且つ論争的である事が意識される一方で、その「民主主義」を実現する過程である「民主化」については、一定の共通理解があり、それ故に大きな論争が生じなかった、という事になる。

そしてその事は1990年代に入り、民主主義の安定性が主たる関心となった後も変わる事はなかった、とグルーゲルは整理する。彼は言う。結果として、「民主化」にはそれを公正で定期的な選挙の実施とそれを可能にする規範の普及、つまりは「形式的」な民主主義の実現に限定して考える「ミニマリスト」的理解から、平等や共同体の目的の実現、更には権利の拡大といった、「実質的」な民主主義をも求める見解に至るまでの、幅広い見解が残され、今日にまで至る事になった。つまり、「民主化」においても、「民主主義」と同様の理解の多様性は認識されていたが、そもそも「民主化」が何であるかについては本格的な論争は為されてこなかった事になる。

グルーゲルはだからこそ実際の「民主化」の過程は多様であり、それぞれの社会が歩んできた「歴史的経路」に大きく依存する、と主張する。そしてその事は、本稿が関心を向ける韓国における「民主化」言説のあり方についても同じである。即ち、「民主化」と「民主主義」に関わる理解が多様である以上、特定の社会における「民主化」や「民主主義」に関わる言説がどの様に形成されるかもまた、その国が経験した「民主化」や「民主主義」に関わる歴史的経緯によって異なる事となる⁶。

それでは、本稿が扱う韓国における「民主化」や「民主主義」に関わる言説はどの様な「歴史的経路」を経て形成されたものであり、その過程に影響を与えたのはどの様な要素であったのだろうか。次に具体的なデータに沿って見てみよう。

第2章 権威主義体制下における「民主化」と「民主主義」

韓国における民主主義言説の開始をどこに置くかは、難しい。例えば、韓国の近代史学者の多くはその重要な起点の一つとして、19世紀末の独立協会に纏わる運動を挙げる。皇帝に絶対的な権限が制度的に集中した大韓帝国期において、立憲君主制の樹立を目指したこの協会の運動を以て、近代的民主主義思想と民主化運動の嚆矢と理解するのである。このような思想的流れは、やがて日本統治期において上海に樹立された亡命政権である大韓民国臨時政府の「民国」、つまりは「共和国」としての樹立となって表れる、とするのが一般的理解であろう⁷。

とはいえ、韓国における民主化や民主主義言説の展開はここで大きな制約を受ける。何故なら、植民地化により、「民主化」の対象となるべき国家自体が消滅したからである。そこにおいては独立運動を進める亡命政権の「政治体制」を巡る様な例外的な場合⁸を除いて、政治体制のあり方よりまず、国家の回復、つまりは独立の実現が最優先された。結果、この時期の朝鮮半島における「民主化」を巡る言説は、極めて限られたものとなっている。言い換えるなら、1948年の建国後の韓国における「民主化」に関わる言説は、主として植民地支配からの解放後に改めて形成されたもの

だという事が出来る。

それではその展開はどの様なものだったのだろうか。この点を以下、植民地支配終焉から今日まで一貫して停刊等を経験せずに発行され続けている、唯一の韓国の新聞である朝鮮日報の記事⁹に沿ってみていくなら次のようになる（表1）。

朝鮮日報が植民地支配から解放された1945年8月から大韓民国が建国される1948年8月に至るまでの3年間に掲載された記事において、その見出しに「民主化」が入るものは21件にしか過ぎない。注目すべきは、そのかなりの部分を占めているのが、来るべき政府の「民主化」ではなく、「警察の民主化」だと言う事であろう。米軍政期には、日本統治からその組織を受け継いだ警察が、米軍政府と対立する左右の様々な組織と対立し、また弾圧を行っており、その改善を求める声が「警察の民主化」という形で表れていた、と見てよいだろう。

続いて第1共和国期、つまりは李承晩政権期の「民主化」言説を見てみよう。特徴的なのは、最終的には不正選挙が糾弾され、学生等を中心とする民主化運動により打倒される李承晩政権であるが、この政権自体を「民主化」の対象とする言説はあまり見られない事である。寧ろ目立つのは、「教育の民主化」「経営の民主化」「金融の民主化」といった個別の 이슈に関わる「民主化」に関する言説である。例えば、「金融

表1 『朝鮮日報』記事見出しにおける「民主化」言説

	米軍政期		第1共和国		第2共和国		軍政・第3共和国		第4共和国		第5共和国		盧泰愚政権前期 (1989年まで)
1	警察	1	教育	1	証券市場	1	チェコスロバキア	1	スペイン	1	総裁	1	デモ
2	朝鮮	2	学校	1	学園	2	金融	2	政治	2	韓国	2	運動
3	日本	3	経営	3	発展	2	社説	3	韓国	3	社説	3	大統領
4	問題	3	金融	4	産業	2	制度	4	道	4	アメリカ	4	中国
4	アメリカ	3	問題	4	書籍	4	朴正熙	5	運動	5	新民党	5	改革
4	選挙	6	体育	6	改革	4	長所	6	金大中	6	国民	6	要求
7	通貨	6	合理化	6	経済	4	ソ連	6	大統領	6	政治	6	韓国
7	改革	7	片貌	7	金融	4	革命	8	フランコ	8	改憲	8	社説
7	談話	7	西欧	7	長官	9	強調	8	学園	8	促求	8	政治
7	民主他	7	日本	10	機構他	9	継続他	10	経済他	10	代表	10	ハンガリー

出典：DB 조선, https://archive.chosun.com/pdf/i_service/index_s.jsp（最終確認 2024 年 8 月 5 日）より筆者作成。『朝鮮日報』記事見出しにおいて、「民主化」を含む記事に使用されている名詞・固有名詞を多い順に示している。

の民主化」の内容は次の様なものである。日本統治期における朝鮮総督府や日本人が保有していた資産は、戦後、米軍政府による強制的没収を経て、韓国政府に継承された。結果、当時の韓国政府は自らの領域に存在する大半の金融機関の株式等を保有しており、これを経済統制の手段として用いていた。しかしながら、このような「政府による独占資本主義」的状态は早期に解決されるべきであり、金融機関をはじめとするこれらの資産を早期に民間に払い下げ、企業を政府の統制から抜け出させなければならない。これこそが「金融の民主化」だというのである。

解放直後における「警察の民主化」にせよ、第1共和国における「経済」や「金融の民主化」にせよ、前提に存在するのは、新興独立国である韓国政府が、日本植民地支配から強力な動員力を持つ国家組織や、経済的支配権を受け継いだ結果として、社会の様々な分野において強大な統制力を有する「過大成長」国家であった事¹⁰である。そしてこの様な「過大成長」した国家の力やそれを支える中央集権的システムを解体していく事を、当時の人々が「民主化」という言葉で呼んでいた事がわかる。

この様な「民主化」に関わる言説が変化するのは、第1共和国が崩壊し、第2共和国に入ってからである。ここでは政治「体制」そのものの「民主化」が言説の中心となっており、加えて、李承晩体制を打倒する原動力となった「学園」の民主化も活発に議論されている。併せて、第1共和国期と同じく「過大成長」した国家の解体を目指す、経済部門の民主化も依然議論されているが、中心的な議論ではなくなっている。

この様な「民主化」を「過大成長」した国家による社会各部署への統制解除の文脈ではなく、「体制」に関わる問題として議論する傾向は、1961年5月、朴正熙が軍事クーデタにより政権を奪取して以降、更に明確になる。その原因の一つは、クーデタ直後には一時的に軍政を選択した朴正熙が、早期の民政移管を表明した事にある。当然の事ながらそこでは「民政」のあるべき姿が議論される事になり、1963年に第3共和国が成立し、形式的に民政移管が為された後も、韓国で

はその「民主化」の必要性が議論される事になる¹¹。

とはいえ、この状況は1972年、朴正熙が上からのクーデタにより、第4共和国、つまりは維新体制を成立させてから暫くすると、再び大きく変化する。何故ならこれ以降、メディア等における韓国自体の「民主化」に関わる言説そのものが大きく後退する事になったからである。しかしながら、その事は、韓国メディアが「民主化」について全く報じなくなった事を意味しなかった。代わって登場したのはスペインやギリシャ等、他国における「民主化」に関わる報道である。当時の世界では、ハンティントンのいう「民主化の第三の波¹²」が起こりつつあり、朝鮮日報もこの動きを報道した事になる。

しかしながら、当時のメディアにおける言説で興味深いのは、この様な他国の事例に関わる言説を通じて寧ろ、民主化を既存の「体制」の変革に関わるものとして取り上げる見方が強化されて行った事であろう。そしてその結果は、1979年に朴正熙が暗殺されると、一挙に噴出する事になる。他方、当時の政権側は既存の政治体制の変革を含意する「民主化」という言葉を嫌い、これを「政治発展」という特殊な用語で言い換える事になる（グラフ1）。こうして1980年代までに韓国では、同じ体制変革であっても、体制側が「政治発展」という用語を使い、反体制側が「民主化」という言葉を使うという図式が成立する。そこで意図されていたのは、「政治発展」とは支配勢力の交代を伴わない体制変革であり、他方、「民主化」とは既存の支配勢力を打倒し、新たな体制を築き上げる営みだ、という理解である。

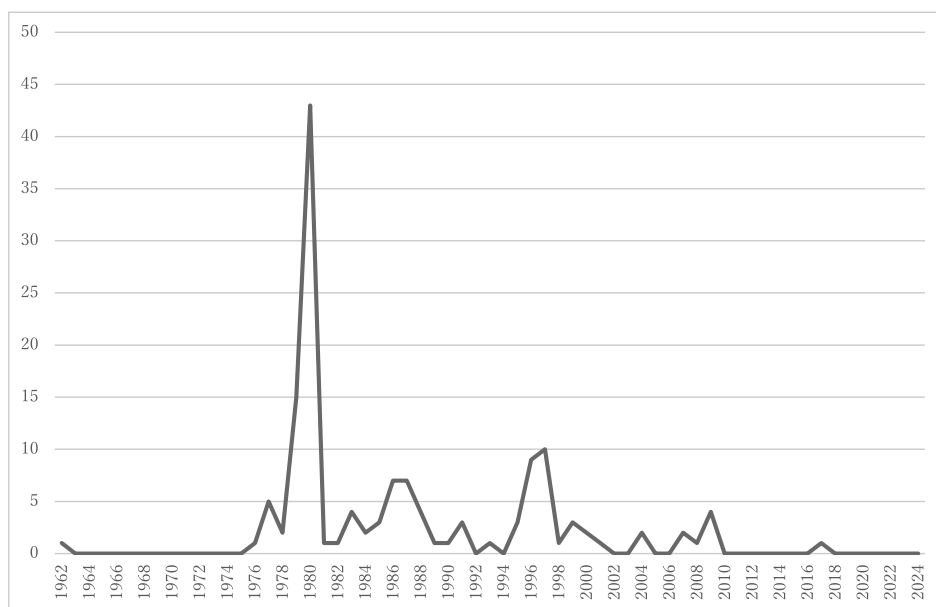
さて、続いて「民主主義」そのものに関わる権威主義体制下の言説についても、同じ朝鮮日報の記事データベースを使って見てみよう（表2）。

韓国における「民主主義」に関わる言説も、その主たる展開はやはり植民地支配からの解放後における事になる。朝鮮日報の記事においても、日本統治期の「民主主義」に関わる記事もその殆どが、日本以外の国に関わるものであり、この時期の同紙が日本やその植民地であった朝鮮半島における「民主主義」に大き

な関心を有していたようには思えない。対して、植民地支配から解放されると、同紙における「民主主義」を巡る報道は俄かに活発化する。最初の記事は1945年11月29日の社説「真正なる民主主義」¹³。各政治勢力が求める「民主主義」体制の樹立に向けての角逐の様子を伝え、更には伝統的な在地勢力を排除した「真正なる民主主義」の必要性を唱えている。そこに存在するのは正しく「真正なる民主主義」とは何かを巡る議論である。

しかし、この状況は1948年に大韓民国が建国されると、大きく変わる。何故なら、これにより朝鮮日報における「民主主義」を巡る言説も、既に存在する体制を巡るものになったからである。即ち、そこでは李承晩率いる政府が「民主主義」の「発展」や「強化」を語るのに対し¹⁴、逆に野党側は政権による度重なる弾圧や憲法改正の試みこそが「民主主義」を損なっている、という主張を展開する様¹⁵を見る事が出来る。

だからこそ、李承晩政権が崩壊し、第2共和国体制



グラフ1 『朝鮮日報』記事表題に見る「政治発展」

出典：DB 조선、https://archive.chosun.com/pdf/i_service/index_s.jsp（最終確認 2024 年 8 月 5 日）より筆者作成。「政治発展」が1970年代末から1980年代頃までに使われた特殊な用語であった事がわかる。

表2 『朝鮮日報』記事見出しにおける「民主主義」言説

	米軍政期		第1共和国		第2共和国		軍政・第3共和国		第4共和国		第5共和国		盧泰愚政権前期 (1989年まで)
1	発表	1	アメリカ	1	アメリカ	1	韓国	1	アメリカ	1	アメリカ	1	アメリカ
2	朝鮮	2	発達	2	革命	2	議長	2	大統領	2	論壇	2	大統領
3	共同	3	発展	3	経済	3	選挙	3	韓国	3	政治	3	政治
3	国家	4	政治	3	大統領	4	政治	4	国会	4	社説	4	韓国
5	声明	5	欧州	3	東方	5	社説	5	議員	5	社会	5	経済
5	自由	5	国際連合	3	副議長	6	政党	6	記者	6	韓国	6	ロシア
5	政府	5	社説	3	就任式	7	政策	6	新民党	7	大統領	7	自由
8	共産党	8	民主	3	韓国	8	教育	6	海外	8	選挙	8	関係
8	アメリカ	9	韓国	9	共産主義	9	自由	6	自由	9	演説	9	選挙
8	独立・他	10	大統領・他	9	継承・他	10	革命・他	9	世界他	10	議会	10	市場

出典：DB 조선、https://archive.chosun.com/pdf/i_service/index_s.jsp（最終確認 2024 年 8 月 5 日）より筆者作成。『朝鮮日報』記事見出しにおいて、「民主化」を含む記事に使用されている名詞・固有名詞を多い順に示している。

が樹立されると、一旦この論争は終焉し、「民主主義」に関わる言説は減少する。「民主主義」を巡る言説が再活性化するのは、「民主化」と同じく、朴正熙が軍事クーデタにより政権を獲得し、早期の民政移管を約束した後の事になる。ここにおいて興味深いのは、少なくとも公式には李承晩政権が「民主主義」のモデルを、李承晩自身が亡命生活をも過ごしたアメリカのそれに置いたのと異なり、朴正熙政権が自ら固有の「民主主義」概念を打ち出そうとした事である。そこでは「民族的民主主義¹⁶」という用語が用いられ、アメリカや欧州とは異なる韓国固有の民主主義の「土着化¹⁷」が議論された¹⁸。この傾向は、第4共和国期にも「民族的民主主義」を「韓国的民主主義」という名に変えて継続され¹⁹、朝鮮日報紙上でも、政府が掲げる韓国固有の民主主義言説に対して、これに反対する野党が西洋式の民主主義言説を以て対抗する、図式を明瞭に見る事が出来る。

しかし、この状況は第5共和国期になると一変する。「政治発展」を巡る言説にも典型的に表れていたように、朴正熙暗殺後の崔圭夏政権や、その後に新たに樹立された全斗煥政権は独自の民主主義言説を打ち出す事を止め、「民主主義」を巡る議論自体を忌避したからである。しかしその結果、同政権が末期に近づく頃になると、「民主主義」を巡る言説は、政権を批判する側の勢力により独占され、第5共和国体制を変革する事こそが民主化であり、その最重要な要素は大統領直接選挙制の実現である、という言説が定着する事になる。

第3章 民主化後の「民主化」と「民主主義」言説の展開

このような権威主義体制下における韓国の「民主化」や「民主主義」に関わる言説の展開過程については、筆者は嘗て異なる角度から分析した事があり、以上の様な朝鮮日報紙上における「民主化」や「民主主義」に関わる言説の展開は、概ねその分析を裏付けるものとなっている。即ち、権威主義体制下の韓国において

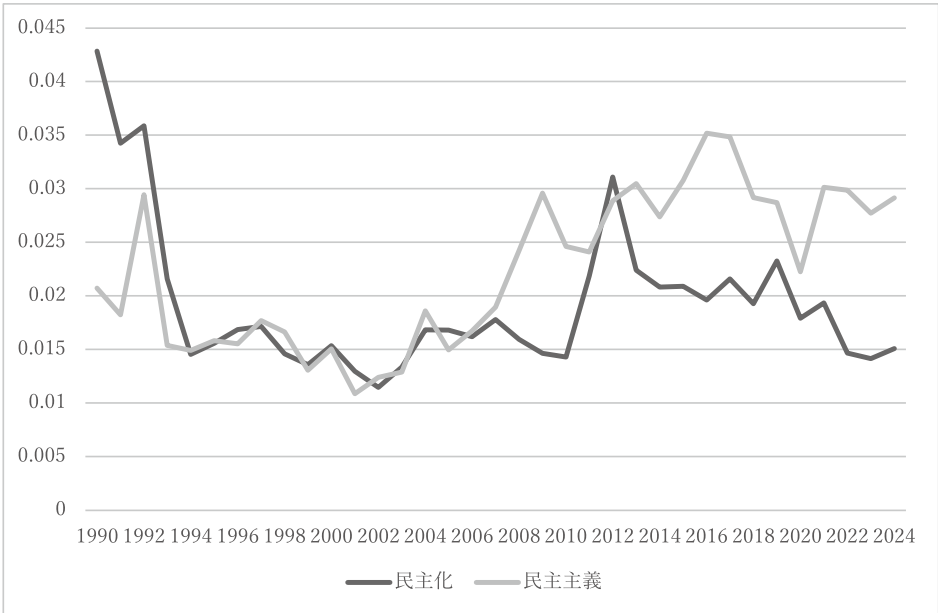
は、長年に渡って「民主化」や「民主主義」を巡って、政府とそれに対抗する勢力が各々紡ぎだした言説の対立が存在したものの、この対立は1980年代に入るまでに、政府に対抗する勢力の側の勝利に終わる。そしてその言説の覇権の上に、1987年の民主化が実現する事になるのである

とはいえ、その事は韓国における「民主化」や「民主主義」に関わる言説の展開が、1987年の民主化により終了した事を意味しない。それではその展開はどの様に行われたのか。次にこの点を、進歩派を代表する新聞であるハンギョレ新聞の記事から見てみる事にしたい。ここまで扱ってきた朝鮮日報に代えて、ハンギョレ新聞を使う理由は二つある。一つは、既に述べた様に民主化に至るまでの段階、そしてそれ以後においても、「民主化」や「民主主義」を巡る言説の覇権を握ったのが、政府に対抗する側であり、その議論を最も先鋭な形で代表するのが韓国の進歩派を代表する同紙だからである²⁰。二つ目は同紙については、韓国言論財団が運用するデータベース²¹から、著作権処理を終えた1990年以降の記事の本文を含む詳細な情報が、データベースに負担を与える事なく、ダウンロード可能だからである²²。これにより、朝鮮日報上の言説の分析に利用した記事の題目に基づくものよりも、遥かに多くの情報を加えたより詳細な言説展開の分析が可能になる。

具体的な対象となるのは同紙の記事の中で本文に「民主化」或いは「民主主義」の語を含む記事である。その全体の推移は次の様になっている（グラフ2）。このグラフでは、データベースに収録されている毎年の全体記事数に対するそれぞれの語が含まれる記事の割合を示している（100%=1.00）。

明らかなのは、この新聞における「民主化」や「民主主義」に関わる記事の割合が、二つのピークを有している事である。第一のピークは民主化直後の1990年代初頭であり、第二のピークは「民主主義」においては2008年から始まる時期、そして「民主化」については2012年になっている。「民主主義」第二のピークを形成する2008年は李明博政権に対する「アメリ

カ産牛肉輸入反対デモ」が展開された年であり、最も
高くなっている 2016 年は朴槿恵弾劾運動が展開され
た年である。また、「民主化」の第二のピークである
2012 年はエジプトをはじめとする世界各地で民主化運



グラフ 2 ハンギョレ新聞に見る「民主化」と「民主主義」

出典：빅카인즈、<https://www.kinds.or.kr/>（最終確認 2024 年 8 月 5 日）、より筆者作成。なお、2024 年は 7 月 31 日までの数字である。

表 3 『ハンギョレ新聞』記事本文における「民主化」言説推移（1）

	盧泰愚	金泳三	金大中	盧武鉉	李明博	朴槿恵	文在寅	尹錫悦	全時期
1	民主化	民主化	民主化	民主化	民主化	大統領	民主化	民主化	民主化
2	大統領	大統領	運動	運動	大統領	民主化	運動	運動	大統領
3	選挙	運動	大統領	教授	経済	経済	大統領	大統領	運動
4	政治	国民	政治	社会	社会	運動	市民	民主化	社会
5	国民	政府	改革	大統領	候補	社会	社会	代表	政府
6	運動	政治	国民	政府	政府	政府	代表	政府	教授
7	民自（党）	改革	教授	市民	運動	代表	政府	社会	経済
8	全国	社会	社会	政治	教授	教授	民主	委員会	政治
9	政府	教授	候補	委員会	言葉	政治	議員	市民	代表
10	民主	問題	委員会	団体	政治	言葉	言葉	言葉	市民
11	候補	会議	市民	言葉	市民	市民	教授	調査	国民
12	教授	民主	議員	国家	政策	議員	委員会	教授	候補
13	この日	代表	言論	国民	人	国民	国家	国家	言葉
14	社会	候補	政府	問題	国民	国会	国会	団体	民主
15	連合	経済	人	人	代表	国家	政治	政治	選挙
16	代表	全国	団体	民主	政権	歴史	経済	当時	議員
17	政権	政権	問題	代表	国家	時	この日	委員長	委員会
18	問題	団体	人権	候補	時	人	抗争	時	国家
19	事件	選挙	民主	言論	選挙	民主	国民	政権	人
20	関連	この日	会議	改革	歴史	選挙	団体	選挙	時

出典：빅카인즈、<https://www.kinds.or.kr/>（最終確認 2024 年 8 月 5 日）、より筆者作成。各々の政権期において、本文に「民主化」を含む記事の中において、出現回数が多い語句を 20 位まで示した。なお、一つの記事に関連する複数の語句が使われている場合には、使われた語句の数だけ重複カウントしている。

動が活発に展開された年であり、権威主義政権期と同様、国際的な状況の変化が韓国の「民主化」言説に一定の影響を与えている事がわかる。

それでは各々の言説の中身について、歴代政権別に具体的に見てみよう。最初は「民主化」に関わる言説である（表3）。盧泰愚政権後半に当たる1990年から1993年2月にかけての時期においては、この新聞は依然、選挙や政治を中心に「民主化」についての言説を展開している。金泳三政権期においても大きな変化は存在しないが、「経済」に触れる頻度が上昇しているのがわかる。続く金大中政権期には、金泳三政権期に続いて「改革」が議論される一方で、民主化運動の顕彰の問題が議論されている。この金大中政権期から盧武鉉政権期には「市民」という用語が上昇し、「民主化」に関わる議論が新たに生まれた各種「市民」団体による、「市民運動」として、展開されている事が見て取れる。

しかし、この様な状況は李明博政権期から変わってくる。記事数が大きく増加した事のみならず、そこで扱われるイシューの変化が重要である。「経済」「社会」が上位に浮上し、これまでの「民主化」を巡る議論

において中心であった「政治」や「選挙」を上回るようになる。議論されているのは、財閥改革を中心とする「経済」の民主化や、企業の「社会」的責任であり、ここに大きな転換点がある事がわかる。状況は朴槿恵政権期においても大きく変化はしていない。この時期には「歴史」も上位に浮上し、一つのクラスターを形成する事になっている。

最後に文在寅政権期に入ると、「経済」が減少する。代わって再び「市民」や「政治」が上昇し、「経済」の民主化言説における地位が急速に低下している事がわかる。クラスターを見ると「市民」は「光州事件」の記憶と密接に結びついている事もわかる。尹錫悦政権期に入ると、民主化に対する言説は特定の分野と結びつくというよりは、寧ろ、時々々の政治状況に関わるものになっている様に見える。

以上の様な各政権期における「～の民主化」に関わる主要な言説を全時期を通じての頻出語句順にまとめると表4の様になる。明らかなのは、当初は民主化運動の流れを汲み政治体制の「民主化」を中心に語られてきた言説が、経済や社会までもを包含する広範なものへと展開したものの、やがてはこの新たな言説も

表4 『ハンギョレ新聞』記事本文における「民主化」言説推移（2）

	盧泰愚	金泳三	金大中	盧武鉉	李明博	朴槿恵	文在寅	尹錫悦	全時期
社会	14	8	8	4	4	5	5	7	4
政府	9	5	14	6	6	6	7	6	5
経済	36	15	24	24	3	3	16	22	7
政治	4	6	4	8	10	9	15	15	8
市民	69	22	11	7	11	11	4	9	11
選挙	3	19	22	25	19	20	26	21	16
国会	23	36	34	33	54	14	14	27	27
歴史	142	43	52	39	20	15	22	43	28
言論	46	21	13	19	30	49	46	48	31
人権	58	67	18	28	62	36	28	49	37
教育	44	54	54	40	33	45	74	57	43
調査	133	77	61	94	147	109	25	11	66
警察	49	110	178	139	74	121	72	29	73
統一	41	24	83	88	132	172	115	131	75
検察	198	78	174	203	155	210	60	102	125

出典：빅칸인즈、<https://www.kinds.or.kr/>（最終確認 2024 年 8 月 5 日）、より筆者作成。「民主化」に関わる主要な語句の出現頻度を、各々の政権期における順位で示している。例えば、「社会」という語句は盧泰愚政権期においては第 14 位の出現頻度になる。尚、「大統領」や「民主主義」といった全期間を通じて上位にある語句は除いてある。

影響力を失って解体していく様であろう。

それでは同じ事を今度は「民主主義」言説について見てみよう。「民主化」と同様に「民主主義」に纏

わる言説をまとめると、表5、表6のようになる。明らかなのは、時期毎に大きな変化を見せる「民主化」に関わる言説とは異なり、「民主主義」に関わる言説は、

表5 『ハンギョレ新聞』記事本文における「民主主義」言説推移（1）

	盧泰愚	金泳三	金大中	盧武鉉	李明博	朴槿恵	文在寅	尹錫悦	全時期
1	選挙	大統領	大統領	大統領	大統領	大統領	大統領	大統領	大統領
2	大統領	民主主義	政治	社会	民主主義	民主主義	民主主義	代表	民主主義
3	政治	国民	民主主義	民主主義	社会	政治	選挙	民主主義	政治
4	連合	政治	社会	政治	政府	社会	代表	政府	社会
5	民主主義	政府	国民	言葉	政治	市民	市民	政治	選挙
6	民自党	連合	選挙	政府	市民	代表	社会	言葉	政府
7	国民	選挙	政府	選挙	選挙	言葉	政府	選挙	市民
8	候補	社会	改革	国民	言葉	政府	政治	社会	代表
9	民主	統一	市民	教授	候補	選挙	候補	議員	国民
10	全国	全国	運動	市民	代表	国民	言葉	この日	言葉
11	統一	市民	候補	問題	国民	議員	議員	国会	議員
12	政府	団体	経済	国家	言論	教授	国民	市民	候補
13	この日	会議	言葉	運動	教授	人	国会	国民	教授
14	代表	この日	言論	議員	人	国会	運動	教授	運動
15	運動	運動	団体	人	議員	大統領選挙	この日	記者	国家
16	社会	民族	議員	代表	国家	国家	教授	国家	人
17	民族	問題	問題	世界	経済	歴史	国家	委員長	国会
18	国家	候補	人	候補	国会	運動	人	民主	この日
19	会議	経済	国家	言論	政権	事件	委員会	委員会	問題
20	経済	代表	この日	国会	時	時	大統領選挙	自由	経済

出典：빅카인즈、<https://www.kinds.or.kr/>（最終確認 2024 年 8 月 5 日）、より筆者作成。各々の政権期において、本文に「民主化」を含む記事の中において、出現回数が多い語句を 20 位まで示した。なお、一つの記事に同じ語句が複数使われている場合には、当該複数回カウントしている。

表6 『ハンギョレ新聞』記事本文における「民主主義」言説推移（2）

	盧泰愚	金泳三	金大中	盧武鉉	李明博	朴槿恵	文在寅	尹錫悦	全時期
政治	3	4	2	4	5	3	8	5	3
社会	16	8	4	2	3	4	6	8	4
選挙	1	7	6	7	7	9	3	7	5
政府	12	6	7	6	4	8	7	4	6
市民	40	11	9	10	6	5	5	12	7
国会	37	27	28	20	18	14	23	11	18
経済	20	19	12	24	17	32	27	29	21
言論	75	55	14	19	12	34	32	21	21
歴史	134	44	43	25	25	17	29	68	25
人権	94	75	24	30	49	63	34	40	40
教育	164	142	86	65	44	61	49	59	55
警察	153	52	142	187	95	97	21	43	65
調査	168	78	52	123	113	79	61	71	80
統一	11	9	39	164	195	211	365	284	86

出典：빅카인즈、<https://www.kinds.or.kr/>（最終確認 2024 年 8 月 5 日）、より筆者作成。「民主主義」に関わる主要な語句の出現頻度を、各々の政権期における順位で示している。例えば、「政治」という語句は盧泰愚政権期においては第 3 位の出現頻度になる。尚、「大統領」や「民主主義」といった全期間を通じて上位にある語句は除いてある。

遙かに安定している事である。即ち、ハンギョレ新聞の「民主主義」に関わる言説において、常に主流を占めているのは、「政治」や「選挙」に関わる言説であり、次いで、金泳三政権期以降に定着した「社会」に関わるものである。他方、「民主化」においては上位を占める「経済」に関わる言説は、金泳三政権から李明博政権にかけて一部存在するものの、その言及の頻度はそれほど高いとは言えず、しかも文在寅政権期以降、その地位を低下させている。他方、顕著な変化を見せるのは、統一に関わる言説であり、時間の経過と共に「民主主義」を統一との関係で論じる言説が低下している事がわかる。因みにこの様な統一との関連での言説の減少は、「民主化」においても見る事が出来るから、韓国の「民主化」や「民主主義」に関わる言説は、冷戦終焉以降次第に、朝鮮半島全体よりも、大韓民国一国のみに関わるものへと転化していると言う事が出来る。

それでは、この様な韓国の「民主化」や「民主主義」に関わる言説の変化から、我々は何を読み取る事が出来るだろうか。最後にこの点について整理して、本稿を終える事としたい。

むすびにかえて

最初にここまで述べてきた事を整理してみよう。韓国における「民主化」や「民主主義」に関わる言説を考える上で重要な事は、第二次世界大戦以前のこの地域が日本の植民地支配の下にあった、と言う事である。当然の事ながら、如何なる地域においても、自らの国家が存在しなければ、その「民主化」や「民主主義」について議論する事は難しい。だからこそ、韓国においてもその「民主化」や「民主主義」に関わる議論は、1948年の大韓民国建国を見据える時期になるまでは、活発には存在しなかった。

しかしながら、その事は建国により、この国における「民主化」や「民主主義」に関わる議論がすぐに活性化した事を意味しない。1948年に成立した第1共和国体制においては、「民主化」という用語は、政府各

部署の運用や肥大化を批判する文脈では使われていても、政治やその在り方全般の改革を求めるものとしては、殆ど使われていない。この点においては、本稿が分析対象とした朝鮮日報においてのみならず、他の新聞や書籍においても同様である。

注意しなければならないのは、この事が当時の韓国の人々が、政治の在り方全般の改革を求めるものとしての「民主化」という概念を有していなかった事を、意味しない事である。例えば、当時の韓国の新聞等においては、隣国日本において進行する占領軍主導の「民主化」の様子が比較的詳細に紹介されている。にも拘わらず、当時の韓国において — 李承晩政権による権威主義的な政権運営にも拘わらず — 自国の「民主化」がほとんど議論されなかった背後には、当時の人々による、次の様な理解があったかも知れない。即ち、問題は体制ではなく、政府の運用の仕方である。だから、政府各部署の運用を「民主化」すれば、それで事足りる筈だ、と。

本稿の分析による限り、この様な韓国における「民主化」や「民主主義」に関わる言説が一変するのは、1960年代に入ってからになる。重要な事は、1961年に政権を獲得した朴正熙等が自らのクーデタを正統化する意図を以て、積極的に固有の「民主化」「民主主義」論を展開した事である。朴正熙等は、自らの行いは軍事クーデタではなく、「革命」であり、それにより「真の民主主義を確立していく²³⁾」為のものである、と位置付けた。朴正熙はこの様な「真の民主主義」の為には、まずはその前提となる国民を作り上げる必要があり、その為には上からの「民族改造」が必要だと主張した。

この様な朴正熙自身の主張は、やがて維新体制という政治的袋小路へと帰着する事で求心力を失い、その政治的後継者とも言える崔圭夏や全斗煥は、「民主化」ではなく、「政治的發展」という言葉を使う事で、この「民主化」や「民主主義」が何であるべきか、という論争を意図的に避ける事となる。しかしながら本稿において重要なのは、こうして韓国においては、「民主化」や「民主主義」を巡る言説が、時の政治体制を

批判的に論じる際のものとして定着し、やがてその認識の下で、実際に「民主化」という名の政治体制の変革と、「民主主義」的な体制の樹立が模索される事である。

そして、新たな体制の樹立は、同時にそれまで構築されてきた言説の転換点をも意味していた。韓国の「民主化」や「民主主義」に纏わる言説の展開をリードしてきた、進歩派を代表するメディアである、ハンギョレ新聞における「民主化」や「民主主義」に関わる言説の展開は、大きく次の二つを示していた。一つは、当初は一致していた様に見える「民主化」と「民主主義」に関わる言説の分化である。即ち、民主化直後において両者は共に政治体制とその変革を巡る部分を中心にしており、一定以上の一致を見せていた(図1)。しかしその後、「民主主義」に関わる言説が基本的に同じ状態に留まったのに対し、「民主化」に関わる言説は政治体制やその変革の範囲を離れ、経済、教育、言論

等の多くの分野を包含していく事となった。とりわけ、「経済」の民主化を巡る議論は、一時期極めて活発であり、我々はそこに韓国の進歩派における、上部構造である政治体制を改革する為には、下部構造である経済体制、とりわけ巨大財閥の支配する韓国固有の経済構造を変革する必要がある、という古典的なマルクス主義的理解を見る事が出来るかもしれない。事実、李明博政権期のハンギョレ新聞の「民主化」言説を見ると、「民主化」と「経済」を中心とする大きなクラスターを見る事が出来る(図2)。

だが、このような進歩派言説に見られる「民主化」理解は、朴槿恵政権期から文在寅政権期頃になると解体し、ハンギョレ新聞の「民主化」言説は極めて断片的なものになってしまう(図3、図4)。そして重要な事は、このような韓国の進歩派における「民主化」を巡る言説状況が、単に「経済」の民主化、という議論軸を失って、民主化直後の状況に戻った事を意味しない事であ

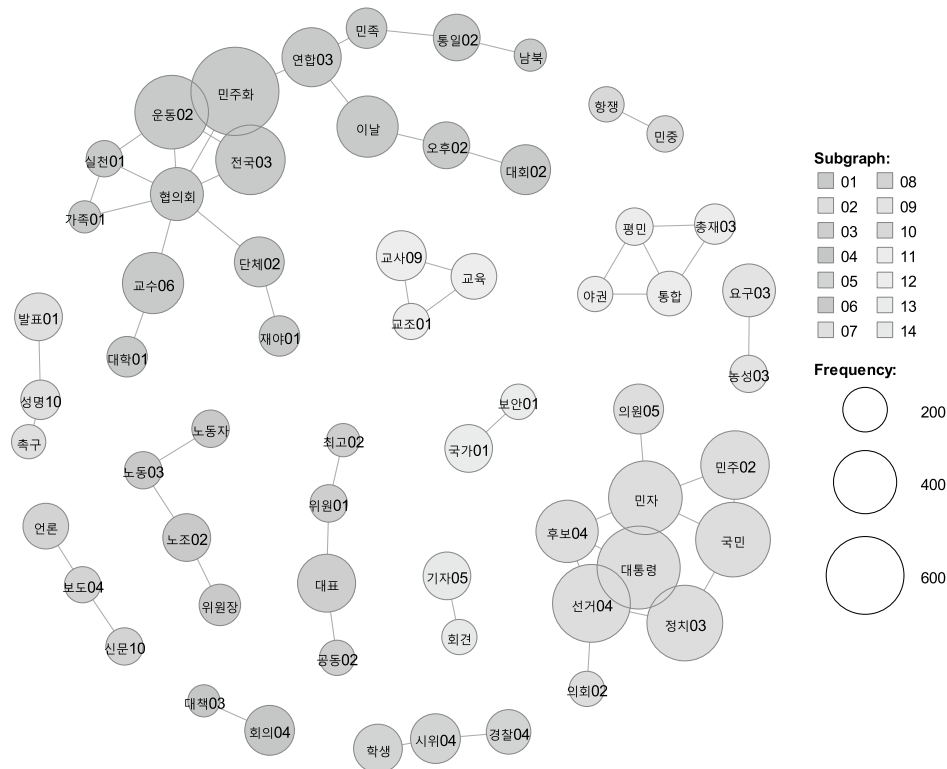


図1 盧泰愚政権期の「民主化」言説

出典：빅카인즈, <https://www.kinds.or.kr/> (最終確認 2024 年 8 月 5 日)、より筆者作成。左上に「民主化」「運動」「統一」を含む大きなクラスターを見る事が出来る。

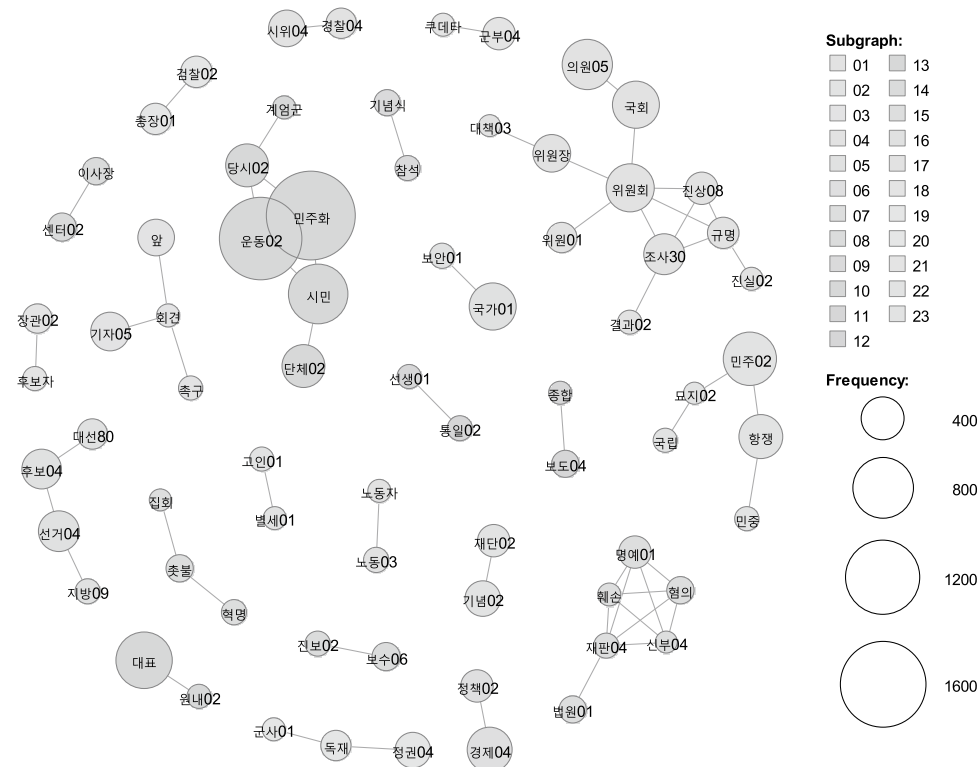


図4 文在寅政権期の「民主化」言説

出典：빅카인즈、<https://www.kinds.or.kr/>（最終確認 2024 年 8 月 5 日）、より筆者作成。大きなクラスターが存在せず、言説が分節化されている事がわかる。

る。民主化直後の韓国では「民主化」を、政治的変革を求める運動や統一と結びつけて理解しようとする大きなクラスターが存在した。しかし、文在寅政権以降には、この様な大きなクラスターもまた見られなくなっている。

この事が示唆するのは、韓国の「民主化」が次第に方向性を喪失し、分散・拡散する姿であろう。つまり韓国においては、「民主化」がその範囲の拡大を続けた結果、逆に本来の意味を見失い、迷走する状況が生まれている。

そして、このような状況は、現在の韓国における「民主化」を巡る議論においてある特殊な状況を作り出している。即ち、今日の韓国においては、全く異なる方向性を有するものが、その関係が整理される事なく「民主化」という名で呼ばれている。例えば、「経済民主化」において念頭に置かれているのは、韓国経済を多国籍企業や巨大財閥による寡占的支配から解放する事であり、そこでは国家による積極的な市場への介入が期待

されている²⁴。「言論民主化」も同様であり、社主や広告主等による過大な影響力を是正する事が求められている。何れも強大な国家を利用して、民衆の民主主義的な意志を実現し、経済や社会を変革しようとするものである。

しかしながら、韓国の「民主化」においては、逆に国家の働きや役割を外から制限しようとするものもある。例えば、「検察民主化」や「軍民主化」は高度な自律性を持つ検察や軍の機能を、民主主義的な統制に服させようとするものであり、国家機構のガバナンスを巡る問題提起だと理解する事が出来る。つまり、民主主義的な意志により国家を統制する事をここでは「民主化」と呼んでいる事になる。他方、経済や社会の「民主化」と異なり、民主主義的な民衆の意志により、自らの活動に対する国家からの干渉を排除し、集団の自治を強化する事を「民主化」と呼んでいる場合もある。教育に対する国家の干渉を排除し、教員や学生・生徒の自治を強化しようとする「教育民主化」はその典型

であり²⁵、本稿冒頭で示した「医療民主化」もこの系統に属している²⁶。

こうして見ると、結局、現在の韓国における「民主化」言説が、政治や経済、社会等において、自らが「民主主義」の側に立つと主張する人々による、改革のあらゆるものに使う事の出来る「便利な概念」になっており、結果として一貫した方向性を持たないものになってしまっている事がわかる。そしてその事は、再び、1987年の民主化から既に37年を経たこの国の「民主化」と「民主主義」が、嘗ては共有していた方向性を失いつつある事を意味している。韓国の「民主化」や「民主主義」はどこに向かうのだろうか。いったんその議論が整理される必要がある事だけは間違いなさそう。

注

- 『서울신문』2024年3月4日、<https://www.seoul.co.kr/news/society/health-medical/2024/03/04/20240304500187> (最終確認2024年8月6日)。なお、冒頭の「民衆の歌」の日本語訳は筆者。
- 정웅기「보건의료 개혁의 ‘정치’가 필요하다」, *Journal of the Korean Medical Association*, 67 (5), 2024年5月。
- 拙稿「韓国における司法部の党派性の喪失と回復：民主化以後の行政部の司法統制」、玉田芳史編『政治の司法化と民主化』（晃洋書房、2017年）。
- Robert A. Dahl, *On Democracy*, (Yale University Press, 1998), *Polyarchy: Participation and Opposition*, (Yale University Press, 1972)。
- Jean Grugel, *Democratization: A Critical Introduction*, (Palgrave, 2012)。
- この点については他に、James E. Bell and Lynn A. Staeheli, “Discourses of diffusion and democratization”, *Political Geography* 20, 2001, Elisabeth S. Clemens, “Democratization and Discourse: The Public Sphere and Comparative Historical Research,” *Social Science History* 34, 2010, 等をも参照の事。
- 최형익「한국에서 근대 민주주의의 기원: 구한말 「독립신문」, 「독립협회」, 「만민공동회」 활동」, 『정신문화연구』 96, 2004年。
- 한시준「대한민국 임시정부와 민주주의」, 『사학지』 59, 2019年。
- 本書の権威主義政権期における『朝鮮日報』の記事は、以下のデータベースに拠っている。DB 조선, https://archive.chosun.com/pdf/i_service/index_s.jsp (最終確認2024年8月5日)。各々「民主化」或いは「民主主義」という語を、題目に含む1945年8月15日から1989年12月31日までにおける記事、814件と527件を対象として分析を行っている。民主化が為された1987年から1989年までの記事を含むのは、後に述べる『ハンギョレ新聞』記事を含むデータベースの収録期間が1990年からであり、その間の架橋を行う為である。
- 韓国の「過大成長国家」論については、以下を参照の事。崔章集『韓國現代政治의 構造와 變化』(까치, 1990年)。
- この点については、拙著『民主化の韓国政治』（名古屋大学出版会、2008年）をも参照の事。
- Samuel P. Huntington, *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, Norman: University of Oklahoma Press, 1993。
- 『朝鮮日報』1945年11月29日。
- 例えば、『朝鮮日報』1949年7月28日。
- 例えば、『朝鮮日報』1955年9月20日には、同趣旨の張勉の演説の要旨が掲載されている。
- 民族的民主主義については、以下の論文をも参照の事。강정인「특별기고: 박정희 대통령의 민주주의 담론 분석: “행정적”, “민족적”, “한국적” 민주주의를 중심으로」, 『철학논집』 27, 2011年。
- 民主主義の「土着化」に関わる比較的早い記事として、『朝鮮日報』1969年6月29日。この表現は、維新体制期においてより頻繁に用いられる事になる。
- 例えば、『朝鮮日報』1963年9月29日には、「民族的民主主義」と「自由民主主義」を巡る「政治人」の論争が紹介されている。
- 「韓国的民主主義」については、이상록「예외상태 상례화」로서의 유신헌법과 한국적 민주주의 담론」, 『역사문제연구』 35, 2016年, 김성실「한국적 민주주의의 사상적 토대와 특성, 전망에 관한 일고찰 유교정치사상과의 관계를 중심으로」, 『기억과 전망』 36, 2017年他。
- 韓国の民主化における『ハンギョレ新聞』の位置づけについては、ハンギョレ新聞社『不屈のハンギョレ新聞：韓国民が支えた言論民主化20年』川瀬俊治・森類臣訳（現代人文社、2012年）に詳しい。なお、同紙の正式名称は、1996年に『한겨레신문（ハンギョレ新聞）』から、『한겨레』に改められているが、本稿では混乱を避ける意味で、一貫して『ハンギョレ新聞』と表記する。
- 빅카인즈, <https://www.kinds.or.kr/> (最終確認2024年8月5日)。
- 本稿では、以下、同データベースに収録されている「民主化」或いは「民主主義」という語が本文に含まれている1990年1月1日から2014年7月31日までの『ハンギョレ新聞』の記事、各々30090件と37511件を対象として分析を行っている。
- 朴正熙『韓民族の進むべき道』（鹿島研究所出版会、1970年）、213ページ。
- 정호열「한국의 시장경제의 모형과 경제민주화의 뜻」, 『법제연구』 43, 2012年。
- 例えば、전국교직원노동조합『한국교육운동백서』（폴빛、1997年）、한국 YMCA 중등교육자협의회「교육민주화선언」, <https://archives.kdemo.or.kr/contents/view/264> (最終確認2024年8月6日) 等。
- 의료정책연구원『2000년 의사과업 연구: 2000년 의약분업 투쟁의 역사적 의미에 대한 고찰』(의료정책연구원、2023年)。

[ARTICLES]

Changing Discourses on Democracy and Democratization in South Korea

KIMURA Kan^{* 1}
SAWADA Katsumi^{* 2}

Abstract

This article examines and discusses the evolving discourses on “democratization” and “democracy” in South Korea. The analysis is divided into two principal phases.

The initial phase of the analysis encompasses the transformation of discourse from the period of liberation from colonialism to the 1980s. The author provides a summary of the changes by analyzing the titles of articles on “democratization” and “democracy” in the Chosun Ilbo. It becomes evident that the discourse on “democratization” and “democracy” in South Korea, which initially did not necessarily entail calls for regime change, underwent a significant transformation after the 1960s. A significant contributing factor was the discourse on “Korean nationalism,” which was initiated by the Park Chung-hee administration itself. In the course of refuting these arguments put forth by Park Chung-hee and others who espoused them, the discourse on “democratization” and “democracy” in Korea was consolidated into one that denounced the prevailing political system and called for its transformation.

The second stage is the change in discourse that occurred between the 1990s and the present. The author has conducted an analysis of the content of relevant articles in the Hankyoreh, South Korea’s leading progressive newspaper, with the objective of identifying the prevailing trends. First, it is revealed that the discourse on “democracy” in post-democratization Korea has undergone significant shifts and diffusion, while the discourse on “democratization” has remained a stable concept within the context of the political system. Secondly, the discourse on “democratization” in South Korea has lost its central thesis as a result of repeated proliferation and has become an umbrella term for all the reforms that people claim for themselves. As a result, the author argues, the discourse on “democratization” in South Korea has become directionless.

* 1 Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

* 2 Editorial Writer, The Mainichi Newspapers.

[論 説]

馬毛島への米軍機訓練移転 と自衛隊基地整備をめぐる政 治過程 —国会議員の役割を中心に—

加覧 健司^{*1}
中原 雅人^{*2}

I. はじめに

鹿児島県・種子島の沖合およそ 10 キロの地点にある無人島の馬毛島では、自衛隊基地の建設が進められている。この基地は、空母艦載機が東京・硫黄島で暫定実施¹している訓練（FCLP; Field-Carrier Landing Practice）²で使用されることを目的に建設される。本基地は通常は自衛隊が使用し、年に数回、在日米軍が訓練で使用するというものである。また FCLP は空母出港前に艦載機パイロットがその資格を回復することを目的に行われる³。この FCLP の移転問題は、在日米軍再編問題において沖縄の米軍普天間飛行場移転問題に次ぐ「米軍再編の陰の難関」⁴とされている。長年解決が困難とされてきたこの FCLP 移転問題であるが、2022 年に行われた日米安全保障協議委員会（以下、日米 2 プラス 2）において、馬毛島が訓練の移転先となり訓練に必要な関連施設の「整備地」に正式決定したことが確認された⁵。そして、その後、2023 年 1 月 12 日に基地本体の工事が着手されることとなった⁶。

このように、日本とアメリカは政治経済の分野だけではなく軍事の面においても密接な関係を保っている。アメリカの日本に対する軍事的関与は日本の安全保障環境の維持に大きく寄与しているだけでなく、アメリカの極東地域における安全保障戦略においても重要な影響を及ぼしていることは言うまでもない。しかしながら、在日米軍基地を受け入れる自治体やその住民らにとって、訓練から生じる騒音や事故のリスクといった負担が強えられることも事実である。特に沖縄県には、全国に存在する在日米軍基地の 70% 以上が存在し、多大な負担を強いられている⁷。

この状況を鑑み、日本政府は基地受け入れ自治体、特に沖縄県の負担軽減を目的の 1 つとして 2006 年の日米 2 プラス 2 において「再編のためのロードマップ」を策定し、在日米軍再編計画を打ち出すこととなる⁸。このような計画が立案されるも、中には、返還されることが決まったとしても具体的な計画が策定されない、または、計画が立案されても国内の政治状況や基地を受け入れる地元住民や自治体の反対により実行さ

* 1 神戸大学大学院国際協力研究科博士課程前期課程修了

* 2 神戸大学大学院国際協力研究科助教

れず、解決に時間を要する事例も存在する。

日本の基地研究において、沖縄県における基地問題、特に普天間基地問題に関する基地研究は、最も蓄積があると言っても過言ではない。これらの研究は、基地問題を戦後の沖縄の歴史的背景や日米関係の文脈に落とし込み議論する傾向ないし特徴があると言える⁹。

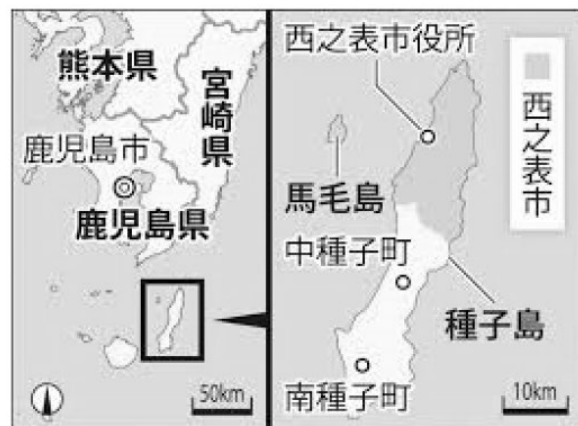
その一方で、在日米軍再編計画に関して、基地を受け入れることで発生する経済的利益をめぐって商工会議所や漁業団体といった利益団体と自治体の間で、いかに合意形成されたのかといった地方政治の側面に着目して議論した研究も存在する¹⁰。

本稿で注目するいわゆる馬毛島問題は、政府が長年の課題として抱えてきたFCLPの移転問題が解決へと向かい始めたことを鑑みると、政府から基地受け入れ自治体に対して何らかのアプローチがあったと考えられる。在日米軍の訓練を馬毛島に移転する問題に関しても、上述した議論のように、基地を建設し、在日米軍の訓練を行う事例においても自治体と国との間の調整の経緯や、基地の受け入れが可能になるような世論が地元市民の間で醸成される過程が観察できるのはいか。したがって、本稿では政府と受け入れ自治体の双方に関わりを持つ地元選出の国会議員が何らかの影響力を発揮したという仮説のもと、地元選出の国会議員が本問題で果たした役割について明らかにする。

Ⅱ. 馬毛島問題をめぐる議論

種子島の西の沖合およそ10キロに位置する馬毛島は地理的条件や厳しい自然環境から第2次世界大戦までは本格的な開発は行われず、種子島の漁師によって1～2か月のトビウオ漁の際、漁業基地として使用されていた。戦後は農地解放により政府が土地を買収し、その後、戦後の人口増加対策として馬毛島への入植事業が開始された。最盛期の1959年には113世帯、528人の住民が居住していたが、1980年には無人島になっている¹¹。

現在では無人島になっている馬毛島であるが、1975年に、のちのタストン・エアポート社¹²となる馬毛島



第1図 馬毛島周辺図

出典：『毎日新聞』2022年10月7日 <https://mainichi.jp/articles/20221006/k00/00m/040/336000c>(最終確認 2024年8月27日)

開発が島の大部分を買収し、レジャー施設建設の構想が打ち出されることとなる。その後、2009年にFCLPの候補地となったことが初めて報道されるまで、馬毛島の振興のために様々な施設の誘致活動が行われることとなる。以下に、島の所有者やその概要を簡単に記しておく。

1995年、鹿児島県は日本版スペースシャトルのHOPE実用機の着陸基地を種子島沖の無人島・馬毛島へ誘致することを正式に表明した¹³。結局、HOPEの開発は中止となり誘致活動は停止、その後は、石油備蓄基地の候補地となるも、鹿児島県内の他の候補地に誘致されることとなる。また、表立った誘致活動が行われることはなかったが、原子力発電所から出る使用済み核燃料の中間貯蔵施設が誘致されるのではないかという話が種子島で広がったこともある¹⁴。

このようにFCLPが誘致されるまでに、馬毛島には国家レベルの政策に関わる施設が誘致されてきた経緯がある。しかしながら、どの計画も途中で頓挫、もしくは他の候補地に誘致され、島の用途が長らく決まることはなかった。加えて、2017年の西之表市長選挙で当選した八板俊輔市長は選挙の公約に馬毛島の活用を検討する部署の設置を掲げた¹⁵。

Ⅲ. FCLP 移転計画と反対運動の盛り上がり

このような状況の中、2007年2月に、在日米軍再編問題に絡み、政府が米軍厚木基地所属の部隊のFCLPの訓練場として、現在実施している硫黄島に代わり、馬毛島を検討しているとし、防衛省幹部によって同年2月22日、「馬毛島は複数ある候補地の一つ」との見解が与党関係者によって明らかにされた¹⁶。これに対して種子島、屋久島の住民や行政関係者は、「寝耳に水」、「軍事利用にそぐわない」などと驚きや不安を口にし、困惑する様子も見られた¹⁷。その後、馬毛島の周辺自治体のFCLPの誘致への反対表明が相次ぐこととなる。しかしながら、2012年頃を境にFCLPに対する誘致反対の動きが小康状態になる。

本節では2007年にFCLPの移転先として馬毛島が浮上して以降、周辺自治体がこの計画に対して反対する様子を説明する。特に、日本の安全保障政策の中で馬毛島がどのような文脈に置かれたのか、馬毛島問題に反対する市民団体と関係自治体の方針の親和性、そして地元選挙区選出の国会議員の姿勢に着目して馬毛島問題を描写する。

まず、2007年から2012年の政治の状況や在日米軍再編問題、そして日本政府の安全保障政策の状況などを簡単に確認する。

周知の事実ではあるが、2007年から2012年は総理大臣が1年ほどで次々と交代する期間であったことに加え、2009年の衆議院選挙で旧民主党が現行憲政下において単独政党で最も多くの議席を獲得し政権交代を実現した。民主党政権は2009年から2012年のおおよそ3年間続くことになる。この期間の日米関係における安全保障政策、特に普天間基地移設問題は迷走していた。総選挙前の2009年7月19日、政権交代前の民主党代表の鳩山由紀夫は、遊説先の沖縄県で「最低でも県外移設の方向に向けて、積極的に行動を起こさなければならない」と発言した。しかし、同年9月に政権交代を果たしたのち、首相となった鳩山は、この方針の軌道修正を図ることとなる。また、同年10月、記者団に対し、「[県外移設の主張が：引用者注] 変化

する可能性を私は否定しない」と発言したのである。当時から、すでに沖縄県外への普天間基地移設の難しさを認識しており、最終的には沖縄県名護市辺野古に移設する現行案受け入れを表明する方針であったのである。しかし、当時連立を組んでいた社民党や、当時の民主党小沢一郎幹事長の反対にあい、新たな移設先を探すこととなる。後述するが、この新たな移設先の候補として、鹿児島県の徳之島も浮上し、水面下で調整が進められた。徳之島は鳩山内閣の普天間基地の県外移設先候補地としての柱であり、2010年3月31日の党首討論において「今、腹案を持ち合わせている」と発言したのである¹⁸。このように民主党政権時における基地関連の政策は迷走していたのである。

このような状況の中で突如として馬毛島でFCLPが行われる計画が明らかになったのである。では、この時期に関係者はどのような反応を示し、馬毛島問題はいかに推移したのだろうか。順を追って説明しよう。

2007年2月22日に防衛省が馬毛島をFCLPの恒常的な訓練施設の候補地として検討していることが報じられてから、いち早く団体としての反応を示したのは共産党熊本地区委員会であった。共産党熊本地区委員会は2月27日に会見を開き、馬毛島へのFCLP訓練場建設に断固反対する声明を発表した。声明の内容としては、馬毛島を含む周辺の地域の漁場への被害や騒音問題、事故の危険性、そして、鹿児島県全域が米軍基地化することへの憂慮などであった¹⁹。この会見を皮切りに馬毛島の周辺自治体や市民団体が次々とFCLP誘致の反対を表明することとなる。周辺自治体の反応としては川下中種子町長が3月6日に開かれた定例町議会において反対の姿勢を示した²⁰。また、柳田南種子町長も同様に3月8日に開かれた定例町議会において「言語道断の話。絶対反対」と発言し、反対の姿勢を示した²¹。約1週間後の3月14日、西之表市議会も全会一致でFCLPの移転に反対を決議した²²。

周辺自治体が次々と反対の姿勢を示す中、3月10日、熊本地区²³の自治体は意見交換会を開き、FCLPに係る施設の移転反対を決議した。加えて、国や県への移転反対要請や要望、情報収集を目的とし、1市4町か

らなる対策協議会を発足させるとした²⁴。それからおよそ2か月後の5月28日には、米軍空母艦載機離着陸訓練施設馬毛島問題対策協議会（以下、対策協議会）が発足した²⁵。その後、対策協議会は、FCLP 関連施設移転反対の立場から国への働き掛けを求める要請書を伊藤祐一郎鹿児島県知事あてに提出するなど、上位の行政組織に働きかけることとなる²⁶。

周辺自治体が連帯し反対の姿勢を表明する中、市民団体の反対運動も盛んに行われていた。4月23日、馬毛島の自然を守る会は、伊藤鹿児島県知事あてにFCLP 訓練場設置に反対する784人の署名を添えて、断固反対の対応を求める要望書を提出した²⁷。加えて、同団体は6月28日にも、鹿児島県内外で集まった10,274人分の軍事施設設置に反対する署名と要望書を長野力西之表市長に提出した²⁸。

また、2008年6月には、FCLP 関連施設の建設に反対する西之表市民らが「馬毛島に米軍の訓練施設を許さない住民の会」を結成した。結成会には各種労働組合や老人会、自治会など19団体と市民ら約60人が参加し、署名活動や募金のほか、熊毛郡三町にも同趣旨の運動を働きかける活動方針などを承認した²⁹。さらに同年11月には中種子町の住民らによって馬毛島の将来を考える会が結成された。決起集会では、観光、畜産、漁業の関係者が「米軍基地が来ると風評被害など観光へのダメージが大きい」「爆音が牛の育成に悪影響を及ぼすことは知られている」などとコメントし、反対の決意表明をした³⁰。このように馬毛島へのFCLP 関連施設移転に反対する動きは、馬毛島周辺自治体だけではなく、反対派の市民団体の結成という形で地元住民にも広がりを見せることとなった。

馬毛島問題に対する反対運動が盛り上がる一方で、馬毛島のほぼ全域を所有する馬毛島開発の立石勲社長は、2007年12月17日に開かれた市議会宇宙開発等馬毛島対策特別委員会で、「夜間離着陸訓練（NLP; Night Landing Practice）³¹の誘致を行っている」と初めて公の場で誘致を表明した。この誘致表明の背景には、中種子町議会が同年の9月定例会で、旧種子島空港跡地に自衛隊を誘致する陳情を採択した背景があ

り、立石社長は「自衛隊は隠れみので後ろにNLPがある」との見方を示し、馬毛島への誘致を急ぐ考えを説明した³²。

馬毛島の周辺自治体や市民団体による反対運動が展開されるなか、馬毛島の地権者によるFCLPの誘致が明らかになったが、その後も反対派の活動は継続されることとなった。反対派の主張は一貫して住民の生活に影響や自然への影響に対する懸念、訓練中における事故の危険といったものであり、署名活動や集会、陳情の提出といった抗議活動を継続した。

このような状況の中、2009年9月に旧民主党政権が発足した。当時の鳩山首相は、沖縄県の在日米軍普天間基地移設問題に関して、野党時代に表明した、移設先は「最低でも県外」という方針を継承し移転先を模索していたことは先述したが、この時、馬毛島も一時、普天間基地の移設先の一つとされていたのである。

政権与党が民主党に変わってからおよそ3か月後の同年12月4日に防衛省内で日米合意のキャンプ・シュワブ沿岸部に代わる候補地の一つとして馬毛島を検討していることが判明した。しかしながら、アメリカ側は普天間飛行場だけ移設したとしても訓練施設等の基地関連施設が隣接していなければ基地機能を満たさないとし普天間飛行場を馬毛島に移設することに対しては否定的な立場を取った。日本政府もまた「実現性は極めて低い」と否定的な見方を示した³³。これを受けて、12月8日、鹿児島に米軍はいらない県民の会、社民党鹿児島県連合、県平和運動センターは相次いで鹿児島県に対し普天間飛行場の馬毛島への移設反対の要請を行った³⁴。加えて、西之表市、南種子町、中種子町、屋久島町の1市3町の全ての議会において在日米軍普天間飛行場の馬毛島への移設反対が全会一致で決議された³⁵。馬毛島がFCLPの誘致に加え、普天間基地の移設問題の舞台になったことに対する危機感や警戒感といったものが市民団体だけではなく地方自治体にも伝播していることが分かる。

実はこの時、普天間基地の移設先の候補として、馬毛島以外にも鹿児島県内だけで、海上自衛隊鹿屋基地、徳之島が候補としてあがっており、普天間基地移設問

題に対する政府の曖昧な方針に鹿児島県選出の国会議員も神経をとがらせていた。自民党議員で種子島、屋久島を含む鹿児島5区選出の森山裕衆院議員は、「利権絡みでいろんな場所が挙がるのだろうが、いい加減。理解できない」。政権には「地元の了解なしに決めるような、愚かなことはないと思っている」とコメントし政府への不信任感を示した³⁶。

結局、普天間飛行場の移設先の最終候補として馬毛島が絞り込まれることはなかった。しかし、2011年5月15日、FCLPが馬毛島で実施される方向で最終調整に入ったことが明らかになった。計画は、自衛隊が管理する施設を馬毛島に建設、米軍と共同使用する方式とし、アメリカ側もこれを了承した。防衛省は、自衛隊が施設管理を担い、自治体側との交渉に当たれば米軍へのアレルギーを緩和できると判断したのである³⁷。この時、初めて公式に、馬毛島問題に「自衛隊」という文脈が加わった。

これに対し、対策協議会³⁸の会長を務める長野西之表市長は、「米軍の訓練が来れば島民の危険度は高まり騒音被害も起きる。自衛隊が施設管理しても変わらない」とする一方で、地元商工会関係者は、「どのくらい経済効果があり、どの程度の騒音があるのか。国の話を聞いてから判断してもいいのではないか」と取材に対しコメントした³⁹。

このような状況の中、2011年5月22日に自民党鹿児島県連、執行部役員会において県連会長の森山衆院議員は、「今まで地元が反対運動を続けてきた問題。防衛省が視察に来たとされているが、地元市町や県に連絡もなく遺憾」と、馬毛島問題について発言し、地元と協議の上、必要があれば県連大会で反対決議などを検討するとした⁴⁰。自民党鹿児島県連としては、あくまでも地元の意向を尊重する方針を取り、馬毛島でのFCLP実施について反対の意向を示したのである。

加えて、森山衆院議員は南日本新聞の取材に対し以下のように率直な感想を述べた。

なぜ馬毛島かが、はっきりしない。訓練場所は（艦載機の移転先の）岩国から150キロ以内になければ

いけないと聞いていた。馬毛島は離れすぎている。事実関係を急いで確認し、地元と一緒にやって対応する⁴¹。

また、馬毛島周辺自治体が馬毛島問題の発生当初から一貫して反対の姿勢を示していることに対しても以下のように述べている。

対策協議会をつくり、防衛省に慎重な対応を求めた。安全保障は地域の協力と理解がなければなし得ない。信頼が基本であることを考えてほしい⁴²。

また、馬毛島に建設される施設を自衛隊が管理することに関しても、日本の安全保障環境を考えると南西地方に自衛隊の施設は必要であると一定の理解は示すものの、馬毛島がFCLPの移転先となった今回の件に関してははっきりしない部分が多すぎる、議論を整理する必要があるとの考えを示した⁴³。

森山衆院議員が安全保障政策に対する自身の見解を述べたその約1週間後の6月1日、防衛省は西之表市をはじめとする馬毛島周辺自治体に対し、新たな自衛隊施設を馬毛島に整備した上で、FCLPについても検討対象にしていることを伝達することが報じられた。防衛省はこの時初めて馬毛島における自衛隊施設の整備に言及した⁴⁴。防衛省側は政務官、地方協力局長が対応した。防衛省の説明によると、馬毛島が一定の大きさの無人島であること、種子島における騒音は限定的であること、FCLPに使用する機体が駐留している山口県の在日米軍岩国基地に比較的近いこと、の3点を主な理由に挙げ、馬毛島でFCLP実施を視野に検討していると説明した⁴⁵。

6月1日に行われた防衛省による説明により、馬毛島問題が在日米軍再編問題だけではなく自衛隊施設の設置という側面を持つことが明らかになり本問題の文脈が変化する中、同年6月21日、アメリカ、ワシントンの国務省で開かれた日米2プラス2で馬毛島がFCLPの「移転検討対象」として明記された⁴⁶。これにより、馬毛島問題は本格的に日米間における共有事

項という側面も持ち合わせる事となった。

これ以降、馬毛島周辺自治体や市民団体は一段と反対運動を活発化させていくことになる。それに加え、自民党鹿児島県連は、6月26日に開催された定期大会に谷垣禎一自民党総裁を招き、馬毛島へのFCLP移転に反対する特別決議を採択した⁴⁷。地元選出の森山衆院議員が影響力を持つ自民党鹿児島県連は、党のトップが出席する場で馬毛島へのFCLP移転に反対の立場を示した。

一度ここで馬毛島問題に関してこれまでの流れを整理する。2007年に防衛省により馬毛島がFCLP移転の候補地として検討されている旨の報道がなされて以降、馬毛島の周辺自治体が相次いで反対を表明し、対策協議会を立ち上げ、自治体同士で連携をしながら意思表示をしてきた。加えて反対の市民団体等が次々と結成され、継続的に活動することから地元の民意として馬毛島へのFCLPの移転に反対していると解釈することが可能だろう。また、市民団体の運動の広がりから馬毛島問題に対して問題に関心を寄せる人が地元だけではなく全国規模で広がりを見せていることも分かる。

また、民主党政権期について言及すると、鹿児島県の徳之島が普天間基地の代替地の一つとなっただけではなく、馬毛島もその一つになる可能性がとりざたされた点で在日米軍の文脈が色濃くなった。これにより左派系市民団体が展開する運動や彼らの主張が地元一般市民にとって共感を得やすかったことも影響していると推測できる。また、地元選出の国会議員が、自民党議員であり地元の意見を尊重し反対の姿勢をとった上に、民主党政権の在日米軍再編問題に関して批判的だったことなどが、馬毛島問題に対して反対する機運を醸成していたと言えるのではないかと推測できる。

2011年6月に行われた日米2プラス2にて馬毛島の位置付けがFCLPの「移転検討対象」となって以降、防衛省による周辺自治体の首長や議長への説明をはじめとした地元へのアプローチが行われることとなる⁴⁸。そして、防衛省による馬毛島へのFCLP誘致に向けた活動が本格的に始まり、馬毛島問題は新たな展開を迎

えることになる。

Ⅳ. 誘致賛成の動きの萌芽

ここまで、市民団体や馬毛島の周辺自治体が連帯して馬毛島へのFCLP移転反対の姿勢を見せてきたことを中心に説明してきた。しかしながら、民主党が衆議院選挙で敗北し政権与党が自民党に戻った2012年ごろを境に周辺自治体の足並みが乱れ始めることとなる。加えて、2016年9月に長野西之表市長が翌年に行われる西之表市長選挙に立候補せず引退することを表明し⁴⁹、2005年に始まった長野市政が終わりを迎えることとなり、馬毛島問題は大きく動き出すこととなる。

ゆえに本章では、2011年に行われた日米2プラス2で馬毛島がFCLPの「移転候補地」になり、防衛省から地元に対し何らかの行動を起こし始めてから2017年の西之表市長が交代するまでの期間において馬毛島問題がいかに推移したか、特に馬毛島周辺自治体の動き、そして地元の世論に着目して説明する。

2011年7月2日、小川勝也防衛副大臣は馬毛島へのFCLP移転計画案について説明するため西之表市役所にて地元1市3町の首長、議長らと面会した。この面会で説明されたことは、種子島での騒音を軽減できる方向に滑走路を建設し訓練を実施することや、南西地域の防衛・災害対応拠点となる自衛隊施設を新設し、隊員宿舎は種子島に整備することなどが中心であった。また、具体的な内容に踏み込むことはなかったが、受け入れの見返りとなる交付金や補助事業に関しても言及された⁵⁰。

しかしながら防衛省による説明の後に開かれた記者会見において「説明を聞いてもFCLPを受けるという理解は皆目ない」という長野西之表市長の発言に続き、3町長も、頭越しに米国との共同文書に「馬毛島」を盛り込んだ国に対する不信感をにじませ、馬毛島へのFCLP誘致反対に対する結束ぶりを見せた⁵¹。

このような状況の中、防衛省は7月21日に西之表市住吉地区で住民説明会を行い、種子島漁協組合員ら40人は地方協力局移設整備室長らから説明を受けた。

同漁協は説明会の仲介を西之表市に要請していたが、移転反対の立場から取り次げないとの回答を受けて、市を通さない形式で説明会が開催された。これに対し、長野西之表市長は市を介さない住民説明会の開催に不快感を示した⁵²。さらに、同年8月9日、漁協が組織として受ける初めての説明が種子島漁協に対して行われた。防衛省からは前回と同じく、地方協力局移設整備室長らが派遣され、同漁協の役員9人に対して説明を行った。この説明会に関しても、西之表市を通じて防衛省の説明を求めるも拒まれたため、漁協が直接要請して開かれた⁵³。また、防衛省は8月22日から25日にかけて種子島漁協、南種子町漁協組合に対して同様の説明会を相次いで行った⁵⁴。

西之表市がこれらの説明会の仲介を拒んだ背景には、後述するFCLP移転に賛成する団体が、国による住民説明会の実施を求める陳情を提出するも、7月29日に開かれた西之表市議会の臨時会において不採択となった経緯がある⁵⁵。

馬毛島周辺自治体は本問題に関して一貫して強く反対の立場を取り、交渉のテーブルに着く様子は見受けられない。その一方で、防衛省にとっては馬毛島の位置付けがFCLP「移転検討対象」となったことが日米間で共有され、馬毛島への移転計画の存在が公となったこともあり、地元への説明や馬毛島への視察を防衛省幹部が行うようになった。さらに地方協力局といった専門の業務を行う部局の担当者が地元入りし、補償の対象となる漁民らに対し説明を始め、馬毛島へのFCLP移転計画はより具体性を増した計画段階に突入した。

依然として、馬毛島周辺自治体が馬毛島へのFCLP移転反対で結束を強めるなか、市民レベルにおける馬毛島問題推進、容認の動きが萌芽することとなる。先述したFCLP移転に賛成する団体、「自衛隊訓練施設設置の推進を求める会」は地元商工会、建設業、漁業関係者ら20名程度で構成され、団体代表は陸上自衛隊OBが務める。同団体は、当初、地元の反対が大きいことを理由にFCLPの移転に否定的な立場をとるも、「農林水産業や市民への騒音の影響はほとんどない」、

「馬毛島が将来、米軍基地化する恐れはない」とする防衛省の説明を聞き、賛成に転じた。今後は、FCLP誘致賛成の署名を募る、防衛省が行う地元説明の仲介等の活動をするとした。加えて、同団体代表が区長代理を務める西之表住吉地区は対策協議会が始めた移転反対の署名運動に対し、「中立の立場であるべきだ」として協力しない方針を決めた⁵⁶。

これまで馬毛島問題に関連する市民団体は反対派が大多数を占めていたが、ここでFCLP移転に賛成する初めての市民団体が現れることとなる。同団体は確かに、全国的なネットワークを持つ反対派団体らと比較すると小規模ではある。しかしながら、団体代表が役員を務める「住吉地区」で開かれた説明会が、同団体にも関係者が所属する「種子島漁協組合」の要請によって行われたことから防衛省の説明会の開催に関して影響力がなかったことは否定できない。また、自治体主導で行われるFCLP移転反対を支持する署名に団体代表が役員を務める地区が協力しない方針をとるなど、一定の影響力の存在も示される。これまで市民団体、周辺自治体がこぞって反対していた馬毛島問題であるが、「自衛隊訓練施設設置の推進を求める会」の発足が馬毛島問題の賛否を巡る議論が始まるきっかけの一つになった。

さらに、同年12月21日、中種子町議会が突如として対策協議会からの離脱を表明した。FCLP移転に関して、国に詳細な説明を求めて正確な情報を収集し、「将来にどのようなメリット・デメリットがあるかを住民に正確に伝え、その上で住民の意思決定を判断することが望ましい」とするもので、8対5の賛成多数で可決された⁵⁷。加えて、2015年7月14日、南種子町議会も対策協議会からの離脱を表明した⁵⁸。離脱の決議は「賛否両論あり、町民からは説明不足との声が多い」とし、「将来どのようなメリット・デメリットがあるかを町民に正確に伝えた上で町民の意思決定を判断することが議員の責務」とし、賛成6名、反対2名、欠席1名の賛成多数で可決された⁵⁹。

対策協議会から初めての離脱者が出て約1年半、防衛省が地元自治体に説明して3年が経過しようとする

2014年7月になっても馬毛島問題は大きく進展することとはなかった。防衛省と馬毛島の土地の大部分を所有するタストン・エアポート社との間で行われる用地交渉が難航していたのである。用地交渉に際して、馬毛島の所有会社は用地の賃貸契約を主張する一方で防衛省は買収を主張したためだ。この交渉の難航が原因となり気象条件等を把握するための現地調査ができない状況に陥っていた⁶⁰。翌、2015年7月においても状況に大きな変化が見られることはなく、長野西之表市長は「[4年前の説明以来：引用者注] 防衛省から何の連絡もない。用地交渉に関わる情報も入っていない」と明かし、事態の膠着ぶりが明らかになった⁶¹。

事態の膠着が続いていたが、2016年11月18日、島の大部分を所有するタストン・エアポート社から政府が馬毛島を買収する方向で調整に入ったことが政府関係者によって明らかにされた⁶²。

本節では、2011年に防衛省が馬毛島周辺自治体の首長らに対してFCLPの馬毛島への移転計画の説明をして以降の馬毛島問題を市民や自治体がいかに対応したかを説明した。FCLP誘致を推進する市民団体が誕生したが、自治体を介さず独自に防衛省の説明を要請し、情報を収集し始めた点や、中立の立場であるべきとし、同団体が影響力を持つ地区において対策協議会が主導する反対署名へ協力しないなど一定の影響力を持った。加えて、対策協議会を構成する自治体が、同協議会から離脱することとなる。離脱を決めた自治体は、本問題に対して賛否両論であり、「説明不足」といった町民の声をより多く収集する必要があると主張した。その後、防衛省による馬毛島の土地取得の交渉が長引いたため、4年ほど事態が膠着するものの、2016年後半に土地買収の目処が付き馬毛島問題を巡り地元では議論が活発になっていくこととなる。

V. 八板市政以降の馬毛島問題

2017年3月、西之表市では市長選挙が行われた。馬毛島問題に対する賛否両派から候補者が乱立し、各立候補者の得票が分散した結果、選挙が仕切り直される

事態になった。もちろん、この市長選挙の争点は馬毛島問題への是非だけではないが、西之表市民の間で馬毛島問題がいかに混迷していたかが垣間見える。

先述の通り、西之表市以外の馬毛島周辺自治体はこの時すでに馬毛島へのFCLP誘致に対して100%反対するというスタンスを取ることはなくなっており、どちらかと言えば賛成や容認という立場であった。西之表市内に関しても賛成派、反対派が分かれ、馬毛島への基地建設に対する議論が可能になる、ないしは議論が加速している時期でもあった。しかしながら、市長及び議会は依然として反対派が主流であった。しかしながら、八板西之表市長は2期目の後半で馬毛島問題を「黙認」することとなる。ゆえに、本節では西之表市長が代替わりする前後において馬毛島問題をめぐる西之表市の世論がいかに変化したかを明らかにすることに重点をおいて本問題を説明する。

対策協議会を構成する首長や議会の足並みにばらつきが見られるようになった2017年、任期満了に伴い西之表市長選挙が実施されることとなった。これまで西之表市を3期にわたって率いてきた長野氏は引退を表明し、市長選は新人6人が立候補するなど、記録が残る1985年以降最多となり混戦の様相を呈した⁶³。投票は同年1月29日に行われたが、候補者6人（馬毛島問題への賛成派2名、反対派4名）の票が分散し、法定得票数である有効得票数の25%以上を獲得する候補者がいなかったため再選挙となった。再選挙には賛成派1名、反対派3名が立候補し同年3月19日に投票が行われた。開票の結果、1回目の投票でトップに立った八板候補が次点の濱上候補に267票差をつけて当選した⁶⁴。

6名の立候補者が乱立し再投票となった西之表市長選挙だが、70%を超える投票率となり、最大争点であるFCLPの誘致に対して多くの市民が意思表示をした。2回目の選挙では、1回目の選挙に立候補した人のうち4名が立候補した。1回目の投票時には2名いた賛成派の候補者が2回目の投票時には1名に絞られ、馬毛島問題に賛成する市民の票が集約された。つまり、反対派3名の候補者へと票が分散することとなった。

しかしながら、一度目の投票で次点につけた賛成派の濱上候補は反対派の八板候補に勝つことができなかった。地縁や血縁そして馬毛島問題以外の争点が投票行動に影響したことを加味したとしてもこの選挙における馬毛島問題反対派候補全体の得票率はいうまでもなく賛成派のそれを大きく超えていた。事実、反対派候補3名の合計得票数は6,774票にもなり、有効票9,458票に対して70%を超える得票率であった。すなわち2017年の西之表市長選挙が実施された時点では西之表市民の民意として馬毛島問題への明確な反対が示されていたのである。

この時点では、馬毛島へのFCLP移転に反対する市民が多かった西之表市であるが、先述したように八板市政が始まって以降、馬毛島問題は加速度的に進捗することとなる。長野前西之表市長は馬毛島問題に対して政府との交渉のテーブルにつかず、防衛省による地元説明を受けることに對しても否定的な立場をとった。このため、地元住民らは自ら防衛省に説明を要請することとなり独自に情報収集を始めた。對して、八板市長も馬毛島へのFCLP移転には反対するも、その姿勢は長野市政下よりも柔和なものであった。市長就任に伴い対策協議会の会長となった八板西之表市長は同会の会合終了後に行われた取材で「馬毛島問題は大きな関心事。協議会としてニュートラルな立場で情報を収集し、住民に正確に伝えたい」と発言した⁶⁵。この発言は対策協議会として市民に対し情報を提供する方針を表明するだけでなく、事実上、西之表市としての馬毛島問題への向き合い方も転換することを意味した。

この対策協議会であるが、中種子町議会、南種子町議会がそれぞれ、2012年、2015年に離脱を表明している。加えて2017年12月6日に田淵川中種子町長が離脱の意向を明らかにし、そして12月27日には名越南種子町長が同日行われた対策協議会臨時総会にて報道陣に対し、離脱の意向を表した⁶⁶。残った西之表市と屋久島町だけでは会が成り立たないとし、翌年2018年2月に対策協議会は解散することとなった⁶⁷。2007年に馬毛島がFCLPの移転先として浮上して以来、約

11年間の活動に終止符が打たれることとなった。移転賛成派の西之表市議のひとり「反対のための協議会だった。八板俊輔市長が中立の立場を示した時点で、役割を終えた」と指摘した⁶⁸。これまで対策協議会は馬毛島周辺の自治体が連帯して馬毛島問題に明確な反対を表明する象徴的な役割を果たしていた。しかしながら同会の解散後は周辺自治体間の方向性の違いが顕著に見られることとなる。

特に、種子島を構成する3自治体のうち、中種子町、南種子町は自衛隊の訓練の誘致を積極的に行うようになった。この頃から、陸上自衛隊を中心に度々訓練や装備品の展示が行われるようになる⁶⁹。さらに、2018年10月には陸上自衛隊所属の水陸機動団が米海兵隊との共同訓練を実施した。この訓練は、旧種子島空港一帯で行われ、自衛隊の演習地以外で国内初となるアメリカ軍海兵隊との共同訓練となった。さらに、この訓練では、AAVと呼ばれる水陸両用車の上陸訓練も国内海岸で初めて行われた⁷⁰。中種子、南種子の両町と西之表市の軍事に対する立場の違い、ひいては馬毛島へのFCLP移転の立場の違いがより鮮明になり、馬毛島問題を巡って自治体間で分断が生じることとなった。

自治体間の立場が明確になった馬毛島問題ではあるが、2016年後半に馬毛島の土地が防衛省によって買収されることが決定して以降、防衛省による説明会等の情報提供はあるものの、馬毛島問題の進捗はなかった。馬毛島の買収額等の交渉が難航していたからである。しかしながら、2019年11月29日に防衛省は馬毛島の地権者であるタストン・エアポート社と約160億円で買収することで合意、売買契約の文書を交わした⁷¹。

この売買契約であるが、防衛省側は土地の鑑定額として約45億円を提示していたが3倍以上の160億円に決まった。これに関して防衛省関係者は「これまでの造成費や社会的要因が見込まれる土地とすれば加算の理由はつく」と明かすも、政府側が譲歩した背景には「米側の圧力」があったことを示唆した⁷²。加えて、馬毛島の買収が決まった当時、厚生労働大臣だった加藤勝信衆議院議員が馬毛島買収に関して政府関係者に

対して口利したとの疑いが持たれた。加藤衆議院議員は2020年11月13日の衆議院内閣委員会にて疑惑を否定した。その一方、馬毛島の地権者であるタストン・エアポート社と防衛省の土地売買交渉で、仲介役を果たしたとされる不動産会社関係者とは面会したと説明した⁷³。これらの2つの事実から政府が早期に馬毛島の買収を目指したい思惑が垣間見える。

馬毛島の買収が決まったことを受けて、防衛省の山本朋広副大臣は、同年12月20日に鹿児島県を訪れ、八板西之表市長、三反園訓鹿児島県知事とそれぞれ会談し、馬毛島の土地取得の経緯と整備方針について説明した。馬毛島に自衛隊基地を整備する方針を明言し、FCLP移転については「米国との協議が必要」とした上で「候補地」と改めて説明した⁷⁴。この合意を境に防衛省の説明は、「自衛隊馬毛島基地」（仮称）として運用開始までの流れを説明するなど、情報提供の内容が具体性を増した⁷⁵。土地の所有権が国に移ることが決まって以降、馬毛島問題の具体性が一段と上がったが、山本防衛副大臣の説明からわかるが、馬毛島問題は馬毛島へ自衛隊基地を建設した上でアメリカ軍のFCLPの誘致を検討するとされた。当初、馬毛島問題が在日米軍再編問題であったことを考えると、馬毛島問題が持つ文脈「在日米軍再編問題」と「自衛隊基地設置問題」のグラデーションに変化が見られ、山本防衛副大臣の説明からは「自衛隊基地設置問題」に近いニュアンスで馬毛島問題が進捗していると受け取れる。

事実上の馬毛島国有化が決まったことにより馬毛島問題の進捗がみられる中で、賛否両派ともに市民団体の運動が盛んに行われるようになる。馬毛島を160億円で買収することが決まった翌日の2019年11月30日、2年以上休眠状態だった「馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会」が再結成された。一方、地元経済団体を中心とした「馬毛島の自衛隊・FCLPを支援する市民の会」が設立されるなど、馬毛島問題に賛成する市民も基地誘致のために動き出すこととなる。同団体役員や相談役には西之表市商工会長やJA種子屋久組合長など6経済団体の長が就任した。この団体

が設立された背景として、2019年に西之表市議会に対して防衛省説明会の開催を求める陳情を提出するも不採択となった事情がある⁷⁶。以下は陳情の不採択を決議した時の西之表市議会における議論の一部である。審議は馬毛島対策特別委員会によって事前に行われ、本会議にて採決が行われた。

陳情書は、種子島漁業協同組合組合長、西之表市商工会会長、種子屋久農業協同組合組合長、種子島建設業協同組合組合長、西之表市きび・甘藷生産振興会会長そして鹿児島県自動車振興組合支部長の6名から提出され、市民の代表者からの陳情は重たく、正確な情報を求めることを議会がとめるべきではない。また、防衛省以外にFCLPや自衛隊設置計画について十分な説明ができる立場のところではないことなどを理由に、陳情を採択すべきとの意見が出された。その一方で、防衛省は現段階において、2011年に西之表市に説明した以上の情報は持ち合わせておらず、しかるべきときに住民への説明会が開催される見通しであることが示されたこと、過去において個人や団体から防衛省への説明を求め、実際、説明会が開催されていること。また、市長部局や議会から市民への情報提供をこれまでも行っているなどの意見が出された。議長をのぞいた西之表市議会議員全員で構成する馬毛島対策特別委員会における審議の結果、不採択となった⁷⁷。

また、馬毛島計画反対派の議員は西之表市として防衛省に説明会を要請するべきではなく、陳情の不採択を支持するとした。この議員は、防衛省の住民説明会は計画の賛否や是非を問うものと誤解されがちであるが、実際は計画の進行において住民の理解と協力を得ることが目的であり、自衛隊配備や米軍の運用等の計画について住民に決定を委ねるためではないと指摘した。またこのような性格の説明会が西之表市を通して開催されることは、市が馬毛島問題に対しての姿勢を変えたとの誤解を市民に与える懸念があるとした。加えて、市長や市議会はこれまで一貫して馬毛島問題に反対の立場をとるが、馬毛島の買収が合意したタイミングで市や議会が関与すればこの合意を市として容認したと受け取られることを懸念した。また、西之表市

長が反対派、さらに市議会の過半数が反対派議員であるという現状は多くの市民が馬毛島問題に反対の立場であることを示し、その市民らに対する裏切り行為になりかねないと主張した⁷⁸。

提出された陳情に対する西之表市議会の対応からもわかるが、基地を受け入れる側と防衛省との信頼関係の構築の難しさと機密を含む政策を実行する難しさが示されることとなった。また、依然として西之表市議会は馬毛島問題反対派が多数を占めていることや、基地建設に反対する側としては必要以上に防衛省と接触する必要はないというスタンスが顕著にみられる。

馬毛島問題に対し地元の農業、漁業、経済の各分野の団体が馬毛島への自衛隊基地設置に理解を示しはじめる中、2021年1月、西之表市では市議会議員選挙、市長選挙が行われた。市議会選挙では前回より2議席減の14議席に対して、馬毛島への基地計画に反対7名、賛成6名、どちらでもない1名という結果で馬毛島問題への賛否が拮抗する結果となった⁷⁹。2017年に行われた西之表市議会選挙における賛否が、16議席中12名が反対であったことと比較すると議会における勢力図に変化があったことが分かる⁸⁰。

また、市長選挙も市議会選挙と同様に馬毛島への自衛隊基地建設に賛成する人の増加が見られた。馬毛島への自衛隊基地設置に賛成の立場をとる元市議で2017年の西之表市長選挙において次点で落選した濱上氏が市長選への立候補を表明するも選挙の告示前に取りやめ、計画に反対する現職で2期目を目指す八板市長と、「許容」の立場を示す新人で西之表市商工会長の福井清信氏の一騎打ちとなった⁸¹。自民党鹿児島県連は福井氏を推薦候補とし、西之表市区支部と衆院第4選挙区支部から推薦状が出され執行部と選挙対策常任委員が決議した。西之表市長選挙において自民党の推薦候補の立候補は、2009年の長野元西之表市長が立候補して以来であった⁸²。選挙結果は現職の八板候補が、福井候補を144票差で破り、2期目の当選を果たしたのであった⁸³。

2017年に行われた西之表市長選挙では馬毛島問題反対派の3候補者同士で票を奪い合っていたにもかかわらず

らず唯一の賛成派を抑え、反対派候補が当選したが、2021年では賛否両派が拮抗する結果になった。西之表市長選挙の結果を見ても、西之表市の世論が馬毛島問題に対して賛成に傾きつつあることが分かる。

2021年6月にこの傾きが決定的になる。西之表市議会の勢力は定数14に対して、賛成6、反対7、中立が1であったが、2021年6月に行われた西之表市議会において中立派の議員が賛成に転じたからである。この議員が馬毛島問題に対して賛意を示したため賛否が7人ずつに割れることとなった。さらに議決権のない議長は反対派が就いているため、議案採決は賛成派が数で上回ることとなり、今後の馬毛島関連の市政運営で、八板市長の方針と市議会の結論に「ねじれ」が生じることとなった⁸⁴。

なお、この中立派の議員は同年6月9日に行われた市議会の定例会にて賛成に転じた理由を説明した。同議員によると戦闘機による騒音被害が市民らの懸案事項であるとし、自らも自衛隊機が実際に馬毛島周辺を飛行するデモフライトで音を確認し、住民に聞き取りを行った。その上で、「あれくらいの音であれば交付金をもらったほうが市のためになる。全く大した音ではなかった」と所感を述べ基地建設の賛成に転じた。また、「さつまいもの基腐病による甚大な被害、さらにコロナ収束が見通せない状況を考えた結果、基地を受け入れ、各種交付金を原資に市の財政を立て直すことが最善最速の策」と交付金による財政の健全化の必要性を唱えて賛成派に転じたのである⁸⁵。

西之表市議会での馬毛島問題における勢力図が変わったことにより同年6月23日に行われた定例会最終本会議で、議会として馬毛島へのFCLP移転と自衛隊基地整備計画に賛意を示し、早期の施設整備・運用を国に求める意見書を可決した。西之表市議会はこの時初めて馬毛島問題に対して賛成の意思を打ち出した⁸⁶。

また、2022年1月7日に行われた日米2プラス2において、日米両国はこれまでFCLP移転と自衛隊基地整備計画の「候補地」としていた馬毛島について、「整備地」と正式決定した。これを踏まえ、日本側は2022

年度予算案に滑走路など基地本体の工事経費を計上し、早期整備に努力する考えを表明した。この時初めて、日米間で馬毛島での整備計画が決定したとの認識が共有された⁸⁷。

西之表市議会で馬毛島問題に賛成する議員が多数派になったことに加え、日米2プラス2で日米間の馬毛島の位置付けが「FCLP 整備地」となったことで馬毛島問題がこれまで以上に進捗することが決定的となった。政府は、この時すでに始まっていた馬毛島に対する環境アセスメントの手続きの最終まとめとして位置付けられる「評価書」を2023年1月12日に公告し、同日に基地本体の工事に着手した⁸⁸。

VI. 国会議員は誰に対して影響力を持ったのか

本章では馬毛島問題において国会議員がいかにして影響力を発揮し、政策を進捗させたかを考察する。前章ではFCLP 移転候補地として検討されていると報道された2007年から2023年までの馬毛島問題への周辺自治体や市民らの賛否を中心に描写してきた。本章では馬毛島問題が進捗していく中で、地元選出の国会議員がどのように馬毛島問題に関わり、影響力を行使してFCLP 及び自衛隊施設を誘致するに至ったかを考察する。

本章ではまず、中心的な議論に入る前に一度、馬毛島問題を振り返り、分岐点であると指摘した3つのポイントの前後で発生した事柄を整理する。その後、国会議員と各アクターがどのようにつながり、馬毛島問題に対して影響を与えてきたかを考察する。

前章で示した馬毛島問題の転換点は2017年における西之表市長の交代、防衛省と馬毛島の地権者であるタストン・エアポート社との土地の売買の契約の締結、中種子町と南種子町の町長及び議会が相次いで対策協議会を離脱し、それぞれが馬毛島問題に対して中立の立場を取り自衛隊の訓練を誘致し始めた3点である。

2011年7月、初めて防衛省から公式に説明があったことは前章で言及した。この時の長野西之表市長は、

地元住民に対する説明会の開催に対しても否定的な立場をとった。それゆえに、当時は西之表市においては誘致に賛成するグループや漁協が独自に防衛省に対して説明会を要請していた。長野市政はこのように馬毛島問題に対して強硬な反対姿勢をとっていた。しかしながら、馬毛島問題に対して反対派ではあるものの、「ニュートラルな立場」で判断する比較的穏健な姿勢をとる八板市政に変わったことで議論の幅が広がったといえよう。八板市政が始まったのは2017年であったが、同年の12月にはすでに一部の自治体が離脱していた対策協議会が解散した。これに対して、西之表市の賛成派市議会議員からは「反対のための協議会だった。八板俊輔市長が中立の立場を示した時点で、役割を終えた」との指摘があった⁸⁹。馬毛島問題に反対する自治体間の連帯が崩れた瞬間である。さらに、2021年に行われた、西之表市長選挙では賛成派候補との一騎打ちとなり、144票差で辛勝したことは前章で述べた。2017年に行われた西之表市長選挙において、反対派の候補に7割以上の票が入ったことを考えると、2017年の八板西之表市長の就任後に賛成派の勢いが急速に増したことがわかる。

さらに、2019年11月29日に防衛省は馬毛島の地権者であるタストン・エアポート社と約160億円で買収することで合意、売買契約の文書を交わした⁹⁰。この土地の買収合意が引き金となり、馬毛島に基地を建設する上で必要な調査を行うことが可能になった。鹿児島県知事は防衛省が行うとしていたボーリング調査を2020年11月27日に許可した。この調査について、塩田鹿児島県知事は「法令に沿って審査を進め、手続き上の瑕疵はなかった」とし、あくまでも「行政上の手続きとして許可した。整備計画を認めるか認めないかの判断とは別物」とコメントした⁹¹。加えて、防衛省はこの翌年の2021年2月19日に環境アセスメントを開始することとなった。防衛省が、馬毛島の土地を取得したことは基地を建設する上での手続きという面で象徴的なものであり、地方自治体がこれを阻止できなかったことも含め地元住民に基地の着工が近いことを印象付けるものと言えるだろう。

すでに、馬毛島問題に対して周辺自治体が連帯して反対の意思を示すことはなくなっており、中種子町、南種子町は自衛隊訓練受け入れや自衛隊施設の誘致活動を独自に始めていた。しかしこの時、種子島、1市2町の中で、馬毛島問題に最後まで反対を示していた西之表市はそのような活動を市として行うことはなかった。同市の賛成派は、西之表市への自衛隊施設の誘致が遅れることで中種子町、南種子町に自衛隊の官舎等が設置されることを懸念し、西之表市の馬毛島問題賛成派が誘致活動を活発に行い、賛成への機運醸成に影響を及ぼした可能性を指摘できよう。

ここまで馬毛島問題を進捗する要因と考えられるポイントを3つ指摘しそれぞれに対し考察をした。以下ではこれらの点に関して地元選出の国会議員である森山衆議院議員がどのように関わっていたか考察する。

馬毛島問題が顕在化して以降の西之表市長は2人が務めるも、共に反対派であった。しかし、両者の反対のスタンスは強硬なものと比較的穏健なものであった。両者のスタンスの違いは当時の世論や周辺自治体の賛否の違いなど外的なものに影響される。しかし、年々、西之表市の世論は馬毛島問題に賛成に傾くこととなる。ここで着目したいのは賛否両派の票が最も割れた2021年の西之表市長選挙である。当初、賛成派が2人立候補を表明するも、1人が立候補を取りやめた。辞退をした候補者は、候補者が乱立した2013年の西之表市長選挙において次点で落選した濱上氏で、西之表市議会議員経験者⁹²であった。この時、濱上氏は「賛成派2人、反対派1人という状況で共倒れとなれば市民に申し訳ない。賛成派が勝つために断腸の思いで辞退を決めた」と述べた。また、同じく賛成派として立候補していた西之表市商工会長の福井氏を支援するかは「支持者が判断すること。私からは何とも言えない」と明言しなかった⁹³。

この時の西之表市長選挙では自民党鹿児島県連は福井氏を推薦候補とした。自民党鹿児島県連の西之表市区支部と衆院第4選挙区支部から推薦状が出され執行部と選挙対策常任委員が決議した。地元商工会の会長である福井氏を推薦することで選挙において組織戦を

展開することができると共に、馬毛島問題に賛成する団体のトップが市長になることで政府の意向を反映させやすくするためと考察できる。またこの時、森山衆議院議員は自民党鹿児島県連会長を務めており、執行部役員の1人として最終的な決定権を持つ人物の1人であった⁹⁴。自民党鹿児島県連の会長であると共に、自身の地盤がある自民党鹿児島県連の西之表市区支部と、衆院第4選挙区支部に対して影響力の行使が可能な環境にあった。実際に賛成派候補者の1本化に対して森山衆議院議員の働きかけがあったとされる⁹⁵。

結局、福井氏は2021年の西之表市長選挙で当選することができなかったが、馬毛島問題賛成派として陳情や要請などの活動をしていくこととなる。福井氏は、同年6月29日には馬毛島問題賛成派の西之表市議会議員と共に防衛省で岸信夫大臣に面会し、計画推進を求める意見書や要望書を手渡した。この時、森山衆議院議員も同席している。また、2021年の西之表市長選挙の前にはなるが、2020年12月15日にも同様の面会が行われていた。福井氏らは西之表市市長選挙の立候補者として、交付金の大幅な確保を求める要望書を岸信夫防衛相に手渡した。森山衆議院議員はこの時も、自民党国会対策委員長として同席しており、さらに自民党、二階俊博幹事長との面会の調整も行った⁹⁶。

最後に、防衛省の馬毛島の買収であるが、Ⅲ章で述べたように当初45億円とされた土地の鑑定額に対し、買収は160億円であった。また、この買収に関して加藤衆議院議員が買収に関わる不動産会社関係者との面会を認めた。また、本人は否定するも口利きの疑惑が報道されるなど、政府が馬毛島の買収を急いでいたことが推察できる。当時、安倍政権下で、後に首相となる菅義偉官房長官の肝いり政策は関係者からはいわゆる「スガ案件」と呼ばれた。馬毛島の買収問題もこの「スガ案件」とされ、8年に及ぶ買収交渉の決着をめざしていたのである⁹⁷。この時、菅官房長官は長年この件を担当してきた防衛省、生え抜きの官僚を担当から外し国土交通省出身の官僚を起用し交渉を行った⁹⁸。土木関連の政策を担当する国土交通省は土地取得等の交渉の経験が多く、そのノウハウを馬毛島の土地の買収

交渉で活かす狙いがあったからである。馬毛島の買収が決定した2019年当時、森山衆議院議員は自民党国会対策委員長を務め、週れば2016年には自民党政務調査会の会長代理や2015年には厚生労働大臣なども務めるなど、自民党内でも一定の影響を持つ人物の1人であった。さらに自民党や政権内で影響力を持ち、2004年に衆議院議員として当時の鹿児島5区から選出され、2023年現在も同じ地盤を守り続けている⁹⁹。この状況から森山衆議院議員は地元と政府双方に対して影響力を持っていたと言える。

このことから、国会議員は自らの影響力が及ぶ地域で政府の政策に賛成する地元の有力者を自らの協力者とし、基地の誘致活動の支援を行った。この活動が地方における基地誘致に対する賛成の機運を醸成する構図をつくり上げたと言え、指摘できるのである。

VII. おわりに

本稿では馬毛島における基地問題を事例に国会議員がどのように政府と地方との間で関与するかを考察した。その結果、以下のことが明らかになった。

森山衆議院議員は、馬毛島問題、ひいては在日米軍再編問題の中でも解決が困難な案件であるFCLP移設問題の早期解決を図る政府の意向を、自らの影響力を持って地方自治に反映させた。それに加え、馬毛島問題への賛成派の要望を政府の政策に反映させることや自民党内の別の有力者と繋がりを持たせることが可能であり、文字通り政府と地方のパイプの役割を果たした。

ここで強調しておきたいのは、国会議員が自らの影響力を行使して政府が力を入れている政策の進捗に関与した点である。森山衆議院議員は民主党政権期においては馬毛島でFCLPを実施することには反対の声明を出した。しかし、政権が自民党に戻りFCLPの移転が自民党にとっても解決しなければならない重要事項として扱われてからは馬毛島問題に賛成する地元市民と積極的に連携をとる様子が見受けられた。馬毛島への基地建設に関して地元からの理解が前提としてい

たものの、一定程度地元において、馬毛島への基地設置に対して賛意を示す人が出始めてからは政府の政策を進めるために賛成派に協力するようになったのである。つまり、国会議員は政府のいわば仲介者のような役割を果たしていたのである。

その一方で、本研究で注目した国会議員は地元で強力な地盤を持ち、さらに党本部や政府中枢とも関わりがあったため、影響力を発揮できただけに過ぎず、地方自治体の首長と地方議会との関係性や、地方議会の勢力図を考慮していない。ゆえに本研究で扱った事例と政治構造が異なる事例に関して同じ結論に至るとは限らない。例えば本稿の冒頭でも言及した沖縄県における基地問題に関して考えてみると、基地問題に関して、政府と対立するスタンスを取ることが多い県知事存在や、その県知事が強いリーダーシップを発揮できる環境があること、そして政府与党の国会議員が安定して選挙に勝ち続けることができないなど、馬毛島問題を取り巻く政治構造とは異なることが容易に分かる。したがって、基地問題において国会議員がどの程度重要な要素となり得るのか、事例を変えた検証を行う必要があると考えられる。

参考文献 書籍

- 川名晋史『基地はなぜ沖縄でなければならないのか』筑摩書房、2022年。
辛女林『日本の基地政治：経済的利益によるアクター間の合意形成』一橋大学博士学位申請論文、2017年。
鈴木滋「在日米軍の夜間離着陸訓練（NLP）と基地移設問題—米軍再編の隠れた課題」『レファレンス』第61巻3号、2011年、85-108頁。
防衛省『令和5年版 防衛白書』防衛省、2023年。
野添文彬『沖縄返還後の日米安保—米軍基地をめぐる相克』吉川弘文館、2016年。
野添文彬『沖縄米軍基地全史』吉川弘文館、2020年。

新聞資料等

- 『朝日新聞』「朝日新聞クロスサーチ」<https://xsearch.asahi.com>（最終確認2024年1月31日）。
『南日本新聞』「南日本新聞データベース」<https://mall.373news.com/pdb2/login.php>（最終確認2024年1月31日）。
『読売新聞』「ヨミダス」<https://yomidass.yomiuri.co.jp/login>（最終確認2024年1月31日）。

議事録

- 西之表市「令和元年第四回定例会会議録」。
西之表市「令和三年第二回定例会会議録」。

Web ページ

自由民主党鹿児島県支部連合会ホームページ <https://kagoshima-jimin.jp/officer/> (最終確認 2024 年 1 月 31 日)。
防衛省「馬毛島における施設整備について：防衛省・自衛隊」
https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/mage/img/slider_08/mage_approach_08.pdf (最終確認 2024 年 1 月 31 日)。
西之表市「馬毛島活用に係る報告書【概要版】」、2019 年 <https://www.city.nishinoomote.lg.jp/material/files/group/9/mageshimakatuyoukeikakugaiyou.pdf> (最終確認 2024 年 1 月 31 日)。
西之表市「馬毛島の米軍施設等移転に関する問題について」<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/kikaku/mageshimataisakukakari/3939.html> (最終確認 2024 年 1 月 31 日)。
森山ひろし公式 WEB「現在・あゆみ(経歴)」<https://www.moriyama-hiroshi.com/> 現在－あゆみ－経歴 / (最終確認 2024 年 1 月 31 日)。

注

- 1 馬毛島への訓練移転の経緯に関しては、以下の文献を参考にされたい。鈴木滋「在日米軍の夜間離着陸訓練(NLP)と基地移設問題—米軍再編の隠れた課題」『レファレンス』第 61 巻、第 2 号、2011 年、85-108 頁。
- 2 以下本稿では FCLP と表記する。
- 3 年間概ね 1～2 回行われ、1 回の訓練は 10 日間程度で、日中から深夜にかけて実施される。また、事前の準備を含め 1 回の訓練期間はおおよそ 1 か月で実施される。防衛省「馬毛島における施設整備について：防衛省・自衛隊」https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/mage/img/slider_08/mage_approach_08.pdf (最終確認 2024 年 1 月 31 日)。
- 4 『毎日新聞』2009 年 6 月 29 日、大阪版 3 面。
- 5 『南日本新聞』2022 年 1 月 8 日、1 面。
- 6 『南日本新聞』2023 年 1 月 12 日、1 面。
- 7 防衛省「沖縄の基地負担軽減について」<https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/> (最終確認 2024 年 1 月 31 日)。
- 8 防衛省『令和 5 年版 防衛白書』防衛省、2023 年、341 頁。
- 9 例えば、野添は沖縄の在日米軍基地がいかに位置付けられてきたかを沖縄戦から現在までの通史を描き出しながら議論している。野添文彬『沖縄米軍基地全史』吉川弘文館、2020 年。同『沖縄返還後の日米安保—米軍基地をめぐる相克』吉川弘文館、2016 年など。また、川名は自身の著書の後書きで以下のように述べている。「沖縄を研究対象とする分野ではとくにそうした〔個人の体験や想いと研究とがリンクする：引用者注〕傾向が顕著だと考えられている。現に、これまで沖縄をテーマにした社会科学の研究、なかでも筆者が専門とする基地に関する研究分野は、沖縄にゆかりのある研究者の成果を中心に発展してきた歴史を持つ。したがって、このことには重要な意義がある。」川名晋史『基地はなぜ沖縄でなければならないのか』筑摩書房、2022 年、231-232 頁。
- 10 辛は岩国基地への米海軍移駐・岩国基地の滑走路拡張問題、そして座間市の米軍関連施設移転問題などをめぐる基地政治において合意がなされるまでのプロセスを「経済的利益優先の合意パターン」と「規範的対立中心の合意パターン」の 2 つに大別し、合意パターンを樹形図式に整理した。また、それを用いて、利害関係者がどのような理由で、どのような局面において対立から合意へと向かうのかを議論した。辛女林『日本の基地政治：経済的利益によるアクター間の合意形成』一橋大学博士学位申請論文、2017 年。
- 11 西之表市「馬毛島活用に係る報告書【概要版】」<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/material/files/group/9/mageshimakatuyoukeikakugaiyou.pdf> (最終確認 2024 年 1 月 31 日)。
- 12 立石勲氏が創業した立石建設の関連会社。住友銀行系の馬毛島開発を買収し、2011 年 3 月に社名をタストン・エアポートに変更。『南日本新聞』2011 年 11 月 15 日、26 面。
- 13 『南日本新聞』1995 年 12 月 8 日、1 面。
- 14 『南日本新聞』2019 年 5 月 22 日、1 面。
- 15 『南日本新聞』2017 年 1 月 23 日、4 面。
- 16 『南日本新聞』2007 年 2 月 24 日、1 面。
- 17 『南日本新聞』2007 年 2 月 24 日、31 面。
- 18 『南日本新聞』2010 年 5 月 19 日、3 面。
- 19 『南日本新聞』2007 年 2 月 28 日、28 面。
- 20 『南日本新聞』2007 年 3 月 7 日、5 面。
- 21 『南日本新聞』2007 年 3 月 9 日、5 面。
- 22 『南日本新聞』2007 年 3 月 15 日、24 面。
- 23 西之表市、中種子町、南種子町、上屋久町、屋久町から構成される。
- 24 『南日本新聞』2007 年 3 月 11 日、26 面。
- 25 西之表市「馬毛島の米軍施設等移転に関する問題について」<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/kikaku/mageshimataisakukakari/3939.html> (最終確認 2024 年 1 月 31 日)。
- 26 『南日本新聞』2008 年 1 月 12 日、28 面。
- 27 『南日本新聞』2007 年 4 月 24 日、28 面。
- 28 『南日本新聞』2007 年 6 月 29 日、32 面。
- 29 『南日本新聞』2008 年 6 月 16 日、20 面。
- 30 『南日本新聞』2008 年 11 月 8 日、26 面。
- 31 NLP は空母艦載機が夜間において空母に着艦するための訓練である。前出の鈴木文献に倣って本稿では FCLP の一部として捉える。
- 32 『南日本新聞』2007 年 12 月 18 日、22 面。
- 33 『南日本新聞』2009 年 12 月 5 日、1 面。
- 34 『南日本新聞』2009 年 12 月 9 日、24 面。
- 35 『南日本新聞』2009 年 12 月 10 日、3 面、『南日本新聞』2009 年 12 月 19 日、5 面、『南日本新聞』2009 年 12 月 23 日、5 面。
- 36 『南日本新聞』2010 年 3 月 14 日、2 面。
- 37 『南日本新聞』2011 年 5 月 16 日、1 面。
- 38 対策協議会の正式名称は「米軍空母艦載機離着陸訓練施設馬毛島問題対策協議会」であったが馬毛島が一時、普天間基地の代替候補地となったことに影響され 2010 年 4 月 30 日「米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会」に名称が変更された。西之表市「馬毛島の米軍施設等移転に関する問題について」<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/kikaku/mageshimataisakukakari/3939.html> (最終確認 2024 年 1 月 31 日)。
- 39 『南日本新聞』2011 年 5 月 16 日、21 面。
- 40 『南日本新聞』2011 年 5 月 23 日、2 面。
- 41 『南日本新聞』2011 年 5 月 23 日、22 面。
- 42 同上
- 43 同上
- 44 『南日本新聞』2011 年 6 月 1 日、1 面。
- 45 『南日本新聞』2011 年 6 月 2 日、1 面。
- 46 『南日本新聞』2011 年 6 月 22 日、1 面。
- 47 『南日本新聞』2011 年 6 月 26 日、2 面。
- 48 小川勝也副大臣ほか同省幹部 3 名が西之表市役所を訪れ、馬毛島への FCLP 移転計画案について地元 1 市 3 町の首長と議長に説明。南日本新聞の報道を確認する限り初めて防衛省幹部らが地元に出向き説明した。『南日本新聞』2011 年 7 月 2 日、1 面。
- 49 『南日本新聞』2016 年 9 月 17 日、6 面。
- 50 『南日本新聞』2011 年 7 月 3 日、1 面。

- 51 『南日本新聞』2011年7月3日、21面。
52 『南日本新聞』2011年7月22日、23面。
53 『南日本新聞』2011年8月10日、25面。
54 『南日本新聞』2011年8月26日、22面。
55 『南日本新聞』2011年7月30日、29面。
56 『南日本新聞』2011年7月12日、26面。
57 『南日本新聞』2011年12月22日、29面。
58 『南日本新聞』2015年7月15日、26面。
59 『南日本新聞』2015年7月4日、24面。
60 『南日本新聞』2014年7月3日、28面。
61 『南日本新聞』2015年7月3日、3面。
62 『南日本新聞』2016年11月19日、1面。
63 『南日本新聞』2017年1月14日、4面。
64 『南日本新聞』2017年3月20日、1面。有効票9,458票に対し、各候補の得票数は八板俊輔氏、2,951票、濱上幸十氏、2,684票、小倉伸一氏、1,924票、榎元一巳氏、1,899票であった。なお、投票率は71.65%であった。
65 『南日本新聞』2017年5月18日、22面。
66 『南日本新聞』2017年12月7日、26面、『南日本新聞』2017年12月27日、1面。
67 『南日本新聞』2018年2月17日、28面。
68 『南日本新聞』2017年12月27日、25面。
69 『南日本新聞』2019年11月17日、24面。
70 『南日本新聞』2018年10月23日、1面。
71 『南日本新聞』2019年11月30日、1面。馬毛島の買収交渉が難航していたのは、経営者の馬毛島の扱いの方針によるものが大きく影響を与えている。同報道はこの様子を以下のように表した。「2018年春にタストン社、社長の交代で、双方は歩み寄り、2019年1月には合意内容を確認する文書を取り交わしていた。しかし、同年2月に前社長が社長に復帰すると、5月には交渉打ち切りを防衛省へ通告するなど再び停滞していた。タストン社の経営状況などが影響し10月ごろから交渉は再び加速することとなった」。
72 『南日本新聞』2019年12月3日、21面。
73 『南日本新聞』2020年11月14日、2面。
74 『南日本新聞』2019年12月21日、1面。
75 『南日本新聞』2019年12月21日、27面。
76 『南日本新聞』2020年1月18日、22面。
77 西之表市「令和元年第四回定例会会議録」2019年12月13日、212-213頁。
78 同上、213-216頁。
79 『南日本新聞』2020年2月1日、1面。
80 『南日本新聞』2017年1月31日、20面。
81 『南日本新聞』2021年1月11日、18面。
82 『南日本新聞』2020年12月26日、2面。
83 『南日本新聞』2021年2月1日、1面。有権者12,624人、有効票10,062票、投票率80.15%であった。なお、八板氏は5,103票、福井氏は4,959票を獲得している。
84 『南日本新聞』2021年6月10日、23面。
85 西之表市「令和三年第二回定例会会議録」2021年6月9日、62-63頁。
86 『南日本新聞』2021年6月24日、1面。
87 『南日本新聞』2022年1月8日、1面。
88 『南日本新聞』2023年1月12日、1面。
89 『南日本新聞』2017年12月27日、25面。
90 『南日本新聞』2019年11月30日、1面。
91 『南日本新聞』2020年11月28日、1面。ボーリング調査が港湾施設整備に向け地盤を調べるのに対し、環境アセスメントは、基地計画が環境に与える影響について、どういった方法で調査、予測するかを示し、環境保全に反映させる目的で行われる。
92 2013年の西之表市議会議員選挙当選。『南日本新聞』2013年2月3日、2面。
93 『南日本新聞』2021年1月11日、18面。
94 森山ひろし公式WEB「現在・あゆみ（経歴）」<https://www.moriyama-hiroshi.com/> 現在－あゆみ－経歴／（最終確認2024年1月31日）。
95 『南日本新聞』2021年1月20日、1面。
96 同上。
97 『朝日新聞』2020年9月19日、2面。
98 『朝日新聞』2023年1月17日、1面。
99 森山ひろし公式WEB「現在・あゆみ（経歴）」<https://www.moriyama-hiroshi.com/> 現在－あゆみ－経歴／（最終確認2024年1月31日）。

[ARTICLES]

The Political Process of the Relocation of U.S. Military Aircraft Training and the Development of the Self-Defense Forces Base on Mageshima: Focusing on the Role of Diet Members

GARAN Kenji^{*1}
NAKAHARA Masato^{*2}

Abstract

This study examines how the relocation of U.S. military aircraft training in Japan and the establishment of Self-Defense Forces base on Mageshima island in Kagoshima Prefecture were approved, focusing on the role of Diet members. Specifically, the study traces the process from the emergence of the so-called Mageshima issue to the present, using mainly newspaper reports. In addition, the turning points in the issue will be pointed out, and how the Diet members were involved in this issue will be discussed.

The results of the study revealed the following: Initially, local governments and many citizens were opposed to the relocation of U.S. military aircraft training to Mageshima and the planned construction of a Self-Defense Forces base, due to concerns about environmental destruction and negative impacts on local culture. However, local public opinion gradually came to approve of the Japanese government's plan, and the public opinion was divided. In the end, the Japanese government initiated the procedures for the construction of the base and began construction without any indication of approval or disapproval from the local chief.

It was also suggested that one of the reasons behind this was that Diet members who had established themselves in political parties and in the government supported those who were in favor of the base's construction in their own constituencies. In other words, the influence of the Diet members gave them power, and the local governments that would host the base were forced to approve the base construction plan promoted by the Japanese government.

* 1 MA (political science), Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

* 2 Assistant Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

[論 説]

東学農民戦争をめぐる記憶 —朴正熙政権期を中心に—

米沢 竜也*

I. はじめに

韓国では民主化後、多様なアクターが過去の事象に関する真相究明や補償、再評価を国家に要求した。これに応えて、韓国政府は、「過去清算」と呼ばれる国家レベルにおける過去の事象の再評価を1990年代から民主化後の主要な政治アジェンダとして推し進めた(第1表参照)。当初は軍事政権時代に起きた人権侵害に対する真相究明と補償が集中的に扱われた。これは、1980年代から90年代に民主化の「第三の波」を経験した各国が共通して取り組んだ旧体制の責任追及と被害者補償、そして社会全体における和解といった移行期正義に通ずるものである。

一方、2000年代に入ると「過去清算」は、朝鮮戦争時における民間人虐殺被害、そして、植民地時代に日本に徴用された人々に対する補償のあり方や、植民地統治に協力した親日派の真相究明にまで外延と範囲は拡張された。これは移行期正義が想定するような加害と被害、責任追及と和解の枠組みを超えて、韓国という国家の成り立ちそのものを振り返り、再評価する過程であるともいえる。

なぜ、植民地時代の時代を生きて記憶する人々がますます減少する現在において100年前の 이슈が政治的に重要なアジェンダとして扱われるのだろうか？さらには、一連の「過去清算」の法律制定を通じて過去の事象が国家レベルで再評価されたにもかかわらず、なぜ論争や対立、政治的要求は続くのだろうか？こうした問いは、韓国との「過去清算」において加害者側としての責任に応える側の日本政府・国民にとっても、歴史認識問題の構造と意味を知るうえで重要であるといえる。

このような研究関心から本稿では、「過去清算」で扱われた歴史的問題のうち、東学農民戦争¹に注目する²。東学農民戦争に関しては、「過去清算」法制の一事例として2004年に『東学農民革命参与者等の名誉回復に関する特別法』が制定された。同特別法は、東学農民戦争を「1894年3月に封建体制を改革するために1次蜂起し、同年9月に日帝(筆者注:戦前の帝国主義日本)の侵略から国権を守るために2次蜂起して

* 神戸大学大学院国際協力研究科特命助教

第1表 民主化後韓国における過去清算関連法律

政権	制定日	過去清算関連法律
盧泰愚	1990. 8. 6	光州民主化運動関連者補償等に関する特別法
金泳三	1993. 6.11	日帝下日本軍慰安婦に対する生活安定支援法
	1995.12.21	5.18 民主化運動に関する特別法
	1995.12.21	憲政秩序破壊犯罪の公訴時効等に関する特例法
	1996. 1. 5	コチャン事件等関連者の名誉回復に関する特別措置法
金大中	2000. 1.12	済州 4.3 事件真相究明及び犠牲者名誉回復に関する特別法
	2000. 1.12	民主化運動関連者名誉回復及び補償等に関する法律
	2000. 1.15	疑問死真相究明に関する特別法
	2001. 7.24	民主化運動記念事業法
	2002. 1.26	光州民主功労者礼遇に関する法律
盧武鉉	2004. 1.29	三清教育被害者の名誉回復及び補償等に関する法律
	2004. 1.29	特殊任務有功者礼遇に関する法律
	2004. 3. 5	日帝強占下強制動員被害者真相究明に関する特別法
	2004. 3. 5	東学農民革命参与者等の名誉回復に関する特別法
	2004. 3. 5	ノグンリ事件真相究明及び被害者名誉回復に関する特別法
	2004. 3.22	日帝強占下親日反民族行為真相究明に関する特別法
	2004. 3.22	6.25 戦争中敵後方地域作戦遂行功労者に対する軍服務認定及び補償等に関する法律
	2005. 5.31	真実究明と和解のための基本法
	2005. 7.29	軍疑問死真相究明等に関する特別法
	2005.12.29	親日反民族行為者財産の没収に関する特別法
	2007. 4.27	軍事停戦に関する協定締結以後拉北被害者の補償及び支援に関する法律
李明博	2008. 3.28	10.27 法難被害者名誉回復に関する法律
	2010. 3.26	6.25 戦争拉北被害者真相究明及び被害者名誉回復に関する特別法
	2011. 5.30	対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員被害者等支援に関する特別法
	2011. 5.30	在日僑胞北送阻止特殊任務遂行者補償に関する法律

出所：안경호 (2019) より引用。

抗日武装闘争を展開した農民革命」(第2条)と定義し、「その参加者の愛国愛族精神を称え、継承・発展させ、民族精神を高揚させ、東学農民革命参加者とその遺族の名誉を回復すること」(第1条)を目的としている³。それまで東学農民戦争の意義とその参加者が韓国社会において低く評価されてきたことを前提に、同戦争の意義を特別法で定義し、認識の転換をはかることを意図して制定されたといえる。この特別法によって、東学農民戦争で農民軍を率いたリーダー^{チョンボンジュン}全準の銅像がソウル市中心部に建造される一方、東学農民戦争を記念する法定記念日(5月11日)が制定され、「東学農民革命」としての公的記憶は確固たる位置を占めることになった(홍동현 2021)。

その一方で、特別法制定後も、東学農民戦争が独立運動の一環をなし、同戦争の参加者を独立有功者(独

立運動への参加を通じて国家に功労した者を叙勲し、社会保障を提供する制度)として認めるよう求める市民運動⁴や、大韓民国憲法前文に、「3・1運動精神」「4・19革命の精神」とともに「東学農民革命の精神」を明記することを要求する活動⁵が展開されるなど、同戦争の認識と公的な扱いをめぐる多様な意見が上がっている。

以上のように、東学農民戦争は2004年の特別法制定以前も以後も、歴史学上の解釈だけでなく、それを記憶することによってもたらされる国民としてのアイデンティティのあり方をめぐって政治化しているといえる。筆者の問題関心は後者にあり、過去の事象が「現在」の人々の問題として呼び起こされる歴史的背景と文脈を考察することにある。本稿では、この最初の分析段階として、東学農民戦争が明確に国家レベルで重

要な事件であるとして意味づけた^{バックジョンヒ}朴正熙大統領政権期（1961-1979）を中心に、東学農民戦争が公的にどのような意味付けを与えられてきたのかを考察することを目的とする。

続く第Ⅱ章では、集合的記憶の考え方を整理しつつ、東学農民戦争の記憶に関する先行研究を検討して本稿の分析を位置づける。第Ⅲ章では、朴正熙政権期以前の東学農民戦争の認識を簡略にまとめ、第Ⅳ章、Ⅴ章では、朴正熙政権期における東学農民戦争の意味付けを年代別に検討し、結論で分析をまとめることとする。

Ⅱ. 先行研究の検討と本稿の位置づけ

1. 集合的記憶と歴史

本稿では、東学農民戦争の歴史が「現在」の文脈でどのように扱われてきたのかを考察するが、はじめに集合的記憶と歴史という相互に重複して類似する概念を整理して、本稿の分析を位置づける。

集合的記憶に対する学術的な関心は、1980年代以降急速に高まった。この背景には、戦争の当事者世代がいなくなり、ホロコーストをはじめとする戦争犯罪の過去が否定されたり、新たな事実の発見とともに再解釈されたりした状況がある（エアル 2015：26）。しかしながら、この学術的な関心の高まりは、過去の解釈が変わりうるという性質のためではなく、記憶をめぐる対立が、国家間の「道徳的優位」をめぐる競争へとエスカレートしたことに起因する（林 2022）。1990年代以降、日本と韓国の間で歴史認識問題が浮上したのも、こうした過去の記憶の見直しとその国際化の文脈の中に位置づけることができる。

このように注目された集合的記憶は、過去が社会的に解釈され、それが社会構成員の間で相互理解されているという間主観的な特性がある（Jo 2022）。この特性からは、次の二つの特徴が導き出される。第一に、集合的記憶を通じて社会の規範が内面化される点と、第二に、集合的記憶は歴史的に所与のものではなく、変化する可能性がある点である。

第一の特徴に関しては、過去を記憶する行為が、過去を現在と結びつけ、未来に向けてどのような行動を

取るべきかといった規範を形成する過程であることを意味する。これは個人のレベルにとどまらず、集団や国家といった共同体レベルにおいても同様である。国家レベルの場合、過去の出来事を現在と連続するものとして記憶することによって集合的経験が形成され、それを共有することによって国家の成員であることを再確認する（Bukh 2020）。このように、集合的記憶は、言語や宗教といったほかの文化的要素とならんで、ナショナルアイデンティティの重要な構成要素となっているのである（Smith 2010）。

一方、第二の特徴に関しては、社会的アクターが現在の利害に基づいて集合的記憶の修正を試みることができることを意味する。アイデンティティを構成する記憶は、「現在」における「過去」の意味や、「われわれ」と「他者」の関係性を示す物語^{ナラティブ}で構成される（Bukh 2020; 三谷 2020）。このナラティブの構成要素とその意味を変化させるために、社会的アクターが戦略的に過去を再生産・再解釈する「記憶活動」を展開するのである（Gutman & Wüstenberg 2023）。例えば、記憶活動の行為の一つに「記念」がある。「記念」は、国家や社会的アクターが特定の記憶を単純化して維持することで、道徳的感情を象徴化して保存しようとする行為であり（Schwartz 2016）、「現在」における過去をめぐる政治といえる。まとめると、集合的記憶は、1) 国家権力の統治において戦略的に動員される側面と、2) 複数ある集合的記憶が公的な地位をめぐって競合するという側面の双方において、政治的であるといえるのである。

それでは、集合的記憶と歴史はどのような関係として理解すべきなのだろうか。Morris-Suzuki (2005) は、歴史の意味を「解釈としての歴史」と「一体化としての歴史」に分けて概念化している⁶。「解釈としての歴史」は、客観的に過去の事象の間の因果関係を理解しようとする営みであり、現代の状況とは独立して過去を説明しようとする科学的アプローチである。一方、「一体化としての歴史」は、現在の人々が過去に生きた他者との結びつきを確認したいという共感をもとにするとしており、集合的記憶の可変性という構成主義的側

面と通ずる概念といえる。Morris-Suzuki (2005) は、この二つを対概念とはとらえず、様々なメディアを通じて互いに浸透し影響しあうものとして理解した。「解釈としての歴史」もまた新たな解釈をもたらし、それが社会的に共有された過去の理解である「一体化としての歴史」を再編成することで国民的アイデンティティに変化がもたらされると考えるのである。

これまでの議論に基づいて本稿が注目するのは、集合的記憶を構成するナラティブにどのような要素を持ち込まれて、ナショナルアイデンティティを構築するに至ったのか、どのようなアクターが関与したのかという点である。

以上の議論に依拠しながら、本稿は東学農民戦争の歴史が「現在」の地点から位置づけを与えられ、ナショナルアイデンティティを構築したり、政府の正統性を高めたりするような「記憶の政治」の側面から検討することを目的とする。

2. 東学農民戦争の先行研究

東学農民戦争の関する歴史学的研究は数多く存在しているが、各時代における「現在」の視点から東学農民戦争がどのように認識されていたかに着目した研究は相対的に少ない。その中でも、東学農民戦争が農民反乱から旧体制・秩序の打破を目指した革命へと史的評価が変遷していく過程を分析した史学史的研究(김선경 1994; 배항섭 2010, 2015; 홍동현 2014; 오영섭 2005)が注目される。

김선경 (1994) の研究は、東学農民戦争発生から100年間の研究史の中で、近代化や唯物論といった普遍的価値が導入されながら東学農民戦争の歴史像がどのように変化したのかを包括的に整理した。배항섭 (2015) もまた東学農民戦争の歴史像の変化を整理したうえで、既存の研究が近代化や民族の独立といった普遍的価値に基づいて目的論的に叙述してきたことを批判している。김선경, 배항섭, 홍동현 (2014) は、民衆史の視座から歴史叙述を再構成することの必要性を主張し、近代と前近代を二項対立的に捉えない新たな視点からの解釈を提案する。これらの研究は、目的

論的な歴史叙述が政権によって政治的に利用されたかを明確に指摘しているわけではないが、1980年代における民衆史学の登場背景を「支配イデオロギーの批判」として説明していることから、東学農民戦争をめぐる複数のナラティブの間で競争があったことを示唆している。

より明示的に「記憶の政治」の側面を強調した研究(이진영 2001; 오제연 2015, 2018; 홍동현 2021; 허동현 2022)や記念碑などの造形物を通じて東学農民戦争の解釈の変遷を追跡する研究(박명규 1997; 박준성 2004; 이경화 2007)が本稿により直接的に関連する。이진영 (2001) は、朴正熙政権が1963年に東学革命記念塔のスピーチで東学農民戦争を「革命」として見直したことについては部分的に評価しつつも、民間団体による記念活動を制限し、東学農民戦争を「不当な権力に対する民衆の抗争」として認識しなかった点を批判している。박명규 (1997) は、記念物の象徴性がナショナルアイデンティティを強化する機能に注目して、東学農民戦争の記念碑の碑文からアイデンティティの変遷を論じた。特に、朴正熙政権が自身のクーデタを東学農民軍と重ね合わせて権力の正統化を図ったことを指摘した(박명규 1997: 56)。両者の研究には、朴正熙政権は不当な権力であり、民衆の活動が善であるとする二項対立的な論理が敷かれているように見受けられる。そのため、民主化によって軍事政権の不当な妨害を克服し、民間主導のあるべき記念の姿を取り戻したという、民主化を最終目標とした目的論的な理解となっている。そのためか、朴正熙政権期においてどのようなナラティブが形成されたかについては十分に描写されていない。

오제연 (2015)、東学農民戦争をめぐる朴正熙政権と学生運動の認識の対立を複数の集合的記憶が競合する「記憶戦争」として論じている。朴正熙政権は、自身のクーデタ(5・16革命)を東学農民戦争、3・1運動、4・19学生革命とともに韓国の「近代化革命」の系譜として位置づけることで、自身の近代化政策を正当化した。一方、民主化を求める学生運動側は、大衆の民族的抵抗こそが韓国近代史の伝統であるとして、東学

農民戦争、3・1運動、4・19学生革命の系譜を自負しながら、独裁化する朴正熙政権の正統性を否定しようとしたと論じる。홍동현 (2021) もまた、軍事政権と民主化運動の双方が、韓国近代史の歴史的事件を系譜として理解することで自らの正統性を主張したことを論じているが、朴正熙政権のねらいは近代化よりも民衆主導の抵抗の記憶を包摂することにあったとする点が오제연 (2015) とは異なる。

これらの研究は、東学農民戦争が「一体化としての歴史」として政治的な動員と競合の両側面を持つことを明らかにしており、重要な業績である。一方で、朴正熙政権に対する批判を前提にしているため、同政権によるナラティブの意味については十分に検討されていない。本稿はこれらの研究に依拠しながら、特に、朴正熙政権が東学農民戦争をナラティブの中にどのように位置づけし、意味づけようとしたのかを年代を分けて分析することを目的とする。本稿では、朴正熙政権が発表した刊行物、歴史教科書、また当時の新聞記事などを資料として利用する。

Ⅲ. 朴正熙政権期以前の東学農民戦争に対する認識

東学農民戦争の社会における認識の変遷を分析した研究では、東学農民軍が当時から「匪賊」、「東匪」と呼ばれ、王朝に「反乱」と記録されていたことが指摘されている (이진영 2001)。当時の支配階層であった両班は、官軍として勝利を記念碑として残したり (박명규 1997)、邪教集団が愚昧な民を扇動した反乱として記録を残したりするなど、旧来の秩序を揺るがす農民反乱としてみなしており、その認識が「東学党の乱」という呼称に反映されている (김선경 1994)。日本の植民地当局もまた、1894年当時の朝鮮半島出兵と日清戦争が正当であることを示すために、東学農民戦争が当時の大院君と閔妃の間の権力争いのために農民蜂起が利用された、あるいは清朝の袁世凱が出兵の機会を狙うために大院君と共謀した事件とする歴史解釈を提示し、農民戦争に対して特段の意味付けは行わなかった (김선경 1994)。

こうした東学農民戦争に対する否定的な認識が覆っ

たのが1920-30年代である。1919年の3・1独立運動後の文化統治期には、朝鮮の独立運動家が民族的アイデンティティの自覚をもとにした歴史の再解釈を活発に行った。当時は、国際情勢の変化に伴い、社会主義イデオロギーが波及して、独立運動は民族主義系列と社会主義系列に分化した。このなかで両系列は、民族的なアイデンティティをもとに、東学農民戦争の記憶の再解釈を行っていった。

民族主義系列は、民族の実力養成が民族独立の道程であるという文化的民族主義の考え方から、東学農民戦争を封建社会から近代社会への移行期における民衆の自主的な革命運動と位置付けた。宗主国側から向けられる停滞した社会 (停滞性)、外部からの刺激がないと歴史が動かない民族性 (他律性) といったオリエンタリズム的なまなざしへ対抗するために、朝鮮の文化的実力を過去から証明しようとしたのである。
ファンウイドン, チャンドビン
 黄義敦や張道斌は、支配層の搾取と悪政に苦しんだ平民が自由と平等を求めて起こした革命運動とする理解枠組みを提示したが、同系列の学者は概ねその理解に沿って、東学農民戦争が朝鮮における「近代化の先駆け」であると論じた (황의돈 1922; 문일평 1924; 김상기 1931; 김선경 1994)。民族主義系列の後に続き、社会主義系列もまた、東学農民戦争を唯物史観に沿って評価しはじめた。社会主義系列が強調するのは、封建的支配層に対抗した東学農民戦争の主体はあくまで農民層であって平民や東学教徒ではない点、また、外国の資本主義的浸透を撃退しようとした民族解放運動であったとする点である⁷ (배항섭 2010; 김선경 1994)。

この二つの歴史認識は、運動主体や東学思想の役割など、論理的位置づけや解釈において差異があるが、封建制秩序の解体期に起きた反封建運動とする点、農民が国家の行く末を案じて民族的抵抗を示した反外国勢力 (外勢) 運動である点、そして、その後の民族主義かつ社会主義的大衆運動の出発点とする点において大枠の認識は共有している (허동현 2022)。これは、前近代から近代へと社会が移行するプロセスとみる「近代化」という概念の中に、反封建も反外勢も組み込まれることで共通認識を可能にせしめているといえ

る。

植民地統治からの解放後、極端なイデオロギー対立と南北分断、そして朝鮮戦争を経る中で、社会主義系列の知識人は北朝鮮に渡り、唯物史観に沿って東学農民戦争の研究を進展させた（오영섭 2005）。一方、韓国においては社会主義的研究の土壌はなくなる中、植民地当局に認められた枠内、すなわち、京城帝国大学や朝鮮史編修会といったアカデミズムで活動していた実証主義史学者⁸が歴史学界の要職を占めるようになった。彼らは当初、東学農民戦争、ひいては近代史を重要視しなかったが、1950年代後半に李承晩政権が韓国における国民統合の必要性を感じて民族を強調し始めると、東学農民戦争が再び想起される余地が生まれたといえる⁹。

このように近代史のナショナルヒストリー化に関心が高まっていた中、1961年に執権した朴正熙は、軍事クーデタで成立した自身の政権を正当化するために、より一層意図的に歴史の再解釈を進めたが、その内実を次章で考察する。

IV. 60年代における東学農民戦争の位置づけ

1961年の5・16軍事クーデタにより成立した朴正熙政権は、民主的手続きに基づいて権力を掌握したわけではないため、自らクーデタの正当性を主張する必要があった。この過程で朴正熙政権が東学農民戦争に初めて言及したのは、1962年に朴正熙自身が著した『우리 민족이 나가야 할 길（日本語訳：韓民族の進むべき道）』¹⁰である。この著作は、国家の危機を救うために人間改造、歴史の反省、第二共和国の政治の反省、そして国家再建の理念を提示しており、クーデタの意義を多角的に論じている。その中で東学農民戦争に触れている第二章第七項の部分を以下に引用する。

東学民乱は、...（中略）我が国の民主革命と近代化の起点として持つところの意義は大なるものがある。

その歴史的意義は①わが国近代民主革命の嚆矢として「保国安民、広済蒼生」の民衆思想と、斥

洋斥倭の反植民地民族主義の台頭であったという点、②李朝封建制社会の解体過程において、新たな社会建設のための指導勢力が農民大衆の中から芽生えたということと、西欧の近代化と比べて遅れていた李朝社会の中から農民革命が企図されたという点、③韓国社会の再建と革命の原理を、西欧思想の直輸入ではなく、主体性をもつ東学の「人乃天」「事^マ天^マ如^マ天^マ」という民衆思想で展開し、我が国革命思想と新たな民主主義の韓国化のための精神的源泉になったという点、④したがって東学は花郎道などの民族精神を継承した主体的思想として、その後三一運動、四・一九、五・一六の韓国民主革命の下地をなしている、という点を挙げることができる（朴正熙 1970a：109）。

朴正熙が韓国の発展の物語を構成する際に、東学農民戦争を近代化と民主革命の起源としていることがこの引用文からわかる。朴正熙は、近代化の課題として「半封建的、半植民地的残滓からの民族解放」、「貧困からの解放による経済自立」、そして「健全な民主主義の再建」の三点を挙げた（朴正熙 1970a：122-123）。その中でも、貧困こそが韓国で起こる政治的混乱の原因であるとして、経済自立を最も重要な国家的目標に掲げたのは広く知られている。しかし、ここで朴正熙がいう「近代化」は、封建的秩序の打破のことであり、東学農民戦争と5・16軍事クーデタが同じ目標を持った革命として重ね合わせられているといえる。

一方で、この引用文では、近代化とは別に民主革命を取り上げており、朴正熙政権にとって民主主義が重要であることを示している。南北分断の状況で、自由民主主義国であることが韓国の存在意義であるため、民主主義を否定することは不可能だった。また、そうした条件によって、韓国の指導者は常に自身の政治を民主主義によって正当化する必要性があった。

朴正熙は、こうした制約を克服するために、韓国独自の方式で民主主義を運用することを主張する。朴正熙は同書において、西欧の代議政治の直接的な導入が韓国の状況に適合しておらず、その結果として政

治に腐敗と不正が蔓延したとして批判する（朴正熙 1970a：206）。特に、韓国では血縁的家族共同体の道徳が強く、個人の自覚が欠如しているため派閥政治が生じ、結果として人物中心の独裁政治が生まれたと指摘している（朴正熙 1970a：123-124）。このような奔放な自由によって民主主義が失敗しないようにするため、朴正熙は、韓国化された民主主義を運用すべきだと主張するのである（朴正熙 1970a：124）。

では、民主主義の韓国化は具体的にどのように実現されるのか。この問いに対する一つ目の答えは、有能なリーダーによる率先である。朴正熙は、軍事クーデタの対象となった張勉政権の失敗を「指導力の貧困」に帰し、韓国の近代化のためには「健全な指導者」が必要とするのである（朴正熙 1970a：197）。第二の答えは、花郎道の民族精神を活かすことである。新羅時代の青年修養組織である花郎道は、申采浩^{シンチェホ}をはじめとする植民地時代の民族主義学者によって民族固有の武の伝統として高く評価されてきた（강해수 2008）。解放後、申采浩の花郎道研究をさらに発展させた歴史学者李瑄根^{イソンゲン}¹¹は、花郎道を国難に真っ先に立ち向かう独立、抵抗、自己犠牲の精神と定義する（朴賛勝 2006）。こうした議論を踏まえるものであるならば、民主主義の韓国化のカギとなる花郎道の精神とは、自らの自由や人権を犠牲にしても国家や民族のために忠誠を尽くすという道徳的要素を含んでいたといえる。

このように『韓民族の進むべき道』において朴正熙は、韓国の近代化という課題への取り組みと民主主義の両立を民族主義の立場から見直したといえる。この中で、東学農民戦争の意味もまた変わってくることになる。朴正熙が東学農民戦争に与えた意味付けは二つの次元に分けられる。一つ目は、民族の歴史の中で近代的な思想や運動が内在してきたことを強調する場合である。これは、民族の自主的な発展の歩みとして東学農民戦争を誇るとともに、クーデタを同じ系譜に位置付けることで正当化をはかることができる。二つ目は、民主主義の韓国化を正当化するために、花郎道の自己犠牲精神の伝統に東学農民戦争を位置づける場合である。両者はいずれも民族主義の発露であるといえ

る。

この意味付けの枠組みが、その後どのように活用され、変化したのだろうか。

はじめに注目するのは1963年に全羅북도井邑黄土峴に建立された甲午東学革命記念塔¹²の除幕式である。朴正熙はこの時に民政移譲前の国家再建最高会議議長として東学農民戦争をどのように記憶すべきかを表明した。スピーチでは、東学農民戦争の性格とそれを記念する意義について以下の通り述べている。

（前略）...この時、全奉準先生がこの井邑村のマルモク市場の柿の木の下で鉦を鳴らして農民を動員した心情は、私自身が2年前の5・16の際に漢江大橋を渡った当時の心情と同じ対照をなすのだろうか、と考えます。時代と課業のあり方は少し違うかもしれませんが、革命の精神と理念は同じ立場であると思います。

東学革命は残念ながら成功しませんでした、民権を主張した民主主義の理念と精神を世界に示したものであり、...（中略）その崇高な精神を受け継いでいかなければならないでしょう。...（中略）今ここで除幕式を執り行うこの記念塔は、我が民族の善良な民衆が義烈で起こした東学革命の精神と理念を蘇らせ、天下万代に伝えるための象徴であると同時に、その教訓を受け、私たち公務員は国民に奉仕し、政治家はさらにこの精神で国家の未来のために尽くさなければならないと信じています。（박정희 1963）。

このスピーチの冒頭で朴正熙は、東学農民戦争が反封建および反外勢としての「近代化」の起源であることを述べたうえで、革命という困難な国家的課業に立ち向かった全奉準將軍と自らを同一視している。加えて、クーデタ以前の張勉^{チャンミョン}政権と4・19学生革命で打倒された李承晩政権を貪官汚吏と結びつけ、腐敗した旧弊として打倒すべき「他者」と位置付けている。このように、自らの軍事クーデタを旧弊を打破する革命（5・16革命）として位置づけ、反封建革命としての東

学農民戦争と同一化することで正当化を図った。

ここで特徴的なのは、東学農民戦争を民主主義革命として記念することで民主主義の実践を教訓として引き出している点である。つまり、「民権を主張」する革命を起こした民衆に対し、公務員も政治家も応答する責任があることを表明している。除幕式直後には、民政移譲に伴う大統領選挙が控えていたこともあって、あえて聴衆にアピールしたものと思われる。朴正熙自身や政権幹部らが、東学という民族固有の文脈から民主主義的要素の起源を探し出す事例は多いが、民主主義の精神として国民への説明責任を果たすニュアンスの教訓を東学農民戦争から引き出した例はこの時のスピーチだけであったと思われる。

一方、同記念塔に添えられた碑文は、朴正熙政権以前に蓄積されてきた多様な視点が織り交ぜられている。以下は碑文の引用である。

除暴救民、保国安民、斥倭を旗幟に、東学教門の大革命家である全奉準先生の領導の下で起きた甲午東学革命は、我が民族の進路に大きな光を当てた。全奉準先生は、東学の組織網を通じて農民大衆を抱き入れ、私たちの歴史上初めて見る大規模な民衆戦線を形成し、为国为民の明確な指導理念のもとで粘り強く戦ったのだから、その意義と影響は実に大きい。この革命は、私たち農民大衆に政治的意識を目覚めさせ、古風で迎合的な封建制度の古い権威を揺るがし、国民生活の近代化を促進させ、帝国主義日本の侵略に民族戦線として抗戦し、私たちの民族精神を顕揚させ、後の三一運動の先駆けを成し遂げた。この甲午東学革命の聖なる功績と崇高な精神を、なぜ追慕せずして賛美しないのだろうか。甲午東学革命こそ、道は世界史の上に輝くだろう（召望ギ 1963）。

この碑文は植民地統治期に東学思想の近代的側面を論じた金庠基^{キムサンギ}が作成したものであり、東学の組織網の活用、参加主体や農民の政治的意識の覚醒など、東学の歴史研究の論点が盛り込まれている。また、この碑

文には民衆の政治的意識の目覚めや民衆戦線の形成といった階級的な部分が強調されており、朴正熙のスピーチに見られたような自身の正当化がされているわけではない。それを考えれば、「国民生活の近代化を促進させ」という部分もまた、朴正熙が強調する経済発展的な近代化ではなく、身分制秩序の解体を指しているように思われる。

このように、1963年当時はまだ朴正熙が『韓民族の進むべき道』で示した「自主的近代化の系譜」や「民主主義の韓国化」といった認識は十分に内面化されていなかったといえる。しかし、その後、朴正熙による東学農民戦争の言及は、民衆の中に民族の自負心を奮い立たせるよりも、民族としての義務を啓蒙する方向へと重点が移っていった。特に、彼が強調したのが「民族主体意識」である。『韓民族の進むべき道』（1962年）や『国家と革命と私』（1964年）といった著作では、朝鮮王朝の歴史的な短所として、外国勢力に依存して自立できない事大主義、国論が分裂し挙国的団結ができない党派争い、経済向上に対する無気力などの他律性を強調している。そして、この他律性の打破こそが、韓国における一連の革命的運動の意義であり、民族主体意識の表れであると主張している。例として、1964年の東学創始者の崔済愚^{チュジユウ}の殉教100周年記念銅像建立除幕式での朴正熙のスピーチを引用する。

従来の古い支配思想を排し、民衆の倫理や宗教思想に焦点を当てた「東学」の提唱は、事大を排除し、民族思想の主体性を生かそうとする健全な思想的姿勢でありました。...（中略）新しく芽生え始めた民族的自覚が頑迷な権力者たちによって蹂躪され、ついに蒙昧と停滞の束縛から抜け出せないまま半世紀にわたる日帝の植民地的搾取を招いたこと、そして、今日の世代に対しても近代化という重い使命が課されました（後略）....。

当時の執権層が先生の思想的姿勢と救国の精神に目覚めなかったことを悔い、主体意識が徹底できなかった我々の歴史が歩んできた苦難と試練の歴史を思い起こし、再び反省せざるを得ないからです（帛

정희 1964)。

朴正熙は、このスピーチにおいて、支配層の外国依存的な事大主義に対抗するものとして、「救国精神」を対置させている。この「救国精神」が民族のために自ら立ち上がって行動する意志、すなわち民族主体意識を表しているといえる。そして、この民族主体意識を欠いたために、韓国は過酷な植民地支配を経験し、近代化も今日に至るまで達成できなかったと指摘するのである。注目すべき点は、こうした苦難の歴史に対する責任が、民族主体意識を持たずに行動しなかった民衆にもあると示唆されている点である。このことから、民族主体意識は一般民衆が持つべき道徳であり、その道徳を会得して国家のために行動すべきだという教訓が導かれている。この民族主体意識は、東学農民戦争をはじめとして民族の歴史を振り返る際に、「為国為民の明確な指導理念」や「民族精神」(김상기 1963)、「民族魂」や「倡義精神」(기자변 1963)、「民族自立精神」(이효상 1964)などといった用語で言及されている。

つまり、東学農民戦争をめぐる過去の物語は、朝鮮王朝の他律性が強調されると同時に、それを打破するに至った民族主体意識が対となって構成される。よって、東学農民戦争が反封建的近代化もしくは民主化としての近代化の起源であることを記念することは、東学農民戦争が民族主体意識に基づいて行われたことを強調することであり、結果的に民族や国家のための自己犠牲精神が道徳的教訓として民衆に提示されることになるのである。

V. 70年代における東学農民戦争の位置づけ

70年代に入り、ベトナム戦争の進展による東アジア冷戦の緊張と緩和の中で、朴正熙政権は北朝鮮との体制競争に打ち勝つためにより一層の権力集中と経済発展(近代化)を目指した。1971年に著された『民族の底力』では、執権10年間における政権の業績を自賛しつつ、国民のより一層の「祖国近代化」への献身を求めている。『民族の底力』では、民主主義が国是であることを認めつつも、それが韓国的に運営され

ることに自信を深めている様子が見られる。そのために、韓国の伝統に対する言及はよりふんだんかつ肯定的に、朝鮮王朝の無能さは目立たないように扱われた。東学農民戦争の部分引用すると以下の通りである。

東学革命は、我が国の歴史ではまれに見る、驚くべき民衆の自発的な抗議運動であった。開化独立党が西欧的近代化を指向したならば、東学革命は反西欧的な近代化を指向したものであった(朴正熙 1973: 55)。

東学には二つの精神がはっきり現れていた。その一つは、西欧列強と新興日本の勢力によって侵略されようとしている祖国を守護しよう、との強烈的な民族的主体精神であり、もう一つは、貴族階級の圧政に虐げられた、庶民階級、特に農民に万民平等の福音を伝えようとする民主的自由精神の強調であった(朴正熙 1973: 56)。

甲午東学革命が失敗した第一の原因は、指導力の貧困であった。団結力の不十分、内外の政治情勢に対する識見と洞察力の欠如、民衆に対する組織と訓練の不足など、これらのすべては指導力の貧困に起因する(朴正熙 1973: 57)。

朴正熙は『韓民族の進むべき道』で、韓国の民主主義は有能な指導者、すなわち朴正熙自らによって率先されなければならないと主張した。そして、そのことを正当化するために、同書では、東学農民戦争を失敗した革命と位置づけ、その原因は指導力の貧困であると言い切る。오제연 (2015) が指摘する通り、これは東学農民戦争や3・1独立運動、4・19学生革命が指導力の欠如によって失敗したために腐敗の政治や植民地支配という苦難を経験することになったが、朴正熙の指導力でそうした苦難を克服できるのだと主張しているのである。

また、朴正熙は、「東学革命」が「民族的主体精神」と「民主的自由精神」を有するものとして、民主主義と民族主義の結合を強調している。そのうえで、東学農民戦争が「反西欧的な近代化」であることを指摘し

て、普遍的な民主主義の価値が民族主義に従属しているという「民主主義の韓国化」の指摘を忘れずに行っている。結局のところ、東学農民戦争は民族主体意識に基づいて運用される民主主義を意味していると思われる。60年代と異なるのは、民族主義と民主主義の齟齬があったとしても民族主義を強調することでそれは不問になるということである。

このような自身の政権の正当化とそれにつながる民族主体意識の強調は、維新体制が成立する1972年に境にさらに強まった。これは、デタントに伴う朝鮮半島情勢の流動化に加え、都市大衆から政治的支持を失うことによって危機感を抱いた朴正熙が、体制に順応的な国民を育成しようとしたためであるとみられる¹³。

朴正熙政権は1971年12月、国難の時期に自由や個人の権利を教育することは「国籍のない教育」だと非難し、主体的民族意識の強化を謳う「国籍ある歴史教育」を提唱した（신주백 2021）。その結果、政府の傘下に国史教育強化委員会が設置され、国史を社会科から独立させ、国史教科書を国定化する歴史教育の強化が決定されたのである。すでに、1960年代の教科書で「東学乱」は「東学革命」に名称が変えられていたが、国定教科書では、民族の発展過程を体系的に記述し、民族としての誇りを持たせる教育を行うことになった（신주백 2021）。次は、1969年の中学校国史検定教科書と1979年の中学校国史国定教科書における東学農民戦争の記述である。

【1969年第2次教育課程中学校国史教科書（タムグデン社版）】¹⁴

単元6：世界の動きとわが国の近代化－清日戦争とわが国－東学革命

崔済愚の死後、崔時亨が三南地方を拠点に教勢を伸ばし、教主の伸冤運動を起こした。

東学を信奉する農民たちは、腐敗した役人が外国勢力に押されるのを見て、各地で反政府革命を起こした。

1894年、全羅道の古阜の農民たちは、私腹を肥やしていた郡守に対抗し、全瑋準の指揮下で革命を起

こした。政府では東学党を逮捕・殺害したので、東学党はさらに団結し、泰仁・扶安一帯を占領して勢力を伸ばした。政府では討伐隊を送ったが、戦わずに逃げてしまう始末であった。

この時、清がわが国の政府の要請を理由に軍隊を我が国に派遣し、これに力を得た政府は、湖南一帯に拡大した革命軍をようやく鎮圧した。

【1979年第3次教育課程中学校国史教科書（国定教科書）】¹⁵

VI. 東学革命運動と制度の改革

学習まとめ

1. 列強がいずれも我が国への侵略の野心を抱くようになり、19世紀末、我が国では国際的な紛争が止まらなかった。
2. 日本の経済的浸透で農村社会が被害を受けるようになり、農民は東学の組織に呼応し、腐敗した政治と日本侵略の排斥を目的として革命運動を起こした。
3. 近代的な国家に発展するための甲午更章の改革は様々な分野にわたって行われたが、外国の干渉により、韓国社会に正しく根付くことができなかった。

1969年の教科書における東学農民戦争の記述はここで引用したものがすべてであり、非常に短く、また、どのような性格の革命なのかが判明しない。一方、1979年の国定教科書は、記述が詳細で長いため、単元における学習のまとめを引用した。同国定教科書では、国家単位の経済摩擦によって被害を受けた農民による政治改革・外国排斥運動と端的にまとめられ、改革の失敗の要因も外国の干渉と整理された。このことから、東学農民戦争は国内の腐敗した体制の打破とそのための団結という要素だけでなく、外国からの侵略に対する抵抗の要素も同じく強調されるようになった。

このように教育を通じて、東学農民戦争を通じた民族主義が鼓吹されていく中で、社会的アクターの方でもそれを内面化していくケースが見られる。その最た

るものが天道教である。天道教は、東学の後身であるため、東学農民戦争が民族の近代化の象徴として評価されることは教団の評価に直結するとして、朴正熙政権の意味付けに積極的に呼応した。例えば、1973年には天道教が主導して東学農民戦争第2次蜂起の最激戦地である公州ウグムチに東学軍慰霊塔を建立した。慰霊塔の碑文は李瑄根が作成したが、その塔の碑文の一部が次の通りである。

待望の革命課業がここで挫折して、続く追撃と雪戦の中であなた方の為国丹心さえ分かってあげられなかった。しかし、あなた方が逝かれてから80年、5・16革命以来の新生祖国が改めて東学革命軍の殉国精神を今日に蘇らせながら、輝く10月維新の1周年を迎えることになったので、私たち全員が血塗られたこの丘に眠られるあなた方の慰霊のためにこの塔を建てる。行き来する千万台の子孫たち！その偉大な革命精神を永遠に受け継ぎ、力強く宣揚せよ！（이경화 2007）。

この碑文では、『民族の底力』と同様、東学農民戦争を挫折と見なしつつ、朴正熙の「輝かしい」維新体制と対比していることがわかる。さらに、東学農民戦争の革命性については自明と見なししているのか、その意義について詳しい説明はなく、むしろ殉国精神のみが強調されることで、維新体制への忠誠という道徳的価値を直接的に訴えている。重要なのは、この記述は朴正熙側からのものではなく、社会的アクターとしての天道教側からのものであり、民族主体意識の強調によってむしろ権力側の接点ができうることを示している。

このように、70年代の朴正熙政権は、民族主体意識のさらなる強化とともに、東学農民戦争の記念を通じて民衆に対する自己犠牲精神の内面化を迫るものとなった。また、朴正熙政権が徐々に権威主義的側面を強めると、東学農民戦争は民主主義が民族主義にますます従属したことを象徴するようになったといえる。

VI. おわりに

本稿では、集合的記憶の枠組みを通じて、朴正熙政権期に東学農民戦争の公的な位置づけがどのように変化してきたのかを追跡した。その結果、東学農民戦争は朴正熙の軍事クーデタおよびそれ以後の政治の正当化のために絶えず参照されてきたことが明らかになった。特に、東学農民戦争を民族が自力で旧秩序を打破した歴史として位置づけ、自身の軍事クーデタをその延長線上にある同一系譜にあるものとして正当化した。このような記憶の方法は、朴正熙自身の権威を高める手段であると同時に、民衆に民族としての自負心を植え付ける手段でもあった。

しかしながら、朴正熙政権は、東学農民戦争を自己犠牲精神、すなわち民族主体意識の象徴として再解釈し、民衆が見習うべき教訓として利用する手法を強化していった。この戦略は、朴正熙政権が直面していた二つの現実的な要請に応えるためのものであった。一つ目は、民主主義を堅持していることを国際社会に証明する必要性であり、二つ目は、共産主義と対峙する中、経済発展を達成するために国民を動員する必要性である。これらの条件が変化することによって、東学農民戦争の位置づけや象徴性もまた変化していったといえる。

1960年代においては、東学農民戦争は旧秩序を打破する反封建運動として強調しながら、民族主体意識を強調した。この時期の東学農民戦争の記憶は、まだ朴正熙政権が民主主義を維持し、実践していることを意識した内容だったといえる。しかし、1960年代後半から安全保障上の脅威が増大する中で、民主主義に対する考慮が後退し始めた。その一方で、朴正熙は、リーダーとしての指導力を強調したり、もしくは、東学農民戦争に民主主義的な意義よりも、花郎道をはじめとする民族固有の伝統を強調したり、民族の抵抗の歴史を強調することで、民主主義の欠如を補おうとする試みとして現れている。

一方で、こうした国家主導の記憶の形成は、必ずしも一枚岩のものではなく、社会の中での多様な記憶の競合が存在したことは留意しておく必要がある。本稿

では扱わなかったが、公的記憶に対する対抗言説が学生運動の中で形成されたことを指摘する研究もある(오제연 2015)。しかし、筆者は、むしろ朴正熙政権期になぜ対抗言説が浮上できなかったかを検討する必要があると考える。東学農民戦争に関する「解釈としての歴史」をめぐる研究は朴正熙政権期においても続けられたが、その中からは対抗言説が生まれることはなく、1980年代まで待たなければならなかった。これは、当時の多くの歴史学者が自由な研究と発言が抑圧されていたことが主な原因と思われるが、その一方で民族主体意識の言説を共有していた点も一因であると考えられる。これらの課題に取り組むことで、韓国の集合的記憶がどのように形成され、再編されてきたのかをより深く理解することができるだろう。本稿はその最初の段階として、東学農民戦争の記憶をめぐる朴正熙政権の戦略を分析した。

謝辞

本研究は、科研費基盤研究B「韓国における民族主義的運動団体の研究：歴史認識問題に関わる団体を中心に」(令和3-7年度)の助成を受けて実施されたものである。

参考文献

日本語文献

- 林志弦. 2022. 『犠牲者意識ナショナリズム—国境を超える「記憶」の戦争』(澤田克己訳, 東洋経済新報社).
- エアル, アストリッド. 2015. 『集合的記憶と想起文化: メモリー・スタディーズ入門』, (山名淳訳, 水声社).
- 朴賛勝. 2006. 「李瑄根の韓国史研究と歴史観」宮嶋博史・金容徳編『日韓共同研究叢書 17 近代交流史と相互認識Ⅲ——一九四五年を前後して』, 慶応義塾大学出版会: 193-242.
- 朴正熙. 1970a. 『朴正熙選集—韓民族の進むべき道—』, 鹿島研究所出版会.
- . 1970b. 『朴正熙選集—国家・民族・私—』, 鹿島研究所出版会.
- . 1973. 『民族の底力』, サンケイ新聞社出版局.
- 三谷博. 2020. 「第3章: ナショナリズム—多層世界における相互作用と記憶の力学」『日本史のなかの「普遍」—比較から考える「明治維新」』, 東京大学出版会.
- 安川晴基. 2008. 「「記憶」と「歴史」: 集合的記憶論における一つのトパス」『藝文研究』, Vol. 94: 282-299.

韓国語文献

- 甲午東學革命記念塔建立推進委員會. 1963. “記念塔 建立 趣旨文.” *신인간* (29): 6.
- 강해수. 2008. ““道義의 제국”과 식민지조선의 내셔널 아이덴

- 티티.” *한국문화* 41: 183-203.
- 기자변. 1963. “井邑 黃土峴에 東學革命記念塔建立 지난 十月三日 八萬民衆參集下에 除幕式盛行.” *신인간* (30): 4-5.
- 김상기. 1931. “동학과 동학란.” *동아일보*.
- . 1963. “甲午東學革命記念塔銘文.” *신인간* (29): 3.
- 김선경. 1994. “농민전쟁 100년, 인식의 흐름.” *역사학연구소* 1894년 농민전쟁연구분과 엮음, *농민전쟁 100년의 인식과 쟁점*, 거름.
- 김지형. 2013. “1960~1970년대 박정희 통치이념의 변용과 지속.” *민주주의와 인권* 13 (2): 169-199.
- 김용섭. 1958. “東學亂研究論—性格問題를 中心으로—.” *역사교육* (3): 80-89.
- 문일평. 1924. “甲子以後六十年間の 朝鮮.” *개벽* 43: 111-129.
- 박명규. 1997. “역사적 경험의 재해석과 상징화.” *사회와 역사* 51: 41-74.
- 박정희. 1963. “致辞.” *신인간* (29): 9.
- . 1964. “大神師殉道百週年紀念特輯 致辞—水雲大神師殉道 百週年紀念 銅像除幕式에 즈음하여.” *신인간* (30): 6-7.
- 박준성. 2006. “역사기행 ‘1894년 농민전쟁’ 기념 조형물을 찾아서 (1).” *내일을 여는 역사* (23): 287-298.
- 배향섭. 2010. “1920-30년대 새로운 ‘동학농민전쟁상’의 형성.” *사람* (36): 179-208.
- . 2015. “동학농민전쟁에 대한 새로운 이해와 내재적 접근.” *역사비평* 2015 봄호: 138-172.
- . 2022. “‘새로운 민중사’ 이후 민중사 연구의 진전을 위하여—19세기 말~20세기 초를 중심으로—.” *역사문예연구* 26 (2): 17-66.
- 신주백. 2021. *한국 역사학의 전환: 주체적·내재적 발전의 시선으로 본 한국사 연구의 역사*. Humanist.
- 안경호. 2019. “진실화해위원회 활동, 그 후 9년.” *유엔 진실, 정의, 배상, 재발방지 특별보고관 초청 국제 심포지엄 국제 인권 기준에서 본 한국의 과거사 청산 자료집*. <https://www.womenandwar.net/resources/?q=YToyOntzOjEyOjRlZjI3b3JkX3R5cGUiO3M6MzoiYWxsJltzOjQ6InBhZ2UiO2k6NTt9&bmode=view&idx=21811599&t=board>より取得 (最終確認日 2024年8月27日).
- 오제연. 2015. “1960~70년대 박정희 정권과 대학생의 ‘동학농민전쟁’ 인식.” *역사문예연구* 33: 175-217.
- . 2018. “한국의 민주화운동과 ‘3.1 운동 기억’: 4.19 혁명에서 6월항쟁까지.” *동방학지* (185): 45-73.
- 오영섭. 2005. “1940년대 후반 唯物史家들의 동학농민 운동 인식—소위 농민전쟁설의 원형을 찾아서—.” *동학학보* (10): 229-287.
- 이경화. 2007. “기념물을 통한 동학농민혁명의 기억과 전승.” *인문콘텐츠* (10): 187-209.
- 이진영. 2001. “동학농민혁명 인식의 변화와 과제.” *동학연구* 9-10: 73-99.
- 이효상. 1964. “大神師殉道百週年紀念特輯 致辞.” *신인간* (30): 8-9.
- 조동걸. 2014. *우사 조동걸 저술전집 15 한국현대사학사. 역사공간*.
- 황의돈. 1922. “民衆의 叫號의 第一聲인 甲午의 革新運動.” *개벽* (22): 17-26.
- 허동현. 2022. *역사관과 역사학자: 비동시성의 동시성*. 북코리아.
- 홍동현. 2014. “‘새로운 민중사’의 등장과 새로운 동학농민전쟁사 서술에 대한 모색.” *남도문화연구* (27): 359-380.
- . 2021. “해방이후 동학농민전쟁 인식과 민주화 운동—포섭과 저항의 이중주.” *역사학연구* (84): 363-390.

웹사이트・新聞記事データベース

- 京郷新聞ウェブサイト <https://www.khan.co.kr/>
- 中央日報ウェブサイト <https://www.joonggang.co.kr/>

国史編纂委員会歴史ネット歴代国史教科書 <http://contents.history.go.kr/front/ta/main.do>

英語文献

- Bukh, Alexander. 2020. *These Islands Are Ours: The Social Construction of Territorial Disputes in Northeast Asia*. Stanford, CA: Stanford University Press.
- Gutman, Y., & Wüstenberg, J. (2023). Introduction: The Activist Turn in Memory Studies. In Gutman, Y., & Wüstenberg, J. (eds.). *The Routledge Handbook of Memory Activism* (1st ed.). Routledge: 1-4.
- Jo, Eun A. 2022. "Memory, Institutions, and the Domestic Politics of South Korean-Japanese Relations." *International Organization* 76 Fall: 767-98.
- Morris-Suzuki, T. 2005. *The Past within Us: Media, Memory, History*. Verso. (モーリス＝スズキ, テッサ. 2014. 『過去は死なない—メディア・記憶・歴史』 (田代泰子訳), 岩波書店.)
- Schwartz, B. 2016. "Rethinking the concept of collective memory." In Tota, A. L., & Hagen, T. (eds.). *Routledge International Handbook of Memory Studies*. Taylor & Francis Group: 9-21.
- Smith, A. D. 2010. *Nationalism: Theory, Ideology, History*. Polity Press. (スミス, アントニー. D. 2018. 『ナショナリズムとは何か』 (庄司信 訳), ちくま学芸文庫.)

注

- 東学農民戦争は、朝鮮王朝時代に農民の蜂起から始まり、その後、社会変革を訴える農民軍に政府軍、支配階層であった両班、さらに介入してきた日本軍との間の戦争のことである。しかしながら、その名称は「東学党の乱」、「甲午農民戦争」、「東学農民革命」など様々な名称で呼ばれており、この事象に対する認識の多様性を示しているといえる。本稿では、韓国の歴史学界で学術的議論の際に使われる「東学農民戦争」という呼称を使用するが、この呼称もまた研究の歴史的展開と歴史認識の反映であることに留意する必要がある。
- 東学農民戦争は、以下の特徴を持つがゆえに、韓国における記憶の政治を考察する上で意義があるといえる。第一に、東学農民戦争は一連の「過去清算」のイシューの中で最も古く、日本による植民地統治期よりも前の1894年に起きた事件という点である。第二に、第一点目と関連するが、その事件を直接経験した当事者が生存していないという点である。これらの点を考慮すれば、東学農民戦争の記憶をめぐる政治は、強制動員や親日派など植民地統治期のイシューとは重複しながらも独自の文脈で展開されていると考えられる。特に、当事者が存在しないという点は、「現在」においてなぜ東学農民戦争が重要なのかを主張するアクターを特定し、その意味を構成する内容を観察しやすいという利点があるといえる。
- 「東学農民革命参与者等の名誉回復に関する特別法」第2章参照、東学農民革命記念財団ウェブサイト参照 (<https://cdpr.go.kr/commit/?menu=161>、最終確認日 2024 年 8 月 27 日)。
- 「130 年전 동학혁명까지 독립유공자 인정?...野윤준병 추진 논란」, 『중앙일보』 2024 年 8 月 7 日, <https://www.joongang.co.kr/article/25269087> (最終確認日 2024 年 8 月 27 日)。
- 「동학농민혁명 단체 "명칭·정신, 헌법 전문 수록해야"」, 『경향신문』 2023 年 10 月 29 日, <https://www.khan.co.kr/culture/culture-general/article/202310291117001> (最終確認日 2024 年 8 月 27 日)。
- 安川 (2008) は、過去は客観的に検証しようと前提する

歴史学に対して、集合的記憶は「現在」の視点によって選択的に再構成されるとする点で区別されると指摘する。さらに、近代化や唯物論といった普遍的価値を軸に過去の事象を「大きな物語」に収斂させる歴史学の普遍主義的側面に対しては、一つの歴史に対して複数の記憶が存在しうるとし、そこに複数の「アイデンティティ」が構成されることを想定する集合的記憶とは区別されることを指摘している。これらの集合的記憶の特徴は、Morris-Suzuki (2005) の「一体化としての歴史」と同じ文脈で指摘されているといえよう。

- 社会主義系列のこのような理解は、封建制崩壊のきっかけとなったドイツ農民戦争との比較において、ドイツ農民が宗教組織を偽装して組織化して戦争を展開したことから類推されたものである (宗教的外被論)。東学の主導性を否定するため、名称も「甲午農民戦争」を使用することを提案する。
- 韓国内の史学の分類では、実証史学 (もしくは文献考証史学) に分類される人々のことである。彼らは植民地時代に日本のランケ流実証主義を学び、史料の検証を重視した。しかし、この分類は、オリエンタリズム的視点で韓国の歴史を解釈した植民地史学に対して無関心か、もしくは踏襲しているという批判を内包する (조동길 2014: 62)。しかも、植民地時代に歴史学の高等教育を受け、植民地朝鮮のアカデミズムで活動した人は多くないため、史学のアプローチに関わらず、特定の世代とキャリアの歴史学者を意味する場合もある。
- 1950 年代には従来の儒教的忠節とは異なる新たな記念の動きがなかった (박명규 1997; 이진영 2001) という指摘や、北朝鮮と日本における社会経済史的な研究の進展をふまえた김용섭 (1958) の研究が発表されるまでは、研究は活発ではなかった (김선경 1994) という指摘が多い。一方、同時期に、野党が民主主義を要求する民衆運動の流れとして東学農民戦争と 3・1 独立運動を位置づけ、自らがその系譜を受け継いでいるという認識が広がったという指摘 (오제연 2015; 오제연 2018; 홍동현 2021) がある。しかし、この野党の主張も 3・1 独立運動に主眼があったとみられ、東学農民戦争は持続的に言及されなかった。1950 年代の実証史学者の動向を踏まえた状況は、1960 年代における東学農民戦争の認識の展開に影響を与えたものと思われるが、このことについては別稿で論じることとしたい。
- 本書の著者は朴正熙となっているが、実際には多くの専門家たちが動員されて代筆したものとされており、同書が出版された時点では、朴正熙本人や政権幹部はまだ内容や意図を内面化できていなかったのではないかと、という指摘がされている (김지형 2009)。
- 韓国近代史を専門とした歴史学者で、ソウル大政治学科教授、文教部長官、国史編纂委員会委員などを歴任した。日本で実証史学を学んだことから実証主義史学に分類されるが、本人は申采浩の民族主義史学を受け継いだと自負している。また、解放後に右翼青年運動と関係を結ぶようになってから、民族固有の文化である花郎道に関心を持って研究した。
- この記念塔は、1963 年の民政移譲に伴う大統領選挙を見据えた朴正熙のイニシアチブで建立されたという認識 (박명규 1997) が根強くあるが、当時の雑誌には、民間で結成された甲午革命記念塔事業協会が提案し、全羅北道の政治家やメディアが積極的に呼応して、最終的に朴正熙政権が支援した形として説明している (甲午東学革命記念塔建立推進委員会 1963)。どちらにしても、政府側が押し付けたわけではなく、社会的アクターが記憶の政治に参加した側面が強いといえよう。
- 「(7) 한국적인 것의 발명과 국민 교육」, 『경향신문』 2013 年 9 月 13 日, https://www.khan.co.kr/feature_story/article/201309132159245 (最終確認日 2024 年 8 月 27 日)。

- 14 국사편찬위원회 “우리역사넷 역대 국사교과서” 参照。
http://contents.history.go.kr/front/ta/view.do?levelId=ta_m21_0070_0030_0030 (最終確認日 2024 年 8 月 27 日)。
- 15 국사편찬위원회 “우리역사넷 역대 국사교과서” 参照。
http://contents.history.go.kr/front/ta/view.do?levelId=ta_m31_0100_0020 (最終確認日 2024 年 8 月 27 日)。

[ARTICLES]

Memories of the Donghak Peasant War: Focusing on the Park Chung-hee Era

MAISAWA Tatsuya *

Abstract

This study examines the transformation of the public perception of the Donghak Peasant War during Park Chung-hee's regime in South Korea, using the framework of collective memory. The analysis reveals that Park Chung-hee frequently referenced the Donghak Peasant War to legitimize his military coup and subsequent political actions. By framing the war as a historical event where Koreans overthrew an old order through their efforts, Park aligned his military coup with this narrative, enhancing his authority and fostering national pride.

Additionally, the Park regime also reinterpreted the Donghak Peasant War as a symbol of self-sacrifice and national consciousness, presenting it as a moral example for the public. This reinterpretation was strategically motivated by two main goals: demonstrating a commitment to democracy to the international community and mobilizing the nation for economic development amid the Cold War's communist threat. As these contexts evolved, the symbolic significance of the Donghak Peasant War shifted accordingly.

In the 1960s, the war was emphasized as an anti-feudal movement highlighting national consciousness. However, as security threats grew in the late 1960s, the focus on democratic ideals diminished. Park instead emphasized his leadership and indigenous traditions like the Hwarangdo to justify the lack of democratic practices. This study calls for further exploration into why counter-narratives did not emerge more prominently during Park's regime, suggesting that many historians at the time shared the discourse of national consciousness. This study provides an initial analysis of Park Chung-hee's strategies regarding the memory of the Donghak Peasant War, contributing to a deeper understanding of the evolution of collective memory in South Korea.

* Project Assistant Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

[論 説]

日韓の在日コリアンをめぐる ミュージアム展示の現状と 意義

山口 祐香*

はじめに

本稿の目的は、日韓で近年設立が相次ぐ在日コリアン¹関連のミュージアム²について、その設立過程と展示内容を比較・分析し、両国社会における在日コリアン認識の一側面を把握することである。

在日コリアンとは、近代日本の朝鮮半島に対する植民地支配を契機に生まれた歴史的存在である。1910年の韓国併合を前後して、出稼ぎや留学、徴用など様々な理由で多くの朝鮮人が日本に渡り、植民地解放後も約60万人が日本国内に留まった。かつて「帝国臣民」であった彼らは、1952年のサンフランシスコ平和条約発効により日本国籍を喪失し、「外国人」として「在日」する戦後を生きることとなった。更にこの間、東西冷戦下で朝鮮半島の南北分断が起こり、在日コリアンたちを取り巻く政治的社会的状況も日本・韓国・北朝鮮という三つの国家の狭間で翻弄されるようになった一方で、エスニック・マイノリティとなった彼らの存在はいずれの国家の「歴史」においても周縁化されてきた。

しかし、日本社会における構造的な民族差別にさらされながらも、在日コリアン社会では自らを取り巻くポストコロニアルな諸問題の解決と、生活上の権利や主体性を求めたり、独自の歴史文化や言語を保存・継承したりするための様々な運動が全国各地で展開されてきた。その過程で、1990年代以降から活発化したのが、両国のナショナルヒストリーの中で捨象されてきた在日コリアンの歴史文化を展示する、民間ミュージアムの設立運動である。

在日コリアンをめぐる人文社会科学分野での先行研究は膨大な蓄積がある一方で、ミュージアムという観点からの研究は、文公輝（2004）・橋本（2008）・李美愛（2018）・山口（2020）などが散見される程度である。これらの先行研究では、1980年代以降加速したグローバル化を背景に、日本で生まれ育った在日コリアンの若い世代や、過去の植民地支配をめぐる日本人の歴史認識に働きかけ、地域社会における多文化共生を模索してきた日本の市民たちの運動が各地のミュージアム設立を下支えしてきていることが明らかにされて

* 神戸大学大学院国際協力研究科特命助教

いる。特に2000年代以降、日本国内では在日コリアンの歴史をテーマにしたミュージアムの開館が相次いでいることに加え、韓国でも初めて在日コリアンの常設展示を備えたミュージアム—「移民博物館」(仁川市／2008年開館)と「在日韓国人記念館」(ソウル特別市／2022年開館)—が開館した。これらのミュージアムの設立や展示内容は、従来の日本国内における現象としてのみならず、そのルーツの1つである韓国の事例も含めて検討されるべき過程に來たといえよう。

ただし、後述するように、諸々のミュージアムにおける歴史展示は「中立である」ことを意味しない。むしろミュージアムとは、対象をめぐる同時代における学術研究の蓄積や社会状況、行政や国家の施策など、様々な要素の影響を受けながら、展示する側の意図によって取捨選択された史料やストーリーが展示される社会教育の場である。すなわち、日韓のミュージアムにおける在日コリアンの歴史展示を分析することは、在日コリアンをはじめマイノリティをめぐる当該社会の取り組みや認識の現在地を考察する上で有効な知見を提供することに繋がると考えられる。

そこで本稿は、まずミュージアムと多文化共生に関する先行研究を提示した上で、日本における在日コリアン関連のミュージアムについて、主にその設立経緯と目的、運営主体、展示概要などに主軸を置きながら概観する。更に、まだ先行研究がほぼ無い韓国の在日コリアンミュージアムについても同じく整理を行い、最後にそれらを比較した上での考察を述べ、今後より詳細な学術研究に繋がる叩き台を示したいと考える。

調査方法としては、刊行史料や新聞記事などを中心にした文献調査に加え、2023年から2024年にかけて各ミュージアムでの現地調査を行った。

1. ミュージアムと多文化共生をめぐる先行研究

「日本は単一民族国家である」という前提に疑問が呈せられるようになって既に久しい。言うまでもなく、古来より日本列島には、先住民族のアイヌ、琉球民族、旧植民地である朝鮮や台湾の出身者など、多様な民族

的文化的背景を持つ人々が住んできた。彼らの多くは、日本社会の中で過酷な民族差別を強いられつつも、市民としての権利獲得や偏見の克服を訴える粘り強い運動も展開してきた。更に、1990年代以降、東南アジアや南米等からのニューカマーが増加し、「多文化共生」の議論が提起され始め、2023年末時点で在留外国人の数は過去最多の341万にも達している。しかし、依然国レベルでの外国人政策は出入国管理政策が中心であり、在留外国人を社会の構成員として考え、入国後の社会への包摂に向けた社会統合政策は未だ不十分な状況である³。既に「多様」な日本社会の実情に対し、なおも単一の言語・国籍・民族・文化を持つ「国民」像が暗黙の前提にあり、有効な政策の整備や市民意識の変革は未だ途上にあると言えよう。

この「国民」像を考える上でミュージアムの存在は重要である。かつてアンダーソンが指摘したように、近代に登場した博物館を中心とするミュージアムという装置は、国家や国民という「想像の共同体」を形成する上で極めて重要な役割を果たしてきた⁴。翻って現代のミュージアムとは、国際博物館会議(ICOM)が「社会とその発展に貢献し、研究・教育・楽しみの目的で人間とその環境に関する物質資料を取得、保存、伝達、展示する公共の非営利常設機関」⁵と定義しているように、単に集めたモノを一方的に見せる場に留まらず、来館者が参加できる体験型のプログラムやワークショップを提供する場であり、地域住民の憩いの場となり、あるいは観光やまちづくりの拠点となるなど、その役割は多岐にわたっている。

一方で、こうした多様化するミュージアムの現状に対し、村田(2024)では、日本での先行研究が資料保存や展示、経営、市民教育の手法などを主な対象とした運営論への偏重を指摘した上で、「ミュージアムは社会と隔絶した場ではなく、歴史や記憶が日々更新される、あるいは政治的・経済的判断がダイレクトに影響する生々しい現場である」との見方に立ち、メディア論の知見を導入し、常に変化する社会とミュージアムの関係について論じている⁶。

更に村田は、ジェンダーやエスニシティ、宗教、性

的志向といった抽象的な多様性の概念を実感し、想像させ、他者の状況や視点を「内在化」させるミュージアムの可能性を挙げ、マイノリティの視点を積極的に取り入れ、そのエンパワーメントを目指す多彩な実践が取り組まれている欧米諸国での事例を紹介している⁷。社会の多様な人々の存在を示し、歴史的な差別の構造を可視化するのみならず、マジョリティの自己理解が揺るがされ、抑圧されてきた人々が声をあげる場となる点で、ミュージアムは「多様性の砦」となり得るのである。

なお、マイノリティ、とりわけ移民の歴史を取り上げたミュージアムは大きく2種類に大別される。すなわち、移民送り出し国に設立されその記憶を伝えるものと、移民受入れ国内に移民当事者や子孫たちの手によって作られ、移住先社会でエスニック・マイノリティとして生きた人々の経験やアイデンティティの多様性などについて可視化するものである。日本の事例で見れば、前者の観点からのミュージアムはいくつも存在する一方で、後者のそれは非常に少ない。日本社会には多様な民族的文化的背景を持つ人々が数多く存在しており、2020年には「国立アイヌ民族博物館」（北海道白老郡）が開館したことも記憶に新しいが、多くの公的なミュージアムで依然提示されるのは「日本」ないし「日本人」の歴史を巡るストーリーである。本稿の主題である在日コリアンのケースに限ってみれば、東京都江戸東京博物館、国立歴史民俗博物館、国立民族学博物館、国立ハンセン病資料館などで限定的に触れられているに過ぎず、在日コリアンの歴史が日本社会内で「負の歴史」として認識されている背景が指摘されている⁸。ただし、マイノリティと規定された人々自身による歴史展示の実現へ向けた努力が続けられているのも事実であり、日本には民設民営の在日コリアン関連のミュージアムが複数存在している。

先述の通り、日本では近年人口に占める在留外国人の割合が増加するにつれ、「多文化共生」や「多様性」が社会的課題として関心を集めている。また、本稿で比較対象として調査を行った韓国についても、日本と同じく深刻な少子高齢化が進行している一方で、

在留外国人数が200万人を超えたことで、本格的な移民の受容や社会統合に向けた議論の重要性が浮上している⁹。ただし日韓両国とも単一民族観が伝統的に根強いとされ、実社会における「多文化共生」の達成には根本的な政策の見直しや市民意識の成熟が必要な状況である。そうであるならば、多様性を可視化することで従来の一元的な国民イメージを解体し、様々な背景を持つ人々の存在を前提とした社会の輪郭を示す点で、ミュージアムは重要な役割を果たし得ると考えられる。

そこで以下本稿では、日韓で在日コリアンの歴史展示を行う様々なミュージアムの取り組みについて概観し、それぞれのミュージアムの特色や狙いを明らかにしていく。在日コリアンは近代の日朝関係史の中から生まれながら、いずれの社会でも「国民」の範疇から周縁化されてきた中で、在日コリアンの歴史を保存・継承しようとする人々の越境的な実践が蓄積され、近年のミュージアム設立に影響を及ぼしているからである。なお、日韓はそれぞれ在日コリアンの受け入れ国と送り出し国であることから、在日コリアンに向けるまなざしにも微妙な差異が存在することに留意しなければならない。その上で、在日コリアンの包摂に関わる展示の在り方や関係者の言説について取り上げていく。

Ⅱ. 日本における在日コリアンミュージアムの変遷と現状

1. ミュージアム前史：植民地期から1970年代

「帝国日本」の所産である在日コリアンだが、1945年の日本の敗戦を機に、当時約200万人近くいたとされる日本国内の朝鮮半島出身者の多くが帰還し、解放直後の社会混乱や生活の安定を憂慮した約60万人が日本に残った。彼らは、戦後も過酷な貧困や民族差別にさらされつつも、祖国の国家建設を見据え、全国各地に民族団体を組織し、権利の擁護や互助、言語を始めとする民族教育などに取り組んでいった。1948年の韓国および北朝鮮の政府樹立、53年の朝鮮戦争勃発へと続く冷戦下の動乱は、在日コリアン社会内にも深刻

な分断をもたらす。在日コリアンたちは、祖国の平和統一を希求しながらも、在日本大韓民国民団（1945年結成、民団）と在日本朝鮮人総聯合会（1955年結成、総連）といった民族組織を主軸に、南北いずれかの国家を標榜するイデオロギー対立の時期が長らく続いた。

ミュージアムとは、何らかのモノやストーリーを収集・保存・展示しようとする動機の上に成り立つものだとなれば、公的扶助や教育・就職の機会から排除され、日々の生計を立てることに精一杯であった戦後当初の在日コリアン社会は到底そうした動機を持ち得ない状況にあった。更に、1960年代頃までの在日コリアン社会においては1世代を中心に「祖国志向」が主流であった点も重要である。すなわち、戦前から様々な理由で来日し解放を経験した人々の多くは、日本での生活をあくまでも故郷に帰還するまでの一時的な滞在と見なし、日本社会への同化を拒否し朝鮮人としての民族性を守りながら祖国統一に貢献するべきとの立場をとり、政治運動や反差別運動に身を投じていった。在日コリアンをめぐる歴史展示が長らく見られなかった背景には、このように在日コリアンがエスニック・マイノリティ集団として長らく戦後日本社会の関心の埒外に置かれてきた上に、在日コリアンの集団内部においても当事者による展示のための動機づけがなされて来なかった点が関係していたと考えられる。

しかし、1970年代に入ると潮流の変化が起こる。南北分断の状況が長期化する中で、日本で生まれ育った2世以降の世代が台頭し、「日立就職差別事件」（1970年）を始め、日本に根差した生活者として社会の様々な民族差別に立ち向かおうとする新たな運動への模索が見られ始めた。1965年の日韓基本条約締結に伴う「法的地位協定」の発効により、韓国籍の切り替えが増加する中で、青年期にある戦後生まれの2世たちは韓国か北朝鮮か、朝鮮民族として生きるか日本人へ同化するかという様々な葛藤を強いられた。彼らは高度経済成長期に人格形成を果たした世代であり、就職、結婚、子育てといったライフイベントに進む中で、日常的に浴びせかけられる民族差別に加え、就職時の国籍差

別、児童手当受給や公営住宅入居の制限、指紋押捺や地方参政権の獲得といった諸問題に直面し、差別社会への新たな意義申し立ての主体となっていく¹⁰。また、1970年代以降は日本社会における市民運動の盛り上がりも受け、在日コリアンをめぐる民族差別の問題に連帯する日本人市民の草の根運動も数多く登場した。

こうした社会状況の変化は、在日コリアンに関する歴史研究の変遷とも連動している。そもそも、研究対象としての朝鮮史あるいは在日コリアンの歴史は、日本のアカデミズムの中で長らく周縁に位置づけられてきた。その中で、外村（2004）は、日本での差別や無関心への対抗と、祖国との紐帯や朝鮮民族としての誇りの維持を掲げ、日本の帝国主義に抗する在日コリアンの運動史に焦点を当ててきた1950 - 60年代に対し、70年代以降の「祖国志向」の揺らぎが歴史研究の対象に与えた影響を指摘する¹¹。すなわち、日本国内で定住し、地域社会の中でいかに権利を獲得し、独自の文化を次世代に継承していくかが課題と持ち上がる中で、戦後の在日コリアン社会や個人の日常生活レベルの動向も含めた多様な領域へと広がるものになった。

2. 在日コリアンミュージアムへの胎動：1980 - 2000年代

そして、1980年代後半から90年代にかけ、在日コリアンのミュージアム設立に関する議論が市民社会の中で見られるようになる。その背景として、この時期、国際的な人権規範の高まりや日韓関係の進展の中で、歴史認識問題をめぐる論争が高まったことに加え、在日コリアン社会の世代交代が進み、1世の数が減ると共に、彼らの記憶や資料を保存し、新しい世代が在日コリアンとして民族的主体性をいかに確立していくかという「歴史の継承」の問題が喫緊の課題として持ち上がってきたことが挙げられる¹²。また、韓国の民主化やソウル・オリンピック開催が決定したことで、それまで隣国に関心を寄せて来なかった日本の一般市民の目線が変化し、民間交流が少しずつ拡大し始める中で、日本社会の中でも朝鮮半島の言語や歴史文化に触れられる機会が求められるようになった。

そこで、この時期の関西を中心に、在日コリアンや日本人市民の有志による韓国・朝鮮関連の展示交流拠点が相次いで作られ、在日コリアンを主体とした歴史資料の収集と展示、そして地域住民との交流を目指す試みが行われていた。たとえば、青丘文庫（神戸市灘区、1969～現在）、猪飼野朝鮮図書資料室（大阪市天王寺区、1977～1988）、学林図書室（大阪市生野区、1978～1995）、カラ文化情報センター（大阪市生野区、1987～不明）、錦繡文庫（尼崎市、1987～2012）、高麗美術館（京都市北区、1988～現在）などがほぼ同時期に存在していたことが分かっている¹³。

これらの施設の特徴として、まず、朝鮮史、在日コリアンの運動史や生活史、文化習俗に関わる文献や貴重な現物資料を収集保存するアーカイブとしての機能が強く、それらを広く地域住民に公開することで民族教育や国際理解の場として活用された点である。更に、各施設の名称が、青丘・錦繡（朝鮮の雅称）や高麗など、古朝鮮由来のものが多くことから分かるように、思想信条や国籍、南北のイデオロギーなどの差異を超えた協力と人的交流を促進する意気込みが込められていた。当時学林図書室のメンバーとして活動していた藤井（2015）は、こうした施設の存在について、在日コリアンが同胞たちと出会い、自らの背景を知ると共に、日本人にとっても日頃気付かない隣人を知る機会となったと振り返る¹⁴。いずれも個人の努力に大きく依った小規模組織であったがゆえに、大半が資金難や担い手の高齢化のため2000年代初頭までに無くなってしまったが、たとえば青丘文化ホール主宰者の辛基秀は設立当初から「在日朝鮮人歴史博物館」の構想に言及しているなど、在日コリアンのミュージアム設立に向けた市民の先行事例として跡付けることができよう¹⁵。

ミュージアムとして在日コリアンの歴史を扱うことは、近現代史における日本の植民地史や戦争責任に関わる内容であるため、公的な施設での歴史展示には限界があることから、現状は在日コリアン当事者や支援者たちによる私設ミュージアムが中心である。たとえば、1989年に開館した丹波マンガン記念館（京都市右

京区）は、マンガン鉱山における在日コリアン労働者の生活史や人権問題を取り上げた日本唯一の専門館である。元鉱山労働者の李貞鎬とその家族が中心となり設立されが、財政難を主な理由に2009年閉館となった。また、高麗博物館（東京都新宿区）は在日コリアンと日本人市民共同の設立運動によって2001年に作られ、「市民の、市民による、市民のための博物館」を掲げ、古代から現代までの日朝交流史や、植民地問題や在日コリアンの権利・差別問題を積極的に取り上げた展示を行っている。

その中で、解放後60周年を記念する2005年に在日韓人歴史資料館（東京都港区）が民団本部の建物内に設立された。同館の設立は、1990年代から在日コリアン研究者の朴慶植が提唱しながらも挫折した「在日同胞歴史資料館」構想を引き継いだ在日コリアン研究者らを中心に準備が進められ、民団や韓国政府の支援も受けながら、日本初の在日コリアンの歴史と文化に特化したミュージアムとして設立された点で画期的であった。

設立趣旨を見ると、「同胞たちは自らの生活と在日の歴史を重ね合わせて次世代に伝えていく大切さを感じることが出来ると思います。また多くの日本人は在日コリアンの歴史に触れることにより、日本の社会の中ではなかなか見えにくい「在日」の存在を知り理解を深めていくとともに、隣国との関係を考えるきっかけになると思います」として、展示への意図を述べている¹⁶。

確かに、同館の常設展示は植民地期の日本への渡航からはじまり、日本での労働と生活、解放後の帰国と残留、権益擁護運動と民族教育、文化・芸術活動まで多岐にわたる。また、文字資料や美術品のみならず、在日1世の生活道具や家族写真、民族学校で使われた教科書や制服、映像・音楽資料、昔のパチンコ台や飲食店の看板、市民運動のチラシやパンフレットなどを収集し、多角的な視点から在日朝鮮人史を展示しようとしている。公的な歴史の語りから取りこぼされてきた在日コリアンたちが歩んできた活動や生活の軌跡を物語るあらゆる資料を包括的に収集・展示することで、

若い世代の在日コリアンが歴史を自らの生活の中で学習し、継承する効果が期待されている。それは、日本史の中で在日コリアンの存在を無視、あるいは不当に隠蔽してきた日本社会に向けた闘いでもあったと言える¹⁷。

3. 地域の多様性に根差したミュージアムへの模索：

2020年代

本節の最後に、2020年代現在における在日コリアンミュージアムの現況について触れておきたい。近年顕著なのは、国内の主要な在日コリアンの集住地域を中心に、日本の植民地支配や在日コリアンそのものの歴史展示に限らず、所在する地域との歴史的文化的関連や多様性を意識したミュージアムづくりである。

たとえば、2022年4月に開館したウトロ平和祈念館（京都府宇治市）は、戦前の飛行場建設のため集められた朝鮮人労働者たちとその家族の集住地域として形成されたいわゆる「ウトロ地区」に設立された。同地区は戦後長らく行政の水道敷設や福祉の対象から排除されてきた経緯もあり、住民は過酷な住環境と貧困に悩みながらも助け合って生活し、また生活の権利を求める運動を活発に展開してきた。1980年代末には土地転売により、在日コリアン住民が一方的に「不法占拠者」とされ、強制退去の危機に直面した。しかし、国内での請願運動と国連人権委員会からの是正勧告に加え、2005年韓国の人権市民団体「地球村同胞連帯（KIN）」が「ウトロ国際対策会議」を結成して韓国市民の募金や韓国政府の支援を促し、更に総連も全国募金で支援するなど、国境や組織の垣根を超えた支援運動が展開された。その結果、2007年に韓国国会が30億円の支援金を支出し、ウトロの一部の土地を買い取る合意書が締結され、まちづくりがようやく着手された。更に、ミュージアムの設立が準備される中、2021年8月には日本人による放火でウトロ地区の空き家数軒や展示予定だった多くの資料が焼失するなど、ヘイトクライムの被害にも見舞われた。

紆余曲折を経ながらも開館したウトロ平和祈念館の入り口には「ウトロに生きる ウトロで生きる」と書

かれた石碑が建ち、1階には地元住民と来館者が交流できるカフェスペースも併設されている。こうした祈念館の姿勢には、地域に根差した在日コリアンと日本人が手を携えて生き抜き、また日韓や南北の国境を越えた市民の連帯を象徴する場としてウトロ地区を顕彰し、人権と平和という普遍的価値を発信する思いが込められている。

2024年7月に筆者が祈念館を訪問した際、金秀煥副館長の話では、来館者の中には人権教育の先進事例としてウトロ地区の取り組みに着目する全国の教育委員会や市民団体関係者、韓国や欧米からの観光客なども含まれることが語られた。また、地元高校の探究学習の場としても活用され、実際に在日コリアン住民と高校生が交流を重ね、「怖い、危ない」場所としてウトロ地区に抱いていたイメージが変わったことも述べられ、偏見を克服する教育施設としての意義も果たしていると言える。

また、2023年4月には大阪市生野区に大阪コリアタウン歴史資料館が開館した。日本最大の工業都市として急成長した近代以降の大阪には、多くの朝鮮半島出身者が労働力として流入した。彼らの多くは、現在の生野区と東成区にまたがる「猪飼野」と呼ばれた地域に住み、道路や鉄道の敷設、河川や港湾の増設に関わる労働者、あるいは中小零細企業の下層職工として働き、1930年代以降は家族形態で定着を見せながら、日本最大の在日コリアンコミュニティを築いていった¹⁸。また、解放直後は大規模な闇市が出現し、総連・民団それぞれの対立する民族組織による運動が活発に行われると共に、多くの在日コリアン学生を抱えるこの地区の公立学校は民族学級の実践の場ともなった。更に1980年代には先述の私設ミュージアムの取り組みや「生野民族文化祭」などが始められ、在日コリアンの民族性を継承しつつ、地域社会への参画や住民との対話を促す様々な運動が試みられた。

また、生野区にはニューカマーも数多く流入しており、2024年現在人口13万人中約3万人の外国籍住民が居住し、全国1位の比率を誇る。住民の国籍も韓国・朝鮮籍に限らず約80か国にもものぼることから、まち

づくりの基本理念に「異和共生」を掲げ、多国籍・多民族・多文化を前提とした行政や福祉が街全体の課題として取り組んでいる¹⁹。

この生野区にある御幸森商店街は、かつて「朝鮮市場」と呼ばれ地域住民の生活を支えてきた。1990年代からは「コリアタウン」の呼称が用いられ始め、2002年日韓共催ワールドカップや韓流ブームの影響で全国的な知名度を博し、2021年には「大阪コリアタウン」として整備された。この地域でのまちづくりや文化交流活動に取り組んできた徳山物産創業者の洪呂杓の子息である洪性翊や研究者らを中心に準備が重ねられ、洪呂杓のアトリエとして使っていた商店街内の建物を無償で提供する形で、民間民営のミュージアムとして大阪コリア歴史資料館が開設された。

資料館の建物の前には、在日コリアン詩人の金時鐘の詩を刻んだ「共生の碑」が置かれ、1階の展示スペースには写真資料や看板などの現物史料、タッチパネルでの詳細な歴史解説の展示を行っている。展示の主軸は、1920年代を起点に大阪へと移住した在日コリアンと彼らが根付いた「猪飼野」地域の近現代史である。近年の韓流ブームで生野コリアタウンには若者を中心に年間約200万人の観光客が訪れるが、資料館はこうした人々に向けて、現代の韓国文化のみならず、なぜこの地域に朝鮮半島出身者が多く居住し、コリアタウンが形成されたのかという歴史的背景を知ってもらうことを狙いとしている²⁰。実際館内にはカフェも併設され、コリアタウンを訪れた観光客が気軽に立ち寄り、展示を見ることができるような動線が配慮されている。その上で、理事長の洪性翊が「在日と地域の日本人がともに暮らしてきた『共生』の証しにしたい」²¹と述べるように、国籍や民族を異にする様々な人々が助け合って作りあげて来た歴史的な地域の実践を意義づけようとしている。

現在筆者は、同館の展示パネルの改訂準備チームに加わっているが、日本人および在日コリアンの研究者や郷土史家、市民団体関係者などが集う会議において、この資料館が在日コリアン史の総体を紹介する資料館ではなく、あくまで生野コリアタウンを中心とした「地

域の歴史」を展示する場である点が共有されていることは興味深い。資料館から徒歩1分弱の場所には、閉校した御幸森小学校跡地を利用し、多文化共生のまちづくり拠点を目指して2023年に開館した「いくのコー・ライブズ・パーク（通称・いくのパーク）」もある。地域住民や観光客も巻き込みながら、在日コリアンをはじめ多様なエスニシティの人々の歴史的文脈や存在を可視化し、彼らをとりにくく課題への想像や理解を促す意味で、資料館の存在はこの地域における重要な多文化共生の拠点となりつつある。

更に、今後開館が予定されているミュージアムを二つ挙げておく。一つは、2024年秋開館予定の「神戸在日コリアンくらしとことばのミュージアム（仮称）」である。戦前からの在日コリアン集住地域である神戸市長田区では、多くの人々がゴム靴やケミカルシューズ産業の担い手として働き、「靴のまち長田」の発展を支えてきた。また1980年代以降、難民や労働力として来日したベトナム人も数多く流入し、ケミカルシューズ産業の担い手に加わった。1995年の阪神淡路大震災時に長田区は住宅倒壊や火災などで深刻な被害を受けた際、災害時の言語や文化の壁が課題として浮かび上がり、多文化共生をめざした震災復興が進められ、多言語ラジオ放送や外国籍住民も参加した商店街イベントなどが取り組まれている。

この長田区で、2010年と2012年に在日コリアンの生活写真展を開催した「神戸在日コリアン生活文化資料館（仮称）設立準備委員会」をはじめ、在日コリアンの民族教育や文化活動に取り組んできた民間の3団体が統合する形で、2014年に「一般社団法人神戸コリア教育文化センター」（代表理事・金信鏞）が発足し、現在新長田駅近くのビルの一角で交流スペースが運営されている。そして、2024年5月に、工事費用や展示物制作費など用いる300万円超のクラウドファンディングを達成し、同年のミュージアム開設に向けた準備が現在進められている。

クラウドファンディング用のサイトでは、ミュージアムの目的について、「在日コリアン自らのエンパワーメント」「地域のリソースセンターとしての学びの拠

点」「多民族多文化が共生する社会のための道しるべ」の3点を挙げ、長田区の在日コリアンの百年史を紹介する写真・映像資料、ケミカルシューズ産業史に関する資料、民族教育の軌跡を示す習字や作文などの展示や、図書セミナー室の開放、交流用カフェスペースの設置などを掲げている²²。

そして、神奈川県川崎市でも2023年に設立準備委員会が発足し、「多文化共生をめざす川崎歴史ミュージアム（仮称）」の2030年開館を目指す市民の動きが始まっている。京浜工業地帯の一角である川崎市も戦前からの在日コリアン集住地区であり、1980年代には、川崎市で長年在日コリアンの生活支援や識字教室を行ってきたキリスト教会を起点に指紋押捺拒否運動が全国的な広がりへと繋がった歴史も持つ。近年は、在日コリアンだけでなく、中国やブラジル、ペルーなどの出身者も住民として増えている。多民族・多文化のまちづくりが地域の主要課題となっていることを踏まえ、2005年に「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、更に、2000年代は国内の極右団体によるヘイトスピーチが繰り返されたことが問題になり、2019年に全国初の刑事罰付きヘイトスピーチ禁止法が条例として採択された。

このように、川崎は地域社会に根差した在日コリアンの人権運動と、現在進行形の日本の排外主義との闘いが繰り返されている場所でもある。ミュージアム発起人代表である在日コリアン2世の宋富子は、「川崎の多様性の背景には、在日と日本人が手をつなぎ、共同作業で取り組んできた汗と涙がある」とした上で、川崎市における在日コリアンの歴史展示を手がかりに、地域の様々な人々が交流する場としての展望を述べており²³、「共生のまち・川崎」を象徴づけるようなミュージアムになることが期待されている。

Ⅲ. 韓国のミュージアムにおける在日コリアン展示の現状

1. 韓国における在日コリアン認識の変遷

言うまでもなく、在日コリアンのルーツは朝鮮半島にある。ただし、日本の植民地解放後、政治・社会・

経済の混乱と深刻な貧困に陥っていた韓国では、在日コリアンは「国民」の範疇に積極的に位置づけられないまま、長らく実質的な棄民政策が取られてきた。その背景には、当時の経済・社会状況により膨大な帰国民への支援策を取れなかった韓国政府の事情に加え、南北分断をもたらした冷戦体制期に「反共」を強力な国是とする中で、在日コリアンを「親日」「共産主義者」と見なし、十分な保護政策に乗り出してこなかった経緯が存在する²⁴。特に独裁政権期の韓国社会においては、民団と総連に分かれイデオロギー対立の渦中に置かれていた在日コリアンに対し、「半日本人」「アカ」「成金」といった否定的かつ偏ったイメージが広まっており、学術研究の領域においても、在日コリアンの問題はあくまで「日本の問題」と見なす「外部化」が見られた²⁵。ただし、在日コリアンと本国との関係は完全に断絶していた訳ではなく、朝鮮戦争時に在日コリアン青年らが「在日義勇軍」として参戦したほか、国家建設に関わる資金提供などを通じて韓国政府との接点を持ち続けた人々や、独裁政権に反対する民主化運動に身を投じる人々も数多く存在した。

そもそも近代の朝鮮半島では生活難や日本の植民地政策などを理由に、多くの朝鮮人が国外に移住しており、1945年時点で日本、中国、ソ連、欧米などに約450万人の在外同胞が存在していた²⁶。更に、朴正熙政権下では、国内の人口増加問題の解決と外貨獲得を目的に、労働力の海外輸出が国策として取り組まれ、多くの韓国人が移民としてアメリカや中南米、ドイツなどへ渡り、彼らの送金が国内の経済発展を大きく後押しした。

こうして世界中に「在外同胞」²⁷が拡大していく一方で、ようやくその保護義務が韓国憲法に明記されたのは、民主化を経た1987年のことである。この頃、民主化と韓国経済の発展、冷戦体制の崩壊とグローバリゼーションの加速が、在外同胞たちが住む諸国家と韓国との間の新たな人の流れを生み、在外同胞支援を求める声が高まると共に、韓国の国際化を推進する上で世界に広がる在外同胞社会とのネットワークを利用しようとする政府の戦略が見られるようになった。また、

民主化後の1980年代以降、日韓における歴史認識問題や元従軍慰安婦への補償問題などが韓国でも公論化する中で、それまで認知の枠外に置いてきた在日コリアンに対する市民の関心も少しずつ高まり始めた。その際、植民地期から解放直後の困難な社会状況の中で、民族アイデンティティや言語・文化を維持するために闘ってきた在日コリアン1世のライフストーリーがクローズアップされ、国際的な人権問題の文脈に意義づけられるようになっていく。在日韓人歴史資料館やウトロ平和祈念館の発足に際し、韓国政府や人権団体の支援があったことは先に確認した通りである。

また、近年では、2017年に韓国系アメリカ人作家のミン・ジン・リーが発表した小説『PACHINKO（パチンコ）』で、厳しい貧困や差別に直面しながらも生きる在日コリアン家族四世代の歴史が描かれ、アメリカでベストセラーになったことが韓国でも話題になった。同書は、2020年にはアメリカのAppleTV+で著名な日韓の俳優らを起用し配信ドラマ化され、全世界でヒットを記録している。タイトルともなったパチンコは、職業の選択肢が限られた在日コリアンにとって、長らく生計を立てるための主要な産業の一つであったが、『PACHINKO』のグローバルなヒットは、かつて韓国で「半日本人」「アカ」「成金」といったイメージに限定されていた在日コリアンの歴史に焦点を当て、植民地支配や資本主義構造の中で苦闘しつつも立ち向かう移民たちの物語として、普遍的な共感をもって読み替えられていく可能性を示唆している²⁸。

そして、現在約700万人を数える在外同胞への統合的な支援とネットワーク構築を目的に、在外同胞向けの住居、教育、観光などの情報提供やビジネス支援などを行う政府機関として2023年5月に「在外同胞庁」が発足し、本庁が仁川広域市内に設置された。同年、尹錫悦大統領は歴代大統領として初めて在日コリアン被爆者と面会し、在外同胞庁の施策の一環として韓国への招待を実現させた他、「韓国人の自負心をもってアイデンティティを継承」してもらうため、若い在外同胞への教育プログラムや韓国訪問を促進するとしている²⁹。こうした動きの背景には、現在韓国では、深

刻な少子高齢化に伴う人口減少と社会構造の転換が予測される中で、韓国にルーツを持つ在外同胞の存在感が以前にも増して高まっている現状が考えられる。

2. ミュージアムにおける在日コリアンの表象と包摂

以上で確認してきたように、歴史的に数多くの移民を送り出してきた韓国にとって、在日コリアンは主要な在外同胞の一角を占めてきた一方で、長らくその歴史や生活の実態に関心が寄せられてこなかった。そうであるならば、近年韓国で在日コリアン関連のミュージアム展示が行われるようになってきた状況は、長らく在外同胞の地位向上を求めて来た在日コリアン社会の韓国への働きかけに加え、韓国国内での在日コリアン認識の変化や、韓国政府が推し進める在外同胞への包摂策などを関連付けて見ていく必要があるだろう。

その現象を象徴づけるミュージアムの一つが韓国移民史博物館である。韓国移民史博物館はソウル市内から公共交通機関で約1時間半の仁川広域市月尾島の月尾公園内に開設された。仁川は1883年の開港以降貿易都市として発展し、日本、清国、欧米諸国などからの商人や宣教師らが住む外国人居留地が設置され、現在もその名残であるチャイナタウンや日本人街が観光地として有名である。更に、仁川駅からバスで15分ほどに位置する月尾島は、1920年代以降日本人による観光地開発が行われ、1945年以降はアメリカ軍基地として長らく一般市民の出入りが制限されてきた。2001年に制限地区が一般開放され、月尾公園やテーマパークなど、観光地としての再開発が進められてきた地域である。

この仁川港から1902年に韓国初の公式移民102名がハワイに向けて仁川港を出発したことを記念し、ハワイを始め在外同胞ネットワークの支援を得ながら仁川市が設立準備を進め、100周年を数える2008年に韓国移民史博物館が開館した。2024年8月に筆者が現地を訪問した。入館してまず正面に目にする説明板には、「先祖たちの海外での活躍や開拓者としての人生を称え、その足跡を後世に伝えるために、仁川広域市市民たちと在外同胞たちが共に思いをあわせ建立したもの

である」と書かれ、移民と仁川市の歴史の結びつきと共に、市民と在外同胞の連携が強調されている。

四つの部屋に分かれた常設展示は開港期の仁川の歴史に始まり、現代に至る韓国の在外同胞の歴史が時系列で紹介されている。ただし、全体的に20世紀のハワイを始めとするアメリカへの韓国系移民の歴史に重きが置かれており、移民の歴史的背景や現地での生活や文化、植民地独立運動との連帯などに関する史料やジオラマが展示されている。「国境を越え世界へ」と題した第三展示室では、近代以降、朝鮮半島周辺の各地域（中南米・中国・ロシア・サハリン・日本・中央アジア）に拡大した韓国系移民や、朝鮮戦争後の韓国社会の混乱と貧困の中で数多く生まれた韓国人の海外養子や、西ドイツへの看護師・鉱山労働者派遣事業などに関する史料が一挙に展示されている。

そして、第四展示室は仁川市とハワイ在住の在外同胞との交流事業を中心に、21世紀の韓国と全世界に広がる在外同胞ネットワークの連携について紹介している。総じて、近代以降の韓国が経験した植民地支配や朝鮮戦争といった記憶の中で、貧困や政治的理由のために海外へ移住せざるを得なかった人々が、移住先での生活苦や差別に直面しながらも様々な努力でアイデンティティを守り、解放後の韓国の発展に貢献してきたストーリーで展示全体が貫かれている。

この移民史博物館における在日コリアンに関する常設展示は第三展示室の一角にある。日本行き移民のコーナーでは、20世紀に留学や出稼ぎ、強制徴用などを理由に多くの移民が日本へ渡り、解放後も「在日同胞」として民族教育や反差別運動に取り組んできた経緯がパネルの解説と写真で紹介されている。筆者が訪問した際には、在日コリアンの生活道具や朝鮮学校の教科書、日本にある韓国学校の卒業証書、民族衣装などの寄贈品や、NHK大阪教育部が1984年に放送した番組『華麗なるチマチョゴリ』の台本が現物史料として展示されていた。この時興味深かったのは、1971年神戸で発足した市民サークル「むくげの会」の機関誌である『むくげ通信』（1975年11月号、1976年3月号）が展示されていた点である。むくげの会は、1960年代

の出入国管理法案反対運動の中で、韓国・朝鮮をめぐる政治問題や在日コリアンの人権問題に関心を持つ日本人によって作られ、現在まで朝鮮の文化・歴史・風俗・言葉を勉強する著名なサークルとして活動している。ただし、博物館の展示説明板では、「京都、大阪など関西地方の在外同胞たちの生活史を記録した雑誌である。朝鮮の結婚式や家屋など伝統文化について紹介している内容である（等者訳）」と書かれ、在日コリアンとの連帯を志向する日本人主体のサークルである点は言及されていないため、事情を知らない来館者には在日コリアンが自らの歴史文化を記録した雑誌であるかのように読めてしまう。その他の解説文も、日本社会の差別構造の中で闘った在日コリアンの主体性は強調される一方で、戦後の在日コリアンと彼らを支援した各地域の日本人市民の連帯運動に関する言及は乏しい印象を与えるものとなっている。

しかし、近年韓国移民史博物館で在日コリアン展示は相次いで企画されている。2018年にはウトロ地区の歴史を扱う特別展が開催され、2023年には関東大震災から100年を記念し在日韓人歴史資料館・東農記念事業団との共催で特別企画展「逆境を乗り越えて再び立ち上がった朝鮮人、在日、再び在日同胞」が開かれた。この特別企画展は、第一部「植民地朝鮮人から内地の朝鮮人へ」、第二部「朝鮮人から在日へ」、第三部「在日同胞、列島で立ち上がる」の全三部で構成される。前半の二部では、在日コリアンの渡日の経緯から植民地下の生活、関東大震災における朝鮮人虐殺、解放後の日本社会における制度的な民族差別、指紋押捺拒否運動を始めとする在日コリアンたちの反差別運動の展開など、在日コリアンの近現代史を概観することができる。また第三部では、「在日同胞の母国愛」と題した小項目で、解放後様々な形で韓国の発展に寄与した在日コリアンの取り組みについて紹介する。具体的には、在日義勇軍の朝鮮戦争参戦や、九老工業団地の建設やソウル・オリンピック時の募金運動、アジア通貨危機時の外貨送金運動など、在日コリアンの実業家らが中心となった韓国への資金提供事例や、1980年代以降日本社会での韓国の大衆文化人気の中で、日本各地のコリ

アタウンや民族祭りが活況を呈している様子を紹介する。

このように、日本の中で存在感を高める在日コリアンの多様な活動に言及する一方で、「母国との交流を大切にしながらも、日本社会で責任ある市民として地域住民と共生することを追求している」³⁰との一文のように、現在の在日コリアンを日本の地域社会を構成する市民として位置付けている点は注目しておきたい。更に、20代の若い在日コリアン三名に実施したインタビュー映像が展示されており、インタビューの中では、個々人の民族教育や差別経験に加え、自身の韓国への感情や、今後韓国政府と韓国国民に望むことについて質問され、日韓の間で葛藤しながらも在日コリアンとしてのアイデンティティと向き合ってきたライフストーリーや、「母国」である韓国に対し抱く複雑な距離感や展望などについて率直に語る様子を見ることができる。

以上のような韓国移民史博物館における在日コリアン展示には、2023年仁川市に本庁が設置された在外同胞庁の存在が大きく影響していると見られる。たとえば、上記の特別企画展実施に当たり、仁川市長特別補佐は「仁川は開港と移民、そして在外同胞庁が置かれた開放的な国際都市。在日同胞こそが母国発展の原動力だったという事実を多くの人が認識してくれると嬉しい」として、仁川市の都市アイデンティティを象徴するものとして、在外同胞と近現代の韓国が歩んだ苦難と成功の歴史に加え、在外同胞庁の存在を含めた「開放的な国際都市」としてのイメージを強調する。

また、孫張源館長は「120年の韓国移民史において、在日同胞に着目する機会は限定的だった。本展では、日本に定着した在日同胞に思いを巡らせつつ、彼らの生活を垣間見ることができる。これを機に、在外同胞庁の存在と韓国の移民史を広く知ってもらいたい」³¹と述べ、従来の韓国における在日コリアン認識の偏りに言及しつつ、新設された在外同胞庁の広報も合わせて意図していることを覗かせる。更に、「在日同胞のイメージは、苦勞と差別だけが注目される傾向にある。しかし在日同胞の物語に起承転結があ

るとすれば、これは『起承』の部分にすぎない。よって、在日同胞が成し遂げた成功の歴史や、『結』につながるようなストーリーをもって次の展示を企画してみたい」³²として、更なる展示の予定を示唆しているが、ここでも韓国における在日コリアンへの否定的なイメージを払拭するサクセスストーリーの展示に焦点が当てられている点が特徴であると言えよう。

在日コリアンの歴史展示をめぐり、更にそのサクセスストーリーと母国貢献を強調しているミュージアムが、ソウル市中心部の地下鉄光化門駅近くに2022年開館した在日韓国人記念館である。記念館の運営母体である財団法人「李熙健韓日交流財団」は、在日コリアン1世の実業家である李熙健（1917-2011）によって2008年に設立され、日韓両国の様々な学術・文化・経済交流事業の支援や奨学金支給などを行っている。15歳で渡日した李熙健は、大阪・鶴橋で自転車チューブの行商から始めた叩き上げの実業家であり、在日コリアン史における立志伝中の人物である。解放後は38歳の若さで在日コリアン向けの信用組合である大阪興銀（現・関西興銀）を立ち上げた後、大阪万博在日韓国人後援会会長、在日韓国人信用組合協会会長、在日韓国人本国投資協会会長、民団中央本部常任顧問、ソウル・オリンピック在日韓国人後援会会長などを歴任し、韓国政府との強い結びつきを通じて、韓国の金融産業の発展に貢献し、日韓文化交流事業にも多額の出資を行ってきた。また、1982年には国内の在日コリアンらから出資金を集め、韓国初の純粋な民間資本による銀行として「新韓銀行」を設立し、初代会長となった。在日韓国人記念館が所在する建物内には、この新韓銀行が運営する韓国金融史博物館と新韓銀行光化門支店が入居している。

「在日韓国人」を冠するミュージアムは現在韓国国内でこの場所が唯一である。財団ホームページ内の記念館紹介では、「光復後も日本に滞在することになった韓国人の歴史と文化を紹介し、祖国発展に貢献した同胞の母国愛を伝えるために設立された」³³と説明されている。「在日同胞、母国貢献を一目で」との見出しで記念館の開館を取り上げた連合ニュースの記事で

は、李熙健の功績を記念し2012年に京畿道龍仁に設立された記念館が前身として紹介されている³⁴。

筆者は2023年7月に訪問したが、館内では李熙健の生い立ちを起点に、在日コリアンの渡日の歴史と日本での生活の様子、解放後の大阪万博での「韓国館」パビリオン建設や九老工業団地建設への出資、ソウル・オリンピック時の募金運動、済州島の観光地開発への出資、関西興銀が1990年より大阪で主催した祭り「四天王寺ワッソ」など、李熙健が中心となって関わった韓国に対する在日コリアン財界の貢献を紹介するパネルやジオラマ、映像資料を展示されており、実質的には在日コリアン実業家としての李熙健を顕彰するミュージアムといえる内容であった。

その一方で、あくまで「在日韓国人」の近現代史を描く上で、たとえば解放後の在日コリアン社会で長く続いた民団・総連間のイデオロギー対立に対する言及は最低限に抑えられ、総連や朝鮮籍の在日コリアンたちの存在は削ぎ落とされている。また、展示の主眼が韓国政府と在日コリアン社会との結びつきや在日コリアンの金融経済史に特化しており、在日コリアンの反差別運動における日本人市民との連帯運動や、民族教育、文化運動、現在の地域社会での多文化共生の取り組みなど、非政治経済分野や市民社会の状況についてもほぼ取り扱われていない。一見して、日本社会での苛酷な民族差別や貧困の苦難に直面しながらも、強靱な精神と才覚で金融業での成功を収め、韓国の戦後復興や発展に惜しみない支援を行った在外同胞としての在日コリアン像を印象づける展示内容である。更に、解説文で「愛国心」や「母国愛」、「祖国貢献」などの単語が頻出しており、日本で経済的に成功した在日コリアンに対する「親日」「成金」といった否定的なイメージを脱却し、ルーツである韓国社会との結束を強調しようとする意図が読み取れる。

おわりに

本稿では、日韓で近年設立が相次ぐ在日コリアン関連のミュージアムについて比較検討してきた。その結果、両国のミュージアムにはその成り立ちや運営主体、

目的などにおいて大きな差異が存在することが分かった。以下にその考察結果について述べていく。

まず、日本の事例を整理するとき、民族アイデンティティの継承や差別の克服などを目指す在日コリアン当事者と、それに連帯する日本人市民の運動の下支えがあった点が挙げられる。実際、多くのミュージアムは民設民営であり、多くの在日コリアンや日本人の市民団体関係者や研究者、地域住民などがボランティアとして実質的な運営を担っている。

更に、近年相次ぐ在日コリアンミュージアムの特色として次の三点が見られる。すなわち、歴史的な在日コリアンの集住地域に開設されている点、それぞれの地域史の文脈から在日コリアンと日本社会の関わりを描いている点、そして人権・共生・平和などの普遍的な価値を発信しようとしている点である。

まず、在日コリアンの集住地域について、近年はいずれもまちづくりが進んだことに加え、韓流ブームなどの影響やニューカマーの増大もあり、エスニックな要素を含む観光地として再認識されようとしているが、これらの地域の多くは、行政による住環境整備や福祉の対象からこぼれ落ちて来た経緯に加え、在日コリアンに対する日本人の偏見から、貧しい・怖い・危ない・汚いといった負のイメージが一方的に付与されてきた。

だが、実際に在日コリアンが生活してきた場所に建てられたこれらのミュージアムでは、地域に在日コリアンが住むに至った歴史的背景や生活状況、民族差別に対抗する在日コリアンたちの権利運動やそれに連帯する市民の運動などを紹介しようと試みる。そこで取り上げられる在日コリアンは、「異質な」あるいは「かわいそうな」マイノリティとしてではなく、独自の言語や文化を大切に維持しながらも、日本の産業や文化を支え、地域社会を構成する一員として生きてきた人々としての姿である。

更に、展示室だけでなく、カフェスペースやアーカイブ室を設け地域に開かれたミュージアムづくりは、実際にその地域の住民や支援者たちと来館者との双方向的なコミュニケーションを媒介する。実際、ウトロ

平和祈念館での証言のように、ミュージアムの来館者は展示見学や地域住民との交流を通じ、日本のナショナルヒストリーでは語られない在日コリアンの存在を知るだけでなく、自身が訪れた土地に刻まれた歴史を体感する中で、自身が従来持っていた在日コリアンや地域に対する認識を大きく揺るがされることになる。

加えて、多くの在日コリアン集住地域はニューカマーの数も増大していることから、必然的に多文化共生が重要な地域課題になっており、各ミュージアムにおいても、オールドカマーである在日コリアンの歩んだ歴史は現在の諸課題にも通じる普遍的な教訓として取り上げられている。現在の日本における在日コリアンミュージアムは、地域の多様な人々や文化が交差する場として、不可視化されてきた人々の存在や在留外国人をめぐる日本社会の構造的問題を可視化し、マイノリティのエンパワーメントに資するのみならず、マジョリティの認識を揺るがし、多文化共生に向けた人々の思考や対話を促す場として多角的な役割を担いつつあると言えるだろう。

対して、韓国の二つのミュージアムでは、近代に日本へと渡航した朝鮮半島出身者が「在日」するに至った経緯に始まり、植民地期の苦しい生活や民族差別の経験、解放後の民族運動や韓国への貢献などを列記することで、在外同胞としての在日コリアンの歴史を跡付けようとする展示が行われていたが、その反面、日本国内での日本人市民との連帯や地域社会における多文化共生の実践に関する描写は希薄であった。また、日本のミュージアムの多くが、在日コリアン当事者と日本人市民による「下からの運動」から生まれ、在日コリアンが多い地域に密着して作られた民間施設であるのに対し、韓国では在日コリアンの生活の現場とは無関係の場所にミュージアムが建てられ、自治体や財団法人による運営が行われている点からも、日本の事例とは対照的である。

筆者が韓国で訪問したミュージアムにおいて、パネルを除くほとんどの展示資料は日本からの寄贈品やジオラマ、映像などであったように、地域社会における住民として在日コリアンが存在し、多くの文献や現物

史料が残されてきた日本と異なり、その送り出し国であり、戦後長らく在日コリアンと一般市民の接触が限られていた韓国では、在日コリアンを扱う歴史展示を行うにあたってまずその「不在」と国内の「無関心」に直面しなければならなかった。

だが、韓国の経済成長や日韓関係の変化により、韓国人の在日コリアンに対する認識が変化し、在外同胞に象徴されるような近年の韓国政府による在外同胞の包摂策の中で、約80万人を数えるとされる在日コリアンの存在は大きな比重を占めている。ゆえに、在日コリアンをめぐる歴史展示においても、日本の地域社会に根差した市民としての歩みではなく、在日コリアンの出自や血縁、「植民地支配の受難」や「エスニック・アイデンティティの維持」、「愛国心」、「母国貢献」といったナショナルな要素を強調することで、在日コリアンと祖国である韓国との紐帯を確認させるような内容が多いことが特徴づけられよう。

一方で、現状の韓国のミュージアムでは、日本の各地域における在日コリアンと日本人市民の連帯や共生に向けた様々な実践、在日コリアン当事者の体験談、多様化する個々人のアイデンティティなどに関する描写が少ないことに加え、在日コリアンへの「無関心」を続けてきた韓国（人）そのものの立場性に関する視点が欠けているため、来館者が展示を通じ、マジョリティとして自身の価値観を問い直し、どこまで在日コリアンの実態を想像することができるようになるかは疑問が残る。その意味では、日本の在日韓人歴史資料館との共催で韓国移民史博物館が開催した在日コリアン史の特別企画展は、在外同胞としての在日コリアン像に限らず、日本の地域住民として生きる在日コリアンの実践に関する言及や、当事者の声によるライフヒストリーの証言が見られ、日韓のミュージアムの視点を架橋する展示が試みられている点で興味深い事例と言えるだろう。

現状として、未だ在日コリアンに対する韓国の一般市民の関心は決して高いとは言えず、筆者が各ミュージアムに2時間近く滞在していた際にも来館者はわずかに数名であった。だが、少なくとも在日コリアンの存

在と歴史を可視化する拠点としてミュージアムが開館したことは、韓国における単一民族観を揺るがし、多様な背景の人々を包摂する社会への議論に向け重要な意味を持つと言える。

以上のように、本稿では日韓における在日コリアンをめぐるミュージアムの現在地について確認してきた。両国共に少子高齢化という共通課題を抱え、在留外国人の急速な増大が見られる中で、実社会における多文化共生の実現は喫緊の課題である。その際、約1世紀にわたり日本と朝鮮半島の境界を生きた在日コリアンの歴史や存在をどのように位置づけているかということは、その社会でどれほど多様性が担保されているかという試金石にもなり得る。特に、多文化共生との関連では、そのミュージアムにおける取り組みがマイノリティのエンパワーメントとマジョリティの啓発に繋がるかが重要な観点であるが、それについては具体的な多文化共生社会の在り方にまで踏み込んだ展示を行っている日本の事例が先んじていると言わざるを得ない。本稿で取り上げたそれぞれのミュージアムで、今後どのような展示が行われていくか、またミュージアム間での越境的な交流やネットワークの構築が行われるかについて引き続き注視していきたい。

謝辞

本稿執筆に関わる調査研究は、日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究B(23H00588)によるものである。

参考文献

日本語

- 李美愛(2018)「戦後在日朝鮮人の博物館運動に関する一考察：朴慶植の「在日同胞歴史資料館」構想から「在日韓人歴史資料館」開設まで」『大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』No.15、p.60-66
- 岩淵功一編(2021)『多様性との対話』、青弓社
- 君塚仁彦(2008)「『異文化』とされる側の記憶と表象 在日朝鮮人と博物館運動」『国立歴史民俗博物館研究報告』No.140、p.185-200
- 孔義植(2016)「韓国の在日同胞政策と課題」『政経研究』53(1)、p.43-72
- 杉原達(1998)『越境する民 近代大阪の朝鮮人史』、新幹社
- 全国大学博物館学講座協議会西日本部会編(2008)『新しい博物館学』、芙蓉書房出版
- 鄭敬娥(2009)「韓国における外国人政策の展開と多文化社会

の模索」『平和研究』34巻、p.113-134

- 外村大(2004)『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』緑陰書房
- 橋本みゆき(2008)「ウェブサイト「川崎在日コリアン生活文化資料館」が展示するもの：歴史を記録する実践の論理」『多言語多文化：実践と研究』Vol.1、p.147-160
- 玄武岩・金敬黙・李美淑・松井理恵編(2024)『グローバルな物語の時代と歴史表象 『PACHINKO パチンコ』が紡ぐ植民地主義の記憶』、青弓社
- 藤井幸之助(2015)「関西・関東における在日朝鮮人・朝鮮関係ライブラリー・ミュージアム—1970年代から—」『書評』No.143、関西大学生生活協同組合、p.158-172
- 文化庁×九州大学共同研究チーム編(2021)『文化事業の評価ハンドブック 新たな価値を社会にひらく』、水曜社
- ベネディクト・アンダーソン(2007)『想像の共同体 初版』、書籍工房早山
- 水野直樹・文京洙(2015)『在日朝鮮人 歴史と現在』、岩波新書
- 関鎮京・朝倉由希・南田明美(2021)「日本における在留外国人を対象とした文化政策の現状と課題」、『北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編』72(1)、p.95-110
- 村田麻里子(2021)「アート／ミュージアムが開く多様性への意識」、岩淵功一編、同上、p.197-218
- (2024)『思想としてのミュージアム ものとき空間のメディア論』、人文書院
- 文公輝(2004)「常設展示『在日コリアン』コーナーについて」国立歴史民俗博物館編『歴史展示のメッセージ 歴博国際シンポジウム「歴史展示を考える—民族・戦争・教育—」』、アム・プロモーション、p.148-158
- 山口祐香(2020)「戦後在日朝鮮人の歴史実践と展示の可能性：辛基秀と「青丘文化ホール」の活動を手掛かりに」『コリアン・スタディーズ』第8号、p.68-80
- (2024)『「発見」された朝鮮通信使—在日朝鮮人歴史家・辛基秀の歴史実践と戦後日本』、法律文化社
- 山本桃子(2022)「多文化共生を実現するためのミュージアムの役割—フィンランドの文化事業と学芸員インタビューから—」『早稲田教育評論』36(1)、p.185-204

韓国語

- 권혁태(2007)「『재일조선인』과 한국사회—한국사회는 재일조선인을 어떻게 ‘표상’ 해왔는가」『역사비평』No.78、p.234-267

新聞、図録など

- 『朝日新聞デジタル』
- ウトロ平和記念館運営展示部会(2022)『ウトロ平和記念館 オープン記念パンフレット 2022』
- 『中央日報日本語版』ウェブ版
- 『統一日報』ウェブ版
- 『東京新聞 Tokyo Web』
- 『毎日新聞デジタル Social Action Lab』
- 韓国移民史博物館編(2023)『2023 韓国移民史博物館特別展 図録 逆境を乗り越えて再び立ち上がった朝鮮人、在日、再び在日同胞』、図書出版ダイナアート

注

- 1 本稿では、1910年の韓国併合を契機に日本へ移住した朝鮮半島出身者とその子孫について、国籍や政治的立場などに関係なく「在日コリアン」と呼ぶ。ただし、固有名詞の中には「在日韓国人」「在日韓人」などの呼称を含む場合もある。
- 2 本稿では、博物館、美術館、動物園、水族館、植物園などの施設全般を指して「ミュージアム」の呼称を用いる。なお、特定したい場合には資料館、博物館、記念館などと呼ぶこともある。

- 3 関鎮京・朝倉由希・南田明美 (2021)「日本における在留外国人を対象とした文化政策の現状と課題」、『北海道教育大学紀要。人文科学・社会科学編』72 (1)、p.28
- 4 ベネディクト・アンダーソン (2007)『想像の共同体 初版』、書籍工房早山。
- 5 全国大学博物館学講座協議会西日本部会編 (2008)『新しい博物館学』、芙蓉書房出版、p.10
- 6 村田麻里子 (2024)『思想としてのミュージアム ものとの空間のメディア論』、人文書院、p.8
- 7 村田麻里子 (2021)「アート／ミュージアムが開く多様性への意識」、岩淵功一編、同上、p.198-200
- 8 君塚仁彦 (2008)『「異文化」とされる側の記憶と表象 在日朝鮮人と博物館運動』『国立歴史民俗博物館研究報告』No.140、p.185-200
- 9 「韓国、少子化に加え生産人口も絶壁「外国人移民活性化議論を」』『中央日報日本語版』、2022年9月26日、<https://japanese.joins.com/JArticle/295891> (最終閲覧日 2024年8月27日)
- 10 水野直樹・文京洙 (2015)『在日朝鮮人 歴史と現在』、岩波新書、p.77
- 11 外村大 (2004)『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』緑陰書房、p.4-11
- 12 文公輝 (2004)「常設展示『在日コリアン』コーナーについて」国立歴史民俗博物館編『歴史展示のメッセージ 歴博国際シンポジウム「歴史展示を考える一民族・戦争・教育」』、アム・プロモーション、p.152
- 13 藤井幸之助 (2015)「関西・関東における在日朝鮮人・朝鮮関係ライブラリー・ミュージアム—1970年代から—」『書評』No.143、関西大学生活協同組合、p.158-172
- 14 藤井、同上
- 15 辛基秀の来歴および青丘文化ホールの詳細については山口 (2024)を参照
- 16 在日韓人歴史資料館ホームページ、<http://j-koreans.org/> (最終閲覧日 2024年8月27日)
- 17 李美愛 (2018)「戦後在日朝鮮人の博物館運動に関する一考察：朴慶植の「在日同胞歴史資料館」構想から「在日韓人歴史資料館」開設まで」『大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』No.15、p.60-66
- 18 杉原達 (1998)『越境する民 近代大阪の朝鮮人史』、新幹社、p.57
- 19 「変わる「在日コリアンの街」大阪・生野 住民のルーツ多様化 80 カ国」『朝日新聞デジタル』、2024年6月1日、<https://www.asahi.com/articles/ASS5Z0QSGS5ZOXIE01RM.html> (最終閲覧日 2024年8月27日)
- 20 「韓流ブームに乗るコリアタウンに資料館オープン「過去にも目を」」『朝日新聞デジタル』、2023年5月2日、<https://www.asahi.com/articles/ASR515FPRR4YPTIL00M.html> (最終閲覧日 2024年8月27日) なお、大阪コリアタウン歴史資料館の発足経緯や関係者インタビューについては、開館1周年記念冊子が刊行されており、同館への寄付者に配布されている。
- 21 「大阪コリアタウンに共生の歴史伝える資料館 3世「気軽に寄って」」『毎日新聞デジタル Social Action Lab』、2023年4月29日、<https://socialaction.mainichi.jp/2023/04/29/5034.html> (最終閲覧日 2024年8月27日)
- 22 「「神戸在日コリアンくらしとことばのミュージアム」開設にご協力ください！」『CAMPFIRE』、<https://camp-fire.jp/projects/736879/view/activities> (最終閲覧日 2024年8月27日)
- 23 「〈差別なき社会へ〉多文化共生の博物館を 来月17日、桜本で発起集会 設立委が会見 集住の背景など展示目指す」『東京新聞 TokyoWeb』、2024年1月26日、<https://www.tokyo-np.co.jp/article/305258> (最終閲覧日 2024年8月27日)
- 24 孔義植 (2016)「韓国の在日同胞政策と課題」『政経研究』53 (1)、p.43-72
- 25 권혁태 (2007)「『재일조선인』과 한국사회－한국사회는 재일조선인을 어떻게 ‘표상’ 해왔는가」『역사비평』No.78、p.234-235
- 26 孔義植、同上
- 27 韓国では、韓国籍を持ちながら外国の永住権を取得した「在外国民」と、韓国の国籍を保有したことがある、もしくはその直系として外国籍を取得した「外国籍同胞」を総称して「在外同胞」と呼んでいる。在外同胞の法的位置づけをめぐる変遷については鄭敬娥 (2009)を参照。
- 28 玄武岩 (2024)「グローバルな物語としての『パチンコ』—小説からドラマへ」、玄武岩・金敬黙・李美淑・松井理恵編『グローバルな物語の時代と歴史表象』『PACHINKO パチンコ』が紡ぐ植民地主義の記憶』、青弓社、p.21-24
- 29 「韓国で「在外同胞庁」発足 業務一元化、在日韓国人被爆者を近く招待」『朝日新聞デジタル』、2023年6月5日、<https://www.asahi.com/articles/ASR65655ZR65UHB100W.html> (最終閲覧日 2024年8月24日)
- 30 韓国移民史博物館編 (2023)『2023 韓国移民史博物館特別展図録 逆境を乗り越えて再び立ち上がった朝鮮人、在日、再び在日同胞』、図書出版ダイナアート、p.130
- 31 「仁川で在日同胞 100 年史特別展」『統一日報』、2023年9月5日、<http://news.onekoreanews.net/detail.php?number=91656&thread=01r04> (最終閲覧日 2024年8月24日)
- 32 同上
- 33 「在日韓国人記念館紹介」財団法人李熙健韓日交流財団ホームページ、https://www.lhkef.or.kr/jp/museum_sub01.do (最終閲覧日 2024年8月27日)
- 34 「재일동포 모국공헌을 한눈에…광화문에 ‘재일한국인기념관’ 개관」『聯合ニュース』、2023年7月22日、<https://www.yna.co.kr/view/AKR20220722141300371> (最終閲覧日 2024年8月27日)

[ARTICLES]

Current Status and Significance of Museum Exhibits on Zainichi Korean in Japan and Korea

YAMAGUCHI Yuka *

Abstract

With the rapid increase in the number of foreign residents in Japan and Korea in recent years, the role of museums as social educational facilities has been raised as the realization of multicultural conviviality becomes an important social issue. This article conducted a survey of museums related to Zainichi Korean, which have been established one after another in Japan and South Korea in recent years.

In the postwar period, social interest in Zainichi Koreans was very low in both Japan and South Korea, and many Zainichi Koreans have faced ethnically discriminatory social structures. However, since the 1970s, there has been a growing movement among Zainichi Koreans to document their own history, and many private museums have been established with the support of Japanese citizens. In particular, since the 2000s, a number of museums have been established in Zainichi Koreans' residential areas, providing exhibitions that combine Zainichi Koreans' history with local history and spaces for local residents to interact with each other, and offering a place to imagine a society where the human rights of diverse people are respected and they can live as equal citizens. In South Korea, on the other hand, due to the growing interest in overseas immigration in recent years, many exhibits emphasized the ethnicity and patriotism of Zainichi Koreans and demonstrated their strong network with South Korea.

The examples from both countries are considered socially significant in that they make visible the existence of the Zainichi Koreans as a minority and raise issues about the social structure in which discrimination against them remains. In order for these museums to contribute to the realization of a multicultural society, it is necessary to consider exhibits that represent the diverse realities of Zainichi Koreans, as well as to promote collaboration between museums in Japan and Korea.

* Project Assistant Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

[論 説]

1990－2020 年 期日本の女性運動とクオータ制

—当該期日本の女性運動は政治分野におけるクオータ制の導入を求めたのか—

大畑 正弘*

はじめに

政治分野における女性の過少代表の改善に関して、日本は、先進資本主義国（G7）中で最も低位の達成状況¹となっている。この点について、辻村みよ子は、「諸外国ではクオータ制など効果的なポジティブ・アクションを活用しているのに対して、日本では取組みが“鈍い”」²からだとし、川橋幸子は、「1995 年北京会議以降、世界各国にクオータ制の導入が進み、女性の政治参画が急速に進んだ」³と述べている。

では、日本ではなぜその時期にクオータ制の導入が実現しなかったのか。この問いに迫るための第一歩として、本稿では、他国においてクオータ制実現の際に大きな役割を果たしたとされる女性運動⁴の動きは、日本ではどうだったのか、1990－2020 年 期日本の女性運動は政治分野におけるクオータ制の導入を求めたのか否か、この点を残された資料によって検証してみたいと考える。

第 1 章 先行研究

ではまず、他国においてクオータ制実現時に大きな役割を果たしたとされる女性運動であるが、その点について、先行研究の確認から始めよう。

三浦まりは、2013 年の「クオータ制と日本の課題」という論文の中で、Krook の著書⁵を典拠として、「クオータはすでに 100 カ国で実施されていることから、どのような政治的条件がその導入を促すかに関して研究の蓄積がある。強力な女性運動、政治的エリートの戦略的判断とそれを促す女性票の存在、国際圧力、政治文化・規範との親和性がほぼ通説となっている」⁶と述べる。そしてその上で、「まず何よりも、女性運動の盛り上がりが不可欠である。政治家は女性議員の増加に好意的あるいは積極的であっても、候補者選出の自由度を奪うクオータにはなかなか踏み切れないものである。女性運動の粘り強い働きかけなしにクオータが導入されることはまずないであろう」と「強力な女性運動」の存在と、「女性運動の盛り上がりが不可欠」であることを強調する。そしてこれが、三浦だけの見解にとどまらないことは、「女性の政治的過少代表の

* 神戸大学大学院国際協力研究科博士課程後期課程

改善を目的とするジェンダー・クオータを正面から取り上げた日本初の研究書」⁷と評される三浦まり・衛藤幹子編著（2014）『ジェンダー・クオーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』所収の衛藤幹子⁸、石田久仁子⁹、申琪榮¹⁰などの論考等によっても確認できる。

また、村上彩佳も、Dahlerup の 2006 年の著書¹¹を典拠に「クオータ要求運動は、クオータに対する社会的・政治的な合意を作り上げる。とりわけ、政治エリートや政党がクオータの導入に消極的であったり、国際的なクオータの伝播が国の政策に影響を与えにくかったりする場合には、国内の女性運動がクオータの導入を促す（Dahlerup 2006）。前述の 2 つの導入因が機能しにくい日本においても、国内の女性運動が有効だと考えられる」¹²と述べている。

では、この時期の日本の女性運動の動向はどうだったのか。この点について、岩本美砂子は、2007 年に「クオータが論じられない日本政治の不思議」と論文¹³の表題に掲げ、三浦まりと衛藤幹子は 2014 年に、「日本でクオータが初めて取り上げられたのは、1990 年代初め、衆議院議員選挙制度改革をめぐる女性議員や女性団体の議論のなかであった。制度改革の焦点になった中選挙区から小選挙区への移行が女性の立候補や当選にとって不利になることを危惧した女性団体が女性議員や有識者を招いて開催した集会で、クオータ導入の是非が議論された。しかしながら、議論の端緒が開かれてまもなく、小選挙区比例代表並立制を骨子とする新選挙制度が成立し（1994 年）、クオータをめぐる議論は立ち消えになった」¹⁴と述べているが、果たして実態はどうだったのか。これらのクオータ制に関する言説については、残念ながら証拠が添えられての議論ではないために確認のしようがない。また、この点について、実証した先行研究も、管見では見当たらない。

そこで本稿では、岩本（2007）や三浦・衛藤（2014）が前記部分で言及したように、本当に「クオータが論じられない」状態だったのか、「議論の端緒が開かれてまもなく、小選挙区比例代表並立制を骨子とする新選挙制度が成立し（1994 年）、クオータをめぐる議論は立ち消えになった」という理解で正しいのかどうか

という事も含めて、他国においてクオータ制実現の際に大きな役割を果たしたとされる女性運動の動きは日本ではどうだったのか、当該期日本の女性運動は政治分野におけるクオータ制の導入を求めたのか、求めなかったのか、この点を実証的に確認してみたいと考える。

本稿の以下の構成と概要を示すと次のようになる。

第 2 章ではまず、クオータ制が女性学やフェミニズム等を含む女性運動の中でどのように扱われ、認識されていたのかを確認する。そしてその上で、第 3 章では、公益財団法人市川房枝記念会が 1958 年 7 月の創刊以来、ほぼ隔年で発行し続けている『全国組織女性団体名簿』¹⁵の各年版中の各団体の「目的と主な活動／事業」「今年度の活動方針」欄の記載の分析を通じて、言い換えるならば、『全国組織女性団体名簿』を資料として用いた全国的な女性運動¹⁶の概括的な分析を通じて、この時期の日本の女性運動が、政治分野におけるクオータ制の導入実現を求めたのかどうかの確認を行う。そして、「おわりに」において、本研究の残された課題についても言及して本稿を終えたいと考えている。

第 2 章 クオータ制に対する女性学・フェミニズム等の女性運動の側の理論面での非積極性

1993 年から 1995 年にかけて、女性学やフェミニズム等の女性運動の成果を反映したまとまった企画が相次いで実現した。そしてそれらは、「80 年代以後女性学の伸展は目覚ましく〔中略－引用者〕日本の女性学の主たる成果は『フェミニズム・コレクション』全 3 巻（93 年）、『日本のフェミニズム』全 7 巻・別巻 1（94－95 年）に収録されている」¹⁷と評された。では、それぞれの企画の中で、クオータ制はどう認識され扱われていたのかを順にみていこう。

（ア）『フェミニズム・コレクション』（全 3 巻、勁草書房）のケースについて

表 1 に見られるように、このシリーズ（全 3 巻）は、加藤秀一、坂本佳鶴恵、瀬地山角という 3 人の社会学者の編集になり、「ウーマンリブ後の日本のフェミニ

表1 『フェミニズム・コレクション』（全3巻）の各巻情報

	書名	解説	出版年・月	
			年	月
1	『フェミニズム・コレクションⅠ—制度と達成』	瀬地山 角	1993	8
2	『フェミニズム・コレクションⅡ—性・身体・母性』	加藤 秀一	1993	11
3	『フェミニズム・コレクションⅢ—理論』	坂本佳鶴恵	1993	12

[出典] 各巻の情報より筆者が作成。

ズムの軌跡をトレースし、その言説を収録する形で、誰でも読める入門書に仕立てようという意図の下につくられたもの」¹⁸であり、第1巻:制度と達成、第2巻:性・身体・母性、第3巻:理論の各テーマに分けて重要論文が収録されている。内容的には、「ウーマンリブ以降の（主として八〇年代以降の）日本のフェミニズムについて、一通りの知識が得られるようになって」¹⁹いて、各巻には、編者たちの解説も付されている。しかし、問題関心が、「（主として八〇年代以降の）日本のフェミニズムについて、一通りの知識が得られるように」、「リブ以降の日本のフェミニズムの到達点を示す」²⁰という点にあり、本稿の課題であるクォータ制への言及は見られなかった。

（イ）『日本のフェミニズム』（全7巻＋別冊1巻、岩波書店）のケースについて

井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・天野正子という当時のフェミニズムや女性運動の中心にいた人々によって連名で書かれたシリーズ刊行の趣旨は以下のとおりである²¹。

編集にあたって

井上輝子／上野千鶴子／江原由美子／天野正子
一九七〇年のリブの誕生から約四半世紀を経過し、日本の第二波フェミニズムも、ようやくその歴史的展開を回顧し、つぎの時代を展望する新たな時期を迎えました。二〇世紀後半、最大の社会運動であり社会思想であったフェミニズムは、その達成をあとづけ、ふりかえるだけの蓄積と経験を積み重ねてきました。私たちは今、フェミニズムを、その絶

えない歴史的な歪曲や誤解のなかから救いだし、日本のフェミニズムとはいったい何だったのかを、もう一度批判的に捉えなおすべき時を迎えていると言ってもよいでしょう。

日本のフェミニズムは、その文化的土壌や歴史的背景のもとに、固有の存在理由を持っています。しばしば誤解されているようですが、日本のフェミニズムは欧米の借り物でも輸入品でもありません。世界の女たちが国境を越えていっせいに声をあげたように、日本の女たちも、固有の経験を自分たちのことばで表現し、フェミニズムの思想的達成に貢献してきたと言えます。

私たちはこのアンソロジーを編集するにあたり、七〇年代以降、日本語でオリジナルに書かれたフェミニズム思想のなかから、従来の知を組み替える力を持った文章を選び出すことを通じて、「日本のフェミニズム」の財産目録をつくることを試みました。「女の経験」が思想化されたこの達成が、性別や世代、国籍、文化の違いを越えて一人でも多くの読者に共有されることを願っています。そして、この歴史の水脈を汲み上げる作業が、女性をめぐる現在のさまざまな課題にとりくむ契機につながることを、願ってやみません。

一九九四年 秋

（下線は引用者）

各巻の構成は表2の如くなっている。これは、上記引用資料文中にあるように、「日本の第二波フェミニズムも、ようやくその歴史的展開を回顧し、つぎの時代を展望する新たな時期を迎え」るに至ったという状況の中で、『日本のフェミニズム』の財産目録をつくることを試み」た結果生まれた「『女の経験』が思想化された」「達成」であり、各巻に編者による解説がつけられている。本シリーズは、「二〇世紀後半、最大の社会運動であり社会思想であったフェミニズム」が、「その達成をあとづけ、ふりかえるだけの蓄積と経験を積み重ねて」くる中で、その成果を「アンソロジー」という形でまとめたものであり、「日本の

表2 『日本のフェミニズム』の各巻情報

	『日本のフェミニズム』	解説	出版年・月	
			年	月
1	リブとフェミニズム	上野千鶴子	1994	11
2	フェミニズム理論	江原由美子	1994	10
3	性役割	井上 輝子	1995	1
4	権力と労働	天野 正子	1994	12
5	母性	江原由美子	1995	3
6	セクシュアリティ	上野千鶴子	1995	2
7	表現とメディア	井上 輝子	1995	4
別冊	男性学	上野千鶴子	1995	5

[出典] 『日本のフェミニズム』の各巻より筆者が作成。

フェミニズムは欧米の借り物でも輸入品でもありません。世界の女たちが国境を越えていっせいに声をあげたように、日本の女たちも、固有の経験を自分たちのことばで表現し、フェミニズムの思想的達成に貢献してきたと言えます」とフェミニズムの達成を強調している。

しかしながら残念なのは、女性の政治参画に関する内容を扱った独立巻が存在せず、それに最も近いと考えられる『日本のフェミニズム4 権力と労働』においても、この点に関する論考は、金井淑子「女性と政治－政治のオルタナティブにむけて」という1989年秋に出版された論考の1本のみ。そして天野正子の解説「『オルタナティブ』の地平へ」においても、「なお、『女性と政治』について重要なのは、女性の政治参画により何が主題化され、どのような政策が提示されるに至ったかという政策過程（『政治のオルタナティブ化』）の考察だが、この視点からの研究や調査はまだはじまったばかりである」²²と述べられ、結局、金井論文初出時の1989年と、この本の出版時の1994年の間の時間的空白は埋められず、解説の末尾に「文献⑩」として6本の文献²³が紹介されて終わり、という事になっている。

つまりこの本の出版に先立って、55年体制が終了し、それと前後して、1992年2月には「全国フェミニスト議員連盟」が活動を開始。1994年度の活動方針では「クォータ制の必要性を政党はもとより、国民一般に訴える」²⁴と記述するとともに、日本新党²⁵や細川連立内閣もクォータ制推進の提起を行っていたにもかかわらず

表3 『新編 日本のフェミニズム』の各巻情報

	『新編 日本のフェミニズム』	解説	出版年・月	
			年	月
1	リブとフェミニズム	上野千鶴子	2009	5
2	フェミニズム理論	江原由美子	2009	11
3	性役割	井上 輝子	2009	7
4	権力と労働	大沢 真理	2009	8
5	母性	江原由美子	2009	4
6	セクシュアリティ	上野千鶴子	2009	10
7	表現とメディア	井上 輝子	2009	3
8	ジェンダーと教育	天野 正子	2009	1
9	グローバリゼーション	伊藤 るり	2011	1
10	女性史・ジェンダー史	加納実紀代	2009	2
11	フェミニズム文学批評	斎藤美奈子	2009	9
12	男性学	伊藤 公雄	2009	12

[出典] 『新編 日本のフェミニズム』の各巻より筆者が作成。
なお、斜体の太字部分は新版になって変更された部分である。

ず、1989年初出の金井論文以後の時間が埋められることはなく、結果として、クォータ制に対する社会的理解拡大のタイミングを逸してしまったのである。

そしてこの点は、2009年の『新編 日本のフェミニズム』（全12巻）の発行の際には、表3のように4巻増刊されて若干改善されるのだが、「旧版はそのまま残し」²⁶た上での「増補新版」、編集・解説には新たな人の登用も行う、ということだったので当然限界が存在した。

例えば旧版と同じく、依然として女性の政治参画やクォータ制の推進について1巻が割かれることはなかったし、新収録論文や新たに編集を行った大沢真理の解説「女性の抵抗が世界を持続可能にする」（第4巻）においても、「参考文献・読書案内、【増補編】」として旧版出版時以降の「ジェンダー平等政策」に関連する著作が列挙されたものの、女性の政治参画やクォータ制についての新たなまとまった記述は見られなかった。

（ウ）女性学／フェミニズム関係の代表的な事典²⁷ 中のクォータ制の扱いについて

クォータ制に対する非積極的な姿勢は、井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編（2002）『岩波女性学事典』の中でも確認できる。本の

帯に「日本の女性学、フェミニズム初の事典」「女性学・フェミニズムに関心を持つすべての人々のために」と記されたこの事典の中で、「クォータ制」は、「項目」が全部で 858 あるにもかかわらず独立のそれとして立てられることはなく、巻末の「和文索引」の中にかろうじて登場する。そしてそれらは、「023 アファーマティブ・アクション」「410 女性の政治参加促進運動」「706 フェミニズム法学」の三つの「項目」の記述の一部として登場するにとどまっている。

また、その中の項目 410 の記述においては、「クォータ制には 2 種類あり、2000 年フランスで成立した候補者の半数を女性にするパリテ法などのように、法律により強制的に女性候補あるいは女性議員を増やすものと、日本の全国フェミニスト議員連盟が提唱し、またスウェーデンの社会民主党やノルウェーの労働党が実施しているような、政党が自発的に候補者に占める女性の割合を一定率にするものがある」が、「いずれの場合でもクォータ制は女性議員を急速に増やすには効果的であるが、フェミニズム運動が盛んでない国において、クォータ制を実施するのは容易ではない」²⁸と非積極的な姿勢が示されるにとどまっている。

そしてその後、2008 年 1 月に、吉川弘文館より「日本女性史のすべて!!」「〈女性史〉が切り拓く新しい歴史像」「最新・最大の女性史辞典の決定版!／総項目 3100 余〈書き下ろし〉」²⁹と銘打たれた 932 頁余に及ぶ『日本女性史大辞典』が刊行されるが、その中でもクォータ制は項目としてたてられず、最終的に、「クォータとパリテ」という並立的な形ではあるが、独立項目としてたてられることが実現するのは、ずっと後の 2024 年 1 月、『ジェンダー事典』の中において³⁰という事になるのである。

第 3 章 全国組織の女性団体の活動におけるクォータ制導入の位置付けについて

(『全国組織女性団体名簿』の各年版の記述より)

では次に、各年版の『全国組織女性団体名簿』を資料として用いて、「全国的に会員を有し、継続的に活

動を行っている」³¹各団体が、クォータ制の導入をどのように自らの団体の活動に位置付けていたのか（位置付けていなかったのか）について見ていこう。

利用するのは、各年版の『全国組織女性団体名簿』の中の、各団体が自らの活動について述べた「目的と主な活動／事業」³²「今年度の活動方針」の部分の記述である。女性運動も含めて通常、各社会運動団体では、自らの団体の目的を内外に明示するとともに、1 年ごとに各年の「活動方針」を定め、その実現をめざして活動していくことが多く見られる。ここでは「目的と主な活動／事業」「今年度の活動方針」がその反映であると想定して分析した。

表 4 は、各年版の『全国組織女性団体名簿』の「目的と主な活動／事業」と「今年度の活動方針」部分に、クォータ制導入の記述があるかないかを調べて作成した一覧表の中から、「目的と主な活動／事業」「今年度の活動方針」においてクォータ制の導入実現を目ざすことを明言した団体を抜粋したものである。

ちなみに表 4 の A 欄は、各団体の「目的と主な活動／事業」、B 欄は、「今年度の活動方針」に対応するようになっており、表中の番号の 0 はクォータ制の導入を目ざす記述なし、1 は少しはあるが明確なものではない、2 は明確にクォータ制の導入を目ざす記述ありとして、表記し分けている。また、空欄は、その年度の冊子にその団体のページがない、「—」は、その団体のページは存在するものの未回答で「調整中」というものである。

まず、この表 4 をみて指摘できるのは、表 5、表 6 で示す、バックラッシュへの対抗の場合との対照性である。

「第二期バックラッシュ」³³への対抗の場合、表 5、表 6 の 2004-2008 年版を見ると、「男女共学・ジェンダーへの『バックラッシュ』にたいして毅然とたたかう」³⁴と表明した「家庭科教育研究者連盟〈家教連〉」を孤立化させることなく、「国際婦人年連絡会」³⁵が動き、「『女性 2000 年 NGO 行動目標』を基に政策方針参画、教育・マスメディア、労働、家族・福祉、平和、環境・開発の各分野にわたり、バックラッシュに屈せ

と「全国フェミニスト議員連盟」が2014-2020年版の全ての年版でクオータ制の導入を記載するとともに、表7、表8に見られるように、「全国フェミニスト議員連盟」は、それ以前の記載内容であった“各政党はクオータ制を導入して各政党内の決定機関や議員の構成比率の「40%を女性に」せよ”というのを、その数値目標を段々に引き上げて、2014年版では「40%以上を女性に」、2016年版では「50%を女性に」としていくのであった³⁹。また、「日本婦人有権者同盟」（2014年版）や「国際女性の地位協会」（2020年版）も導入実現を記載し、政党関係では、「社会民主党（SDP 社

団体名	各年版	1990	1992	1994	1996	1998	2000	2002	2004	2006	2008	2010	2014	2016	2018	2020
	発行年月日	1990.9	1992.9	1994.9	1996.9	1998.10	2000.10	2002.10	2004.10	2006.11	2008.10	2010.11	2014.12	2016.12	2018.10	2021.4
	調査時期	1990.6	1992.6	1994.6	1996.6	1998.6	2000.6	2002.6	2004.6	2006.6	2008.6	2010.6	2014.8-11	2016.7-10	2018.7-9	2020.8-9
	調査団体数	98	101	103	107	109	108	106	103	101	99	96	94	95	95	94
	団体名の成立時期／AB区分	A B	A B	A B	A B	A B	A B	A B	A B	A B	A B	A B	A B	A B	A B	A B
日本婦人有権者同盟	1945.11.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
全国フェミニスト議員連盟	1992.2.15				0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
クオータ制を推進する会（Ｑの会）	2012.6												2	2	2	2
社会民主党（SDP 社民党）（女性局／女性市民委員会／女性委員会／女性・青年・市民委員会／女性青年委員会／女性青年局／女性局）	1996.1.19／2000 年版～／2002 年版～／2004 年版～／2006 年版～／2014 年版～／2018 年版～					2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
民社党〔本部女性局／女性局〕	1990.4/1994 年版	0	0	0	0	1										
新進党〔女性局〕	1994.12.10				0	2										
新党平和〔女性局〕	1998.1.4						2	0								
民主党 〔男女共同参画委員会／男女共同参画推進本部／男女共同参画推進会議〕	1998.4.27/2005.12.7/2009.11.9						0	0	0	0	0	0	0	1		
民進党〔男女共同参画推進本部〕	2016.3.27													0	2	
国民民主党〔男女共同参画推進本部〕	2018.5.7														0	0
立憲民主党〔ジェンダー平等推進本部〕	2017.1.10														0	1
国際女性の地位協会（JAIWR）	1987.9.20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1 の個数		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2 の個数		0	0	0	0	1	1	2	2	1	0	1	0	1	0	1
合計（1 + 2）		0	0	0	0	2	1	2	2	1	0	1	0	1	0	2

〔凡例〕 A欄：「目的と主な活動／事業」、2：クオータ制の導入を明言、1：クオータ制の導入を検討する等、0：全くなし。空欄：冊子に記載なし。
B欄「今年度の活動方針」、2：クオータ制の導入を明言、1：クオータ制の導入を検討する等、0：全くなし。空欄：冊子なし。
団体名や担当部署が途中で一部変わっている場合は、例えば「民主党〔男女共同参画委員会／男女共同参画推進本部／男女共同参画推進会議〕」⇒「1998.4.27/2005.12.7/2009.11.9」といった形で、／を用いて、それぞれの名称の開始時期を、『全国組織女性団体名簿』に依拠して書き分けた。
〔出典〕（公財）市川房枝記念女性と政治センター編『全国組織女性団体名簿』の各年版より筆者が作成。なお、2012 年版は発行されなかった。
また、民社党部分については、棟本捨三・渡辺勉夫（1992）『民社党三十五周年史』民社党三十五周年史頒布会、606 頁、617 頁で補った。

[illegible]

民党「女性青年局／女性局」(2014-18年版)、「民主党「男女共同参画委員会」(2014年版)、「民進党「男女共同参画推進本部」(2016年版)、「国民民主党「男女共同参画推進本部」(2020年版)、「立憲民主党「ジェンダー平等推進本部」(2018-20年版)の各政党も、次々とクォータ制の導入を目指すことを記載した。

しかしここであえて言及しておきたいのは、先にも述べたように、バックラッシュへの対応時との違いで

ある。別言すれば、「クォータ制を推進する会(Qの会)」の役員団体が10で賛同団体数が当初の40団体超から60団体超になった⁴⁰と言っても、肝心の全国的な女性団体がバックラッシュに対抗する時のような動き方をしていない。即ち、傘下に多くの有力な加盟団体を持つ「国際婦人年連絡会」もしくはそれに相当するような全国的な女性団体に、クォータ制導入実現に向けての積極的な動きがほとんど見られないのである。つま

表6 バックラッシュへの対抗を記載した団体の記載内容一覧

団体名	各年版	表5中の A・B区分	表5中の 評価	記載内容	掲載頁
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2004	B	2	「男女共学・ジェンダーへの『バックラッシュ』にたいして毅然とたたかう」	38
女性連帯基金〈WSF〉	2004	B	1	「条例制定やバックラッシュの動き等に関する情報の収集と発信」	19
国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会〈国際婦人年連絡会〉／国際婦人年連絡会〈IWYLG〉	2004	B	2	「『女性2000年NGO行動目標』を基に政策方針参画、教育・マスメディア、労働、家族・福祉、平和、環境・開発の各分野にわたり、バックラッシュに屈せず21世紀の男女平等・開発・平和への実現に取り組む」	45
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2006	B	2	「教育基本法『改正』に反対し、ジェンダーバックラッシュや国策に沿った記述が増えている問題点を明らかにし、教科書を乗り越えた実践を広める」	38
国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会〈国際婦人年連絡会〉／国際婦人年連絡会〈IWYLG〉	2006	B	2	「『2005年NGO日本女性大会』で採択された活動方針を基に政策方針参画、教育・マスメディア、労働、家族・福祉、平和、開発、憲法、国際・開発の8分野にわたり、バックラッシュに屈せず21世紀の男女平等・開発・平和への実現に取り組む」	45
新社会党「女性委員会」	2006	B	2	「『男女共同参画社会基本法』の精神を生かした条例づくりを各地域で積極的に進め、行政によるジェンダーフリーなどへのパッシングに対抗する」	53
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2008	B	2	2006年版の記載内容と同じ。	37
国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会〈国際婦人年連絡会〉／国際婦人年連絡会〈IWYLG〉	2008	B	2	2006年版の記載内容と同じ。	44
新社会党「女性委員会」	2008	B	2	「『男女共同参画社会基本法』の精神を生かした条例づくりを各地域で進め、行政によるジェンダーフリーなどへのパッシングに対抗する」	52
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2010	B	2	2006年版の記載内容と同じ。	37
国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会〈国際婦人年連絡会〉／国際婦人年連絡会〈IWYLG〉	2010	B	2	「『2005年NGO日本女性大会』で採択された活動方針を基に政策方針参画、教育・マスメディア、労働、家族・福祉、平和、開発、環境の6分野にわたり、バックラッシュに屈せず21世紀の男女平等・開発・平和への実現に取り組む」	44
新社会党「女性委員会」	2010	B	2	「『男女共同参画社会基本法』の精神を生かした条例づくりを各地域で進め、行政によるジェンダーフリーなどへのパッシングをやめさせる」	52
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2014	B	2	2006年版の記載内容と同じ。	63
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2016	B	2	2006年版の記載内容と同じ。	64
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2018	B	2	「教育基本法『改正』及び家庭教育支援法(案)に反対し、ジェンダーバックラッシュや国策に沿った記述が増えている問題点を明らかにし、教科書を乗り越えた実践を広める」	61
家庭科教育研究者連盟〈家教連〉	2020	B	2	2018年版の記載内容と同じ。	60

[出典] 各年版の『全国組織女性団体名簿』より筆者が作成。

り、クォータ制の導入実現に向けて、三浦（2013）が言うところの、「強力な女性運動」の存在や、「女性運動の盛り上がりが不可欠」という点では、『全国組織女性団体名簿』2014年版以降で観察できた状況も、まだまだ十分だとは言えない状態なのである。

おわりに

では最後に、「他国においてクォータ制実現の際に大きな役割を果たしたとされる女性運動の動きは、日本ではどうだったのか、1990-2020 年日本女性運動は政治分野におけるクォータ制の導入を求めたのか否か」という「はじめに」で掲げた問いに答えて本稿を終えることにしよう。

本稿では、第1章でクォータ制の導入実現にとって、

女性学、フェミニズム、女性団体の活動等を含む「強力な女性運動」の存在と、「女性運動の盛り上がり」が不可欠である事を確認した。その上で、第2章でクォータ制に対する女性運動の側の理論面での特徴を、第3章では、『全国組織女性団体名簿』の各年版の中の「目的と主な活動／事業」「今年度の活動方針」の部分の記述の分析を通じて、1990 年版から 2020 年版に至る約 30 年間の「全国的に会員を有し、継続的に活動を行っている」⁴¹ 女性団体のクォータ制導入実施に対する姿勢を概観した。そして、そこで確認できたのは、理論面、活動面の両面における女性運動の側のクォータ制に対する積極的とは言えない姿であった。

表4、表7、表8の結果が示すように、クォータ制がこの時期を通して全く論じられなかったり、「小選

表7 クォータ制の導入を求めた団体の記載内容一覧（その1）

団体名	各年版	表4中の A・B区分	表4中の 評価	記載内容	掲載頁
全国フェミニスト議員連盟	1994	B	2	「クォータの必要性を政党はもとより、国民にいっそう訴えかける」	18
民社党〔女性局〕	1994	B	1	「今年度は特にクォータ制度の導入を検討することにした」	54
全国フェミニスト議員連盟	1996	B	2	「全政党へ、クォータの働きかけを強め、党内の決定機関ならびに議員の 30% を女性にするよう要請行動を続ける」	18
社会民主党〔女性局〕	1996	A	2	「党則第3条で、女性及び社会的に弱い立場の人たちの政治参画を推進するため各級議員の候補者、全国大会代議員、全国代表者会議代表者及び役員に女性及び社会的に弱い立場の人たちの一定比率を保证するよう、クォータ制の原則を確認した」	55
新進党〔女性局〕	1996	B	2	「(2) 女性議員の増加を図る (3) 政党の役員、候補者、審議会、委員会、行政機関等に女性の登用を目指したクォータ制度の導入を推進するため各方面に協力に働きかける」	57
全国フェミニスト議員連盟	1998	B	2	1996 年版の記載内容と同じ。	18
社会民主党〔女性局〕	1998	A	2	1996 年版の記載内容と同じ。	55
新党平和〔女性局〕	1998	A	2	「クォータ制の導入など女性の実質的な地位向上をはかる施策を推進していく」	57
全国フェミニスト議員連盟	2000	B	2	「今こそ全政党の、クォータ制の実現を。党内の決定機関ならびに議員の 40% を女性にするよう、要請行動をさらに強める」	16
全国フェミニスト議員連盟	2002	B	2	2000 年版の記載内容と同じ。	16
全国フェミニスト議員連盟	2004	B	2	2000 年版の記載内容と同じ。	16
全国フェミニスト議員連盟	2006	B	2	2000 年版の記載内容と同じ。	18
全国フェミニスト議員連盟	2008	B	2	「各政党に対し、クォータ制の実現を求め、党内の決定機関ならびに議員の 40% を女性にするよう、要請行動を行う」	17
全国フェミニスト議員連盟	2010	B	2	2010 年版の記載内容と同じ。	17

〔出典〕各年版の『全国組織女性団体名簿』より筆者が作成。ただし、資料中の太字化と下線は筆者が付与。

表8 クォータ制の導入を求めた団体の記載内容一覧（その2）

団体名	各年版	表4中の A・B区分	表4中の 評価	記 載 内 容	掲載頁
日本婦人有権者同盟	2014	B	1	「2020 年までに指導的地位にある女性の比率を 30%にする積極的改善措置を求める」	13
全国フェミニスト議員連盟	2014	B	2	「各政党、政治団体に対し、クォータ制の実現を求め、党内の決定機関ならびに議員の <u>40%以上</u> を女性にするよう、要請行動する」	29
クォータ制を推進する会 〈Qの会〉	2014	A	2	「男女共同参画社会の実現に向けて、政治の分野におけるクォータ制を推進することを目的に、①市民へのクォータ制に対する理解及び普及への活動 ②賛同団体の拡大 ③議員（国会・地方議会等を含む）に対し、理解と協働への働きかけ ④政党に対し、クォータ制の実施に向けての要請活動 ⑤行政への理解と立法化等に関する意見交換」	37
	2014	B	2	「①クォータ制に対する理解及び普及のための広報活動及び勉強会・ワークショップ・院内集会等の開催 ②政党・議員への要請及び働きかけ ③賛同団体拡大等 ④活動案内のリーフレット作成 ⑤講師派遣など他団体の活動との連携・支援」	37
社会民主党〈SPD 社民党〉 〔女性青年局〕	2014	B	2	「⑦クォータ制の導入」	82
民主党 〔男女共同参画委員会〕	2014	B	1	「『クォータ制』など将来的な女性候補拡大策の検討を進める」	
全国フェミニスト議員連盟	2016	B	2	「②各政党、政治団体に対し、クォータ制の実現を求め、党内の決定機関ならびに議員の <u>50%</u> を女性にするよう、要請行動する。〔中略〕④第4次男女共同参画基本計画にある2020 年までにあらゆる政策決定の場に女性を <u>30%</u> にするよう男女平等政策を進める」	29
クォータ制を推進する会 〈Qの会〉	2016	A	2	2014 年版の記載内容と同じ。	37
	2016	B	2	2014 年版の記載内容と同じ。	37
社会民主党 〈SPD 社民党〉 〔女性青年局〕	2016	B	2	「⑦政治分野における男女共同参画の推進・クォータ制度の導入」	81
民進党 〔男女共同参画推進本部〕	2016	B	2	「女性議員の数を増やす『クォータ制』導入に向けた議論を積極的にリードしていく」	84
全国フェミニスト議員連盟	2018	B	2	「①政治分野における男女共同参画推進法の理念を達成するため、各政党、政治団体に対し、クォータ制の実現を求め、党内の決定機関ならびに議員の <u>50%</u> を女性にするよう、要請行動を行う。〔中略〕③男女共同参画社会基本法に基づき、第4次男女共同参画基本計画にある2020 年までにあらゆる政策決定の場に女性を <u>30%以上</u> にするよう男女平等政策を進める」	27
クォータ制を推進する会 〈Qの会〉	2018	A	2	「男女共同参画社会の実現に向けて、政治の分野におけるクォータ制を推進することを目的に、市民へのクォータ制に対する理解及び普及への活動。賛同団体の拡大。Qの会として成立に力をつくした『政治分野における男女共同参画の推進に関する法律』（2018.5 成立・施行）を具現化し実効性あるものにするための活動。議員（国会・地方議会等を含む）に対し、理解と協働への働きかけ。政党に対し、クォータ制の実施に向けての要請活動。行政への理解と立法化等に関する意見交換。シンポジウム・勉強会の開催、ロビー活動など。」	37
	2018	B	2	「①政治分野における男女共同参画推進法の理解と普及 ②賛同団体の拡大とネットワークの強化 ③議員（国会・地方議会等を含む）に対し、理解と協働への働きかけ ④政党に対し、クォータ制の実施に向けての要請行動 ⑤行政への要請活動」	37
社会民主党〈SPD 社民党〉 〔女性青年局〕	2018	B	2	「⑦政治分野における男女共同参画の推進・クォータ制度の導入」	77
立憲民主党 〔ジェンダー平等推進本部〕	2018	B	1	「パリテ（男女同数）を目指し、2019 年の統一地方選挙、参議院選挙に向けて、女性候補者擁立プランを策定、実施していく」	82
全国フェミニスト議員連盟	2020	B	2	「2）政治分野における男女共同参画推進法の理念を達成するため、各政党、政治団体に対し、クォータ制の実現を求め、党内の決定機関ならびに議員の <u>50%</u> を女性にするよう、要請行動を行う。3）第四次男女共同参画基本計画の202030 が達成できないことを踏まえ、男女平等政策として、 <u>あらゆる政策決定の場で一方の性が 40%を下回らない</u> との考え方の共有を進める」	27
クォータ制を推進する会 〈Qの会〉	2020	A	2	2018 年版の記載内容と同じ。	37
	2020	B	2	2018 年版の記載内容と同じ。	37
国民民主党 〔男女共同参画推進本部〕	2020	B	1	「女性議員を増やすために女性候補者比率 35%の達成に向けて取り組みを進める」	79
立憲民主党 〔ジェンダー平等推進本部〕	2020	B	1	「パリテ（男女同数）をめざし、次衆議院選挙に向けて、女性候補者擁立プランを継続的にブラッシュアップし」	81
国際女性の地位協会 〈JAIWR〉	2020	A	1	「クォータ制を推進する会（Qの会）などジェンダー平等をめざす団体との連携」	90

〔出典〕各年版の『全国組織女性団体名簿』より筆者が作成。ただし、資料中の太字化と下線は筆者が付与。

挙区比例代表並立制を骨子とする新選挙制度が成立し（1994年）、クオータをめぐる議論は立ち消えになった⁴²という状態ではないものの、表4に見られるように、クオータ制を導入した他国の場合とは異なり、長らくフェミニスト議員連盟のほぼ単独主張に近い状態、即ち、クオータ制の導入に対して、「強力な女性運動」の存在や、「女性運動の盛り上がり」がない、もしくは十分ではない状態が続くのであった。

ではなぜ女性運動の側は、理論面、活動面の両面に涉って、1990年代初めから「クオータ制を推進する会〈Qの会〉」が成立する2012年までの間、クオータ制導入に対して総じて積極的とは言えない姿であり続けたのか。また、「クオータ制を推進する会〈Qの会〉」成立以降も、「強力な女性運動」の存在と、「女性運動の盛り上がり」という点では、まだまだ十分だとは言えない状態にとどまっているのか。この点については、別途、個別の女性団体の分析や他のファクトを取り上げての更なる実証的な探究が求められよう。

また、今回の『全国組織女性団体名簿』を使つての分析についても、全国的な女性団体の組織の動向を長期にわたって概観できる資料は管見では他に見当たらず、また1990年～2020年までに存在する全ての冊子を確認したとはいうものの、隔年発行が原則で2012年版については出版されていないという元々の資料上の限界もあり、ラフなスケッチにとどまってしまっている。

これらの点については、新たな資料の発掘も含めて今後の課題として他日を期したい。

謝辞

本稿を作成するにあたり、公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センターの皆様に資料面でいろいろとお世話になりました。末尾ながら、心よりお礼申し上げます。

参考文献

日本語文献

赤松良子（2022）『男女平等への長い列 私履歴書』日本経済新聞出版。

- 天野正子（1994）『『オルタナティブ』の地平へ』天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編／斎藤美奈子編集協力『日本のフェミニズム4 権力と労働』岩波書店、1-28頁。
- 天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編／斎藤美奈子編集協力（2009）『新編 日本のフェミニズム1 リブとフェミニズム』岩波書店。
- 同前（2009）『新編 日本のフェミニズム2 フェミニズム理論』岩波書店。
- 同前（2009）『新編 日本のフェミニズム3 性役割』岩波書店。
- 同前（2009）『新編 日本のフェミニズム4 権力と労働』岩波書店。
- 同前（2009）『新編 日本のフェミニズム5 母性』岩波書店。
- 同前（2009）『新編 日本のフェミニズム6 セクシュアリティ』岩波書店。
- 同前（2009）『新編 日本のフェミニズム7 表現とメディア』岩波書店。
- 同前（2009）『新編 日本のフェミニズム8 ジェンダーと教育』岩波書店。
- 同前（2011）『新編 日本のフェミニズム9 グローバリゼーション』岩波書店。
- 同前（2009）『新編 日本のフェミニズム10 女性史・ジェンダー史』岩波書店。
- 同前（2009）『新編 日本のフェミニズム11 フェミニズム文学批評』岩波書店。
- 同前（2009）『新編 日本のフェミニズム12 男性学』岩波書店。
- 石田久仁子（2014）『フランス共和国とパリテ』三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、93-116頁。
- 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編／天野正子編集協力（1994）『日本のフェミニズム1 リブとフェミニズム』岩波書店。
- 同前（1994）『日本のフェミニズム2 フェミニズム理論』岩波書店。
- 同前（1995）『日本のフェミニズム3 性役割』岩波書店。
- 同前（1994）『日本のフェミニズム4 権力と労働』岩波書店。
- 同前（1995）『日本のフェミニズム5 母性』岩波書店。
- 同前（1995）『日本のフェミニズム6 セクシュアリティ』岩波書店。
- 同前（1995）『日本のフェミニズム7 表現とメディア』岩波書店。
- 同前（1995）『日本のフェミニズム 別冊 男性学』岩波書店。
- 岩本美砂子（2007）『クオータが論じられない日本政治の不思議—女性の政治的代議は世界でどのように論じられているか』川人貞史・山元一編『ジェンダーと法・政策研究叢書第8巻 政治参画とジェンダー』東北大学出版会、177-210頁。
- 岩本美砂子（2021）『百合子とたか子—女性政治リーダーの運命』岩波書店。
- WIN WIN 編／赤松良子監修（2013）『クオータ制の実現をめざす』、パド・ウィメンズ・オフィス。
- 榎本捨三・渡辺敏夫（1992）『民社党三十五周年史』民社党三十五周年史頒布会。
- 衛藤幹子（2014）『スウェーデンにおける政党型クオータと女性運動』三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、67-92頁。
- 江原由美子（2009）『知識批判から女性の視点による近代観の創造へ 付 増補編解説 二世紀フェミニズム理論に向けて』天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編／斎藤美奈子編集協力『新編 日本のフェミニズム2 フェミニズム理論』岩波書店、1-44頁。
- 江原由美子（2022）『持続するフェミニズムのために—グロー

バリゼーションと「第二の近代」を生き抜く理論へ』有斐閣。
大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人（2004）『社会運動の社会学』有斐閣。
加藤秀一・坂本佳鶴恵・瀬地山角編（1993）『フェミニズム・コレクションⅠ—制度と達成』勁草書房。
同前（1993）『フェミニズム・コレクションⅡ—性・身体・母性』勁草書房。
同前（1993）『フェミニズム・コレクションⅢ—理論』勁草書房。
金井淑子（1992）『フェミニズム問題の転換』勁草書房。
加納実紀代（2009）「〈近代〉をひらく」天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編／斎藤美奈子編集協力『新編 日本のフェミニズム 10 女性史・ジェンダー史』岩波書店、1-24 頁。
川人貞史・山元一編（2007）『ジェンダーと法・政策研究叢書 第 8 巻 政治参画とジェンダー』東北大学出版会。
川橋幸子（2020）「議員立法『政治分野の男女共同参画推進法』制定と市民団体・Qの会の関わり」辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編著『女性の参画が政治を変える—候補者均等法の活かし方』信山社、115-135 頁。
公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター『全国組織女性団体名簿』（公財）市川房枝記念会女性と政治センター出版部。
[1990 年版、1992 年版、1994 年版、1996 年版、1998 年版、2000 年版、2002 年版、2004 年版、2006 年版、2008 年版、2010 年版、2014 年版、2016 年版、2018 年版、2020 年版]（2012 年版は発行されていない。また、2018 年版と 2020 年版については電子データでの公開となっている。2020 年版については、以下の URL で閲覧が可能である。2018 年版については公開時期が過ぎて公開されていなかったが、公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センターの皆様にお世話になった。<https://s43e053bc45ab7af7.jimcontent.com/download/version/1622422071/module/10381234068/name/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E5%A5%B3%E6%80%A7%E5%9B%A3%E4%BD%93%E5%90%8D%E7%B0%BF2020%E5%B9%B4%E7%89%88%EF%BC%88ver.20210531%EF%BC%89.pdf> 2024.10.29 最終閲覧）。
駒野陽子（2002）「国際婦人年連絡会」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編『岩波女性学事典』岩波書店、135 頁。
雑賀葉子（2015）「〈書評〉三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、2014 年」『ジェンダー研究』第 18 号、119-121 頁。
坂本佳鶴恵（1993）「解題」加藤秀一・坂本佳鶴恵・瀬地山角編『フェミニズム・コレクションⅢ—理論』勁草書房、2-8 頁。
笹倉尚子・中嶋里美・菅原和子（1990）『女が政治を変える—議員になって世の中変えよう！』新泉社。
申琪榮（2014）「韓国における女性候補者クォータ制の成立過程と効果」三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、147-175 頁。
双風舎編集部編（2006）『バックラッシュ！』双風舎。
辻村みよ子（2013）「政治分野のクォータ制推進に向けて」WIN WIN 編／赤松良子監修『クォータ制の実現をめざす』、バド・ウィメンズ・オフィス、86-116 頁。
辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編著（2020）『女性の参画が政治を変える—候補者均等法の活かし方』信山社。
ファー、スーザン／賀谷恵美子訳（1989）『日本の女性活動家』勁草書房。
フェミニズム一九九 X 年編集委員会編（1990）『「女の時代」を旅する—フェミニズム 1990』ユック舎。
布施晶子「女性運動」『日本大百科全書（ニッポニカ）』<https://kotobank.jp/word/%E5%A5%B3%E6%80%A7%E9%81%8B%E5%8B%95-1175556> 2024.7.18 最終閲覧。

細川護熙編（1993）『日本新党 責任ある変革』東洋経済新報社。
三浦まり（2013）「クォータ制と日本の課題」『国際女性』No.27。
三浦まり（2020）「候補者均等法が切り拓く未来」辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編著『女性の参画が政治を変える—候補者均等法の活かし方』信山社、27-43 頁。
三浦まり（2023）『さらば、男性政治』岩波新書。
三浦まり（2024a）「クォータとパリティ」ジェンダー事典編集委員会編『ジェンダー事典』丸善出版、348-349 頁。
三浦まり編（2024b）『ジェンダー・クォータがもたらす新しい政治—効果の検証』法律文化社。
三浦まり・衛藤幹子編著（2014）『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店。
御巫由美子（2002）「410 女性の政治参加促進運動」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編『岩波女性学事典』岩波書店、241-242 頁。
村上彩佳（2022）「クォータと女性運動—日本でクォータを推進する『Qの会』に注目して」牟田和恵編『フェミニズム・ジェンダー研究の挑戦：オルタナティブな社会の構想』松香堂書店、28-39 頁。
https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/88593/feminizm_gender.pdf 2024.8.22 最終閲覧。
目黒依子（2002）「国連世界女性会議」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編『岩波女性学事典』岩波書店、140-141 頁。
矢澤澄子編（1993）『女性社会学者による新社会学叢書 3 都市と女性の社会学—性役割の揺らぎを越えて』サイエンス社。
山口智美・斉藤正美（2020）「2000 年代『バックラッシュ』とは何だったのか」『エトセトラ』VOL.4、80-84 頁。
吉澤夏子（1993）『フェミニズムの困難』勁草書房。
和田悠・井上恵美子（2011）「1990 年代後半～2000 年代におけるジェンダーバックラッシュの経過とその意味」『多文化・共生コミュニケーション論叢』6 号、29-42 頁。

英語文献

Dahlerup, Drude. (2006) *Women, Quotas and Politics*, London & New York: Routledge.
Krook, Mona Lena. (2009) *Quotas for Women in Politics: Gender and Candidate Selection Reform Worldwide*, Oxford: Oxford University Press.

URL

WIN WIN の HP (http://www.winwinjp.org/winwin_about/ 2024.10.29 最終閲覧)。
竹山栄太郎「【ジェンダーギャップ指数】日本、2024 年は世界 118 位で低迷続く 政治・経済に課題」『The Asahi Shimbun SDGs ACTION!』<https://www.asahi.com/sdgs/article/15301822> 2024.10.29 最終閲覧。

事典類

井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編（2002）『岩波女性学事典』岩波書店。
金子幸子・黒田弘子・菅野則子・義江明子編（2008）『日本女性史大辞典』吉川弘文館。
ジェンダー事典編集委員会編（2024）『ジェンダー事典』丸善出版。

注

1 G7 諸国中で最下位。ちなみに日本のジェンダーギャップ指数は、2024 年に発表された『Global Gender Gap Report』では 146 カ国中 118 位、政治分野のスコアは、146 カ国中

- の113位であった。
[竹山栄太郎「【ジェンダーギャップ指数】日本、2024年は世界118位で低迷続く 政治・経済に課題」『The Asahi Shimbun SDGs ACTION』
<https://www.asahi.com/sdgs/article/15301822> 2024.10.29 最終閲覧]。
- 2 辻村みよ子 (2020)「日本の現状とポジティブ・アクションの必要性」辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編著『女性の参画が政治を変える一候補者均等法の活かし方』信山社、20頁。
 - 3 川橋幸子 (2020)「議員立法『政治分野の男女共同参画推進法』制定と市民団体・Qの会の関わり」辻村みよ子・三浦まり・糠塚康江編著『女性の参画が政治を変える一候補者均等法の活かし方』信山社、118頁。なお、引用文中の「北京会議」とは、1995年に北京で開かれた第4回国連世界女性会議のこと。「ここで採択された北京行動綱領には同綱領が女性のエンパワーメントに関するアジェンダ（議題）であると明記され、12の重大問題領域における戦略目標と行動が挙げられている」（目黒2002：141頁）。
 - 4 布施晶子は、『日本大百科全書（ニッポニカ）』の「女性運動」の項目の冒頭で、女性運動とは、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃を旨とし、男女平等を実現しようとする自覚的かつ社会的な運動をさす」と定義している。本稿においても、この定義に準拠して、女性学やフェミニズム、女性団体の活動等を含む女性に関する様々な活動全般を包括する概念として女性運動という語句を用いることとする。
[<https://kotobank.jp/word/%E5%A5%B3%E6%80%A7%E9%81%8B%E5%8B%95-1175556> 2024.10.29 最終閲覧]
 - 5 Krook, Mona Lena. (2009) *Quotas for Women in Politics: Gender and Candidate Selection Reform Worldwide*. Oxford: Oxford University Press.
 - 6 三浦まり (2013)「クォータ制と日本の課題」『国際女性』No.23、96頁。
 - 7 雑賀葉子 (2015)「〈書評〉三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、2014年」『ジェンダー研究』第18号、119頁。
 - 8 衛藤幹子 (2014)「スウェーデンにおける政党型クォータと女性運動」三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、67-92頁。
 - 9 石田久仁子 (2014)「フランス共和国とパリテ」三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、93-116頁。
 - 10 申琪榮 (2014)「韓国における女性候補者クォータ制の成立過程と効果」三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、147-175頁。
 - 11 Dahlerup, Drude. (2006) *Women, Quotas and Politics*, London & New York: Routledge.
 - 12 村上彩佳 (2022)「クォータと女性運動—日本でクォータを推進する『Qの会』に注目して」牟田和恵編『フェミニズム・ジェンダー研究の挑戦：オルタナティブな社会の構想』松香堂書店、31頁。
 - 13 岩本美砂子 (2007)「クォータが論じられない日本政治の不思議—女性の政治的代表的世界でどのように論じられているか」川人貞史・山元一編『ジェンダーと法・政策研究叢書第8巻 政治参画とジェンダー』東北大学出版会、177頁。
 - 14 三浦まり・衛藤幹子 (2014)「はじめに」三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、7頁。
 - 15 『全国組織女性団体名簿』の創刊当初の名称は『全国組織婦人団体名簿』であったが、1990年版より現行の名称に変更となった。「全国的に会員を有し、継続的に活動している団体を『全国組織』と定義し」、「いわゆる女性団体ではないが、女性を多数会員とする団体、労組女性局、団体女性部門、政党女性局、教育調査団体なども含めた」（1990年版の「発刊にあたって」、1頁）、という編集方法は、創刊以来今日に至るまで変わっていない。また、調査票の質問項目も、①所在地、②創立、③代表者、④目的と主な活動（団体によっては「目的と主な事業」）、⑤今年度の活動方針（1958年版、1961年版、1963年版では項目なし。1987年版以前は「今年度の運動方針」）、⑥予算、⑦入会資格（政党の場合は「入党資格」）、⑧会費、⑨現勢、⑩機関誌、⑪国際関係、⑫備考（無い団体もある）と、若干の文言の異同等はあるが、ほぼ一定である。
 - 16 本稿でいう「全国的な女性運動」とは、「全国的に会員を有し、継続的に活動している団体を『全国組織』と定義し」、「いわゆる女性団体ではないが、女性を多数会員とする団体、労組女性局、団体女性部門、政党女性局、教育調査団体なども含めた」（1990年版「発刊にあたって」、1頁）とする『全国組織女性団体名簿』に掲載された全国組織によって行われた運動を意味するものとする。
 - 17 井上輝子「女性学」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編 (2002)『岩波女性学事典』岩波書店、212頁。
 - 18 加藤秀一・坂本佳鶴恵・瀬地山角編 (1993)『フェミニズム・コレクションⅠ—制度と達成』勁草書房、i頁。
 - 19 加藤秀一・坂本佳鶴恵・瀬地山角編 (1993)『フェミニズム・コレクションⅠ—制度と達成』勁草書房、iii頁。
 - 20 加藤秀一・坂本佳鶴恵・瀬地山角編 (1993)『フェミニズム・コレクションⅠ—制度と達成』勁草書房、iii-iv頁。
 - 21 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編／天野正子編集協力 (1994)『日本のフェミニズムⅠ リブとフェミニズム』岩波書店、i-ii頁。
 - 22 天野正子 (1994)『「オルタナティブ」の地平へ』『日本のフェミニズムⅣ 権力と労働』岩波書店、22頁。
 - 23 天野正子 (1994)『「オルタナティブ」の地平へ』『日本のフェミニズムⅣ 権力と労働』岩波書店、28頁。6本の文献とは、以下のとおりである。
ファー、スーザン／賀谷恵美子訳 (1989)『日本の女性活動家』勁草書房。笹倉尚子・中嶋里美・菅原和子 (1990)『女が政治を変える—議員になって世の中を変えよう！』新泉社。フェミニズム一九九X年編集委員会編 (1990)『「女の時代」を旅する—フェミニズム1990』ユック舎。金井淑子 (1992)『フェミニズム問題の転換』勁草書房。矢澤澄子編 (1993)『女性社会学者による新社会学叢書3 都市と女性の社会学—一役割の揺らぎを越えて』サイエンス社。吉澤夏子 (1993)『フェミニズムの困難』勁草書房。
 - 24 『全国組織女性団体名簿』1994年版、18頁。
 - 25 細川護熙は、1993年4月発行の編著書の中でノルウェーの事例などを紹介しつつ、「日本新党は、女性の社会進出と政治への積極的参加を政策に打ち出しており、そのことを実現するひとつの手段としてクォータ制を推進する。そのため、党則と運営規則にも、日本の政党として初めてクォータ制を採用した」と述べている。細川護熙編 (1993)『日本新党 責任ある変革』東洋経済、184頁。
 - 26 天野正子・伊藤公雄・伊藤るり・井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編／斎藤美奈子編集協力 (2009)「増補新版の編集にあたって」同『新編 日本のフェミニズムⅣ 権力と労働』岩波書店、vi頁。
 - 27 ここでは、『岩波女性学事典』(2002年)、『日本女性史大辞典』(2008年)、『ジェンダー事典』(2024年)を考察の対象とした。
 - 28 御巫由美子 (2002)「410 女性の政治参加促進運動」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代編『岩波女性学事典』岩波書店、241頁。

- 29 金子幸子・黒田弘子・菅野則子・義江明子編（2008）『日本女性史大辞典』吉川弘文館の帯の文言より。
- 30 三浦まり（2024a）「クォータとパリティ」ジェンダー事典編集委員会編『ジェンダー事典』丸善出版、348-349 頁。
- 31 『全国組織女性団体名簿』1990 年版、「発刊にあたって」1 頁。
- 32 『全国組織女性団体名簿』掲載の団体や年版の違いによって「目的と主な活動」「目的と主な事業」と記述のばらつきがみられるので、本稿ではこの部分については「目的と主な活動／事業」とし、両方を含めるものとする。
- 33 和田悠・井上恵美子（2011：29 頁）は「第一期バックラッシュ」を 1996 年 5 月～、「第二期バックラッシュ」を 2001 年 10 月～としている。本稿も、その使用法に依拠した。なお、当該期の『全国組織女性団体名簿』誌上において、「第一期バックラッシュ」関連の記述は、見いだせなかった。
- 34 『全国組織女性団体名簿』2004 年版、18 頁。
- 35 『岩波女性学事典』（135 頁）の駒野陽子「国際婦人年連絡会」の記述によると「正式名称は、国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会。国際婦人年の 1975 年 6-7 月にメキシコ・シティで開催された第 1 回国連世界女性会議を受けて、11 月全国組織の女性団体、労働組合婦人部などが集まって東京で日本大会を開催。翌月その決議を実現するために、参加団体が連絡会を結成した。以来、所属団体は国連 NGO 国内婦人委員会ほか常時ほぼ 50 団体。国内行動計画の充実、女性差別撤廃条約早期批准のほか多くの要望書を政府に提出し、政府もこれに対応してきた。発足時の世話人は市川房枝ほか 3 人」となっている。
- 36 『全国組織女性団体名簿』2004 年版、45 頁。
- 37 民社党（1994 年版）、社会民主党（1996・1998 年版）、新進党（1996 年版）、新党平和（1998 年版）といった政党が一時的に興味を示した。
- 38 「均等法の母」と呼ばれる赤松良子を代表として 2012 年 6 月に成立した「クォータ制を推進する会（Q の会）」は、中核的な 10 の役員団体を中心に賛同団体の拡大に努めるとともに、「男女共同参画社会の実現に向けて、政治の分野におけるクォータ制を推進することを目的に、①市民へのクォータ制に対する理解及び普及への活動 ②賛同団体の拡大 ③議員（国会・地方議会等を含む）に対し、理解と協働への働きかけ ④政党に対し、クォータ制の実施に向けての要請活動 ⑤行政への理解と立法化等に関する意見交換」（『全国組織女性団体名簿』2014 年版、37 頁）等を活発に行った。
- そして、2018 年 5 月の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者均等法）」の成立に際しても、「候補者均等法が成立に至った直接的契機は『政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟』が発足したからであり、議連発足の背景には『クォータ制を推進する会』（Q の会）の活動がある」（三浦 2020：29 頁）とされている。
- 発足当初の役員団体は以下の 9 団体である。「（一財）WIN WIN、クォータ制の実現をめざす会、NPO 法人高齢社会をよくする女性の会、国際女性の地位協会、日本婦人有権者同盟（現、女性参政権を活かす会）、全国フェミニスト議員連盟、（一社）大学女性協会、（一社）日本女性科学者の会、認定 NPO 法人日本 BPW 連合会」（川崎 2020：117-118 頁）。
- 「クォータ制を推進する会（Q の会）」について詳しくは、WINWIN 編／赤松良子監修（2013）『クォータ制の実現をめざす』バド・ウィメンズ・オフィス、及び村上彩佳（2022）「クォータと女性運動—日本でクォータを推進する『Q の会』に注目して」牟田和恵編『フェミニズム・ジェンダー研究の挑戦：オルタナティブな社会の構想』松香堂書店、28-39 頁を参照のこと。
- また、「均等法の母」と呼ばれた赤松については、『日本経済新聞』に 30 回にわたって連載された「私の履歴書」を中心にまとめられた自伝、赤松良子（2022）『男女平等への長い列 私の履歴書』日本経済新聞出版、を参照のこと。
- 39 「全国フェミニスト議員連盟」は、表 7、表 8 に見られるように、2014 年版の記載以降クォータの要求内容を引き上げる。具体的には、2000 年版以来ずっと、「今こそ全政党の、クォータ制の実現を。党内の決定機関ならびに議員の 40% を女性にするよう、要請行動をさらに強める」（2000-2006 年版）、「各政党に対し、クォータ制の実現を求め、党内の決定機関ならびに議員の 40% を女性にするよう、要請行動を行う」（2008-2010 年版）と女性を 40% にというのが数値目標だったのだが、2014 年版では「40% 以上を女性に」、2016 年版では「50% を女性に」と数値目標を引き上げたのである。
- 40 『全国組織女性団体名簿』の 2014 年版（37 頁）に 43 団体、2016 年版（39 頁）55 団体、2018 年版（37 頁）65 団体、2020 年版（37 頁）63 団体の記載がある。
- 41 『全国組織女性団体名簿』1990 年版、「発刊にあたって」1 頁。
- 42 三浦まり・衛藤幹子（2014）「はじめに」三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、7 頁。

[ARTICLES]

**The Women's Movement and Quota System of the Period of
1990 to 2020 Year of Japan:
Did the women's movement of Japan of the time ask for
introduction of the quota system in the political field?**

OHATA Masahiro *

Abstract

Japan is a country which has not attained most the improvement of the female too little representation in the political field in an industrialized capitalist nation (G7). Some researchers have said that it is the cause that a quota system was not introduced into Japan to suitable timing. Why wasn't the quota system introduced in Japan at the time?

Although positive work of the women's movement towards quota system realization was said to have contributed to introduction of the quota system greatly in other countries, how was action of the women's movement of Japan of the same time? Did the women's movement of Japan of the time ask for introduction of the quota system in the political field? I used and investigated literature and data of those days, in order to reply to this question.

In Chapter 1, I checked by antecedence research that positive work of a women's movement had played the large role when a quota system was realized in the foreign country. In Chapter 2, I investigated how the quota system would be recognized in the writing of women's studies and feminism those days. In Chapter 3, I conducted general analysis of nationwide Japanese women's movement organizations, using "Directory of National Woman's Organizations in Japan" as data. And I verified whether it was that the nationwide women's movement organizations of Japan of this time asked for introduction of the quota system in the political field. And "finally", I answered to the "first" question of this paper.

The conclusion which I got through analysis of this paper is that the women's movement of the great portion of Japan of the time is continuing taking synthetically the posture which is not positive to introduction of a quota system.

* Doctoral Student, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

[翻 訳]

ベトナム 2019 年改正教育法 (後半)

近田 政博^{*1}
関口 洋平^{*2}

解説

第1章 総則 (第1条～第22条)

第2章 国民教育制度 (第23条～第46条)

以上、第31巻掲載

第3章 学校、特殊学校、その他の教育機関

第1節 学校の組織、活動、任務、および権限

第47条 国民教育制度における学校の形態

1. 国民教育制度における学校は次の類型によって組織される。

a) 国が投資し、活動の条件を保障し、所有主体を代表する公立学校。

b) 基礎的な住民コミュニティ¹が施設整備に投資し、活動の条件を保障する民立学校。基礎的な住民コミュニティには、伝統的な自治的組織としての村落や行政単位としての町・村における組織や個人が含まれる。

民立学校の形態は、就学前教育機関にのみ適用される。

c) 国内外における投資家が投資し、活動の条件を保障する私立学校。

非営利の私立学校は、投資家が利益追求を活動の目的としないことを誓約し、その誓約を履行する学校である。その誓約は設置決定、あるいは類型転換決定の文書²のなかに明記される。利益追求を活動の目的とせず、資本を引き出さず、利息を享受しない。毎年蓄積される利益は分割せずに合一の共同所有とし、学校の発展のため継続的な投資に用いるようにする。

2. 国民教育制度における学校形態の転換は、次の原則に従って実施される。

a) 私立学校³を非営利の私立学校へと転換させること。その逆は認められない。

b) 教育段階、教育水準ごとの学校形態について、組織および活動に関する学校憲章や規則における

* 1 神戸大学大学院国際協力研究科教授、
大学教育推進機構教授

* 2 畿央大学教育学部准教授

規定を実施すること。

c) 教員、講師、教育管理職、労働者、学習者の権利を保障すること。

d) 土地、資本、財産を遺失しないこと。

3. 政府は、本条第2項において規定された学校形態の転換の詳細について定める。

第48条 国家機関の学校、政治組織の学校、政治・社会組織の学校、人民軍の学校

1. 国家機関の学校、政治組織および政治・社会組織の学校は、管理職および公務員を訓練・養成する任務を有する。人民軍の学校は、士官、下士官、職業軍人、国防労働者を訓練・養成する任務を有し、国防と治安に関する任務および知識を備えた国家指導者および管理職を養成する。

国家機関の学校、政治組織の学校、政治・社会組織の学校、人民軍の学校は、国民教育制度の教育機関であり、経済・社会の発展ニーズに対応するに際して、職業教育法、高等教育法、および教育段階、教育水準ごとの学校憲章の規定に基づき組織され、活動を行う。また、国家管理機関から教育活動、教育カリキュラム実施の許可を受けた場合、国民教育制度の卒業証書（学位）、修了証書（資格）を授与することができる。

2. 政府は本条の詳細について定める。

第49条 学校の設置認可の条件および教育活動の認可の条件

1. 学校が設置されるのは、学校設置の提案が、プロジェクト法の規定に基づいて経済・社会発展プロジェクトおよび教育機関のネットワーク・プロジェクトに合致する場合である。

学校設置の提案は、目標、任務、カリキュラム、教育内容、土地、施設、設備、学校設置予定の住所、組織、資源、財産、学校の建設および発展戦略の方向性について明確に定める。

2. 学校の教育活動が認可されるのは、次の条件をすべて満たした場合である。

a) 教育活動に必要な敷地、施設、設備を備え、学習者、教員、労働者にとって教育的で、安全な環境を保障する場所に学校を建設する。

b) 各教育段階、教育水準に対応した規定に基づきカリキュラムと授業や学習のための教材を有する。カリキュラムの実現と教育活動の実施を保障するため、基準を満たし、十分な人数、標準化された教員、管理職を有する。

c) 教育活動の維持と発展のために、規定に基づき十分な財源を有する。

d) 学校の組織と活動の規則を有する。

3. 定められた期間において、学校が本条第2項で規定される条件を満たした場合は、権限をもつ国家機関により教育活動の認可を受ける。定められた期間を過ぎても本条第2項で規定される条件を満たしていない場合は、設置の決定ないし設置認可の決定は取り消しとなる。

第50条 教育活動の停止

1. 学校の教育活動が停止されるのは、次の場合である。

a) 教育活動の認可を受けるために不正行為を行った場合

b) 本法第49条第2項が定める条件の1つを満たしていない場合

c) 適当な権限をもたない者によって教育活動の認可を受けた場合

d) 教育活動の認可を受けた日を含めて、定められた期間内に教育活動を開始しない場合

e) 教育に関する法律の規定に違反し、行政違反の処罰を受ける場合

f) 法律に定められるその他の場合

2. 学校に対して教育活動の停止を決定する場合は、停止の理由、停止の期間、学校の教員、管理職、学習者、労働者の権利、利益を保障するための措置について明確にし、マスメディアを通じて公表・公開しなくてはならない。

3. 停止期間において、停止に至った理由が克服さ

れた場合は、停止決定の権限をもつ者は学校に対し教育活動の再開に関する認可の決定を出す。

第 51 条 学校の合併、分離、分割、解散

1. 学校を合併し、分離し、分割させる際には、次のニーズを満たさなくてはならない。
 - a) プロジェクト法の規定に基づき、経済・社会発展の企画と教育機関ネットワークの企画に合致すること
 - b) 経済・社会の発展ニーズに応じること
 - c) 教員および学習者の権利、利益を保障すること
 - d) 教育の質と効果の向上に資すること
2. 学校は次の場合に解散される。
 - a) 学校の管理、組織、活動に関する規定に対し嚴重に違反する場合
 - b) 教育活動の停止期間が過ぎたにもかかわらず、停止に至った理由を克服していない場合
 - c) 学校の設置決定ないし設置認可決定における活動の目標と内容が経済・社会の発展ニーズをまだ満たしていない場合
 - d) 教育の質が保障されていない場合
 - e) 学校を設置した組織、個人の提案による場合
3. 学校の合併、分離、分割、解散を決定する場合は、その理由、および学校の教員、管理職、学習者、労働者の権利、利益を保障するための措置について明確にし、マスメディアを通じて公表・公開しなくてはならない。

第 52 条 学校の設置ないし設置認可、教育活動の認可、教育活動の停止、合併、分離、分割、解散に関する権限と手続き

1. 公立学校の設置および民立学校、私立学校の設置認可に関する権限は次のように規定される。
 - a) 地方各県人民委員会の委員長は、子ども園、幼稚園、小学校、中学校、中学校までの複数の教育段階をもつ普通教育学校、通学制普通民族学校に対して決定する。ただし、本項 d 号において定められる場合は除く。

b) 地方各省人民委員会の委員長は、高校、高校までの複数の教育段階をもつ普通教育学校、全寮制普通民族学校、各地方省の中級職業学校に対して決定する。ただし、本項 c 号および d 号において定められる場合は除く。

c) 省と同格の機関における大臣、次官は、所管する中級職業学校に対して決定する。

d) 教育訓練大臣は、大学準備校、師範短大、およびその所管する学校に対して決定する。また、外国の外交代表機関や政府間国際組織によって提案された子ども園、幼稚園、小学校、中学校、高校についても決定する。

e) 労働・傷病兵・社会大臣は短大に対して決定する。ただし、師範短大は除く。

f) 政府首相は大学に対して決定する。

2. 教育訓練大臣は高等教育機関に対して教育活動の認可を行う。その他の各教育段階、教育水準の学校に対する教育活動の認可の権限は政府の規定に基づいて実施される。

3. 学校の設置ないし設置認可の権限をもつ者は、設置ないし設置認可の決定、学校の合併、分離、分割、解散の決定を取り消す権限をもつ。

複数の学校を合併する際に、設置権限をもつ主体のレベルが異なる場合、より高い権限をもつ主体が決定を行う。設置権限をもつ主体のレベルが等しい場合、権限をもつ主体同士で議論し同意のうえで決定を行う。

4. 政府は、本法の第 49 条、50 条、51 条、52 条において規定される学校の設置ないし設置認可、教育活動の認可、教育活動の停止、合併、分離、分割、解散の条件、手続きについて詳細を定める。

第 53 条 教育機関の組織と活動に関する憲章⁴、規則

1. 学校の憲章は、就学前教育、普通教育、職業教育の各類型の学校に対して共通して適用され、主として次の内容を含む。

a) 学校の任務と権限

b) 学校における教育活動の組織

- c) 教員の任務と権利
 - d) 学習者の任務と権利
 - e) 学校の組織と管理
 - f) 学校の財政と財産
 - g) 学校、家庭、社会の関係
2. 教育機関の各類型に適用するために、教育機関の組織と活動に関する規則は学校憲章の内容を具体化する。
3. 教育訓練大臣、労働・傷病兵・社会大臣は、その任務と権限の範囲内において、学校憲章、教育機関の組織と活動に関する規則を公布する。

第54条 投資家

1. 教育の領域において投資活動を実施する投資家には次のものが含まれる。
- a) 国内の投資家とは、ベトナム国籍を有する個人、ベトナムの法律に基づき設置された組織のことである。
 - b) 国外の投資家とは、外国籍を有する個人、外国の法律に基づき設置された組織のことである。
2. 投資家の権利と責任は次のように定められる。
- a) 学校評議会が提案した、法律の規定に基づく学校発展計画を成立させる。
 - b) 投資家の資本の合計、学校の発展のための投資計画、資本の運用（該当する場合）について決定する。また、年度ごとの収支差の使用法あるいは学校の赤字の処理方法について決定する。年度ごとの決算を成立させる。
 - c) 学校評議会の構成員について、選挙あるいは推薦、解任、免職する。
 - d) 学校評議会の活動について、監査および評価を実施する。
 - e) 財政に関する規則の公布、修正、補足について決定する。学校の組織と活動の規則における財政、財産に関連する内容を成立させる。
 - f) 学校設置計画に基づき、学校に十分かつ正確な期限で投資し、学校への投資を監査する。
 - g) 法律の規定、学校の組織と活動の規則の規定に

基づき、学校評議会による損害を伴う違反に対し検討し、これを処理する。

- h) 法律の規定に基づき、学校の再編、解散について決定する。
 - i) 学校への投資を行った組織、個人のリストを学校のウェブサイトにおいて公開する。
 - j) 非営利の私立学校を設置した投資家は、学校の設置、建設、発展のために投資を行った功勞について表彰される。
3. 私立教育機関を設置する投資家は、次の方法から1つを選択することができる。
- a) 投資法、経営法の規定に基づき経済組織を設立するために投資を行い、本法の規定に基づきその経済組織が私立教育機関を設置する方法。
 - b) 本法の規定に基づき直接投資して私立教育機関を設置する方法。

第55条 学校評議会⁵

1. 公立学校の学校評議会は学校の管理組織であり、学校の所有および関連する利益集団の代表権行使する組織である。学校評議会は次のように規定される。
- a) 託児所、幼稚園、子ども園、普通教育機関の学校評議会は、学校の活動の方向性について決定し、学校に与えられた資源を運用し、その活用を監査し、学校をコミュニティや社会と結び付け、教育目標の実現を保障する。
- 託児所、幼稚園、子ども園、普通教育機関の学校評議会の構成員には、省レベル党委員会の書記、校長、組合の委員長、ホーチミン共産青年団の書記、教科集団の代表、事務局の代表、地方政府の代表、父母代表委員会が含まれる。また、中学校および高校の学校評議会の場合には、生徒の代表を加える。
- b) 職業教育機関の学校評議会は、職業教育法の実現する。
 - c) 高等教育機関の学校評議会は、高等教育法の実現する。
2. 民立の託児所、幼稚園、子ども園の学校評議会

は、学校を設置した住民コミュニティの推薦により、学校所有の代表権を行使する組織である。この学校評議会は、法律の規定によって、活動方針、プロジェクト、発展計画、組織、人事、財政、財産、教育目標の保障について責任を有する。

学校評議会の構成員には、住民コミュニティの代表、社レベルの地方政府の代表、および学校の建設と活動維持に対して出資した者が含まれる。

3. 私立学校の学校評議会は、学校の管理組織であり、投資家および関係する利益集団の代表権を行使し、投資家の決定を組織的に実現する責任を負う組織である。

国内外の投資家が投資する私立学校評議会の構成員は、投資家の会議において出資比率に基づき投票を行い決定した、投資家の代表と学校内外の委員からなる。

国内の投資家が投資する非営利の私立学校評議会の構成員には、出資比率に基づき各投資家が選出・決定した投資家の代表、および学校内外の委員が含まれる。学校内の委員には、常任委員として、省レベル党委員会の書記、組合の委員長、（可能ならば）学校の生徒でもあるホーチミン共産青年団の執行委員会代表、および学校長が含まれる。また、非常任委員（被選挙委員）として、学校の総会あるいは代議員会で選出した教員および労働者の代表が含まれる。学校外の委員には、学校の総会あるいは代議員会で選挙した指導的管理職、教育者、経営者、同窓会の代表が含まれる。

4. 託児所、幼稚園、子ども園、普通教育機関の学校評議会の設立手続き、組織構成、任務・権限は学校憲章、学校の組織と活動に関する規則に規定される。託児所、幼稚園、子ども園、普通教育機関における理事会から学校評議会への権限の移管は、教育訓練大臣の規定に基づいて実施される。

第 56 条 学校長

1. 学校長は学校の各活動について主たる管理・監督責任を有し、権限を有する機関によって任命、

もしくは承認される。

2. 国民教育制度における学校の長は、学校管理業務について専門的訓練・研修を受け、校長としての基準を満たさなくてはならない。
3. 就学前教育機関、普通教育機関の校長の基準、任務・権限、および任命の手続き・過程については、教育訓練大臣が規定する。
4. 職業教育機関、高等教育機関の学長の基準、任務・権限、および任命の手続き・過程については、職業教育法、高等教育法、および関連する法律の他の規定に基づき実現される。

第 57 条 学校の諮問会議

1. 学校の諮問会議は、校長によって招集され、校長がその職務・権限を遂行するのを助ける。
2. 学校の諮問会議の組織と活動は、学校憲章に規定される。

第 58 条 学校における党組織

学校におけるベトナム共産党組織は学校を指導し、憲法と法律の範囲内で活動を行う。

第 59 条 学校における団体と社会組織

学校における団体と社会組織は、教育目標の実現に貢献する責任を有し、法律の規定に基づき活動する。

第 60 条 学校の任務と権限

1. 学校の任務と権限は次の通りである。
 - a) 目標、カリキュラム、教育計画、教育の質保証の条件、教育評価および教育認証評価の結果の公表・公開。学校の卒業証書（学位）、修了証書（資格）の体系化。
 - b) 機能、任務、権限に対応した入学者の選抜、教育、訓練、科学研究、訓練・科学研究成果の移転。審査に基づく卒業証書（学位）・修了証書（資格）の確認もしくは授与。
 - c) 公立学校において主体的に需要を創り出し、教員・労働者を採用すること。教員・労働者の管理・

雇用。学習者の管理。

- d) 法律の規定に基づく、資源の動員・管理・活用。
標準化・現代化のニーズに基づく、施設の整備。
 - e) 教育活動における家庭、組織、個人との連携。
教員、労働者、学習者の社会活動および公共サービスへの参加を組織化。
2. 公立学校の任務、組織機構、人事、財政は次の規定に基づき実現される。
- a) 就学前教育機関、普通教育機関は学校における民主的規則を実現し、社会、学習者、管理機関に対する説明責任を有し、学習者、家庭、社会の学校管理への参加を保障する。就学前教育機関、公立の普通教育機関における管理は政府の規定に基づいて実施される。
 - b) 職業教育機関、高等教育機関は、職業教育法、高等教育法および関連する法律の他の規定に基づき、自主権と説明責任を遂行する。
3. 民立学校、私立学校は教育目標の実現のため、学校発展のプロジェクト・計画、各教育活動の組織、教員集団の形成と発展、各資源の動員、活用、管理に関して自主性と自己責任を負う。

第2節 特殊学校、その他の教育機関

第61条 全寮制普通民族学校、通学制普通民族学校、大学準備校⁶

1. 国は、少数民族の学習者、特別に困難な経済・社会状況にある地域に長期在住している家庭出身の学習者を対象に、全寮制普通民族学校、通学制普通民族学校、大学準備校を設立する。
2. 全寮制普通民族学校、通学制普通民族学校、大学準備校は、教員の配置や施設・設備への投資、予算配分において優先される。
3. 教育訓練大臣は、全寮制普通民族学校、通学制普通民族学校、大学準備校において生徒が学ぶための条件について規定する。

第62条 専門高校⁷、才能学校

1. 優秀な学業成績を修めた生徒を対象として、高校段階に専門高校が設置される。専門高校は、全人的な普通教育を前提とし、特定の学問分野において各生徒の特別な才能を伸ばし、優秀な人材を養成するための資源を創り出し、国の発展ニーズに対応することを目的とする。
芸術系、体育・スポーツ系の才能学校は、各分野における生徒の才能を伸ばすために設置される。
2. 国は、国が設立した専門高校と才能学校に対する教員の配置や施設・設備への投資、予算配分を優先する。国は、組織や個人が設立した才能学校に対し、優遇政策を講じる。
3. 教育訓練大臣、労働・傷病兵・社会大臣は、任務と権限の範囲において、上級カリキュラムおよび専門高校、才能学校の組織と活動の規則について規定する。

第63条 障害者のための学校・学級

1. 国は障害者のために学校・学級を設立し、組織や個人が障害者のために学校を設立することを奨励する。この学校は、障害者の機能回復を図り、一般教養や職業技能について学習し、地域社会への参入を図ることを目的とする。
2. 国は、国によって設立された障害者のための学校・学級に対する教員配置や施設・設備への投資、予算配分を優先する。国は、組織や個人が設立した障害者・傷病者のための学校・学級に対し、優遇政策を講じる。

第64条 少年院

1. 少年院は、法律に違反した未成年者を教育することを任務とする。少年院では、前記の未成年者を鍛錬し、その健康を増進し、善良ならしめ、社会生活に復帰する能力を養う。
2. 公安大臣は、少年院の教育カリキュラムを規定する上で責任主体となり、教育訓練大臣や労働・傷病兵・社会大臣と連携する。

第 65 条 その他の教育機関

1. 国民教育制度に属するその他の教育機関は次のように構成される。
 - a) 独立乳幼児班、独立幼児学級、独立子ども学級、文盲撲滅学級、外国語学級、コンピュータ学級、学校に行けない困難な状況の児童のための学級、障害者のための学級
 - b) 生涯教育センター、職業教育・生涯教育センター、職業教育センター、協同学習センター、インクルーシブ教育⁸、発展支援センター、生涯教育の任務を遂行するその他の各センター
 - c) 政府首相によって設立され、科学技術法の規定により博士課程を提供することが認められたアカデミー、科学研究院⁹
2. 本条第 1 項において規定されたその他の教育機関の代表は、教育機関の教育の質、その管理・運営に関して責任を有する。
3. 政府は、職業教育センターを除く、本条第 1 項 a 号、b 号において規定された教育機関について、設置条件、審査の詳細、もしくは設置認可、合併、分離・分割、解散、活動停止に関する条件の詳細について規定する。教育訓練大臣、労働・傷病兵・社会大臣は、任務と権限の範囲において、本条第 1 項 a 号、b 号において規定された教育機関の組織と活動の規則について規定する。

第 4 章 教員**第 1 節 教員の地位、役割、基準****第 66 条 教員¹⁰の地位、役割**

1. 教員は本法第 65 条第 1 項 c 号が定める教育機関以外の教育機関において、授業や教育の任務を果たす。

就学前教育、普通教育、その他の教育機関における教師、または初等・中等教育段階の教師を教員と称する。短大以上の教育段階における教師を講師と

称する。

2. 教員は教育の質保証において決定的な役割を有し、ゆえに社会において重要な存在であり、社会的榮譽に浴する。

第 67 条 教員の基準

教員は次の基準を満たさなければならない。

1. よい資質・思想・道徳を有していること。
2. 地位に応じた職業的基準を満たすこと。
3. 最新の技能を有し、専門的・職業的能力を向上させること。
4. 教員として必要な健康を有すること。

第 68 条 教授・准教授

教授・准教授は、高等教育機関で教育・研究活動に従事する教員の職名であり、任命した高等教育機関の定める基準を満たさなければならない。

首相は、教授および准教授の職名の任免について、その基準と手続きを定める。

第 2 節 教員の任務と権利**第 69 条 教員の任務**

1. 教育目標・原理に基づいて授業および教育を行い、十分かつ質の高い教育カリキュラムを実施する。
2. 公民としての義務、および法律の規定や学校の憲章を遂行する上で、よき模範となる。
3. 教員の質・威信・名誉を維持し、学習者の人格を尊重し、彼らを公平に扱い、その正当な権利と利益を擁護する。
4. 道徳的な質や政治的水準、および専門的・職業的水準を向上させ、教育方法を改善し、学習者の模範たるべく、学習と鍛錬を行う。

第 70 条 教員の権利

1. 教育を受けた専門分野に基づいて授業を行う。
2. 政治的・専門的・職業的水準を高めるための訓練・養成を受ける。

3. 客員講師として教育機関あるいは研究機関から招聘され、科学研究を行う契約を結ぶ。
4. 品性・名誉・威信を尊重され、保護される。
5. 政府の規定に基づいて夏季休暇を取得し、法律の定めるところにより、その他の休暇を取得する。

第71条 客員

1. 客員とは、本法第67条の定めるところにより、教育機関が十分な基準を満たす者を招聘し、授業をさせることを言う。教育機関に招聘され、授業を行う者は、客員教員あるいは客員講師と称することができる。
2. 客員教員と客員講師は、本法第69条に定められた任務を果たさなければならない。管理職・公務員・機関職員が客員教員や客員講師をする場合は、本務先の職務に支障をきたしてはならない。
3. 教育者、国内の科学者、外国在住のベトナム人科学者、および外国人を招聘し、客員制度に基づいて教育機関で授業させることを奨励する。

第3節 教員の訓練と養成

第72条 教員に求められる水準¹¹

1. 教員に求められる水準は次のように定める。
 - a) 就学前教育の教員は、師範短大以上の卒業資格を必要とする。
 - b) 小学校、中学校、高校の教員は、教員養成系の学士号以上の卒業資格（学位）を必要とする。
教員養成系の学士号を有する教員を十分に確保できない科目の場合は、当該専門分野の学士号に加えて教員免許状を必要とする。
 - c) 大学教育段階の授業を行う教員は修士号を必要とする。大学院修士課程、博士課程の授業を行い、論文指導を行う教員は博士号を必要とする。
 - d) 職業教育機関で授業を行う教員に求められる水準は、職業教育法において定める。
2. 政府は本条第1項 a 号および b 号が規定する就学前教育、小学校、中学校の教員が満たすべき水

準について、これを達成するための工程を定める。教育訓練大臣と労働・傷病兵・社会大臣は、その任務と権限の範囲において、本条第1項が規定する水準を満たさない教員の採用について定める。

第73条 教員の訓練と養成

1. 国は教員の政治的・専門的・職業的水準を高めるための訓練と養成について政策を立案する。訓練や養成を受けるように指名された教員は、政府の定めるところにより、給与や手当を受ける。
2. 教育機関は法律の定めるところにより、教員が訓練や養成を受ける条件を整備する責任を有する。

第74条 教員や教育管理職を訓練・養成する任務を有する教育機関

1. 師範系の学校、師範学部を有する教育機関、教員の訓練・養成を認可された教育機関を含む教育機関は、教員を訓練・養成する任務を果たす。
2. 師範系の学校、教育管理学部を有する大学教育機関、教育管理職の訓練・養成を認可された教育機関を含む教育機関は、教育管理職を訓練・養成する任務を果たす。
3. 教員や教育管理職の訓練・養成のために国が設立した師範学校は、教員採用、教育管理職の配属、施設や学生寮の建設への投資、訓練に要する経費の確保を優先的に行う。
4. 教育訓練大臣と労働・傷病兵・社会大臣は、その任務と権限の範囲において、教員、教育管理職の訓練・養成に関する任務の遂行、および教員の訓練・養成を認可された教育機関について定める。

第4節 教員に対する政策

第75条 ベトナム教師の日

毎年11月20日をベトナム教師の日とする。

第76条 給与

教員は職位や職歴に応じた給与を受ける。教員は政

府の規定により、優先的に特別手当を受ける。

第 77 条 教員に対する政策

1. 国は、教員が自身の役割や任務を果たすために、その採用、運用、待遇に関する政策を定め、物心両面にわたる必要条件を整備する。
2. 専門高校、才能学校、全寮制普通民族学校、通学制普通民族学校、大学準備校、障害者のための学校や教室、少年院、その他の特殊学校に勤務する教員は、インクルーシブ教育を実施するに際して手当や優遇措置を受けることができる。
3. 国は、経済・社会的に特別に困難な状況にある地域で勤務する教員に対して、手当制度やその他の政策を奨励し、優遇する方針をとる。
4. 政府は本条の詳細について定める。

第 78 条 人民教師・優秀教師の称号授与

教員、教育管理職、教育研究管理職は、法律の定める基準を満たせば、国から人民教師・優秀教師の称号を授与される。

第 79 条 名誉博士・名誉教授の称号授与

1. 国際的威信を有する政治・社会活動家、外国に居住するベトナム人教育者や科学者、ベトナムの教育・科学事業に大きく貢献した外国人は、高等教育機関により名誉博士の称号を授与される。
2. 国際的威信を有する政治・社会活動家、外国に居住するベトナム人教育者や科学者、ベトナムの教育・科学事業に大きく貢献した外国人で、かつ博士号を有する者は、高等教育機関により名誉教授の称号を授与される。

第 5 章 学習者

第 1 節 学習者の任務と権利

第 80 条 学習者

学習者とは国民教育制度における教育機関に就学す

る者を指し、次のように構成される。

1. 就学前教育機関に在籍する園児
2. 普通教育機関、職業訓練室、職業教育・生涯教育センター、職業教育センター、中級職業学校、大学準備校に在籍する生徒
3. 短大や大学に在籍する学生
4. 大学院修士課程に在籍する学生
5. 大学院博士課程に在籍する学生
6. 生涯教育のプログラムを履修する学生

第 81 条 就学前教育機関に在籍する園児の権利および園児に対する政策

1. 就学前教育機関に在籍する園児は、次のような権利を有する。
 - a) 教育訓練大臣が制定する就学前教育のカリキュラムに基づき、世話・養育・教育を受けること。少年法および関連する法律の定めるところにより、医療・保護を受けること。
 - b) 公共の遊戯・娯楽サービスにおいて減免措置を受けること。
2. 政府は就学前教育機関に在籍する園児に関する政策を定める。

第 82 条 学習者の任務

1. 教育機関のカリキュラム・教育計画・行動規範に基づいて、勉学に励み、鍛錬すること。
2. 教育機関において教員・管理職・用務員を尊重し、勉学・鍛錬において団結し、助け合い、学校の内規、憲章、規則を守り、法律の規定を实践すること。
3. 年齢・健康状態・能力に応じて、労働や社会活動、環境保護活動に参加すること。
4. 教育機関の財産を守り、大切にすること。
5. 教育機関の伝統づくりに貢献し、伝統を守り、発展させること。

第 83 条 学習者の権利

1. 自らを全面的に発達せしめ、潜在能力を最大限に発揮するため、教育を受け、学習する権利を有

すること。

2. 尊重されること。教育・学習の機会を平等に与えられること。能力・素質・創造力・創意を発揮すること。自身の学習・鍛錬に関する十分な情報を提供されること。
3. 飛び級や短縮カリキュラムを受けること、規定年齢を上回る年齢で履修すること、在学延長すること、原級留置を受けること、法律の定める教育カリキュラムを履修するための条件を提供されること。
4. 安全かつ健全な教育環境で学習すること。
5. 所定の教育段階を卒業・修了し、教育水準を満たし、教育カリキュラムを修了すれば、卒業証書（学位）、修了証書（資格）、認定証を授与されること。
6. 法律の規定に基づき、教育機関における団体や社会組織の活動に参加すること。
7. 教育機関において学習・文化・体育・スポーツの各活動を行うための施設・図書館・設備・事業手段を利用すること。
8. 直接的あるいはその法定代理人を通じて、教育機関に対して学校の設立に貢献する方策、学習者の権利や利益を守るための提案を行うこと。
9. 優秀な成績で卒業し、道徳的にも優れている場合、国家公務員への採用において国から優遇措置を受けること。
10. 規定に基づき、学校評議会に代表を指名すること。

第2節 学習者に対する政策

第84条 教育融資

国は学習者に学習環境を提供するため、金利および融資の条件・期間に関して優遇政策をとる。教育融資活動の社会化を奨励する。

第85条 奨学金、社会手当、授業料の減免、授業料や生活費に対する援助

1. 国は、本法第62条で定められた専門高校や才能

学校において優れた学業成績を修めた生徒、および職業教育機関や大学教育機関での学習・鍛錬において可以上の成績を修めた学習者に対し、学習を奨励するための奨学金を支給する政策を講じる。また、優遇制度、大学準備校、全寮制普通民族学校、傷病兵や障害者のための職業教育機関に在籍する学習者に対して奨学金を支給する政策を講じる。

2. 国は、社会政策の対象者、経済・社会的に特別に困難な状況にある地域の少数民族、孤児、後見人のいない子ども、障害者、貧困家庭もしくはこれに近い家庭状況の子どもに対し、手当や授業料の減免措置などの政策を講じる。
 3. 国は法律の規定に基づき、組織や個人が学習者に対して奨学金や手当を支給することを奨励する。
 4. 師範分野の学校に在籍する生徒・学生は、在学中の全課程にわたり、授業料と生活費の援助を受ける。授業料と生活費を支給された者は、卒業後2年が経過した時点で教育分野に勤務しない場合、もしくは規定の勤務期間を満たさない場合は、国から受けた援助金額を返還しなければならない。返還期間は最長で教育を受けた期間と同等とする。
- 師範分野の学校に在籍する生徒・学生は、本条第1項、第2項の規定に基づき、学習奨励奨学金、社会手当、授業料の減免などの政策の対象となる。
5. 政府は本条の詳細について定める。

第86条 生徒・学生に対する公共サービスの減免措置

生徒・学生は、交通機関、娯楽などの公共サービスを利用する際、および博物館、史跡、文化保存地区などを見学する際、政府の規定に基づき、料金の減免制度が適用される。

第87条 優遇制度¹²

1. 国は人口稀少な少数民族の生徒を対象に、および少数民族の管理職、公務員、政府職員がいなか稀少な状態にある、経済・社会的に特別に困難な地域における少数民族の生徒を対象に、優遇制度に基づく入学者選抜を中級職業学校、短大、大

学で行う。国は少数民族の生徒を全寮制普通民族学校に入学させる、大学準備校での学習時間を増やすなどの便宜を図ることで、優遇制度の対象者を増やす政策をとる。

2. 地方各省の人民委員会は、地方が提案する需要に基づき、優遇学生の定員を配分する。基準と定員に基づいて優遇学生を選抜する。優遇学生が卒業した後に職場に割り当てる。

教育機関は優遇制度に基づき、卒業時の質を保証するために学習者を支援する責任を有する。

3. 学習者は優遇制度に基づいて、優遇学生として学んだ学校のある地方に戻って勤務する責任を有する。学習者は当該地方で採用され、職場に配属される。
4. 政府は優遇制度の基準と対象について定める。同制度の実施組織や卒業後の採用については、優遇制度に基づいて定める。

第 88 条 学習者に対する顕彰

1. 学習・鍛錬において高い評価を受けた学習者は、教育機関や教育管理機関から顕彰を受ける。卓越した評価を受けた学習者については、法律の定めるところにより顕彰を受ける。

第 6 章 教育における学校・家庭・社会の責任

第 89 条 学校の責任

1. 国は教育の普遍化に関する計画と運用規則の実施に責任を有する。各教育活動を組織・参画するため、学校の計画に基づいて家庭や社会と積極的に協同し、教員と学習者の安全を保障する。生徒の学習・鍛錬の結果を父母もしくは後見人に通知する。
2. 本章の学校に関する規定は、その他の教育機関にも適用される。

第 90 条 家庭の責任

1. 父母もしくは後見人は、その子女もしくは被後見人を養育・教育・世話をする責任を有し、彼らが学習し、教育の普遍化や義務教育を享受し、鍛錬を行い、学校の諸活動に参加するための条件を整備する。また、教員を尊敬し、品性や名誉を汚したり、身体に危害を加えたりしてはならない。
2. 家庭の各構成員は、文化的な家庭を築く責任を有し、子女の徳・智・体・美の全面的発達を促すのに適した環境づくりをする責任を有する。また、成人は子女を教育し、その模範となり、学校と協力して教育の質と効果を高める責任を有する。

第 91 条 生徒の父母あるいは後見人の責任

1. 子女もしくは被後見人の学習・鍛錬の結果に関する情報を受け取る。
2. 学校の計画に基づく教育活動に参加する。学校における生徒の父母代表委員会の活動に参加する。
3. 学校や教育管理機関と協力して、子女や被後見人の教育に関連する諸問題を規定に基づいて解決する。

第 92 条 生徒・園児の父母代表委員会

1. 生徒・園児の父母代表委員会は、普通教育および就学前教育において年度ごとに組織される。この委員会は、生徒・園児の父母あるいは後見人からなり、学級あるいは学校ごとに委員を選出し、教育訓練省の規定に基づいて、学校と協力して生徒・園児の世話、養育、教育活動を行う。
2. 園児・生徒の父母代表委員会は、学校間および行政レベルでは組織されない。

第 93 条 社会の責任

1. 機関・組織・個人は次の責任を有する。
 - a) 学校が教育活動や科学研究を組織することを援助し、協力すること。教師や学習者が社会見学、実習、科学研究を行うための条件を整備すること。
 - b) 安全・健全な教育環境を作ることに関与し、学

習者に悪い影響を及ぼす活動を排除すること。

- c) 規定年齢に達した公民が学ぶ義務を果たす条件を整備し、教育の普遍化の実現や義務教育の普及をめざすこと。学習者が楽しく遊び、健全な文化活動や体育・スポーツができるようにすること。
 - d) その能力に応じて、教育事業の発展に対して人的資源を援助すること。
2. ベトナム祖国戦線およびその委員が構成する組織は、教育事業に対する公民的関心を高める責任を有する。
 3. ホーチミン共産青年団およびホーチミン少年先鋒隊¹³は、学校と協力して模範的な青年・少年・児童を教育・動員し、学習・鍛錬および教育事業の発展に参加させる責任を有する。

第94条 奨学基金、教育援助基金

国は、組織や個人が奨学基金および教育援助基金を設立することを奨励する。奨学基金および教育援助基金の設立と活動は、法律の規定に基づいて行う。

第7章 教育への投資¹⁴と教育財政

第95条 教育投資のための財源

教育投資のための財源は次の通りである。

1. 国家予算
2. 国内外の組織、個人による合法的投資による収入源
3. 教育・訓練・科学・工業による事業によって得られた収入源。教育活動への奉仕や援助によって得られた収入源。生産・経営活動から得られた収入源。銀行預金の利息収入および法律に基づいた他の合法的な収入源。
4. 国家事業に対して要求・交付される予算
5. 借入金
6. 国内外の組織や個人による融資、援助、寄附

第96条 教育投資のための国家予算

1. 国は教育への予算配分を最優先し、教育・訓練に関する国家予算は国の総歳出の20%を確保する。
 2. 国の教育予算は公開性、民主性を原則として配分される。教育規模、各地方の経済・社会の発展条件に基づく。教育の普遍化、少数民族地域および経済・社会的に特別に困難な状況にある地域の教育発展を実現するための予算を確保する。
- 国は教育の普遍化を実現し、年度の進捗状況に対応するため、十分かつ時宜を得た教育費の配分に責任を有する。
3. 教育管理機関や教育機関は、法律の定めるところにより、配分された教育予算およびその他の収入源の効率的な管理・執行に責任を有する。

第97条 学校建設に対する財政と土地の優先投資

中央省庁、およびこれに準ずる機関、各レベルの人民評議会や人民委員会は、学校の建設および教育事業としての体育・スポーツ、文化、芸術施設の整備を、教育分野および地方の経済・社会発展プロジェクト・計画として具体化する責任を有する。また、これらの機関は、経済・社会発展計画において、生徒・学生向けの学校および学生寮建設のために、財政出動と土地の優先投資を行う。

第98条 教育投資の奨励

1. 国は、組織や個人が教育に投資する上での、もしくは知識・労力・財産などを提供する上での条件整備を促進する。
2. 組織や個人が教育に拠出・援助する金額は、税法上の規定により、課税所得の対象外となる。
3. 組織や個人が、教育のための建設工事に投資する際、および教育事業発展のために資金もしくは現物の拠出・融資・援助を行う際は、認可のための監査が適切な方法で行われる。

第99条 教育・訓練の授業料・費用

1. 授業料とは、学習者が教育・訓練の費用として

一部または全額納めるべき金額をさす。授業料の額は、教育・訓練費用を保障するために政府が定めた工程に基づいて決められる。職業教育機関や高等教育機関の授業料は、職業教育法や高等教育法の規定に基づいて決められる。

2. 教育・訓練に要する費用は、教育カリキュラムに基づいて行われる教育活動の直接的・間接的事業に要する人件費の全額、直接経費、管理費、固定資産の償却費からなる。

受験生が入試時に納付する受験料は、正確かつ十分な工程に基づき決められる。

3. 公立教育機関における小学生は授業料を免除される。公立学校が不足している地域、私立教育機関の小学生に対しては、国が授業料の助成を行う。その助成額は地方各省の人民委員会が定める。

4. 5歳に達した就学前教育段階の園児のうち、特別に困難な集落、農村に居住する園児、少数民族地域、辺境地域、沿岸・島嶼地域の園児は、授業料を免除される。

5. 5歳に達した就学前教育段階の園児のうち、本条第4項が定める対象に含まれない園児、および中学校の生徒は、政府が定める工程に基づいて授業料を免除される。

6. 授業料を徴収・管理する仕組み、教育活動におけるその他の諸費用については、次のように定める。

a) 政府は公立の就学前教育機関、普通教育機関、職業教育機関、高等教育機関が授業料を徴収・管理する仕組みについて定める。

b) 地方各省の人民評議会、各省の人民委員会の提案に則り、教育に関する国の管理権限に基づいて、授業料の基準額もしくはその具体的な金額、その他の諸費用について定め、公立教育機関の教育活動を支援する。

c) 地方各省の人民委員会は、各教育段階における受験料の徴収と用途の仕組みについて、地方各省の人民評議会の認可を受けた後、地方の監督のもとに定める。

d) 私立教育機関、私立教育機関は、授業料およびその他の諸費用を自ら定める権利を有し、費用の補填や合理的な積立を行うことが保障される。これらの学校は、その設立計画における誓約内容に基づいて、教育・訓練事業の諸費用について、法律の規定に基づき教育課程、学級、学年ごとに公開する。

第 100 条 教科書、教材、教学設備に関する税の優遇

教科書、副教材、教学資料を出版する際、教学設備や就学前教育機関における園児向け遊具を生産・調達する際、教育機関において用いられる書籍、新聞、教育・学習資料、授業設備、研究設備を輸入する際は、税法上の規定に基づき、税の優遇を受ける。

第 101 条 教育機関の財政制度

1. 公立教育機関は、国の予算法、公共財産使用管理法、および関連法におけるその他の規定に基づいて収支の管理、財産活用管理を行い、法律の規定に基づき会計、監査、税の制度を整備し、財産を公開する。
2. 私立教育機関、私立教育機関は、法律の定めるところにより、財政的自立の原則に基づいて活動を行い、会計、監査、税、財産査定の制度を整備し、財政を公開する。私立教育機関、私立教育機関の収入額は教育機関の活動費として用いられ、国家予算に対する責務を果たし、教育機関の発展投資基金およびその他の基金の設立に用いられる。その残余额は出資比率に応じて、非営利活動を行う教育機関以外の出資者に配分される。
3. 教育機関は教育・訓練事業の費用について公表しなければならない。就学前教育と普通教育については学年ごとの概算を、職業教育と高等教育については学年と教育課程ごとの概算を公表しなければならない。

第102条 民立学校、私立学校の財産所有権や資本譲渡権

1. 民立学校の財産は学校法人の所有とする。民立学校の財産は、法律の規定に基づいて国によって保護される。
2. 私立学校の財産は投資家の所有とし、投資家の出資によって形成され、投資家の出資に関する契約書の中に定められる。出資財産の学校への移転は、法律の規定に基づいて行われる。
3. 民立学校、私立学校への資本譲渡は学校の安定と発展を保障する必要がある、政府の規定に基づいて実施される。

第103条 民立学校、私立学校に対する優遇措置

1. 民立学校、私立学校は国の求める任務を果たすとき、国から土地やインフラの交付または貸与、予算措置を受け、税や融資に関して優遇措置を受ける。本法第85条が定める学習者に関する政策を実施するため、国はその予算を措置する。
2. 政府は本条の詳細について定める。

第8章 教育に対する国の管理

第1節 教育に対する国の管理内容、教育に対する国の管理機関

第104条 教育に対する国の管理内容

1. 教育発展のための戦略、プロジェクト、計画、政策を策定し、主導する。
2. 教育の法律的規範に関する文書の実施を公布し、組織化する。学校憲章、教育機関の基準、教育機関の組織と活動に関する規則、生徒の父母代表委員会に関する憲章を公布する。学校内外における教学・教育活動に関して規定する。学習・鍛錬成果の評価に関して規定する。学習者を顕彰し、規律を与える。
3. 職名の基準について規定し、教員や教育管理職

の就業規則を定める。各教育機関の職務一覧と担当者を決める。教育機関における長、その副となる者の基準を定める。地方各省、各県の人民委員会に属する教育専門機関における長、その副となる者の基準を定める。教員の職業的基準を定める。教育機関における教員の行動規範を公布する。教員採用の条件、基準、方式を定める。

4. 教育目標、カリキュラム、内容を定める。資格枠組を定める。教員の基準を定める。学校のインフラ、図書館、設備の基準と使用割当を定める。教科書や副教材の編纂と使用について定める。試験、検査、入試、共同訓練、卒業証書（学位）や修了証書（資格）を管理する。外国で発行された卒業証書（学位）をベトナム国内に適用することを認める。
5. 教育の質評価に関して定める。教育の質保証および教育認証評価の組織と管理について定める。
6. 教育の組織と活動に関する統計・情報業務を実施する。
7. 教育の管理機構を組織する。
8. 教員、教育管理職の訓練、養成、管理を組織し、主導する。
9. 教育事業発展のために資源を動員、管理、使用する。
10. 教育分野において科学技術の研究・応用業務を組織・管理する。
11. 教育に関する国際協力活動、外国からの投資を組織し、管理する。
12. 教育に関する法律の執行を監査・検査する。教育に関する不服申し立てを解決し、告訴・褒賞を行い、法律違反を処分する。

第105条 国の教育管理機関

1. 政府は教育に対する国の管理を統一的に行う。
政府は、全国のベトナム公民の学習する権利と義務に影響を与える基本方針を決定する前に、およびある教育段階のカリキュラム内容に関する改革方針を決定する前に、これらの議案を国会に提出する。政府は教育活動や教育予算の執行について、国

会に年次報告を行う。政府は、教育において新しい政策を大規模に実施することを決定する前に、その新政策の試行が成功し、これを大規模に実施することが全公民の学習する権利と義務に影響する場合は、これらの議案を国会の常任委員会に提出する。

2. 教育訓練省は、政府に対し、就学前教育、普通教育、高等教育、中級師範学校、師範短大、生涯教育に関する国の管理を遂行する責任を負う。
3. 労働・傷病兵・社会省は、政府に対し、中級師範学校と師範短大を除き、職業教育に関する国の管理を遂行する責任を負う。
4. 各中央省庁¹⁵、およびこれに準ずる機関は、その任務と権限の範囲において、教育訓練省および労働・傷病兵・社会省と連携して、教育に関する国の管理を遂行する。
5. 各レベルの人民委員会は、政府の委任により、その任務と権限の範囲において、教育に関する国の管理を遂行し、次の任務を行う。
 - a) 範囲に応じて、教育機関に対して教育に関する法律の執行状況を点検すること。
 - b) 管轄する公立学校の教員団、財政、施設、図書館、教学設備に関する条件を保障すること。
 - c) 多様な学校形態を発展させ、教育の社会化を実現し、地方における教育規模の拡大、および教育の質や効果の向上へのニーズに応えることを保障すること。
 - d) 国の方針や政策、地方の政策を実行し、管轄する教育機関の教育任務と質向上に関して自主権と説明責任を保障すること。
 - e) 地域における教育発展のための戦略、プロジェクト、計画、政策の実施成果に対して責任を有すること。

第2節 教育の国際協力

第106条 教育の国際協力に関する原則

国は、独立、国家主権、平等、相互利益を尊重する原則に基づき、教育の国際協力を拡大・発展させる。

第107条 外国との教育協力

1. 国は、ベトナムの教育機関が教育・学習・科学研究において、外国の組織や個人および外国に在住するベトナム人と協力することを奨励し、その条件整備を行う。
2. 国は、自己負担、国内の組織・個人による援助、外国の組織・個人による援助のいずれかの方法によって、ベトナム公民が教育・学習・科学研究・学術交流のために外国に渡航することを奨励し、その条件整備を行う。
3. 国は、祖国の建設・防衛に貢献するため、十分な資質・道徳・能力水準を有する人材を、職業および重点分野について学習・研究させるために外国に派遣するための予算を確保する。
4. 政府は、ベトナム公民が教育・学習・科学研究・学術交流のために外国に渡航することについて定める。外国の組織や個人および外国に在住するベトナム人との教育協力について定める。

第108条 外国からの教育協力・投資

1. 国は、外国の組織・個人、国際組織、外国に在住するベトナム人が、ベトナムにおいて教育・学習・投資・援助・協力・科学研究・技術の応用と移転を行うことを奨励し、条件整備を行う。上記組織・個人の法的権利および利益は、ベトナムの法律およびベトナムが加盟している国際条約によって、保護される。
2. ベトナムへの教育協力は次のことを保障しなければならない。学習者の人格・資質・能力を育成すること。民族文化のアイデンティティを尊重すること。公民教育制度における各教育段階や教育水準に合わせて教育目標を達成し、教育内容・方法に関するニーズを満たすこと。ベトナムの法律の規定に沿って教育活動を行うこと。
3. ベトナムにおける教育協力、投資の形態は次のように構成される。
 - a) 教育・訓練の連携
 - b) 代表事務所の設立

- c) 分校の設立
 - d) 教育機関の設立
 - e) その他の協力、投資形態
4. 政府は本条の詳細について定める。

第109条 外国で発行された卒業証書（学位）の認定

1. 外国の教育機関で発行された卒業証書（学位）は、次の場合にベトナムでの使用が認められる。
 - a) 当該国の規定に基づいて、および当該国の教育に対して権限を有する政府機関の認定によって、教育カリキュラムの修了時に、外国の普通教育機関が学習者に対して発行した卒業証書、および高等教育機関が発行した学位。
 - b) 自らの本部を置いている国とは別の国で合法的な活動を行っている外国教育機関が、学習者に対して発行した卒業証書（学位）。両国の教育に対して権限を有する政府機関が当該外国教育機関の分校の開設を認可し、もしくは当該外国教育機関が教育の協力・連携を実現し、本項 a 号の規定を満たすこと。
 - c) ベトナムで合法的に活動している外国の教育機関が発行した卒業証書（学位）。当該教育機関は教育協力・投資に関して政府が公布した規定に基づいて、および権限を有する機関の決裁と本項 a 号の規定に基づいて、教育活動を実施する。
2. 教育訓練省はその任務と権限の範囲において、卒業証書（学位）の互換もしくは卒業証書（学位）の相互認定に関する国際合意に署名する。同省は卒業証書（学位）認定の条件・順序・手続き・権限について詳細を定め、当該国の認証評価を受けた大学教育機関に関する情報を提供する。

外国の職業教育の卒業証書（学位）は、職業教育法の規定により公認される。

第3節 教育認証評価¹⁶

第110条 教育認証評価の目標、原則、対象

1. 教育の認証評価の目標を次のように定める。

- a) 教育の質を保証し、質を向上させること。
 - b) 教育機関もしくは教育段階ごとの達成目標の水準を確認すること。
 - c) 教育機関がその所有者、権限を有する国家機関、関連部署、社会に対して、教育の質的状況を説明できるように基盤を作ること。
 - d) 学習者が教育機関や教育カリキュラムを選択し、雇用主が人材選拔できるように基礎を作ること。
2. 教育の認証評価では次の原則を保証しなければならない。
 - a) 独立性、客観性、合法性
 - b) 誠実性、公開性、透明性
 - c) 平等性、義務性、定期性
 3. 教育認証評価の対象は次の通りである。
 - a) 就学前教育、普通教育、生涯教育に関する教育機関
 - b) 職業教育と高等教育に関する教育機関および教育カリキュラム

第111条 教育認証評価に関する国の管理内容

1. 教育の質評価基準について、各教育段階・教育水準における教育認証評価の工程と周期について、教育認証評価を行う組織・個人の活動原則・条件・基準について、教育認証評価活動の許可について、教育認証評価資格の認可と取消について、規定を公布する。
2. 教育カリキュラムの認証評価および教育機関の認証評価の管理を行う。
3. 各組織、個人、教育機関を主導して、教育評価や認証評価を受けさせる。
4. 教育認証評価に関する規定の実施について点検・評価する。

第112条 教育認証評価機関

1. 教育認証評価機関を次のように定める。
 - a) 国が設置した教育認証評価機関
 - b) 国内外の組織・個人が設置した教育認証評価機関

- c) 外国の教育認証評価機関
2. 教育認証評価の実施については次のように定める。
- a) 政府は教育認証評価機関の設置条件と手続き・活動許可・停止・解散について定める。政府は外国の教育認証評価機関がベトナムで活動することを認めるための条件と手続きについて定める。
- b) 教育訓練省は、就学前教育・普通教育・生涯教育における教育認証評価機関の設置・設置認可・活動許可・活動停止・解散について定める。同省は外国の教育認証評価機関がベトナムで活動することの認可および認可取消について決定する。同省は教育認証評価機関の監督と評価について定める。
- c) 職業教育・高等教育の認証評価は、職業教育法と高等教育法の規定に基づいて実施する。

第9章 施行に関する条項

第113条 2014年第13期国会第74号職業教育法、その一部改正・追加を行った2015年第13期国会第97号法、2017年第14期国会第21号法の一部改正・追加

1. 第32条第3項a号、b号について、次のように改正・追加する。
- a) 高校の卒業資格、もしくは普通教育カリキュラムの修了証明書、もしくは高校水準の知識量を十分に満たした証明書を有する者。中級職業学校で優以上の成績を収めたことを示す卒業資格を有し、同じ専門分野あるいは同じ職業訓練課程に在学している者。
- b) 高校の卒業資格、もしくは普通教育カリキュラムの修了証明書、もしくは高校水準の知識量を十分に満たしていることの証明書を有する者。中級職業学校で可の成績を収めたことを示す卒業資格を有し、訓練を受けた分野もしくは職業において2年以上の就労経験があり、同じ専門分野あるいは同じ職業訓練課程に在学している者。

2. 第33条第3項について、次のように改正・追加する。
3. 学年制をとる短大課程の修業年限は、高校卒業資格を有する者については、専門分野あるいは職業訓練に応じて2～3年間とする。同じ専門分野の中級職業学校あるいは職業訓練課程の卒業資格を有する者、高校の卒業資格もしくは普通教育カリキュラムの修了証明書、もしくは高校水準の知識量を十分に満たしていることの証明書を有する者については、専門分野あるいは職業訓練に応じて1～2年間とする。

モジュール制もしくは単位制をとる短大課程の修業年限は、高校の卒業資格もしくは普通教育カリキュラムの修了証明書、もしくは高校水準の知識量を十分に満たしていることの証明書を有する者については、各教育カリキュラムにおいて十分なモジュール数や単位数に達するのに要する期間とする。

第114条 施行の効力

1. 本法は、2020年7月1日より施行される。
2. 2005年第11期国会第38号教育法、2009年第12期国会第44号法、2014年第13期国会第74号法、2015年第13期国会第97号法による一部改正・追加は、本法第115条の規定を除き、本法の施行により失効する。

第115条 移行規定

本法の施行日以前に入試を受けた師範課程の生徒・学生、師範職業訓練課程の在籍者については、2005年第11期国会第38号教育法における第89条第3項の適用、同項の2009年第12期国会第44号法、2014年第13期国会第74号法、2015年第13期国会第97号法における一部改正・追加の適用が継続される。

本法は、2019年6月14日、ベトナム社会主義共和国第15期国会第7会期において可決された。

国会議長

グエン・ティ・キム・ガン

注

- 1 ベトナムに伝統的に存在してきた自治的単位としての村落は、地域によって呼び方が異なるが、原語では **thôn**、**ấp**、**bản**、**làng**、**buôn**、**phum**、**sóc** が該当する。また、ベトナムの行政単位は三層構造であり、「中央直轄市－郡・県－町・村」または「省－県－町・村」として構成される。本条において行政単位としての町・村の原語には **xã** (社)、**thị trấn**、**phường** が用いられているが、**xã** (社) と **thị trấn** は県の下部行政単位であるのに対し、**phường** は郡の下部行政単位である。なお、**thị trấn** は県のなかでも経済・文化的に中心となる町である。
- 2 原語は **quyết định chuyển đổi loại hình trường** (学校類型転換決定) であり、具体的には利益追求を行う私立学校から利益追求を活動の目的としない私立学校への類型転換を指す。
- 3 2012 年の第 13 期第 3 回国会で私立大学が利益追求を目的としていることが報じられたことがある。本項 a 号における「私立学校」とは、「営利目的の私立学校」が存在していることを示唆している。
- 4 原語では、**điều lệ** (条例) であるが、ここでは各学校が定める規則という趣旨から「憲章」と訳出した。
- 5 2005 年教育法では、民立学校、私立学校の運営は理事会が行うことになっていたが、2019 年教育法では学校評議会が責任を有する仕組みに変わっている。同法では学校評議員の構成員を具体的に規定し、私立学校においても学外者や生徒・学生を含むことを明記している。
- 6 原語はそれぞれ、**trường phổ thông dân tộc nội trú** (寄宿民族普通学校)、**trường phổ thông dân tộc bán trú** (半寄宿民族普通学校)、**trường dự bị đại học** (大学予備校) である。2021 年 6 月 30 日に開催された教育訓練省民族教育局による全寮制普通民族学校および通学制普通民族学校のエデュケーションモデル改革に関するシンポジウムにおいて、2019 年度ではベトナム全国で全寮制普通民族学校の機関数は 325 校であり、105,818 人の生徒が在籍していること、通学制普通民族学校の機関数は 1,124 校であり、237,608 人の生徒が在籍していることが報じられた。全寮制普通民族学校は初等教育と前期中等教育を中心に、少数民族の子ども、僻地における学習者に対して、全寮制で教育機会を提供する役割を有している。通学制普通民族学校は自宅から通学する児童・生徒が中心である。全寮制普通民族学校については、伊藤未帆『少数民族教育と学校選択：ベトナム－「民族」資源化のポリティクス』京都大学出版会、2014 年を参照。
また大学準備校とは、主として少数民族の子弟を対象とする国立の中等後教育機関（高校を卒業した生徒を対象）であり、1 年間のカリキュラムを通じて大学への進学支援を行う機関である。2024 年現在、ベトナムには 4 校の大学準備校が存在する。趣旨からいっても、日本のいわゆる大学予備校とは別物であるので、原語通りの「大学予備校」ではなく、ここでは「大学準備校」と訳出した。
- 7 専門高校は大きく、大学附属校としての専門高校と地方各省が設立する専門高校の 2 つの類型にわけられる。代表例としてハノイ市をみれば、前者の大学附属校にはハノイ師範大学附属高校（漢字表記：師範大学専門普通中学校）が、後者の地方各省が設立する専門高校にはアムステルダム高校（漢字表記：アムステルダム・ハノイ専門普通中学校）などが挙げられる。
- 8 原語は **giáo dục hòa nhập** (統合教育)。文意から「インクルーシブ教育」と訳出した。
- 9 ベトナムのアカデミー（翰林院）とは中央省庁に相当する政府直轄の研究機関群であり、ベトナム科学技術アカデミー（ベトナム科学技術翰林院）とベトナム社会科学アカデミー（ベトナム社会科学翰林院）を指す。また、科学研究院とは、アカデミーや各中央省庁のもとに置かれる研究機関である。
- 10 原語は **nhà giáo** (教育者) である。本法では主として教育機関において教育活動に携わる教育者を指しているため、「教員」と訳出した。
- 11 2005 年改正教育法では就学前教育および初等教育段階の教員の学歴要件を中級師範学校以上としたのに対し、本法では就学前教育段階の教員の学歴要件を短大以上、初等教育以上の教員の学歴要件を学士課程以上と定めている。このことは、教員の学歴要件の厳格化と教員養成の国際標準化をめざす動きとして捉えられる。なお、近年のベトナム教員養成の動向については、関口洋平「現代ベトナムにおける教員養成プログラムの特質：教員の質的向上施策として」『畿央大学紀要』第 20 巻、第 1 号、2023 年、55-68 頁を参照。
- 12 原語は **ché độ cử tuyển** (選挙制度)。文意から「優遇制度」と訳出した。
- 13 ホーチミン共産青年団とホーチミン少年先鋒隊は、いずれもベトナム共産党の末端組織である。その加入年齢は、ホーチミン共産青年団では 16 歳であるのに対して（30 歳まで団員として活動が可能である）、ホーチミン少年先鋒隊では 9 歳である（15 歳まで隊員として活動が可能である）。
- 14 2005 年改正教育法においても「第 7 章 国の教育管理」の「第 2 節 教育投資」という位置づけで組織や個人による教育投資が奨励されていたのに対し、本法では章として位置づけられたことで教育への投資をより体系的に規定している。
- 15 ベトナムの高等教育行政の特徴の 1 つは、さまざまな中央省庁が大学や短大を所管する、いわゆる多省庁所管方式が採られていることである。具体的には、労働・傷病兵・社会省は主として職業教育を担う短大の多くを所管している。また、建設省がハノイ建築大学を、司法省がハノイ法科大学を所管するように、各親省庁は専門性の近い単科大学を所管している。
- 16 原語は **kiểm định chất lượng giáo dục** (教育質検定) である。ベトナムでは国から認証を受けたいくつかの第三者評価機関が教育機関やカリキュラムを評価することから、本邦訳では「教育認証評価」と訳出した。

[TRANSLATION]

2019 Education Law of Vietnam (2)CHIKADA Masahiro^{* 1}SEKIGUCHI Yohei^{* 2}**Abstract**

This paper is the Japanese translation of the 2019 Education Law of the Socialist Republic of Vietnam. This volume covers from Chapter 3 to Chapter 9 (Articles 47–115). The law is the third legislated education law in Vietnam, following the 1998 Education Law and 2005 Education Law. The basic direction of 2019 Education Law is to raise the competitiveness of Vietnamese individuals and the nation by achieving high-quality education for responding to globalization. Vietnamese government reinforces the national integration while balancing quantitative expansion and quality assurance in education.

The characteristics of the latter half are as follows. Firstly, Vietnamese government encourages private schools to convert into ‘non-profit’ private schools (Article 47). It means the basic recognition of the government that all private schools should be non-profit institutions.

Secondly, every type of school including private institutions from early childhood education to higher education must have ‘the school council’ (Article 55), in contrast that the council was required only in the public schools in 2005 Education Law. As current private institutions in Vietnam are run by ‘the management council’, the law means the conversion of ‘the management council’ to ‘the school council’. It canalizes that the members of the communist party will be included in the school councils even in private schools.

Thirdly, educational qualifications of teachers are upgraded. In 2005 Education Law, the minimum standard of teachers of early childhood education and primary education was the certificate of normal schools at secondary level. In 2019 Education Law, in contrast, teachers of early childhood education must have at least pedagogical junior college diploma. Teachers of primary education, lower secondary education and upper secondary education must have at least a bachelor’s degree in pedagogy training (Article 72).

2019 Education Law of Vietnam reinforces the control of each institution by the government and by the party while strengthening the governance and autonomy of each institution.

* 1 Professor, Graduate School of International Cooperation Studies & Institute for Promotion of Higher Education, Kobe University.

* 2 Associate Professor, Faculty of Education, Kio University.

[書 評]

小堀眞裕著『英国議会「自由な解散」神話：解釈主義政治学からの一元型議院内閣制論批判』(晃洋書房、2019年)

安田 英峻*

I. はじめに

日本国憲法に基づく政治モデルは、イギリス型民主政治を模範にしていると評されてきた。その顕著な題材とされるのが議院内閣制という制度自体であり、日本では「一元型議院内閣制」とも呼ばれている。「一元型議院内閣制」とは、下院・衆議院の解散権行使の場面では、「元首＝国王は議会に対して二元的に対立する地位を失って」おり、儀礼的役割しか果たさない。そのため、69条解散を除き、時の内閣は、議会の解散権について完全なフリーハンドを握っており、与党にとって都合の良い状況、または野党や造反議員への脅しといった党利党略による解散が正当化され、その典型がイギリスにあると日本の憲法学や政治学を中心に理解されてきた(小堀 2019: 118)。

このイギリスに対する通俗的理解に対して、近年の政治学で注目される「解釈主義アプローチ」に準拠して反駁したのが、小堀眞裕氏が2019年に記した『英国議会「自由な解散」神話』である。本書評では、小堀氏の記した著作内容を簡単に振り返るとともに、著作から導き出される適用可能性を指摘する。また、本著作が出版されてから5年という歳月が流れた後のイギリス政治の現在地についても、本著の内容に依拠しながら論じてみたい。

II. 本著の概要

本著は3部9章構成で成り立っている。

まず、第1部では、解釈主義アプローチについて理論的系譜とその用語・定義をビーヴァー&ローズの研究成果を基軸に分析視角を準備する。とりわけ、解釈主義アプローチの鍵概念として著作で重視されるのが、政治家や官僚といった個々人で共有される主観的なビリーフ(belief)であり、かつアクターたちがその意味内容に基づいて行う実践(practices)とされる。というのも、筆者やビーヴァー&ローズのとする解釈主義の前提は、制度がアクターの認識を規定するのではなく、個別の歴史性や文脈性から作られる人々の認識が習慣的行動を作り出し、その積み重ねが制度を作るという立場を取るためである。そして、筆者もまたビ

* 神戸大学大学院国際協力研究科部局研究員

リーフを特定のパターンや因果関係を説明する1つの変数として扱わない。なぜなら、解釈主義は、反基礎づけ主義 (anti-foundationalism) の立場を取り、「何らかの抽象的な本質、基礎、土台を持って理解しようとはしない」考えを取るとされるからである (小堀 2019: 24)¹。したがって、解釈主義アプローチでは、1つのピリーの網の中にある概念的繋がりを解明しようとする「意味全体論」を重視しており、歴史も「1つの与えられた伝統や社会的背景を構成する諸実践や主観間のピリーフを通じて特定の主観を形作り、形成される」との立場がとられる。言い換えれば、政治家や官僚らが共有する1つの解釈は、様々な要素や意味付けの連関の下で成立しており、それをまた研究者が解釈するという「二重の解釈」が求められるという前提に立つものと解されている (小堀 2019: 16, 23-25, 47, 86-88)。

しかし、筆者は、普遍的妥当性や法則性があると見るポジティビスト的アプローチが、イギリスの議院内閣制理解や解散権行使などの議論をめぐってミスリードを招いていると言う。その根幹をなすのが第2部であり、一元型議院内閣制論と自由な解散権をめぐる日英憲法学の理解とその実態に関する言説に注目される。

まず、日本について、4名の憲法学者を事例として宮沢俊義、樋口陽一、芦部信喜、高橋和之を挙げる。彼らの共通項は、内閣による下院 (衆議院) の解散権行使において、国王は儀礼的、または実質的権限を持たないというヴィクトリア以降のイギリスにおける一元型議院内閣制を原点とするという見解である。それは、民衆の代表として立法府から選出された執政府に強い権限を与えることを理想化するフランス憲法学を基礎としていることを背景にしている。だからこそ、党利党略による抜き打ち解散が日本の歴代内閣によって正当化されてきた。だが、イギリスの司法政治学では、国王に権限がないという見解は共有されていない。むしろ、国王に限らず、党利党略による解散ができたという見解は、事実評価に誤りがあると筆者は言う。

実際、国王の解散拒否権を最も狭くするイギリスの

憲法学者も「[評者注：首相による] 助言が明白に違憲であり、慣習に違反する場合… [中略] …国王は、個人的裁量なしに、それを拒否する [憲法的な] 義務を負う」と評価している (小堀 2019: 147)。その事例として、1974年の少数政権による短期間での解散権行使、英連邦諸国の事例、『ヴィクトリア女王の手紙』で記される議会解散や大臣役職選定、アイルランド自治法案をめぐるヴィクトリア女王による自由党グラッドストーン政権に対する関与等が挙げられている。このため、イギリスの憲法学は、100年にわたり国王大権を「個人的な大権」と「留保の権力」に分けて議論を蓄積させてきた。そのことは、イギリスの首相が、週1回国王と会談している実践例からも窺うことができ、イギリス憲法学は個人的、または留保の権限の行使を一切否定していない。

最後に第3部は、明らかにした知見を整理することに加えて、政治学研究の持つ「本質主義的把握」に対する批判が行われる。その論旨として、なるべく少ない独立変数と独立変数を抽出し、変数間の関係に他の変数が影響を与えることを制御したり、他の変数を捨象したりすることにより、変数間の因果関係をクリアにすることは「本質」以外の事柄を見落とす可能性があるとの主張である (小堀 2019: 199)。すなわち、科学的真理や法則性を見出す合理主義的な理解や物象化は、人々を拘束する罫になりうるばかりか、地域理解を妨げる罫となりうるのである。しかし、小堀氏のとる解釈主義アプローチでは、その罫に内在する諸要素を分解する視座を提供しており、本著はその方法論に基づきイギリスにおける多様な憲法的義務の存在と意味を明らかにした。

Ⅲ. 本著の成果と疑問

本著の最大の貢献は、様々な学説や憲法学者の議論について、フランス語も含むかたちで文献的系譜を追跡したことに他ならない。かつ、イギリス憲法学に基づく同国の政治現象として、本著では「解散権の行使」を取り上げており、イギリス政治を勉強する者にとって大方異論はないところである²。その場合、本著は

新しい発見を生み出したのかという疑問点が浮上するが、概ね3点の発展性が指摘できる。

第1は、歴代内閣の踏襲する「自由な解散」は、民衆代表としての執政府の権限強化を理想化するフランス流の憲法論議に重きを置いており、イギリス憲法学の実践を前提としていないと明らかにした点にある。第2に、本著では、イギリス憲法学の実践として様々な事例を取り上げているのだが、これを複数のイギリス憲法学者の見解、政治家の発言、政府資料等から読み取れる諸要素を1つ1つ読解することにより、不文法としての習律が政治を動かし、為政者たちを拘束していたことを明らかにしたことである。かつ、君主大権に関する習律について、長年のイギリス政治における慣行を紐解いたことである。第3に、上記のことを論証するためビーヴァー&ローズを中心とする解釈主義アプローチの立場を取ったことにあり、管見の限り、日本のイギリス政治分析において筆者と同様の立場を意識的に取る成果著作はない。この点に限定しても大きな貢献といえるが、筆者は不文法としてのイギリス憲法論と議員内閣制の「本質」にも踏み込んでいる。

すなわち、君主大権を含めたイギリス憲法論は、君主か議会のどちらかが議員内閣制の本質を形成しているのかについて、先天的な決定論で捉えていない前提を確認したことである。イギリス憲法学の古典であるダイシーの議論でも、「イギリス憲法は、それぞれの部分およびすべての部分が議会の意思に従って変わりうるから、決して成文ないし制定法形式でまとめられることはなく、その実効性は固有の状況で変わると指摘される(小堀 2019: 175-176)」。すなわち、イギリス憲法学やそれに基づく議院内閣制では、君主か議会か、内閣か議会か、またそれらの権力は分立しているのかという問題も含めて、状況依存的なものであり、一般化を目指すものとは対置される経験主義こそが「本質」というのである。

こうした指摘は、一般法則に基づく合理主義的な法学・政治学志向とは対照的であることを示しているだけでなく、科学的真理を追究する姿勢が却ってイギリス政治理解を歪めてしまうことも示唆している。なぜ

なら、日本における行政権行使の1つである解散権と君主の問題は、「君臨すれども、統治せず」という憲法習律を軸とし、その規範意識や実践はイギリスやフランスに存在するとされてきたためである。そこには、ある種の一般法則の志向があったとされるが、実際上はフランス式憲法に基づくものであり、その規範意識こそが党利党略による解散の先例を日本で確立させてきた。しばしば、日本とイギリスは、その政治制度の近似性が指摘されるが、本著はそれを脱構築した議会観を提示した成果といえる。

ただ、本書の議論に疑問がないわけではない。

第1に、解釈主義アプローチで登場する諸概念(例: 位置付けられた行為者、ビリーフと実践、ナラティブ、偶発性: 第1章)が、どう第2部の事例分析の中で関連しているかという疑問である。解釈主義は、筆者も指摘する通り、ビーヴァー&ローズを中心に提唱されたアプローチであり、その課題も正確にまとめられている(第3章)。しかし、第1章で説明される様々な概念が、第2部の分析において、いかなる場面・状況でそれぞれ関連するのか、または活かされているのか曖昧であった。解釈主義は言説的制度論のように1つの独立・従属変数へと物象化するものではなく、ビリーフの網の中の概念的つながりを解明するにより、その諸ビリーフが引き起こす行動を明らかにしようとする「意味全体論」を重視している(小堀 2019: 45-49)。評者はこの点に異論を挟むものではないが、意味全体論で重視される網の中の概念的つながりが、網を形成する要素や文脈を特定できても、複数の諸要素の間ではどのような力関係や相反性があるのかなどの描写説明や概念間の整理は、明確とは言い難い。筆者の主張や根拠が具体的であるがゆえ、評者のように枝葉末節に拘る読者に向けて細かな概念同士の関わり合いについて第2部以降で改めて分析と関連付けて整理されて欲しかった。

第2に、これは批判的考察とは離れるが、例えば言説的制度論を用いて同様の分析を行った場合、同じ結論を導くことができる可能性もあると指摘したい。言説的制度論は、因果的変数としての指向性を持つ一方、

プログラミックなビリーフを持つ点で解釈主義との重なりがある（小堀 2019:46）。その場合に、首相の「自由な解散」というビリーフとしての従属変数が形成されてきた過程、またはそれを正当化した独立変数（本著の場合、日本の憲法学、及びイギリス憲法学に関わる学説・政府見解）のアイデア分析を行うことでも研究は成立するのではないかという思考実験が成り立つと考えられる。もちろん、このような発想はポジティブシストの取る立場であり、また因果的連関の説明にどこまで腐心するかという研究者間の相違もあるが、いずれにしても構成主義（存在・実体論）と解釈主義（認識方法論）と重なる部分は多い。その点で、事例分析の蓄積が決して多いとは言えない解釈主義アプローチにより、イギリスにおける「自由な解散」の虚構性を分析した本著は、1つの研究指針を示しているだけでなく、言説的制度論に見られる変数の静学化を前提にする者にとっても幅広い含意を提供している。

Ⅳ. 適用可能性

本著の刊行から5年の歳月が流れた。では、イギリスの解散権はどのような現在地にあるのか。若干の補足的説明を与えるとともに、著作から導き出される適用可能性を論じてみたい。

大きな変化は、議会任期固定法（Fix-Term Parliament Act 2011）が、議会解散招集法（Dissolution and Calling Parliament Act 2022）に置き換わる形で廃止された点である。これにより、議会解散と議会招集に関する権限は国王大権によって再び行使可能となった上、これらの権限行使を裁判所にその是非を問うことができなくなった。これは、議会承認なしに政府が離脱決定の通知を発すること、および議会の長期閉会は違法であると訴訟提起をしたジーナ・ミラー氏のような事例を排除することを目的にしたものである。元々、イギリスにおいて首相や内閣の役割は、明文化された法律ではなく習律により作られてきた。だが、この事件では、従来判事されてこなかった首相の閉会助言に対して、司法判断で成り立つ憲法律として法と同じ拘束力を与えることになった。小堀氏も指摘

するように、習律から憲法律に移動した顕著な例として見てよい（小堀 2023: 19-25, 104-105, 115-119）。

では、この問題は司法と政治に関する領域のみでしか活かせない知見なのか。評者の考えは否であり、むしろ評者の関心でもある政党組織を律する内部制度でも適用可能性は高いと見る。

というのも、例えば保守党は、草の根党员による敬譲や同意という慣行により党首は権力維持を正当化しているとの指摘がありながら、かつては党首の権威を民主的に制限する公式の党則はほとんどないという根強い理解があったからである。これは、院外組織による議会政党の統制を危険視するものであり、むしろ広範な民意代表を台無しにする恐れがあるとの論理で成り立つ（マッケンジー 1965: 10-12, 27-28）。だが、周知の通り、保守党は1998年の党改革において党首選出に際して党员の関与を認めることで院外組織の権限を拡張した。人々の間における半社会契約的な合意としての組織内での慣行が、拘束力のある制度として移動したアナロジーと見ることもできる。

しかし、現職の1922年委員会委員長を筆頭として「政権を掌握している間は、保守党员は党首を選ぶべきではない」という主張が党内で広がりつつある。実際に、ボリス・ジョンソン政権が崩壊した直後の2022年党首選挙において、議員投票ではリシ・スナクが優勢であったものの、リズ・トラスが党员投票によって代表に信任された。その後に成立したトラス政権は、党员支持を狙いとした経済政策を掲げるも、市場の反発を招き、僅か40日程度で首相辞任に至った。つまり、議員から議会信任を得て首相になった人物が中途辞任した場合、選挙区から信任を得た同輩議員によってではなく、一定の思想的指向性を持つ限られた保守党党员が首相選択の決定権を独占してしまう問題であり、これにスナク政権は翻弄された。かつて、現行の党员投票制を導入したウィリアム・ヘイグ卿も「党员は党首をもう選ぶべきではない」と立場を翻し、党员選挙が民主的弊害を招いていると認識され始めるようになった（Telegraph. co. uk, 29 April 2024）だが、この問題については、党员からの賛同と参加こそが Reform UK

に流れた得票を取り戻すものと反対する立場も党内には根強く（Lewis 2024）、依然不透明な状況である。

このような政党内部における権力関係もまた、インフォーマルな慣行が拘束力のある制度として発展した例として見ることができる。とりわけ、解釈主義アプローチは、行為者の思惟や解釈に注目することで制度形成を読み解こうとするものであり、固定的変数を脱構築する手段となりうる。その意味で、解釈主義アプローチは、政党組織の内部制度の形成という論点にも援用可能性を示唆しており、本著はその指南書としての役割も果たしていると言える。

参考文献

- 小堀眞裕（2023）『歴史から学ぶ比較政治制度論：日英米仏豪』晃洋書房。
- 野村康（2017）『社会科学の考え方：認識論、リサーチ・デザイン、手法』名古屋大学出版会。
- ロバート・マッケンジー [著]、早川崇・三澤潤生 [訳]（1965）『英国の政党 [上巻]』有斐閣。
- Garnett, Mark, Peter Dorey and Patrick Diamond (2024) *Exploring British Politics*, Sixth Edition. London: Routledge.
- Lewis, Brandon (2024) "As our party prepares to choose a new leader, this is no time to be changing the rules." *Conservative Home*, July 8 2024, <https://conservativehome.com/2024/07/08/brandon-lewis-as-our-party-prepares-to-choose-a-new-leader-this-is-no-time-to-be-changing-the-rules/>, (Accessed: 24 July 2024).
- Loughlin, Martin (2013) *The British Constitution: A Very Short Introduction*. Oxford: Oxford University Press.
- Telegraph. co. uk (29 April 2024) "Tory Members Shouldn't Pick Leaders While Party Is in Government, Says Graham Brady."

注

- 1 解釈主義に関する例として、野村（2017）が詳しい。例えば、森林減少の問題について、現地の人々すら身の回りの変化しか感じられないにも拘らず、その原因に熱帯雨林の破壊として関連付けられることが多い。その理由として、各主体が持つそれぞれの価値観、出来事、意味付けといった諸要素によって社会的・政治的に構築された産物と捉えるためであり、解釈主義はその各主体の解釈を明らかにしようとする点に特徴がある（野村 2017：13-15）。
- 2 例えば、解散権をめぐる論点、また国王大権の行使に関する学説もさしあたり次の文献で確認できる（Loughlin 2013: 27-28; Garnett, Dorey and Diamond 2024: 134-135）。

[BOOK REVIEW]

**Kobori, Masahiro, *Reviewing the Japanese Myth:
Free Dissolution of the British Parliament by the Cabinet.*
Koyo Shobo, 2019.**

YASUDA Hidetaka *

Abstract

The book [Kobori, Masahiro] aims to explore the free exercise of parliamentary dissolution in Japan and Britain. According to leading Japanese constitutional scholars, the Constitution of Japan has features like the British cabinet system, which allows the dissolution of the House of Commons, whenever they want. However, the book argued that the British parliamentary government has been restricted from freely dissolving parliament due to factors such as monarchic influences, customs or suspected unconstitutional situations. In addition, the author criticises authoritative Japanese scholars, who argue that the parliamentary systems of both countries represent an equilibrium between the cabinet and the parliament, even though this belief is rooted in French constitutionalism. Based on an 'interpretive approach,' the book revealed the academic fallacies that can sometimes result from universalized variables and theories.

This book takes the position that the beliefs of academic scholars, politicians, and others shape political systems contingently, and should not be deductively led. Although the empiricist approach to the British legal or political system has not been shared in Japan, the author could analyze 'practices' based on the constitutional genealogies of both countries.

Not only does this book review highly evaluate his contribution, but the reviewer also highlights the applicability of the empiricist approach. As the book asserts, an interpretative approach regards various political institutions or events as socially constructed, and not independent of conventions or subjective narratives. The review discusses the logic of intra-party governance in the British Conservative Party as a case study. The result found the Conservative leadership election rule was based on informal and unwritten rules. Moreover, the Conservative Party has seen its leadership rule fluctuate between informal practices and formal rules after each general election defeat. In this meaning, the author who adopted an empiricist approach could provide an insightful guide in British political analysis.

* Researcher, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

<編集委員長>

柴田 明穂

国際協力論集 第32巻

発行 2024 年12月 20日

発行者 神戸大学大学院 国際協力研究科

〒 657-8501 神戸市灘区六甲台町 2-1

TEL. 078-881-1212

FAX. 078-803-7295

印刷所 友野印刷株式会社

TEL. 086-255-1101

FAX. 086-253-2965

